

平成 29 年 第 1 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成29年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 平成29年 3月7日(火)  
1. 招集の場所 小国町隣保館  
1. 開 会 平成29年 3月7日 午前10時02分  
1. 閉 会 平成29年 3月7日 午後 3時20分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 康 二 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 穴井 帝史 君

6番 時松 唯一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月7日から 3月24日までの18日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 3. 7)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

3月に入り、段々と春の訪れを感じる中にも、本日のようにまだまだ肌寒い日も多く、体調管理にも気をつけていられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。先日から小国高校の卒業式を皮切りに、また昨日は大字対抗駅伝大会、今後は支援学校、中学校、それから小学校の卒業式等々、また年度の入れ替わりや行事がございます。

そのような中、平成29年第1回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。今定例会は新年度の予算議会ということもございまして、十分な御審議をお願いしたいと思っております。

それでは開会に先駆けまして、北里町長より御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成29年第1回小国町議会定例会を開催させていただきましたところ、議会の皆さま方、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

お手元に日程がございますが、まず発議第1号については、発言の機会を後ほどいただきたいと思っております。それぞれ議案で条例改正が出ております。また、一般会計及び特別会計の平成28年度の補正予算、それから人事案件が2件、そして平成29年度の一般会計及び特別会計の当初予算を上程させていただいております。また最後に行政報告もございます。ただいま議長のほうからありましたように、予算議会でございますので、議員の皆さま方の様々な御意見を賜りたいというふうに思っております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第1回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 穴井帝史君

6番 時松唯一君

にお願いをいたしたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る3月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委

員会報告書のとおり、本日3月7日から3月24日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの18日間と決定いたしました。

本会議は、本日と16日、17日、21日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思います。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「発議第1号 北里耕亮町長の議会での発言に対し反省と謝罪を求める決議について」を議題といたします。

この件については、別紙配付資料のとおり、小国町議会会議規則第14条第2項の規定により、発議案として受理いたしました。ここで提出者より説明を求めます。

1番(穴井帝史君) 1番、穴井です。

発議第1号、平成29年3月3日提出、小国町議会議長渡邊誠次様、提出者議会議員穴井帝史、賛成者大塚英博議員、北里勝義議員、高村祝次議員、児玉智博議員、時松唯一議員、穴見まち子議員、松崎俊一議員、熊谷博行議員、時松昭弘議員、松本明雄議員です。

北里町長の議会での発言に対し、反省と謝罪を求める決議(案)について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

町長は、昨年3月の定例会で、副町長の人事案件上程の際に提案理由の説明の中で「うまくいくように最大限努力しますが、うまくいかない時は一定の責任、職をかけて、町長という職をかけてやっていきます」と発言をしました。議員の質問にも「私としては、この部分に「かける」ということは「職をかける」町長というこの立場や職をかけてやっていきたい」と再度答弁をしました。その後、副町長は酒気帯び運転により任期を全うする事なく任期途中で解職となった。

そして事件後も町長は、「町長としての職務を務めていきたい」と続投する意志を貫いている。この事実は結果、虚偽の発言をしたとも取られ、議会制民主主義の根幹を揺るがす行為でもあります。

言うまでもないが、二元代表制の元で執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有している。その意思決定の場でのこの発言はあまりに町長としての見識、また自覚に欠け、資質を疑われるものであり、町長の不信任にも値する行為ではなかろうかと思われま。議会内での発言にはそれだけの重さと責任があります。よって、北里町長の発言に対し、猛省と謝罪を求めるものである。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号、北里耕亮町長の議会での発言に対し反省と謝罪を求める決議について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

町長（北里耕亮君） ただいま決議文をいただきました。私の発言に対しまして、反省と謝罪を求める決議ということでございます。

この件に関しまして、まず最初に私の発言の事柄について、私自身大変反省をし、議会の皆さま方、町民の皆さま方に対しまして改めて深くお詫びを申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

この件につきまして、去る平成28年3月22日の定例議会、同意第1号副町長の承認についての中で、私は副町長を置くことに対して一定の責任を取るという意味で、町長職をかけるという言葉が発言させていただきましたことは確かに事実であります。また、「結果次第では職を辞する」とも発言をいたしました。このことも事実であります。このことは、相当の覚悟持って副町長を置く意思を表した発言でありました。

平成29年1月25日、副町長は酒気帯び運転により任期を全うすることなく、任期途中で解職となりました。結果を出すことなく小国を離れたわけですが、赴任して精力的に地方創生、また小国のまちづくりのために頑張っていました。結果を出せなかったことにつきましては、昨年の発言のとおりであれば、私は辞職をしなければならないということになります。が、しかし、平成29年度に向けて、これからは3月議会の中でも大切な予算を決めなければならないですし、これからの小国町を考えますと、まだまだまちづくりや進歩しなければならない部分もあります。また課題もございます。今期残り2年間、職務を全うすることで責任を果たしていきたいと思っております。

今回の私の発言の軽さが、議会という機関に大変失礼な行為となってしまったことを重ねてでありますが、本当に深くお詫び申し上げたいというふうに思っております。また今後二度とこう

ということがないように行ってまいりたいというふうに思っております。今回の決議文を大変重く受け止め、重ねてになります。深くお詫びを申し上げ、また二度とこういうことがないように、そして議会の皆さま方に早め早めに相談をさせていただきながら、町がよくなるために粉骨砕身頑張ってまいりたいというふうに思っております。今回は誠に申し訳ございませんでした。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「発議第2号 小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙配付資料のとおり、地方自治法第112条及び小国町議会会議規則第14条第2項の規定により、発議案として受理いたしました。

ここで提出者より説明を求めます。

8番（松崎俊一君） 8番、松崎です。

発議第2号、平成29年3月3日提出、小国町議会議長渡邊誠次様、提出者は小国町議会議員松崎俊一、賛成者は同じく穴井帝史議員、大塚英博議員、北里勝義議員、高村祝次議員、児玉智博議員、時松唯一議員、穴見まち子議員、熊谷博行議員、時松昭弘議員、松本明雄議員です。

小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

（提案理由）

昨年、町は地方創生並びに町の活性化を目的に総務省の人材派遣制度による副町長の派遣を提案し、議会はこれを承認。

町執行部、町議会並びに住民の皆さまと共に地方創生に邁進しようとした途中、副町長本人の酒気帯び事件により解職となり、本町において最悪の結末になった。

小国町議会はこのことを重大な案件であると捉えている。この責めは本人にあるとはいえ、町民並びに町執行部と一緒に町の活性化を進めるべき議会も、その責任の所在を明らかにするため議員間協議を行い、副町長の残任期間における1年間、全議員の報酬を削減し、自らの襟を正すこととする。

町長におかれては、この議会の姿勢を鑑みて、今後の町政運営、政治姿勢に反映されることを期待するものである。小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例といたしまして、小国町議会議員の議員報酬の額の特例ということで、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「特例期間」という）における小国町議会議員の議員報酬月額、小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年小国町条例第16号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

（施行期日）



この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより発議第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号、小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第3号 小国町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集を1ページをお願いいたします。

議案第3号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

お配りしております右肩3の改正条例本文と税務課資料の（1）と資料（2）の新旧対照表を御用意ください。

それでは説明をさせていただきます。資料（1）を御覧ください。提案理由です。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等が平成28年11月28日にそれぞれ公布されました。これに伴い、小国町税条例の一部を改正する必要がありますので、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容の説明の前に、右肩3の改正条例本文の概要を説明いたします。今回の改正条例は、施行期日等により4つの条に分かれておりまして、1ページ第1条は公布の日から施行のものと、平成29年4月1日から施行のものになっております。内容は個人町民税の住宅借入金と特別控

除と軽自動車税のグリーン化特例の改正でございます。

中段の第2条が平成31年10月1日の施行のもので、法人町民税の法人税割の税率改正と軽自動車税の環境性能割の新設でございます。

また5ページ下段の第3条に平成26年に改正された一部改正条例の一部改正。次の6ページ下段の4条に、平成27年に改正された一部改正条例の一部改正となっております。この3条、4条につきましては、軽自動車税の環境性能割の新設によるもので、平成31年10月1日施行となっております。

それでは資料(1)をお願いいたします。改正内容について御説明いたします。

個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を2年延長するものでございます。居住年が平成31年までだったのですが、平成33年までに適用期間が延長される改正であります。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長でございます。現行のグリーン化特例、燃費性能に応じて税率を軽減する特例措置が1年延長され、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した軽自動車税につきましても、取得の翌年度となります平成29年度に限り適用するものでございます。表に対象となる燃費性能基準及び軽減率を記載しております。燃費基準達成度により75%軽減、50%軽減、25%軽減の税率が規定されております。これまでが改正条例本文の第1条による改正の内容になります。

次に、法人町民税の法人税割の税率の変更でございます。現行の9.7%から6%に税率を引き下げるものでございます。これは消費税率10%引き上げ段階におきまして、地域間の税源の偏在性と財政力格差を縮小していくところで、この税率引き下げ分につきましては、現行の地方法人税、国税でありますけれども、その税率を引き上げ、地方交付税の原資とするものでございます。平成31年10月1日事業開始からの適用となっております。

次の2ページです。軽自動車税の環境性能割の新設でございます。車体課税の見直しが行われまして、消費税10%段階におきまして自動車取得税が廃止されることになり、代わって軽自動車税に環境性能割という新たな市町村税が創設されました。これに伴いまして、現行の軽自動車税が種別割と名称を変更されるものでございます。表に環境性能割の概要を記載しております。課税標準としまして、自動車の取得価格、免税店が50万円となっております。徴収方法は申告納付、税率は本則として燃費性能に応じまして、非課税と1%、2%、3%の4段階となっております。しかし、当分の間は税率の特例が適用されておきまして、二重線枠内の税率が適用されています。

次に環境性能割の賦課徴収は当分の間は県が行いまして、市町村に交付されるものとなっております。また県が賦課徴収に関する事務を行うため、町が県に賦課徴収費を負担することとなっております。この環境性能割は平成31年10月1日以降に取得されたものから、種別割への名称変更は平成30年度からの適用となっております。

以上が、第2条の主な改正内容でございます。

このほか改正条例本文の第3条及び第4条の1部改正条例の1部改正は、軽自動車税の種別割の名称変更や環境性能割の新設に伴いましての改正となっております。

以上で、提案理由と改正内容の説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第3号小国町税条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。本議案には個人町民税の住宅借入金等特別税控除の適用期限の2年間延長や、グリーン化特例の1年延長など、よい内容の改正も含まれております。しかしながら、軽自動車税に環境性能割を設けるという内容が含まれています。これは現行の自動車取得税が3月末に廃止され、環境性能割を新たに導入するというものです。環境性能割は燃費性能のよい車は税負担が軽くなり、燃費性能の悪い車は税負担が重くなるという性質を持つ税金です。現行の自動車取得税、普通車で3%、軽自動車2%も、エコカー減税によって燃費性能のよい車ほど優遇されているので、全体的には似たような制度といえます。また、中古車も課税の対象であることは、自動車取得税から変化はありません。

さて、現行の自動車取得税はエコカー減税を適用すると6区分になっていますが、新税の環境性能割は普通車が4区分、軽自動車が3区分と若干簡素化された内容となっています。これを見て見ますと、軽自動車は最高税率が当分の間2%と自動車取得税のときと変化はないものの、普通車よりも増税の影響を受ける範囲は広がっています。例えば、平成32年度のより厳しい燃費基準を達成したとしても、0.8%から1%への増税となっています。仮に取得価格が100万円の軽自動車を想定すると、自動車取得税では8千円だったのが、環境性能割では1万円と2千円の増額となります。環境性能割は新車販売台数の約半分が非課税の対象になる見通しです。トヨタ自動車のプリウスやダイハツのタントなど、燃費性能がよいと言われている車種はおおむね非課税になるとみられます。しかし、それは裏を返せば、新車にお金をかける余裕がある人や、一家に1台あればよい地域には有利だが、小国町のような一人に1台必要な地域、購入する車が常に最新のものではない家庭にとっては負担増でしかあり得ません。今の時期卒業して新社会人となる若者が初めての車を買う時期であります。こうした初心者がまず乗る車も中古車であるというところが大半ではないかと思えます。新社会人、若者にとっても不利益となる環境性能割には反対であることを表明しまして、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、小国町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第4号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。それでは議案第4号を朗読させていただきます。

議案集1ページの下段のほうでございます。

議案第4号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、総務課資料右肩に（1）とございます。この資料と右肩に（4）番、それと新旧対照表が2ページから6ページとなっております。まず総務課資料の（1）ということで、今回の条例改正の概要、提案理由を説明させていただきます。1ページの下の方でございます。

小国町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、平成28年度人事院勧告で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されまして、育児休業等に係るこの範囲の拡大及び介護休暇の分割・介護時間が新設されたため、条例の改正が必要となった。また平成27年度の人事院勧告で改正された期末手当の率に応じて、小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては扶養手当の見直し、これは平成29年4月から段階的に改訂するというものでございます。配偶者に係る手当額をほかの扶養親族と同額まで減額するものということで、1万3千円から6千500円ということでございます。それに得られた原資ということで、子どもに係る手当に配分するというので6千500円から1万円にということでございます。これも平成29年4月から段階的に改訂するというものでございます。任期付職員の期末手

当の率の改正ということで、これは6月と12月の期末手当につきまして、率を改定するものということでございます。

それでは右肩に4番と打ってございます条例改正の本文でございます。主な改正の概要を説明させていただきます。4分の1とページでございます。上のほうから主なものということで、右肩に4番と打ってある本文でございます。主な内容といたしまして、上のほうから扶養手当ということで第2項でございます。22歳に達する日以降の最初の3月31日までにあたる孫ということで、ここは新たに付け加えております。それと4分の1ページの3項の中で、扶養手当の月額につきましては一入6千500円ということで、扶養親族たる子については一入月1万円にするということで改定でございます。これにつきまして別紙総務課資料(2)ということで、また段階的な改正ということでございます。

この中でまた中程10条でございます。10条第3項にも追加されております。新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する場合は支給額を改定するというので、これにつきまして次のページの(1)から(3)というふうに、いずれかの各号に該当する場合は改定するというふうなことが改正されております。

また4分の2ページでございます。2ページの中で中程の2条でございます。小国町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正するというので、期末手当につきまして、この中で9条の中で「100分の122.5」とあるものを「100分の157.5」と。また「100分の137.5」とあるのを「100分の157.5」というふうに改正をするというものでございます。

2ページの下の方に附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。またこの中で平成30年3月31日までに於ける扶養手当に関する特例ということで、経過措置をここでうたっておりまして、総務課資料の(2)の中で表にありますように、平成28年から30年までの間に経過措置ということで段階的に改正していくということがうたわれております。今回の小国町一般職の給与に関する条例等の一部改正をする条例につきましては以上でございます。新旧対照表につきましては、2ページから6ページということで改正をさせていただいております。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) これより議案第4号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第4号小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。本議案は扶養手当の見直しが含まれています

が、その中身は問題です。子どもの手当の増額は当然よいことですが、配偶者手当の削減を財源としているからです。扶養する子がいること、いないことを対立するやり方であり、またこの措置で配偶者手当が減るだけでなく、例えば子どもを扶養していた場合でも子一人の場合には減額になります。必ずしも子育て支援とはなりません。

以上のことから、反対するものです。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第5号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号 小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、総務課資料右肩（1）の資料と、右肩に5とございます。それと新旧対照表が7ページから11ページというふうになっております。

それでは、まず総務課資料（1）のほうの、2ページの上段のほうを御覧になっていただきたいと思います。今回の改正理由につきましての概要を説明させていただきます。

小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、育児又は介護を行う職員の職業生活と家族生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講ず

るためということでございます。

主な改正内容につきましては、介護休暇の分割。6月以下の範囲内で3回取得できるようにするもの。また、介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについては、経過措置を講じるもの。

2番目は介護時間の新設ということで、連続する3年以下の範囲内で、1日につき2時間以下で取得できる仕組みを新設するというものです。それと育児休業等に係る子の範囲の拡大ということで、特別養子縁組の監護期間中の子、職員に委託されており当該職員が養子縁組で養親となることを希望している子等を含めるというものでございます。

それでは、右肩に5番と書いてあります条例の本文でございます。これにつきましては、まず第8条の分です。一番上のほうから第8条の2項ということで、育児又は介護を行う職員の早出遅出の勤務ということで、現行にその「子を養育」と、民法又は児童福祉法による子の養育権を明確に謳って改正したものでございます。同じページで第8条の3ということで、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてを明記いたしております。同じページで介護者を持つ職員に対する説明を新たに明確にしております。

次のページでございます。第11条の部分で休暇の種類ということで、介護時間を新たに追加いたしております。同じく2ページの中で介護休暇ということで、ひとつの介護を継続する状態ごとに3回を越えずに、かつ通算して6月を越えないという範囲で期間を定めております。同じページの中で介護時間ということで、これは新たに設けております。この中でひとつの介護を継続する状態ごとに連続する3年の期間内としております。また1日につき2時間を超えない範囲と。また介護時間は1時間あたりで、介護した場合は減給するというものでございます。また3分の2のこのページの中で、病気、特別休暇、介護休暇に加えまして、介護時間ということをつけ加えております。また第17条の中で、「介護休暇」の次に「介護時間」を追加しております。

次のページでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するというものでございます。経過措置といたしまして、介護休暇につきましては、指定期間を明記しております。また養子縁組里親である職員に委託されている児童についてを明記しております。

以上で、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第5号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第6号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集2ページの下段のほうを御覧になっていただきたいと思  
います。

議案第6号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、総務課資料右肩（1）と書いてございます。それと右肩に6と打ってある資料と、  
また新旧対照表につきましては、12ページから17ページを御覧になっていただきたいと思  
います。まず総務課資料（1）の2ページの下段のほうで概要説明させていただきます。

小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。これは地方公務員の育児休業等  
に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一  
部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、育児又は介護を行う職員の職業生活と家族  
生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護  
のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講ずるためと  
いうことでございます。主な改正点は、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監  
護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるものというものでござい  
ます。

それでは条例本文のほう、右肩6というページをお開き願いたいと思います。この中で第2条  
の中で一番上のほうでございます。育児休業をすることができない職員ということ謳っており  
ます。このことによって子どもが1歳になったあとに雇用契約があるかわからない有期契約労働  
者につきましても、育児休業ができるようになったということでございます。

同じく3分の1ページの第2条の2項の部分でございます。育児休業の承認についてを定める



者はどういったことかということで、これを明確にしております。当該3歳に達する日、非常勤の子が1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までと。2号といたしまして、育児の里親と。また育児を養育事業を行う者、又は里親に委託せずに養子とすることと。こういった方が育児休業の承認を定める者というのでうたっております。同じくページの第3条の中では、再度育児休業をすることができる特別の事情というのをうたっております。これはその(1)の中で、死亡したとき、又は養子縁組により職員と別居することになった場合とか、そういった場合が特別な事情ということでございます。

次の3分の2ページでございます。この中で新たに特別の事情を追加をしております。この中では、先ほどの子どもが死亡した場合、また養子縁組等で別居した場合ということを謳っております。同じく3分の2の中で、育児短時間勤務の終了する日から起算して1年を経過しない場合に、育児期間が勤務することができる特別な事情ということで、この中で第10条の中で新たにこの特別事情を謳っております。また3分の2の一番下の第18条の中で、部分休業についての承認ということで、この中で介護休暇を追加しております。

次のページのほうでございます。3ページでございます。この中で附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から施行するというふうにしております。

以上で、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第7号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） おはようございます。議案集の3ページ、上段をお願いいたします。

議案第7号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

本則改め文につきましては右肩7として掲載しておりますが、本日は右肩に福祉課資料1と書いてあります条例の新旧対照表にて説明をさせていただきます。福祉課資料1を御覧いただきたいと思えます。

今回の改正ポイントは大きく3つに分かれております。まず新旧対照表の上段部分で、第3条に保険料ということで、介護保険料の期間と金額などを定めておりますが、期間につきましては現行の平成27年度から28年度までの2年間で1年延長し、平成29年度までとするものです。これは通常介護保険料は3年間で1期として介護保険事業計画に基づき定められるものですが、平成27年度からの第6期計画において、消費税の10%引き上げが平成29年4月に実施されることを前提に公費を投入し、低所得者の軽減対策を行うことが示されていたため、期間を2年間としていたところですが、今回消費税率10%の引き上げが平成31年10月に延長されたことを受けまして、その対応について現行の制度を継続することとなりましたので、期間を1年延長し、平成29年度までとするものです。

次に、新旧対照表の中段以降につきましては、第3条第1項第1号(1)ですが、こちらは低所得者の第1号保険料軽減の部分で、保険料軽減措置がなければ本来保険料が年額3万1千200円を軽減措置により2万8千80円とするもので、保険料の運用や意味合いが変更になるわけではありませんが、(1)で軽減措置前の金額を表記し、2項として軽減措置後の金額を表記するものです。こちらは条例条文の正しい表記ということで改正を行うものです。

次に裏面ですが、3つ目のポイントといたしまして、附則で平成29年度における保険料率の特例ということで、こちらは介護保険法施行令の一部が改正され、第1号被保険者の保険料段階、9段階に分かれておりますが、この判定を用いるのに所得を図る指標として、合計所得金額という方法を用いております。この合計所得金額はこれまで土地の譲渡をした場合に生じる売却収入に対する税法上の特別控除が適用されておりました。今回、施行令附則第19条第1項の改正が行われたことで、条例に定めることにより現行の合計所得金額から租税特別措置法に基づき規定される譲渡所得に係る特別控除を控除して得た額を保険料段階の判定に用いることとするものです。施行時期につきましては、平成29年4月1日からです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第8号 小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは議案第8号について説明させていただきます。議案集をお願いします。3ページでございます。

議案第8号 小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

次に条例集を御覧いただきたいと思います。右肩に8と書いてある資料でございます。読ませさせていただきます。

小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

この条例につきましては、平成28年熊本地震による被害と、これまでの耐震診断の結果から取り壊すことになりました同施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前10時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議案第9号 小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集4ページをお開きください。上段でございます。

議案第9号 小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

資料のほうは総務課資料（1）、それから本文のほうの右肩9と書いてございます資料、それから建設課資料（1）と右肩に書いてございます新旧対照表、今回新旧対照表、建設課資料（1）のほうで御説明させていただきたいと思っております。

厚労省のほうで簡易水道関係、経営基盤の強化を図るため、平成29年3月31日までに統合を推進をしてきております。この新旧対照表の左側が現行の施設、事業でございます。現在、小

国町上水道は水道事業とそれから簡易水道という事業種別で混在した中で経営をしているところでございます。今回その厚労省の出資を受けまして、下段の簡易水道事業を上水道事業に編入するというような内容でございます。現在、経営自体は御覧の地区、左側の地区も含めて、現在上水道として経営運営をしているところでございまして、今回その趣旨に沿って上水道への編入をするということで、右のほうの改正案でございます。施設の名称を簡易水道を削除し、地区は上水道にすべて取り込んでしまうというような内容でございます。

次の議案とのかかわりがございますが、ここに1地区上水道として上滴水地区の水道を加えるということの改正内容になっているところでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより議案第9号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「議案第10号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは再び議案集のほうをお開きください。同じく4ページ下段でございます。

議案第10号 小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

同じく説明資料としましては、建設課右肩に資料（２）と書いてございます新旧対照表で御説明させていただきます。先ほど、第９号の御説明をさせていただきました件で、厚労省のほうで上水道化の一本化を進めるというようなことの主旨で、今回かかわってくる簡易水道事業でございます。特別会計で現在運営しております小藪地区、それから市井野地区、上滴水地区、杖立地区という４地区の特別会計で運営しております会計がございます。その中で各地区の御説明をしまいいりましたところ、統合に向けての御説明をした中で、上滴水地区につきまして皆さんの合意が取れたという御報告をさせていただいた上で、今回上水道化するというので、この簡易水道事業条例の中で左側の現行の上滴水水道、これを削除しまして新たに改正後ということで、杖立地区も含めますところの小藪水道、それから市井野水道、この２地区が残ってくるというようなことでございます。つまり、上滴水水道を削除するという改正内容でございます。

特別会計の運用としましては、杖立地区、小藪地区、市井野地区というようなことで、改正後特別会計で運用していくというような改正内容でございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第１０号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第１０号、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第１３、「議案第１１号 平成２８年度小国町一般会計補正予算（第１０号）」から日程第１６、「議案第１４号 平成２８年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第２号）」までは、一括して議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） 議案集の５ページをお開き願いたいと思います。上段でございます。

議案第１１号 平成２８年度小国町一般会計補正予算（第１０号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは総務課資料（3）と、それと補正予算書のほうを御覧になっていただきたいと思えます。それでは補正予算書のほうから説明させていただきます。1ページをお開き願いたいと思えます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第10号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2千612万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 規定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 規定の地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは2ページの第1表、歳入歳出補正でございます。歳入のほうでございます。左から款、項とありまして、補正前の額、その次のところに補正額と合計というふうになっております。今回主な補正でございます。マイナスが△と表示されておりまして、2番目の分担金及び負担金ということで、マイナス467万円となっています。これは災害復旧関係の負担の実施による減でございます。また中程、国庫支出金でございます。増額で5千48万5千円と、トータルで4千201万円になっておりますけれども、これは災害復旧関係の公共債関係の増でございます。県支出金、これも補助金関係の増によるものでございます。次、寄附金、これも1千410万9千円と、これも寄附金の増額による補正でございます。繰入金、これも実績よるマイナスでござい

ます。次、一番下の町債でございます。マイナス5千20万円ということで、借入れのほうマイナスの実績で上っております。歳入が467万2千円の歳入補正でございます。

次、歳出の補正の概要でございます。3ページでございます。歳出のほうの主なものとして、民生費のほうでございます。トータルで266万9千円でございますが、増減がっております。社会福祉費のほうが1千207万3千円、児童福祉費のほうがマイナス940万4千円ということで、これは給付金、又は措置費等の実績による増減でございます。次、衛生費でございます。トータルでマイナスの5千880万5千円ということで、これは北部斎場の災害復旧並びに城村最終処分場の熊本地震によります工事が中止されたということで、その分の減でございます。次、農林水産業費、これは全体的な実績によるマイナスとなっております。商工費これも実績によりますマイナスとなっております。土木費、これも一応主なものは土木費の中では除雪費関係、及び修繕費の補正ということで、850万円をしております。消防費800万円ということで、これは殿町火災によります解体撤去費によります不足分を800万円計上させていただくものでございます。次、教育費でございます。これはトータルでマイナス551万3千円ということでございます。これは開発センターの管理費のマイナスと、給食センターの運営の実績のマイナスということでございます。次、10番目の災害復旧費でございます。これは農林水産業費、公共土木、それぞれ実績でありますけれども、公共土木につきましては7千400万円ということで、熊本地震によります歩掛、単価、経費の見直しによる補正でございます。次、公債費でございます。これも所管によります実績によるマイナスの補正でございます。諸支出金3千700万円、これは国民健康保険の法定外の繰出金でございます。歳出補正が計の467万2千円というふうになっております。

次、5ページでございます。繰越明許費でございます。今回総務費から災害復旧費ということで、繰越を上げております。トータルで7億3千938万7千円ということで上げております。上のほうから総務費につきましては、庁舎関係の災害復旧に関係するものでございます。次は地籍調査の追加補正分の繰越でございます。農林水産業費につきましては団体土地改良、これは水路工事の分の繰越でございます。商工費、観光費、これは木魂館関係の災害復旧関係でございます。消防費、これは被災住宅の補助支援をしておりますけれども、その分の繰越でございます。次、土木費でございます。上のほうから耐震改修関係の委託。道路橋りょう費といたしまして、これは道路改良の維持工事関係の側溝修繕工事関係の繰越と町道改良につきましては、これは小原田寺尾野線の繰越となっております。災害復旧費につきましては、農業用施設復旧が5件となっております。公共土木関係の繰越が68件、全体78件のうち68件の繰越というふうになっております。その他公共施設関係の繰越、これはドーム関係の委託業務、地域情報基盤関係は光ファイバー関係の復旧工事の繰越という内容になっております。

次、6ページが、債務負担行為の補正ということで、要支援者システムリース料ということで、



この補正でございます。金額的に変更後としまして344万8千円ということの、債務負担の補正でございます。

次、7ページが地方債の補正ということでございます。変更ということで、それぞれ急傾斜地崩壊対策事業から下の町営住宅災害復旧事業ということで、それぞれ実績を伴う補正でございます。その下の廃止ということで、城村最終処分場の閉鎖に伴います、これは過疎債のソフト事業でございます。実施ができなかったということで、平成28年度は廃止いたしております。

次は8ページが、総括の明細となっております。

9ページが歳出の明細というふうになっております。

10ページから歳入の詳細というふうになっております。歳入の上のほうから説明させていただきます。今回の歳入の財源といたしまして、地方交付税、普通交付税を1千199万6千円を充当しております。また特別交付税につきましてはマイナス1千万円ということで、これは公立病院の交付税に伴う算定によるマイナスでございます。そのほか主なものとしまして、分担金は農地関係のマイナスと、そのほか実績の伴うマイナスが国庫負担金支出金が10ページのほうの民生費関係の実績の伴うマイナスでございます。一番下の災害復旧関係の国庫負担金、これは地震による先ほどの経費の見直し関係によります国庫負担金の増となっております。

次、11ページでございます。国庫負担金の中の主なものでございます。この国庫負担金関係の実績に伴うものが大半でございます。民生費、衛生費、社会資本整備交付金、災害復旧関係、これはほとんど実績を伴う増減でございます。その下の県支出金、県負担金、県補助金、この関係も実績によります増減というふうな状況でございます。

次のページ、12ページでございます。これにつきましても、上のほうから商工費の補助金といたしまして、熊本県の延焼街区再生支援事業補助金ということで、これは殿町火災によります県の補助50%の分でございます。寄附金につきまして、それぞれ一般寄附、林業振興関係の寄附金、熊本地震の寄附金と、それぞれ寄附の増額をいたしております。次、繰入金ということで、実績を伴いますマイナスでございます。雑入といたしまして、これも実績を伴います増額でございます。次、町債ということで、これは先ほど言いました、ほとんど事業実績に伴いますそれぞれの起債の増減をいたしております。

次のページ、13ページでございます。次の公共土木災害、これも先ほどの経費見直し等によります町債の分の増額でございます。一般単独債につきましても、実績に伴います増減というふうな形です。

それでは14ページからが歳出となっております。総務管理費につきまして、主なものといたしましては、共済関係、退職者を含みます共済関係の納付金の増額ということであります。当初より退職者の増というものもありまして、経費の見直し、率の見直しも含めまして、共済費の増としております。その次、財産管理費のネットワーク基金の積み立てということで、2千800

万円、これは寄附金の積み立てで増額をさせていただくものでございます。そのほかは主なものとして、諸費といたしまして公立病院の繰出基準の負担金、マイナスでございます。これは算定によりますマイナスでございます。

次、15ページでございます。15ページにつきましては人件費関係それぞれ負担金関係の実績によります増減でございます。

また16ページにつきましても、それぞれ障害者福祉費、老人福祉費、医療費一部負担、ここも実績による増減となっております。16ページの下の方の民生費、児童福祉費、こちらも実績によります増減の補正という形でございます。

17ページ、衛生費でございます。こちらも災害関係の処理関係委託費の実績によるマイナスでございます。清掃費、先ほど申しましたように城村最終処分場の負担金関係のマイナス、これも実績によるものでございます。次、農業費でございます。これにつきましても、農業委員会費、農業総務費、農業振興費、中山間地域等直接支払推進事業費、畜産業費、それぞれの実績に伴います増減となっております。

次、18ページでございます。農業関係の担い手育成推進事業費、団体営土地改良事業費、多面的機能支払費、こちらも実績によります増減というふうな補正でございます。18ページ、林業費でございます。こちらのほうも増額したのもございます。ひとつは林業振興の交付金ということで、こちらは給付をいただいた分でございます。その下の森林環境保全直接支援事業補助金ということで、これは作業道に伴います補助金の総額でございます。その下、商工費、こちらも実績に伴いますマイナスでございます。中程、修繕費とございますけれども、これは木魂館の災害に伴います給水施設関係の修繕ということでございます。

次、19ページでございます。商工費でございます。こちらも実績に伴いますマイナスの補正でございます。次、土木管理費でございます。こちらも実績に伴いますマイナスと、それと県の負担金の実績に伴います増となっております。道路橋りょう関係の維持費は除雪関係の委託料の補正で550万円というふうなことでございます。住宅につきましても、実績に伴いますマイナス補正というものでございます。19ページの下の方で、消防費のほうでございます。殿町火災によります解体撤去800万円の工事請負の補正増額でございます。

次20ページ、社会教育費、これは開発センターの解体に伴いますそれぞれの管理費のマイナスでございます。次、保健体育費、これも実績によりますマイナスでございます。一番下の災害復旧費関係、これも実績に伴うものと、単独費の修繕費の補正というものでございます。

21ページ、農林水産業費の災害復旧関係、これも実績、査定等によりますマイナス補正、また単独による増額補正でございます。中程、公共土木施設災害復旧費、これは先ほど申しましたように、熊本地震によります公共土木の単価見直し、経費見直しによります工事請負費委託費の増額でございます。一番下のその他公共施設関係の復旧工事費、これにつきましても査定関係の

実績に伴いますマイナス補正、減額補正でございます。

22ページ、公債費といたしまして、奨学金償還に伴います利子と元金償還の補正でございます。一番最後、特別会計の繰り出しということで、国民健康保険の特別会計の繰出金ということで、3千700万円というふうになっております。

以上で、一般会計の概要説明を終わらせていただきます。

福祉課長（木下勇児君） 続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。まず議案集の5ページ、下段のほうをお願いいたします。

議案第12号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

補正予算書のほうをお願いいたします。

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページのほうを御覧ください。

平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成28年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千691万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千344万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

今回の補正につきましては、年度末を迎えまして、全体的な決算が見えつつあるところですので。それに伴う財源等の見直しが主な要因となつての補正となっております。歳出のほうから説明させていただきます。8ページを御覧ください。まず2の保険給付費につきましては、現予算を上回る費用が見込まれますので、退職被保険者等療養給付費を300万円、葬祭費を10万円の増額をするものです。そのほかにつきましては、歳入に伴います財源組替となっております。

次に9ページをお願いします。7の共同事業拠出金につきましては、国保連合会のほうへ支払うものですが、額の確定によるもので、高額医療費拠出金が48万3千円の増額と、保険財政共同安定化拠出金が1千900万円の減額となるものです。現額金額については金額が大きいので

すが、こちらは昨年度から制度改正によりレセプト1円からが対象になり、過去の積算実績がないことにより、当初概算の見込みと実績に開きがあったものです。次の10諸支出金の直営診療施設勘定繰入金につきましては、公立病院のほうへ支払うもので、全額国の調整交付金で充当されるものですが、今回医師の確保費用の確定による150万円の減額となっております。

続いて6ページをお願いいたします。歳入のほうです。まず1の国民健康保険税につきましては、被保険者の税額がほぼ確定しましたので、今回一般被保険者が1千200万円、退職被保険者が370万円をそれぞれ減額するものです。次の4、国庫支出金とひとつ飛んで7の県支出金につきましては、基本的に給付費に反映され算出されるものですが、その積算の中で調整率や前期高齢者交付金などの条件が加味されるため、当初予算より減額となったもので、国庫支出金が1千600万円、県支出金が500万円の減額となるものです。その間の5療養給付費等交付金につきましては、歳出の退職被保険者等療養給付費の増額分を支払基金から全額受け入れるものです。次の8共同事業交付金につきましては、県内保険者間の支え合いの部分で、今回その配分額の確定により、高額医療費共同事業交付金のほうが1千万円、7ページの上段になります保険財政共同安定化事業交付金が1千21万7千円の減額となっております。次の10繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金と国保財政安定化支援事業繰入金はいわゆる法定内繰入金で、国保財政の健全化及び保険者負担の緩和のための一般会計が負担すべき所要額です。今年度は軽減対象者数が当初見込みを下回ったことにより、保険基盤安定が240万円、国保財政安定化支援事業が410万円の減額となっております。その他の繰入金につきましてはいわゆる法定外繰入金として、歳入歳出予算額の不足分として4千350万円を計上しております。

以上、歳入歳出ともに1千691万7千円の減額をお願いするものです。国保については以上です。

引き続きまして、介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。議案集の6ページ、上段をお願いいたします。

議案第13号 平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

こちら平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算書のほうを御覧ください。1ページをお願いいたします。

平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4千527万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

4ページを御覧ください。上段の歳入です。歳入といたしましては、3の国庫支出金の介護保険事業費補助金7万3千円です。こちらは介護報酬システム改修事業に伴う補助金が確定し、7万3千円が国から交付されるもので、補助率は事業費の2分の1となっております。この部分の事業費につきましては、前回の12月議会のほうで補正をさせていただいております。

次に歳出につきましては、1の総務費の一般管理費、主治医等意見書料で、依頼件数等が当初予想を上回っておりますので予算不足が見込まれるため、7万3千円の増額をお願いするものです。次に3の地域支援事業費につきましては、説明書きの下の段になります。業務等委託料ということで、こちらは介護予防プラン作成委託料となっております。こちらの件数が増加に伴い、予算不足が見込まれますので、22万円の増額をお願いするものです。その上の介護予防・生活支援サービス事業費のほうにつきましては業務等委託料、こちらにつきましては、元気クラブなどの送迎委託料です。これまでの実績を踏まえて22万円の減額を行うものです。歳入歳出ともに7万3千円の減額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） それでは議案集6ページ下段でございます。

議案第14号 平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは簡易水道事業特別会計補正予算書のほうをお開きください。めくって1ページでございます。

平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

平成28年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ513万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千774万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは4ページにて御説明をさせていただきます。今回補正をさせていただく件は、杖立簡易水道の水源池が地震災害により崩落をしました災害復旧事業の件でございます。509万2千円、歳入歳出ともに減額を補正するものでございます。これは工事の実績に伴います予算の減額ということと、当初厚労省の補助率を50%というような形で通常債というような補助率で予算計上をさせていただいておりました。しかし、激甚等の上乗せがございますので、その件が明らかになりまして、80%の補助率というようなこと、プラス30%ですね、そういうことで歳入の増額とそれから負担金の減額というようなことでの補正でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第11号から議案第14号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） いくつかあるのですが、まず1点目です。城村最終処分場が地震により閉鎖工事がちょっとできなかったということでした。その地震後、現地まで状況を見に行っただけですが、城村の集落については、あまり被害がなかったのですけれども、この最終処分場に続く町道、アスファルトで舗装してあるところにもかなり亀裂がありましたし、処分場そのものの埋め立てたところも大きなひびが入って、被害というのが出ていたわけです。今後まず質問としては、この閉鎖工事ができなくなった理由というのが、業者自体の仕事量が増えて、なかなかそこに割くマンパワーがなかったからなのか、それともそもそも被害によってなかなか工事が進められなくなったからなのかというところの確認がひとつと、今後の方向性としてはどのようになっていくのか、実施主体そのものは広域ですけれども、町としてどういうふうにしていくかというところでお聞かせ願えればと思います。

住民課長（河野孝一君） 今御質問のありました、城村最終処分場の工事の関係の予算となりますと17ページの北部清掃負担金4千819万2千円の分になると思います。平成28年度に城村最終処分場の工事ができなかった理由といたしましては、熊本県より熊本地震の被災地の復興・復旧を県として最重要課題にしたいということで、市町村あるいは団体が予定している工事に関して、やはり復興・復旧を先にというのに協力していただきたいというようなことで、建設業あ

るいはコンサルタント業に対して復興のほうに回ってくださいということで、城村最終処分場につきましても、測量設計のほうがそちらに人手が割かれて、城村の部分ができなかったと。それに伴うものでございます。ですから、現場が被災して現場ができなかったのではなくて、それをするためのものができなかったというところと、今度の方向性といたしましては、今回平成28年度予算ではできませんでしたが、このあとにあります平成29年度当初予算のほうで工事については含まれているということで、広域行政のほうから報告を受けているところでございます。

5番（児玉智博君）　ということで、わかりました。その次が商工費のほうで、学びやの里の修繕費40万円なんですけど、ちょっと提案理由の説明で聞き取りにくかったのがわからなかったのですが、何の修繕をしたのでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君）　すみません、学びやの里の修繕費260万円ということでよろしいですか。これにつきましては昨年の6月下旬の雨によりまして、木魂館線の法面が崩壊しております。そこに北里バランの給排水管、それから電気線のほうの埋設をしておりましたけれども、同時に被災をいたしまして、今回はその本復旧の部分を260万円計上させていただいております。

5番（児玉智博君）　わかりました。そして道路の除雪で補正予算550万円があります。来年度の当初予算でも除雪費というのがありまして、これが除雪作業等委託料ということで237万5千円というふうになっております。まず1点確認が当初予算ではいくら除雪の経費で組まれていたか教えてください。

建設課長（佐藤彰治君）　350万円でございます。

5番（児玉智博君）　倍以上の補正予算が必要になったわけですが、今年はそれほど雪が降ったなというような印象もありませんので、来年度はもっと低い237万5千円ですので、これはまた予算のときにお話をしたいと思えますけれども、そもそもがどうだったのかと。予算組みの段階ですもんね、というふうに思うわけです。加えて町道の除雪というのは現在バス路線やスクールバスが通る道路しか除雪をされていないわけです。しかし、バスやスクールバスが通らないところでも、今年感じたことなのですが、雪が降ってから1週間近く経っても日陰なんかでずっと真っ白にしているところがあるのです。特にそういうところは西里地域に多いかと思うのですが、実際私もそのことで役場のほうにも情報なんかも出しましたけれども、やはり雪が降ってすぐの除雪というのは予算の関係上、現在のところでも本来なら全部したほうがいいのしょうけれども、仕方がないのかなというふうに理解をするところです。しかし、雪が降り終わって、何日間か晴れの日が続いても、全然雪が解けない区間については、なかなか地元任せに塩化カルシウムを取りに来て自分たちで撒いてくださいという立場ではなくて、やはり何らかの手立てが今後必要ではないかというふうに思うのです。だから地元の人たちはそこに雪が積もっているというのは長年の経験でわかっているから用心して行くのだけれども、なかなかそういう西里の地域なんてい

うとやっぱり観光客で、あるいはバイクに乗ったライダーの人たちも通るといふふうに思うのです。実際雪が降ったときに、事故を起こして救急車が駆け付けたということが今シーズンあったということで地元の人からも聞いているのですが、特にやっぱり危ないですよ。その手前までは本当に乾いていてわからなくて、カーブに差し掛かったら全面真っ白になっているようなところがあるわけですから。今後検討課題だと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 除雪についてですが、おっしゃるとおり現在は町のほうで業者を委託してお願いしてやっている路線というのが、定期バス路線、それからスクールバスの路線ということで、限定をした中で除雪作業を優先的にやっております。他の路線につきましては、おっしゃるとおり地元へ頼る部分が大半だろうというふうに思います。それは塩化カルシウムの無償配布であるとか、そうした対応の中でお願いをしているところがございます。部分的に確かに悪いところというのはかなりそんな中ですので、何日も低温が続き、あるいは降雪が続いた中ではそういう箇所が残ろうかと思えます。町のスタンスとしましては、先ほど前段にお話ししましたような路線についてのみさせていただいておりますので、他の部分につきましては、例えばその先に障害者のお宅があるとか、特別な事情のあるところについては御相談をさせていただいて、前例をつくると、全路線それぞれ皆さんやはり除雪を希望される方が生活道路の中でいらっしゃるかと思えますので、おっしゃるとおり財源の部分もでございますので、特別なそれ以上の理由があるものについては、ちょっと御相談をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 何かあったときに、やはり道路の維持管理者としての責任が問われるのは地元の人たちではないのです。地元の人たちは、そんな維持管理の責任というのは法的にないわけです。ですから、やはりそういう何日も解けないところというのは、それは年によって変わらないのです。毎年大体同じところが解け残って危ないわけです。ですから、やはり以前大雪が降ったときに、役場職員の人たちが出ていって一人暮らしの方の家の前を雪をかいたりしたかと思うのですけれども、やはりそういうことも含めて、結構建設課に限らず役場職員の人たちが車を運転して小国町中を回られているのは私は目にしていますから、そういう人たちがやはり雪が降ったあとは、大体公用車の後ろに1俵そういう塩化カルシウムを積んで、危ないところではさっと撒くぐらいの、やはりそういう工夫というのは今後考えていただければというふうに思います。最後に、法定外繰入が国民健康保険の特別会計にありました。実際、財源不足というふうに言われましたけれども、私はこれは言い換えれば町民の負担軽減のための予算措置であるというふうにも言えると思うのですが、実際今後どうなるのかと言えば、やはり決算段階ではある程度余裕を持った繰り入れもされていると思うので、決算段階ではこれがもうちょっと少なくなっていくというふうに思うのですが、私はそういう認識でいますけれども、それでよろしいですか。

福祉課長（木下勇児君） ただいま5番議員のおっしゃられた考え方でよろしいかと思えます。



議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時05分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番（北里勝義君）　3番、北里です。歳入についてちょっと御質問をさせていただきたいと思えます。歳入の中の10ページに災害の負担金が出ております。農地災害復旧費分担金577万円減額となっております。この農地の災害復旧につきましては、最終的には各自治体から増高申請を行い、その増高申請によって国庫の補助率が決まるというふうに理解をいたしております。今回それに基づいた結果で負担金が減額されるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思えます。

建設課長（佐藤彰治君）　お答えします。議員おっしゃるとおりでございます、激甚指定、補助率増高を終え、補助率が激甚を含めほぼ確定しておりますので、ちなみに農地が93.2%、それから施設のほうは96.9%という高補助率で、その関係で負担金のほうは当初の予定から減額というような形の補正でございます。

以上でございます。

3番（北里勝義君）　農地災害につきましては、町の分担金条例では15%と規定されておりますけれども、実際、これだけ国庫の補助率が上がるということで、あと残りの6.8%が農家の負担ということでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君）　はい、そのとおりでございます。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君）　先ほどから5番議員が除雪のことで言いましたけれども、建設課長は確かにお金はかかると言いますが、やはり今後は非常に高齢化して、私たちが若いときには、例えばうちの集落を除雪するのも、降ったらすぐ速やかに除雪をしておりました。しかし、若い人が減ったせいで、なかなか機会があっても高齢になると除雪に出るのが苦になってきます。ですから、やはりそういうところは町でやらないと誰がしますか。集落の人は高齢化でできないと。特に北向きの杉があって、いつまでも天気がよくても寒がすれば雪が解けないところはいつまでも雪が残っているし、日当たりのいいところは解けている。急に凍った雪道、結局そこだけが北向くようになっていくわけですから。やはりそこあたりはそこだけできるならお金は全面的にどけるといってではなくて、北向きになった日当たりの悪いところを除雪していくというのは、やっぱり町でしっかり考えていかないと、何年前に確か西里地区の人が大変だからということで、中山間地か何かでホイールローダーを確か買った集落があると思えます。本当に高齢化になって、若い者がいないということで、やはりそうなってくると建設業などにやっぱりお金がかかっても町がしなければ。今年は雪が少なかったからいいのですけれども、多いときはいつまでも

それが積み重なって、なかなか解けないような状況が続くわけです。

このことについては私が今まで議員になって再三言いますが、とにかく役場の職員が軽トラックに乗って2人で巡回をして、そういうところはわかると思います。小国で雪が降ったらどの辺が解けないというのは。ですから、もう少しお金はかかっても確かにその辺が学校のスクールバスなんか走らないというところかもしれませんけれども、もし何か不幸があったときに救急車でもといったときも、そこには行けないというふうな状況にもなると思いますので、ぜひ今後よくそのあたりは検討して、お金はかかるのはわかっていますけれども、だから無駄なお金を使わないようにしましょうと言うのです。要るところは必ず使ってやっていかなければなりませんので、今後再三私はこのことについて言いますが、十分検討をしていただきたいと。そして結果報告を絶対議会でやってもらいたいと思います。どういうことを考えましたということですね。ただ言いつ放しで、議事録に残ってもなかなか守られないことがありますので、ちゃんと結果報告を課長から、こういう結果になりましたということをやってもらいたいというふうに思います。もう今から雪が降ることはないと思いますけれども、また来年に向かって必ずそういう苦情が来ないように、必ず今から高齢社会になってきますので、この問題は非常に大きな問題ではないかなというふうに思っております。よろしく考えてもらいたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 山間地、特に小国町中が山間地ということで、確かに道路端の影うつところがしばらくの間解けないという状況は承知しているところでございます。先ほど言いましたように、ひとつの予算との兼ね合いで区割りをしておりますけれども、そうした特別な場所とかいうようなところは、今後調査した上で何らかの対応を検討していきたいというふうに思います。現在、除雪はバス路線とスクールバスと定期バス路線を主にやっておりますけれども、その中で大字ごとに4社の区割りというのを一応決めております。業者と相談いたしまして。ですので、地区ごとの業者の割り振りというものを有効活用しながら、そうした場所場所で悪いところについては再度点検をした上でそこら辺を相談しながら今後また検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

議案第11号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成28年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成28年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第17、「同意第2号 小国町監査委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） 議案集をお開きください。7ページでございます。

同意第2号 小国町監査委員の選任について

小国町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字黒淵3507番地1

氏 名 石松雄平

生年月日 昭和30年9月25日

(提案理由)

平成29年3月31日に、現監査委員の室原知邦氏が任期満了となるため、  
でございます。

監査委員の部分でございますけれども、地方自治法による規定が、繰り返しになりますが、普通公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者、及び議員のうちからこれを選任する。これは地方自治法第196条第1項に定められております。任期についての定めが、監査委員の任期は「識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし」というふうに定めてあります。

今回、上程させていただきます石松雄平さんにおかれましては、職歴といたしまして昭和51年4月から小国町農業協同組合にお勤めになられておりまして、追ってJA阿蘇になりまして、JA阿蘇小国郷中央支所の平成28年4月には支所長に就任をされております。平成28年3月にJA阿蘇小国郷中央支所を退職をされております。40年間在職をされております。現在は農業を営まれております。団体の職員を経験されておりました、様々な事業の流れや数字についても詳しいというふうに判断をさせていただきましたので、議会の皆さま方の同意を得たいと思っております。どうか御審議、御同意をお願いを申し上げたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） これより同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は、小国町議会会議規則第82条の第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行います。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。前回、副町長選任関係のときも、同僚議員が異議申立てしたと思います。自分で決めた判断に責任を持たないような採決は慣例と言ってはいけないというような文言だったと思います。今回も大事な案件ですので、副町長選任のときと同様に起立、もしくは記名投票、挙手を求めたいと思いますが。

議長（渡邊誠次君） ただいま9番、熊谷議員から提案がございましたけれども、お諮りいたします。賛同者はいらっしゃいますでしょうか。賛同者は手を挙げてください。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 賛同が多数いらっしゃいますので、ではここで暫時休憩をいたします。1時

30分から再開をいたします。

(午後1時15分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分)

議長(渡邊誠次君) ただいま、9番、熊谷議員より採決の方法で御異議がございまして、同意をされる議員が多数のために議会運営委員会を開きました。採決の方法に賛成の方、同意をする方は起立を求める採決方法を取りたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、採決を取ります。

同意第2号、小国町監査委員の選任について、提案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渡邊誠次君) 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第18、「同意第3号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(北里耕亮君) 議案集の8ページをお開きください。

同意第3号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字宮原1771番地1の2

氏 名 梅田聖子

生年月日 昭和41年8月28日

(提案理由)

平成29年3月31日に、現教育委員会委員の梅田聖子氏が任期満了となるため、  
でございます。

教育委員の任命でございますが、現在の教育委員であります梅田聖子さんが、本年3月31日  
をもちまして任期満了となりますので、引き続き梅田聖子さんを任命させていただきたいと思っ  
ております。今回は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にありますように、人格が高

潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有していること、また国から学校教育分野における男女共同参画を推進するための取組を進めるといった方針からも適任であると考えております。これまで2期にわたっての教育委員としましての姿勢も熱意と責任感を持って職務を果たされ、小国町の教育のために貢献していただいております。以上のことから、引き続き任命の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本日におきましての採決方法は、先ほど決定したとおり採決の方法に賛成の方、同意をされる方は起立を求める採決方法を取りたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは採決を取ります。

同意第3号、小国町教育委員会委員の任命について、提案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渡邊誠次君） 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第19、議案15号から日程第27、議案第23号までは平成29年度小国町一般会計予算各特別会計予算及び水道事業会計予算でありますので、一括して議題といたします。

ここで北里町長より、平成29年度の町政に対する施政方針をお示しいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） それでは平成29年度予算に対しての施政方針を、少しお時間をお借りしながら述べたいと思っております。お手元に総務課資料（6）とありますが、用意をしていただけますでしょうか。かなりのページ数でありますので、少し時間をいただきたいところではありますけれども。まずめくっていただいて、予算の概要でございます。今回はできるだけわかりやすいものにさせていただこうと思ひまして、少し前もって資料を用意させていただきましたが、中のほう

を見ますと、一部図面とかそういった具体的に場所などわかるように工夫をさせていただきました。これでもすべては載せきれていない部分もありますものですが、この部分については委員会などでまた御質問いただければと思っております。

では1ページ目。本町の財政状況は、歳入では町税の微増は見込んでいるものの、大幅な増額は見込めず、歳出では特別会計への繰出金や補助費等が増額となる見込みであり、依然として厳しい状況が続く見通しで、これらの要因から不足する財源については、財政調整基金等の基金からの繰り入れに頼らざるを得ない状況となっております。

一般会計予算は48億5千260万円という総額となっております。平成28年度の予算と比較をしまして、8千960万円の増となっております。歳入面ですが、町税が全体で対前年度100万円増の5億7千87万円、個人町民税、法人町民税及び固定資産税は前年度並み、軽自動車税は300万円増、たばこ税と入湯税はそれぞれ100万円減と見込んでおります。

少し飛びまして、地方交付税です。ここが一番大きな要因ですが、地方交付税は国が地方交付税の総額を減額する影響等により、普通交付税を対前年度比4千800万円減の21億3千100万円と見込んでいます。以下、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債、こういうふうになっております。

特別会計予算を読み上げさせていただきます。国民健康保険13億3千420万6千円、介護保険10億5千562万9千円、後期高齢者医療1億887万1千円、地方改善施設住宅新築資金等貸付金62万円、坂本善三美術館1千422万2千円、簡易水道700万5千円、農業集落排水1億3千506万3千円と見込んでおり、基本的には経常的経費による措置であります。

今回も限られた財源を町民のために有効かつ将来を見据えた予算として計上させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以下、主な施策の概要につきまして御説明申し上げます。

2ページ目をお開きください。今回は円グラフも御用意させていただきました。厳しい財政状況、歳入の部分、それから歳出、どうしてもやはり民生費部分が多くなっている傾向は否めません。

それから右のほうで3ページでございますが、小国町の基金と地方債の状況ということで、これについては平成28年度の末の現在高見込みでございます。ちなみに財政調整基金、左の上のほうにあります。4億3千543万円を見込んでいます。以下、それぞれ基金がありまして、合計で8億678万円でございます。右のほう地方債の残高であります。やはりこちらも平成28年度末の現在高見込みであります。過疎対策事業債、いわゆる過疎債というものが増えつつあります。この基金と地方債ともに、平成27年度末基金残高は県内の一定の比較ということで述べさせていただきますが、少ないほうからではあります。45市町村中44番目という状況としては厳しい状況でございます。地方債の残高につきましては、少ないほうから熊本

県下45市町村中15番目でございます。下の折れ線グラフでございますが、言うまでもござい  
ませんが右肩に下がっております。それから地方債残高は臨時財政対策債、その他町債、特に臨  
財債あたりが右肩に上がっている状況でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。少し省かせていただく場面もありますけれどもお  
願いいたします。まずもって総務課の第一の今年度の業務が、総務課というよりも役場全体でご  
ざいますけれども、庁舎コミュニティ棟、これは仮称でありますけれども建設でございます。住  
民の会合・趣味や生きがい活動の場として、また小国町議会、町教育委員会事務機能を確保する  
ため、熊本地震で被災した山村開発センターの代替施設としての庁舎コミュニティ棟（仮称）の  
実施設計、また本年度は細部の検討に取り組み、新施設の完成を目指します。

次に、復興まちづくり事業計画です。昨年発生した熊本地震を教訓に、拠点整備とともに避難  
住民の安全性の確保のため指定避難所の施設強化（耐震化等）や照明の固定化、また高齢者をは  
じめとした災害弱者対策としてのトイレの洋式化等を図るため、復興まちづくり事業計画の策定  
に取り組みます。また、役場本庁舎の耐震化の検討も進めていきます。これは今現在の役場庁舎  
でありますけれども、耐震化がまだ、簡易耐震化といいたまいますか、言葉が適切ではないかもし  
れませんが、そういう部分はあるんですが、耐震化をしているか否かということであれば、してい  
ないという位置づけになります。そこで、その検討も含めて進めていきたいと思っております。

町職員育成の強化。町財政が厳しい中で少子高齢化などの対応や、多様な社会ニーズに応える  
ようなまちづくりを進めていくために、町職員の研修を拡充していきます。特に法制執務、財務  
管理、企画立案、接遇等のスキルアップを積極的に推進していきます。

財産管理です。町の大切な財産であるという認識の下、町有財産を適正に管理するため、引き  
続き資産情報システムによる財産台帳の管理を行います。また、平成28年度に作成した公共施  
設総合管理計画に基づいた個別計画の作成に取り掛かります。こういった部分をもとにして、町  
の中で遊休地といわれるものがあります。遊休地については有効活用を積極的に検討し、また他  
団体が既に利用している町有地については、先方との協議で売却も含めた働きかけに努めてい  
きたいと思っております。町有林については、引き続き山林箇所のもろく化作業を行ってまいります。

政策課所管です。地方創生といたしまして、国は地方創生のために地域経済の好循環プロジェ  
クトを推進しており、自然エネルギーの地産地消を積極的に進めております。再生可能エネルギ  
ー、特にこれは協調していきたいと思っておりますが、地熱エネルギーの開発に町としても各段に積極  
的にぜひ関わっていきたくて考えております。発電とともに、熱水の有効利用の検討をさらに進  
めてまいりたいと思っております。この部分については、地元の考え方や今進めている状況、町  
が情報交換や積極的に関わっていきながら、基本的には地元の財産でもありますが、小国町の財  
産でもありますので、そういった部分を町民の生活の福祉の向上、いろいろな目的のために、施  
策的に頑張っていきたいと思っております。



次、「小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、関係各課と連携して施策・事業の進行管理を行ってまいります。平成28年度は加速化交付金を活用して、小国ブランドの確立に向けた取り組みを行ってまいりましたが、平成29年度は拠点施設整備交付金や推進交付金という名に変わります。特に推進交付金の活用によるさらなる事業展開を検討してまいります。

地域公共交通です。昨年、一昨年と試行を行った小国郷ライナー、小国から大津の、又は大津から小国の直行便でございますが、本年ほぼ通年を通して運行することにより、小国郷の人たちにも来訪者の人たちにも双方に便利な便になるように模索をしてまいります。また、乗合タクシー（バス）の利便性が向上するよう、委託業者と検討を進めてまいります。

ふるさと納税です。昨年4月の熊本地震以降、全国からふるさと納税を通じて温かい支援をいただきました。反面、全国的な返礼品競争の中で、年間を通じての納税額は伸び悩みました。本年は米などを新たな返礼品の柱に据えるなどして、返礼品事業者の支援などに力を入れてまいります。また、国はクレジットカードや航空会社の余ったポイントなどを活用できるかどうかを、地域経済応援ポイントの導入ということで準備をしておりますので、これとふるさと納税のポイントをつなげるような仕組みを検討してまいります。さらに企業版のふるさと納税もスタートさせる準備をしております。

次、お願いします。情報課でありますけれども、ちょっとイメージ図も載せております。小国町ホームページの抜本的なといましようか、リニューアルをしたいと思います。以下、いろいろ書いておりますが、御覧になっていただきたいというふうに思います。

右のページ、7ページです。ゆうステーションの周辺整備にいよいよ取りかかりたいと思います。事業概要としては、平成27年1月に重点「道の駅」の選定を受け、平成29年度より社会資本整備交付金を活用して、複数年計画で整備を行います。河川側の町有地を埋め上げ、駐車場を拡大整備します。既存の車庫等を撤去し、利用者に配慮した多機能トイレ等を整備いたします。事業費等でございますが、全体事業費が1億5千万円、本年度平成29年度3千万円でございます。金額が多少少ないですが、次につなげるための1歩でございます。1期といたしまして、解体それから駐車場の造成等です。平面図を下に付けておりますけれども、こちらのほうは議会の皆さま方、一度御覧になったことがあるかと思えます。

次のページをお願いします。8ページです。情報課所管ですが、鍋ヶ滝公園の第三駐車場の整備事業です。事業費は4千600万円、鍋ヶ滝公園周辺の道路渋滞緩和対策の一環として、鍋ヶ滝公園第三駐車場の整備を行い、地元の生活と共生する観光地づくりを目指します。左のほうに図を載せておりますが、滝の下り口の一番奥になります。平成29年度整備第三駐車場75台と書いてあるところであります。施設概要はちょっと省きますが、課題といたしまして、残っております混雑による観光客の取りこぼしが発生をしておりました。またシャトルバス乗車の順番待ちで直販所の立ち寄りなどが減少しておりましたが、こういった駐車場ができますと、この問

題も解消されるかと思っております。同じような部分で見込まれる効果といたしましては、安定的な観光客受入れ及び運営資金の確保、シャトルバス運行経費などの運営費削減が見込まれます。直売所の利用率向上により、収益の増加や地元農産物などの商品充実が見込まれます。直売所の賑わいづくりが期待できます。繁忙期以外で、駐車場を活用した定期的な農産物販売などのイベント開催などにより、新たな観光客の誘致が期待できます。

9 ページです。小国町交流促進支援事業といたしまして、事業費 300 万円です。交流人口の増加を推進するため、専門家への委託事業に取り組み、観光・交流による地域経済の浮揚を目指します。また、観光関係団体と調整を行い、小国町の観光の総合窓口の整備を進めます。少しイメージ図というか、図を示しておりますが、観光関連産業を担当する事業会社と小国町がアドバイザー契約を締結し、主に観光業の活性化に向けた専門家による観光関係団体等へのアドバイス等を行います。小国町と株式会社くまもとDMC、これは熊本県も出資をしている団体でありまして、DMOといいましょうか、そういうまちづくり会社みたいな部分でございます。以下、いろいろ書いてありますが、要は観光の総合窓口の整備を行っていききたいというふうに思っております。

次のページをお願いします。産業課でございます。この部分については、文章がほとんどありますが、様々な事業を継続的に行っております。金額の大小はありますが、力を入れた部分もあります。有害鳥獣対策や循環型農業の部分でもやっていきたいと思っております。ちょっと時間が長くなりますが、読ませていただきます。

農業振興につきましては、「経営所得安定対策事業」の米の直接支払交付金が平成 29 年をもって終了となります。さらには米価格の下落など、農家にとって厳しい状況が続いております。このような状況の中、日本型直接支払制度のうち、「中山間地域等直接支払交付金事業」「多面的機能支払交付金事業」に継続して取り組み、持続的な農業経営の支援と中山間地域の集落営農と農村集落の維持保全を支援していきます。また、農地利用集積・集約化を加速させるため、農地中間管理機構事業と併せ、上田 3、4、5 部地区で行っている農地集積加速化事業により、担い手の育成確保と農地の有効利用及び、法人化による地域営農組織の構築など集落の将来像を見据えた計画を推進していきます。また、農産加工の部門では、現在手づくりの館・悠工房と 2 つの施設を利用しておりますが、手づくりの館においては昭和 60 年に建設され 32 年が経過し、老朽化も進んでいることから、その機能を悠工房に集約することができないか、その調査設計を実施いたします。この下から 4 行目の手づくりの館の部分でございますが、こちらの方は議会の中でも幾度となく話題になっておりました。ですので悠工房に増築するような形で、そのハード整備は十分調査研究でできると思っておりますが、要は中身の部分であります。そういった部分を今年 1 年しっかり議会の皆さまとも相談をしながら考えていきたいというふうに思いますので、また御助言をいただければと思っております。

次に、循環型農業。農産物直販所「薬味野菜の里小国」を中心に展開する「循環型農業」については、本年度も町内から出る食品残渣を活用した小国町オリジナル堆肥の製造・販売に継続して取り組んでいきます。さらには安心・安全を売りにした薬味野菜など生産から販売についての支援を行っていきます。また「薬味野菜の里」は4年目を迎えることになり、出荷協議会会員数も増え、順調に売り上げを伸ばしています。町民の所得向上と生きがいの場の提供など、広く町民に親しまれておりますが、さらなる発展を目指すためには売り場面積の拡大が必要であるため、施設の建て替えについて具体的な検討を行い、循環型農業を推進していきます。この部分についても政策課所管一部の加速化交付金及び拠点整備交付金二次募集などで真剣に考えていきたいというふうに思っております。この部分については一定の方向性で、ぜひ今の薬味野菜の里の施設を拡大したいと思っておりますが、ただ議会の皆さん方に御相談申し上げたいのは、その場所でございます。現在の薬味野菜の里の施設の右側の町有地、けやき広場の中にどのような位置づけで建てるか、もしくはゆうステーション側にどこかに建てるかということではありますが、なかなかゆうステーション側が敷地が限られておりますものですから、非常にここは悩んでいるところではありますけれども、一度議会の皆さま方に図面を表しながら、そして委員会などでも御議論いただければと思っております。ぜひまた御助言をいただければと思っております。

次、畜産振興。畜産振興につきましては、小国町の農畜産物販売に大きなウェートを占める特産品であります小国ジャージー牛乳の更なるブランド化の検討と、肉用牛の増頭と産地維持を推進します。さらに耕畜連携による飼料づくりの推進と、阿蘇世界農業遺産の中でも推奨する草地維持などによる自然景観保全も引き続き支援していきます。そのため、昨年設立した畜産クラスター協議会では、今後の畜産振興とクラスター事業の実施を視野に入れた検討を行っていきます。また本年度も家畜改良増殖を目的とし、人工授精における技術料、精液代の2分の1を助成する「家畜改良事業補助金」、肉用牛の産地維持のための増頭、牛群改良における繁殖雌牛の導入に助成を行う「産地維持対策事業補助金」、阿蘇の赤牛と草原の維持再生を目的とした家畜衛生費、土壌改良材、放牧資材管理費用などの一部を助成する「放牧活用型草原等再生事業補助金」など、小国地区産業の更なるブランド化を推進していきます。このあたりの部分については、当初予算ではなかなか財源が限られてはおりますけれども、このあたりも生産者の方々や議会の方々そういった部分と今後協議を進める中で必要な部分については、また前向きにも検討してまいりたいと思っております。

担い手育成推進。農業従事者の減少と高齢化などによる農業担い手不足の対策として組織した若手農業者の会を支援すると共に、今年度も専業農家の親元に就農する新規農業者に対して町独自の取組みとして一定期間の支援を行うことで担い手を育成していきます。この部分については、継続した年度というのは少し変更させていただきましたが、人数が拡充というか増えております。この部分については大変喜ばしいことでもあります。もっとPRをしながら、新規農集、親元就農

の部分でそういう方がいらっしゃれば、この事業に取り組んでいただければというふうに思っております。

有害鳥獣対策。有害鳥獣の被害は、高齢化や後継者不足等による荒廃農林地の増加に伴い深刻な問題となっております。こうしたことを踏まえ、本年度も引き続き農作物への被害を防止するために設置する電気牧柵の一部補助「有害鳥獣防除柵設置事業」、駆除許可に基づき捕獲したシカ、イノシシに対して補助を行う「有害鳥獣駆除補助金」、及び「有害鳥獣被害防止総合対策事業補助金」のほか、猟期に捕獲したシカ、イノシシに対しての助成金を支払う「野生動物生息数適正管理助成金」等を実施し、捕獲による絶対数の減少に努めるほか、平成28年度から取り組んでおります熊本県が実施する「えづけSTOP！有害鳥獣防除対策事業」にも引き続き取り組み、防除の観点からも被害防止を目指します。この部分については、議会でも御意見をいただきました隣町との差がないように積極的に取り組み、県の補助でありますそういう部分にも金額を合わせて取り組んでいきたいと思っております。またこちらのほうも、やはり農作物の被害というのが多大に農業の生産に関係しておりますものですから、こういった部分についてもさらに何らかの支援ができるかどうかをまた考えていきたいというふうに思っております。

次、林業振興であります。12ページです。小国林業の活性化と森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、森林経営計画に基づき「間伐材供給安定化緊急対策事業」による適正な森林管理と間伐に取り組んでいきます。また林齢の平準化を目的とし、主伐後の再生林、下刈りに係る経費を補助することにより、高齢木の伐採と再生林を促進する「主伐促進支援事業」、同じく施業地集約化を図るため、切り捨て間伐で林家の負担が大きい11年生から35年生の除伐に補助する「集約化除伐支援事業」を実施することで持続可能な山林へと転換を図ります。この部分の中については、ほかの地域ではやっていない小国町独自の事業も多くございます。それはやはり小国町は林業地域でありますので、積極的にいろいろな施策を進めてまいりたいと思うからであります。

世代交代が急がれる林業担い手につきましては、雇用の安定と知識習得を目的とする「小国林業担い手育成事業」、一人親方の福祉の向上と労働環境改善のための支援事業として「小国林業一人親方組合林退共補助金」「小国林業機械導入事業」などを実施し、労働環境の改善に取り組んでいきます。

また製材業、森林組合等が一体となり、小国材の販路拡大を推進するため、新たな工法として取り組む「W.A.L.C工法」と併せ、昨年6月に大阪の富国生命ビル内に開設した産官学連携による「地域創生連携活動コンソーシアム」を拠点にし、コンソーシアムの活動と森林組合が行う西日本地区への営業展開を支援します。これはどういうことかと言いますと、小国杉のブランド化であります。非常に小国杉というのは強度も優れており、見た目もいいですし、使い勝手がいい杉材であります。そういった部分を、大阪に拠点を設け、森林組合が設けていただくわけでご

ございますが、行政と力を合わせてPRを行ってまいりたいというふうに思っております。また従来どおり、「小国材販売促進事業」、「小国杉使用建築物支援事業」にも引き続き取り組みます。

カーボン・オフセット事業におきましてはクレジットの取引を縁として、様々な企業との連携が構築されつつあり、小国町の林業振興に理解をいただくことで、森林に対する支援の輪が広がりを見せております。木育事業は新たな展開として提携を結ぶ北九州市との連携をさらに深め、九州内外へPRすることにより、小国杉の良さと付加価値を広めていきます。今後も「環境モデル都市」として、環境に配慮した地球にやさしく負荷のない適正な管理による森林づくりを行っていきます。

建設課でございます。建設課につきましても、資料（４）建設課というのが別刷りで道路名が書いている部分があるかと思いますが、手元でございますでしょうか。特に見ていただきたいところは道路新設のところで見たいので、またそのときにお話をします。建設課ですが、団体営土地改良事業費ということで水路整備などを行いますが、本年度は「農業基盤整備促進事業」から「農地耕作条件改善事業」へと移行するための計画策定及び石井水路（宮原）他１箇所の測量設計を実施します。

治山事業でございますが、県の補助金を利用して北里西村地区他１箇所の測量設計を実施します。

道路維持ですが、２行目ですが、町道岳の湯線の一部舗装、これは昨年度も行いましたが、引き続き舗装の打ち替えを行います。道路新設改良費、ここでございます。町道の改良につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用しまして、本年度は下滴水線、小原田寺尾野線、明里線及びはげの湯線の４路線の工事を計画しております。先ほどの少し言いかけてました資料を御覧いただきたいと思いますが、お手元でございますでしょうか。資料（４）建設課とあります。路線名が下滴水線、黒淵工区とありますけれども、この部分で少し小さいのですが赤で書いているこの赤い線が本年度の事業でございます。上のほうにはいろいろ書いてありますが、今後の予定ということで、これはあくまで未公表でありますし、社会資本整備総合交付金の補助金の付き様により延長が、少しでも道路がつくれるかどうかが決まります。担当課としても、小国町としても頑張っては参りますけれども、本年度はこのカーブのところ、赤い線に載っているところ、道路改良L延長です。１５０メートルというふうにいたしたいと思っております。今後の予定ということで、平成３０年度を供用開始ということで、未公表であります。こういうのを一定の目標にしてさせていただきたいというふうに思っております。これは委員会のときでもまた御質問いただければと思いますが、担当課に聞きますと構造物が大変多ございますので、距離が稼げないというようなお話でありました。

次に、小原田寺尾野線でございます。上田工区であります。現在の状況といたしまして、２でございますが、平成２８年度まで事業区間３００メートルの工事が完了しています。平成２９

年は事業区間500メートルの工事を予定しております。今後の予定といたしまして、同じくやはり赤いところで、道路改良舗装L=500メートルというふうにしております。これもあくまで目標でございまして、できるだけこれに沿うように頑張ってもらいたいというふうに思っております。地図が少し小さいですが、おわかりになるかと思ます

次です。明里線です。もう数年大変かかっておりますが、西里工区、現在の状況は平成28年度まで事業区間50メートルの工事が、平成28年はですね。構築物が毎年毎年かなりの構築物がありますのでなかなか延長が稼げません。平成29年度は400メートルの改良舗装工事を予定しております。このペーパーには平成29年度に全線完成、供用と書いてありますが、できるだけ急いで頑張ってもらいたいと思ますけれども、今のところ内部では平成30年、それも補助金の付き様にもよりますけれども、というふうな部分を目指しております。下の地図を見ていただくと、いよいよ国道387のタッチの部分であります。道路改良舗装として400メートル、金額がこういうふうになっております。

次、はげの湯線であります。現在の状況ということで、平成29年度は28年までの暫定施工区間の110メートルを完成予定ということで、まだ始めたばかりではありますけれども、下のほうの図面でおわかりになるかと思ます、道路改良110メートルというふうにさせていただいております。こちらもし繰り返しますが、あくまで目標とはしておりますけれども、補助金の付き様によって状況が変わる傾向がありますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

併せて同じ資料でありまして、水道関係でありますけれども、この機会に御覧いただきたいと思ます。弓田地区の排水管の本管布設替工事概要でございまして。今まで宮原地域、随分布設替えをしてきましたが、ほぼ宮原地域は落ち着きましたので、弓田地区水道においてさせていただきたいと思ます。配水本管の老朽化に伴い、配水本管の布設替工事の実施をします。布設替えを行う配水本管は耐震管を新しい本管として布設予定でございまして。工期は平成29年10月から平成30年3月を予定しております。延長が900メートルでございまして。弓田の集落の地図でございまして、御覧になっていただきたいと思ます。

引き続き、また13ページに戻っていただいて、住宅管理費でございまして。引き続き社会資本整備総合交付金を活用しまして、老朽化した住宅の解体撤去に取り組んでいきます。

水道事業は今先ほど言った部分でございまして。

以上で建設課を終わりにしまして、次は税務課でございまして。税務課の主な部分は様々ありますけれども、やはり地籍が一番の部分であります。黒淵地区1.38平方キロメートル、上田地区8.7平方キロメートル、併せて10.08平方キロメートルの一筆調査及び地籍測量を実施します。黒淵地区の現地調査は平成29年度で終了となります。平成29年度の事業実施により、進捗率は61%ほどになりますということでございます。

徴収については、ちょっと省かせていただきます。

住民課でございます。住民相談、こちらは通常どおりの業務であります。

結婚支援。少子化対策として平成27年度から2年間、男性独身者を対象とした結婚支援事業に取り組み、婚活イベントを開催し、参加男性は15名、参加女性は28名、婚活イベントでの交流により5組のカップリングができ交際が深まり、本年度末までに3組の成婚がありました。本年度も引き続き、結婚支援事業に取り組んでいきます。

戸籍住民窓口業務、それから人権啓発、環境衛生、通常どおりの業務でございます。

福祉課であります。地域福祉、障害者福祉、老人福祉・介護保険、児童福祉、健康づくり・予防接種、国民健康保険・後期高齢者医療制度、すべてにおいて重要な部分であり、また読んでいただければわかるかと思いますが、計画の策定業務なども本年しなければならない業務の中でございます。こういった部分についても、様々な御意見をいただきたいと思っております。保育園業務、子育て支援拠点と載せておりますが、こういった部分でさせていただきたいと思っております。

教育委員会事務局でございます。最後でございますが、少し読ませていただきます。学校教育、平成29年度も小国型小中一貫教育に取り組んでまいります。「小国の教育チャレンジプラン」のもと、「英会話科」「小国学」「基礎基本の定着」を中核に据えた小国型教育を推進していくとともに、児童・生徒一人ひとりの「自ら学び」「自ら考える力」を育てながら、特色ある教育活動を展開していきます。特に「小国学」については、本町の環境モデル都市構想を受け、環境教育・木育の推進に取り組めます。また「チーム小国の教育」を立ち上げ、小国町教育研究会の活性化を図りながら、学習活動支援員、生活活動支援員及び講師の配置によるきめ細やかな教育活動を支援していくとともに、各種検定やテストによる学力向上も併せて支援を行います。さらにコミュニティ・スクールを中心として、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携を図りながら子どもたちが小国を愛し、誇りを持ち、小国町の発展とともに心身ともに健やかに成長できるよう教育活動に取り組めます。また小中学校の校務用パソコンの入れ替えや、老朽化した小学校の机・椅子を買い替えるなど、教育環境の整備を行ってまいります。小国高等学校に対しましては、関係機関との連携をより一層深めながら高校の魅力化と永遠の発展のための支援を引き続き行います。この下から2行目の小国高校に対してでございますが、随分教育委員会町部局と協議をさせていただきました。これについてはもちろんでございますが、小国高校それから隣の南小国町とも協議をさせていただきました。一人でも多くの小国高校に行く入学者が増えるように工夫を何かできないかというふうにさせていただいております。委員会のときなどにまた御審議いただければと思っております。

社会教育。平成28年度に策定しました「小国町子ども読書活動推進計画」のスタートの年です。計画に基づき各関係機関で連携し、図書の実質を図りながら子どもの読書活動を推進していきます。平成31年度に小学校の運動部活動をスムーズに社会体育へ移行するために、検討委員

会を中心にしながら関係機関とともに体制の確立を図ってまいります。

坂本善三美術館です。没後30年の年であり、画伯の画業や作品を振り返る展覧会を開催するとともに、一層地域に根差した美術館となるよう、地域と連携した展覧会や行事を開催いたします。具体的な展覧会名としては、「偉大なる未完成 善三の構想」「没後30年 坂本善三の遺したもの」「藤浩志と作る善三展」「善三先生のお洒落な手仕事」「木にまつわるエトセトラ」「吉村形展」など6つの展覧会を計画しております。小中学校と連携した鑑賞教室の開催に加え、アートフリマや美術教室など展示以外の活動も充実させ、美術館に親しむ機会を提供していきます。また開館20周年を経て、建物の補修が必要な箇所があるので、計画的に修繕を検討しています。大変長くなりましたけれども、限られた予算の中ではありますけれども、施政方針ということで、町として頑張りたい部分を明記させていただきましたが、文章の中に少し織り交ぜましたが、どうしても当初予算では組みづらい予算の限りがあつてどうしてもできない部分がありますけれども、このあたりの部分はまた議会の皆さん方から御助言などをいただき、補正予算などに織り込める財政状況であれば、補正予算などに組み入れていきたいというふうにも思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。2時30分から再開をいたします。

（午後2時15分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

議長（渡邊誠次君） 執行部より議案第15号より順次議案の説明をお願いいたします。なお、説明にあたりましては、概略説明をお願いをいたしたいと思えます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集9ページをお開き願いたいと思えます。上の段になります。

議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、平成29年度の小国町一般会計予算のほうをお開き願いたいと思えます。1ページでございます。

平成29年度小国町一般会計予算

平成29年度小国町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億5千260万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5億円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項の計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

2ページ、3ページが歳入歳出の予算でございます。左のほうは款、真ん中が項となっております。歳入につきましては町税が11.8%、次の3ページの地方交付税が全体の48%を占めております。国庫支出金、県支出金、それぞれ8.5%と8.8%という歳入割合になっております。

次、4ページでございます。歳入の繰入額が全体の2.7%、町債が8.6%という割合になっております。

次、5ページ歳出でございます。議会費、次、総務費、民生費、衛生費となっております。総務費が約22%、民生費が22%等を占めております。

次、6ページでございます。土木費、消防費、教育費、それぞれこういった款になっております。公債費が9.5%諸支出金が7.1%となっております。

8ページでございます。債務負担行為でございます。平成29年度債務負担行為でございます。公用車リース、総務課、政策課、建設課、それぞれ1台ずつ公用車の買い替え等を予定しており

ます。そのほか戸籍リースシステム、小国小学校のスクールバス運行業務委託、学校校務用パソコンシステムリース料、AEDリース料となっております。

9ページが地方債でございます。起債の目的別にそれぞれ臨時財政対策債ほか過疎債、そのほか辺地債、防災債、また過疎債のソフト、米印でしておりますのが過疎債のソフトとして活動の計画を上げているところでございます。

11ページからが歳入歳出のそれぞれの明細でございます。地方交付税が町長の冒頭の挨拶にありましたように、昨年度より2.2%減の4千800万円と歳入が減っております。その分、国庫、県支出金が公共事業災害復旧関係で増えております。

次、12ページでございます。繰入金、昨年からマイナスの4千万円となっております。町債が対前年度より5千600万円増えております。歳入歳出それぞれ対前年度が8千960万円の増となっております。

次、13ページ、それぞれ各款項ごとの財源内訳でございます。国庫支出金が8億4千235万4千円と、地方債が2億5千870万円、その他が3億1千618万6千円と。一般財源が34億3千536万円というふうな財源内訳となっております。それぞれ説明書きのほうでは別にA3の横開きのほうがございますので、そのほうは歳入また目的別、性質別それぞれ分けた総務課資料の(4)というA3の開きがございますので、そちらのほうは全体の歳入歳出を分けた予算の内訳となっておりますが、そちらのほうを御覧になっていただきたいと思っております。またA3の一番最後のほうにA4の2枚紙がございます。起債の予定表と地方消費税の交付金に伴います社会保障に要する経費の内訳というふうな説明書きでございます。一応平成29年度の予算につきましての全体の概要説明で終わらせていただきます。

福祉課長（木下勇児君） それでは続きまして、小国町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。議案集9ページ下の段を御覧ください。

議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の特別会計予算書のほうを御覧いただきたいと思っております。1ページをお願いします。

平成29年度小国町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3千420万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円とする。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

です。

小国町の国民健康保険の概要としまして、まず保険加入者は平成29年1月末ですが、被保険者が2千628人、世帯数にしまして1千455世帯が加入しております。これは前年の同時期と比較しまして人数で77人、世帯数で33世帯の減少となっております。歳入歳出の説明は6ページから7ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明申し上げます。

まず最初に歳出のほうから説明させていただきます。7ページを御覧ください。歳出につきましては、基本的には昨年度の決算見込み、また平成27年度以前の決算等を参考にして今年度の予算組みをさせていただいたところです。この中で主な増減要因としましては、2の保険給付費のほうで1千233万円ほど伸びております。こちらは一般の被保険者療養費等は昨年とほぼ同額と見込んでおります。ただ退職被保険者につきましては、年々人数は減っているものの、現時点でも入院等で高額の治療を必要な方が多くおられるということで、昨年後半から医療費の増加がみられます。今後もこの状況が続くものと見込んでおりまして、その費用を増額として見込んでいるところです。

そのほか3の後期高齢者支援金等と6の介護納付金は支払基金が被保険者の数をもとに算定するものですが、納付金としてそれぞれ2千600万円と200万円の減額を見込んでおります。また7の共同事業拠出金につきましては、国保連合会が被保険者数や医療費等から算出するものですが、昨年度の実績を踏まえまして1千600万円の減額を見込んでおります。10の諸支出金につきましては、公立病院の医療機器導入費用として598万円が増額となって計上されております。歳出の合計は13億3千420万6千円で昨年と比較しますと、2千515万1千円の減額となっております。率にしまして1.9%減となっております。

続いて、歳入のほうを説明します。6ページを御覧ください。歳入につきましては、見込まれる歳出に対して必要な財源を計上し充てさせていただき、予算計上させていただいているところです。これらの主な増減の内容としましては、1の国民健康保険税は被保険者数の減少と歳入全体の財源調整を考慮して1千375万円の減額を見込んでおります。次に3の国庫支出金と6の県支出金、こちらにつきましてはこのあとの後期高齢者交付金との関連もあり、普通調整交付金の減額が見込まれております。それぞれ1千492万円と892万円の減額で計上をしております。

す。5の前期高齢者交付金は支払基金が65歳から74歳までの前期高齢者をもとに算出するものですが、給付費額等の増により3千600万円の増額を見込んでおります。7の共同事業交付金につきましては保険者間の支え合いの部分ですが、昨年度の実績をもとに算出し、1千500万円の減額を見込んでおります。10の繰越金につきましては、現時点で繰り越す額が見込めませんでしたので、999万9千円の減額で計上させていただいております。簡単ですが、以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続いて、介護保険特別会計の予算について説明を申し上げます。まず議案集の10ページ上段を御覧ください。

議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、また先ほどの別冊特別会計予算書を御覧ください。19ページをお願いします。

平成29年度小国町介護保険特別会計予算

平成29年度小国町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5千562万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3千万円とする。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

小国町の介護保険は平成29年1月末で被保険者数2千884人で、これは同じ時期の前年度と比較しますと人数で12名の増となっております。また介護認定者数は要支援1から要介護5まで分かれています。総数で629人、認定率といたしましては21.8%となっております。こちらと同時に比較しますと、人数で26人の減となっております。大きな内訳では要支援者のほうが11名、要介護者のほうが15名の減少となっております。こちらは22ページから23ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明を申し上げます。

最初に歳出から説明させていただきます。23ページを御覧ください。歳出につきましては、こちらも基本的には昨年度の決算見込み、又はそれ以前の決算を参考に予算組みをさせていただいたところです。歳出の合計が10億5千562万9千円ということで、昨年と比較しますと4千597万9千円の増額となっており、率にして4.6%の伸びとなっております。歳出の主な増減の要因といたしましては、まず総務費のほうで今年度第7期介護保険計画を策定する年となります。平成30年度からの3カ年計画となります。こちらの委託料350万円を計上させていただいております。保険給付費では、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、介護予防サービスなどの給付費が実績等で伸びておりまして、3千409万2千円の増額を見込んでおります。そのほか地域支援事業費では総合事業への移行に伴い、要支援の方の従来型の通所訪問サービス負担金が保険給付費から地域支援事業へ移ることにより817万5千円の増額を見込んでいるところです。

続いて22ページを御覧ください。歳入の主な要因としましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金ともに歳出の保険給付費や地域支援事業費の増に伴い、それぞれ増額を見込んでいるところです。また繰入金につきましては、ただいま説明のほかに介護給付費準備基金からの繰り入れが今年度は見込めませんので、1千900万円の減額となっております。繰越金につきましても現時点での繰越額が見込めない状況ですので、999万9千円の減額で計上させていただいております。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に小国町後期高齢者医療特別会計予算の説明に移らせていただきます。まず議案集の10ページ下の段を御覧ください。

議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

です。

それではまた先ほどの別冊特別会計予算書のほうをお願いします。35ページをお願いいたします。

平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度小国町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億887万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

こちらについては38ページ、39ページで説明をさせていただきます。後期高齢者医療は熊本県広域連合が保険者となっております、平成28年度末で小国町の被保険者は1千663人と見込んでおります。この人数で今回の予算組みをさせていただいたところです。これは昨年と同時期と比較して13名の増となっております。38ページを御覧ください。歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険6千565万2千円ということで、一般会計からの保険基盤安定繰入金として、3の繰入金に3千737万5千円などとなっております。歳入の合計は1億887万1千円ということで、昨年と比較しまして561万円の増額となっております。率にして5.4%の伸びとなっております。こちらの主な要因としましては、後期高齢者医療保険料で保険者である広域連合から示されました金額で計上しております、459万7千円の増額となっているところです。

次に39ページを御覧ください。歳出の主な要因としましては、2の後期高齢者医療広域連合納付費で、広域連合へ保険料及び保険料軽減分を補てんする保険基盤安定繰入金を合わせた金額を負担金として支出するもので、前年比508万円の増を見込んでおります。そのほか保険事業として人間ドックや歯科口腔健診等につきましても、受診増を見込んで予算計上をさせていただいております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。なお、ただいま説明いたしました3つの特別会計につきましては、福祉課資料4ということでお配りしております予算資料の中に委託料や補助金、負担金調書を添付しておりますので参照いただきたいと思います。すみません、ただいま言いました福祉課資料4の中に1カ所修正がありますので、ここで正誤表の配付をお願いしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 資料をお願いします。

（資料配付）

福祉課長（木下勇児君） ただいま正誤表がお手元に届いたかと思いますが、正誤表に記載のとおり、福祉課資料4の9ページにあたりますNO.9と書いてあるところです。その下から2段目に3の1の7後期高齢者医療広域連合共通経費負担金の負担金の目的という欄に、高齢者人口という表現をしてありますが、後期高齢者人口の誤りです。正しい表現、後期高齢者人口ということで、後期が抜けておりますので修正方をよろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

住民課長（河野孝一君） 議案集11ページ上段をお願いいたします。

議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について  
地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

特別会計予算書45ページをお願いいたします。

平成29年度小国町の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

この特別会計は地方改善施設住宅新築資金の借り受けを希望する方に、町が国から本資金の財源として起債を借り入れて貸付を行います。貸付を受けた人から償還金を原資として、町が計画的な起債償還を行っていくものでございます。

それでは50ページ、51ページをお願いいたします。歳入歳出とも、総額は62万円でございます。歳入としまして、款の1諸収入の62万円です。これは住宅資金借入者が負担する貸付金、元利償還金を諸収入として受け入れるものでございます。貸付者は1名です。

続きまして51ページの歳出でございます。歳出総額は62万円です。内訳としましては、款の1公債費として49万4千円、款の2諸支出金の12万6千円です。1の公債費ですが、町は住宅資金を貸し付ける際に財源として起債を借り入れしていますので、その記載の元利償還金に対する支払でございます。款の2諸支出金の一般会計繰出金でございます。これは歳入の62万円から歳出公債費49万4千円を差し引いた額12万円6千円を一般会計へ歳出するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長(横井 誠君) それでは議案第20号について説明させていただきます。議案集の11ページをお願いします。

議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは特別会計予算書の53ページをお願いします。

平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算

平成29年度小国町の坂本善三美術館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千422万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

次に54、55ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算でございます。歳入としまして、使用料及び手数料と繰入金、諸収入の合計で1千422万2千円でございます。歳出としまして、総務費として同じく1千422万2千円を計上させていただいているものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

建設課長(佐藤彰治君) それでは、議案集の12ページ上段をお開きください。

議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について

地方自治法第211条の規定のより、平成29年度小国町簡易水道特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは特別会計予算書をお開きください。63ページです。

平成29年度小国町簡易水道特別会計予算

平成29年度小国町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ700万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮



です。

ページは66ページ、67ページにて御説明をさせていただきます。明細書のほうです。まず歳入、本年度歳入予算が700万5千円、歳入歳出ともに700万5千円でございます。前年度と比較しまして、131万5千円減額となっております。これは先ほど条例改正で御承認をいただきました簡易水道事業給水条例の一部改正ということで、特別会計の4地区この中から上滴水水道のほう削除されたということでございます。それによる前年度比金額に131万5千円の減額というようところが主な要因となっているところでございます。なお、従来どおり事務委託を町のほうを受けまして、料金徴収等の事務を行うというふうなものでございまして、使用料の残については各地元の水道組合にお返しするというような改定でございます。

以上、簡易水道特別会計について御説明をいたしました。

引き続き、議案集をお願いいたします。

議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第211条の規定により、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、予算書のほうをお開きください。73ページでございます。

平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度小国町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千506万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5千万円とする。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

ページは77ページと78ページ、歳入歳出について明細書で御説明をいたします。本年度予算総額は1億3千506万3千円、歳入歳出とも同額でございます。前年度と比較しまして、700万6千円増というようなことで計上させていただいております。これはひとつには今年度各3地区、西里、下城、黒淵地区でございますけれども、こちらのそれぞれの施設の老朽化が進み経年経過を経ましたので、今年度平成29年度につきまして機能診断というようなことで実施をしまいたいというふうに思っております。その診断を踏まえまして、後程更新等につなげていきたいというような予算を計上させていただいている部分が、増の分の主の要因というようなことでございます。国のほうからは一地区あたり200万円の補助をいただきまして、3地区600万円ということでこの費用を活用しまして、各地区のそれぞれの集排施設の機能を調査をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計予算につきまして、簡単でございますけれども御説明をいたしました。

引き続きまして、小国町水道事業会計予算について御説明をしますので、別紙の水道事業会計予算書のほうをお開きください。

議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成29年度小国町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、予算書のほうの1ページをお開きください。

総則としまして、

第1条 平成29年度小国町水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 2,603戸
- (2) 年間総給水量 1,000,395 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均給水量 2,740 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設事業配水管布設替工事

これは冒頭で町長が今年度事業替えを説明しました弓田地区の排水管の布設替え等でございます。事業費6千688万円です。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益1億3千685万8千円となっております。

続いて次のページ、2ページでございます。支出でございます。水道事業費1億3千642万円と計上させていただいております。

続きまして、資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千326万6千円は、当年度分消費税資本的収支調整額702万4千円及び減債積立金1千940万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金8千684万2千円で補てんするものとする)ということでございます。

続いて、資本的収入の分です。2千922万5千円でございます。

その次のページ、資本的支出1億5千249万1千円でございます。

それから、企業債でございます。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。限度額を2千万円とするということでございます。

続いて、一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるということでございます。

次のページでございます。予定支出の各項の経費の金額の流用が定めてございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとし、その限度額は1千万円と定める。営業費用、営業外費用、それから特別損失と定めてございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条でございます。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。ここで職員給与費で1千510万7千円と定めてございます。

他会計からの補助金。

第9条、水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は921万8千円である。

続きまして、たな卸資産購入限度額を定めてございます。

第10条、たな卸資産の購入限度額は324万円と定めるというようなことでございます。あと5ページ以降はただいま各条項を読み上げました分の詳細の各資料になってございます。会計予算書の実施計画からキャッシュフロー、それから給与費明細書、貸借対照表等々の資料がございます。またこれは特別委員会等での御審議の際に参考になさっていただきたいと思っております。

以上、水道事業の概略説明をいたしました。

以上でございます。

議長(渡邊誠次君) ただいま執行部より議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算について

てから、議案第23号、平成29年度小国町水道事業会計予算についてまでの説明をいただきました。

では、議案第15号から議案第23号の中で、ただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算につきましては、各常任委員会に付託し審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって議案第15号は各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。

続きまして、議案第16号から議案第23号につきましても、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

お諮りいたします。議案第16号、17号、18号、19号、20号は総務文教福祉常任委員会へ。議案第21号、22号及び23号は産業常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって議案第15号から議案第23号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにいたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり、派遣することに決定いたしました。

日程第29、「行政報告」

執行部より報告事項がありましたら、お願いします。

町長(北里耕亮君) 行政報告をさせていただきます。昨年12月議会で上程をさせていただきました小国町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例につきましては、

今後も議会の皆さま方と協議を重ねた上で、臨時議会、もしくは6月議会で上程させていただきたいと考えております。十分皆さん方と議論を重ねたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、平成29年度の新規採用職員の一次募集、二次募集併せてお知らせをしたいと思います。一次試験については、一般職6名ということで名前は省きますが6名人数がおります。二次募集において保育士が2名、保健師が1名、栄養士が1名ということで、二次募集においては4名採用というふうにさせていただきました。

それから熊本県との人事交流ということで、今現在観光係のほうに県から一人きておりますが、今年度いっぱい終わります。また、引き続き職員研修という立場から人事交流をさせていただきたいと思っております。小国町産業課の高野尚哉さんを県に出向させたいというふうに思っております。県からは課長補佐級が入れ替わりで来ます。それから内閣府への、国の機関でありますけれども、職員の出向をさせていただきたいというふうに思っております。こちらのほうは以前もありましたけれども、平成29年度は1年間ということで、政策課森さんを出したいというふうに思っております。

それから薬味野菜の里のことを先ほど施政方針の中で発言させていただきました。この部分については、地方創生拠点整備交付金を活用して、検討してまいりたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように場所等を内部で検討します上で、ぜひ議会の皆さま方にも助言をいただきたいというふうに考えておりますものですから、何らかの形で例えば常任委員会、産業常任委員会とか、そのあたりはまた議会と相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、助言をいただく機会をいただければというふうに思っております。

最後であります。戦没者追悼式についてです。本年の戦没者追悼式につきましては、4月15日土曜日でございますが、午前中J A阿蘇情報企画センターで実施するよう準備を進めております。改めて御案内申し上げますが、お知らせをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

(午後3時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

# 第 2 日

# 平成29年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 平成29年 3月16日(木)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 3月16日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 3月16日 午前11時31分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 博 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐 々 木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 康 二 君	



1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 3. 16)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、3月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程におきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、議案第15号から日程第9、議案第23号までは平成29年度一般会計予算及び特別会計ほか各予算でありますので、一括して議題といたします。

本議案は、去る3月7日の本会議において、各々の所管に従って、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず、総務文教福祉常任委員会の委員長報告を求めます。

8番（松崎俊一君） ただいま議題となりました「議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について」、「議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について」、「議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算について」、「議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について」、「議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について」、「議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について」、総務文教福祉常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（渡邊誠次君） お諮りいたします。

委員長の報告が長いようですので、着座のままでよろしいかを伺います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。着座のままでお願いをいたします。

8番（松崎俊一君） ありがとうございます。去る3月8日、13日、委員の出席と執行部から北里町長はじめ所管の各課長、担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただいております。開会に先立ちまして、町長からの挨拶のあと、各担当課長より所管における予算の概要説明がありました。その後審議に入りました。2日間の審議をいたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆さまのお手元のほうに配付をしてあります。

それでは、まず質疑応答から報告してまいります。お手元の資料のほうを御覧いただきたいと思っております。それからまず予算書のほうのページ、できるだけページを追っていきたいと思っております。

31ページ、総務費の一般管理費の中で顧問弁護士委託料についての質問、同じく顧問弁護士の報酬、また訴訟の際の費用についての質問がありました。それから31ページ、エレベーター点検委託料。

32ページ、公会計整備業務委託料、32ページ及び33ページにあります郡町村会負担金、市町村会負担金についての質問、33ページ、研修会負担金についての質問がありました。それから33ページ、総務費の財産管理費、旧小学校維持管理謝礼の支払先並びに管理、維持管理契約についての質問がありました。

34ページ、公共施設等総合管理計画作成、支援業務委託料について。同じく34ページ、町有林保全管理委託料についての質問がありました。

35ページ、総務費の中の企画費、町景観審議会委員報酬について。同じくふるさと寄附金謝礼についての質問。それから35ページ、乗合タクシー運航委託料についての質問。

次に36ページ、がんばる地域支援補助金、空き家改修事業補助金、地域組織活動育成事業補助金についての質問がありました。

37ページ、総務費の諸費、交付税措置費にかかる公立病院交付金。

38ページの公立病院繰出基準負担金についての質問。それから38ページの地域活動交付金についての質問がありました。

39ページ、総務費の地籍調査費、地籍調査業務委託料及び地目変更についての質問がありました。

44ページ、総務費の環境モデル都市推進費、環境モデル都市コーディネート業務委託料についての質問がありました。

ページは少し飛びまして、83ページ、消防費の非常備消防費、阿蘇広域行政事務組合消防本部負担金の中で広域消防と消防団との役割分担、消防団の出動手当についての質問がありました。

84ページ、消防費の災害対策費、復興まちづくり計画策定委託料についての質問がありました。

次に、一般会計の歳入です。17ページ、使用料及び手数料の総務使用料、公有地使用料について、貸付先の土地の種別と件数についての質問。お試し暮らし住宅の使用料についての質問。

それから23ページ、財産収入、利子及び配当金、上球磨森林組合出資配当金、小国町森林組合出資配当金の出資額と配当額についての質問。同じく23ページ、財産収入の中、不動産売払収入、町直営林立木売払収入と歳出の町有林保全管理委託料についての質問。

24ページ、寄附金、総務費寄附金、ふるさと寄附金についての質問。

それから27ページ、町債の中で過疎債ソフトについての質問がありました。詳しい質問の内容、それから執行部からの答弁並びに各委員の御意見、御指摘につきましては、お手元の質疑応答集のほうを参照願いたいと思います。

次です。2日目、3月13日10時から開催ですが、まず歳出のほうから。43ページ、総務費住民支援費の中で、男女共同参画社会づくり並びに女性活躍推進法の努力義務、推進計画についての質問。同じく婚活支援対策業務委託料についての質問がありました。

51ページ、民生費。社会福祉総務費の中の社会福祉協議会補助金についての質問がありました。同じく54ページ、民生費の中で医療費一部負担金、乳幼児医療費、児童医療費についての質問。

55ページ、民生費の人権政策費、部落解放同盟小国支部補助金の中で、確認会糾弾会についての質問がありました。

57ページ、民生費。児童福祉総務費、出生祝金、放課後健全育成事業委託金、遊具公園付帯設備工事についての質問がありました。

58ページ、保育園費、研修事業についての質問。同じく職員の配置についての質問がありました。

61ページ、衛生費、保健衛生総務費、各種健診後の医療費、受診率についての質問がありました。

87ページ、教育費、小学校の学校管理費、30人学級について、それからスクールバスの導入についての質問。

それから89ページの机・椅子購入計画についての質問がありました。ページ89と、それからページ92にもありますが、教育費の中の小学校中学校の教育振興費の中の、入学祝金についての質問。

94ページ、教育費。社会教育総務費、社会教育委員の報酬、歴史資料検討委員会報酬についての質問。同じく94ページ、人権子ども会学習会指導者謝礼の質問。

95ページ、地域づくり環境学習推進事業補助金についての質問。

96ページ、教育費、集会所運営費について、目の変更についての質問。

97ページ、教育費の交流多目的施設費、新聞の購読についての質問。

100ページ、教育費、給食センター費、給食における主食、御飯・パンに関する質問。賄い材料の調達についての質問。

次に歳入で、26ページになります。給食の民間委託、給食費についての質問がありました。先ほどの報告と同様、執行部からの答弁並びに各委員の御意見・御指摘につきましては、質疑応答集のほうを御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算についてはすべての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、「消防団員の出勤手当の出し方が適当でない」「必要でない景観審議会委員の報酬が予算に計上してある」「いまだ同和関連予算が組み込まれていること」これら3つの理由で反対の討論がございました。

以上で、当常任委員会での議案第15号の審査内容の報告を終わりたいと思います。

本案は、去る3月7日当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算については賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきと議決をいたしました。

続きまして、平成29年度特別会計予算について、各課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず、議案第16号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算についてでございます。質疑といたしまして、歳出も歳入も含まれております。現役並みと一般所得者の限度額の引き上げによる影響についての質問。

それから15ページ、16ページ、人間ドックや健診委託料の計上についての質問。健診等の自己負担の助成、人間ドックの負担額助成についての質問。住民健診あとの医療費についての質問。これらの質問のほうが行われております。

続きまして、議案第17号、平成29年度小国町介護保険特別会計予算でございます。質疑といたしまして、31ページ、総合事業の移行についての質問が行われております。

続きまして、議案第18号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。保険料軽減の改正による対象者数とその金額についての質問。保険料の軽減判定誤り、還付金及び徴収についての質問が行われております。

続きまして、議案第19号、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてでございます。これにつきましては、質疑等はありませんでした。

続きまして、議案第20号、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてでございます。58ページ、美術館使用料についての質問があっております。

59ページ、修繕費についての質問があっております。詳しい質問の内容、それから執行部からの答弁並びに各委員の御意見等につきましては、お手元の質疑応答集のほうを御覧になっていただきたいというふうに思っております。

以上、当常任委員会所管の平成29年度特別会計予算について、すべての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。これから討論です。

議案第16号、議案第17号、議案第18号について、「予算の歳入である保険料が高すぎる。その結果、高齢者の生活の質が低下する」「個人の負担が増える割には給付が減る」との理由で、反対の立場での討論がございました。

議案第19号並びに議案第20号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会の議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の審査内容の報告を終わりたいと思います。

本案は、去る3月7日の当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案

第16号、議案第17号、議案第18号については、賛成多数、また議案第19号、議案第20号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

11番（松本明雄君） ただいま議題となりました「議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について」、「議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について」、「議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について」、「議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算について」、産業常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議長（渡邊誠次君） 委員長、着座のままで結構です。

11番（松本明雄君） 着座して説明してまいります。

去る3月14日、委員全員の出席と、執行部より北里町長はじめ、所管の課長ほか、担当執行部の出席をいただきまして、当委員会に付託されました議案について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、北里町長より挨拶をいただきまして、担当課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

1日間で審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆さまには事前に配付いたしました。それではまず、質疑応答から報告してまいります。質疑応答については皆さまの席上に配付した資料がすべてになりますが、その中から選んで報告をいたします。多少ページが前後する場合もあるかと思いますが、御了承ください。

まず、歳出でございます。42ページ、これは総務費の中に入っていますが情報課の担当であります。地域情報基盤管理運営費についての質問がありました。

続きまして75ページ、商工費、商工振興費の中での質問。75ページ、小国町創業支援補助金についての質問がありました。

76ページ。商工観光費の中で、小国町交流促進支援業務委託料についての質問がありました。

次は66ページ、これは産業課になります。農業費です。農業総務費の中で、岳の湯農業倉庫土地借上料についての質問。66ページ、農業費の中で農業振興費、阿蘇中央高等学校農業自営者育成協議会負担金についての質問がありました。

68ページ、農業費、畜産業費の中で、受精卵移植推進事業補助金についての質問。同じく農業費、担い手育成推進事業費の中の農業担い手支援補助金についての質問がありました。同じく農業者支援交付金についての質問もありました。68ページ、農業費、手づくりの館施設費。手づくりの館の加工施設について質問がありました。

72ページです。林業費、林業総務費、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、有害鳥獣駆除補助

金についての質問。同じく鳥獣被害防止総合対策事業補助金、有害鳥獣駆除補助金についての質問がありました。

次73ページ、林業費、林業振興費、小国杉使用建築物支援事業補助金についての質問がありました。

次は建設課です。81ページ、土木費。町道の改良工事についての質問がありました。

以上で歳出を終わります。歳入に入ります。

では、歳入の報告です。歳入は一番前のほうのページになります。17ページ、総務使用料についての質問がありました。歳入についてはこの1件であります。

以上、議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算については、すべての質疑を終了し、討論に入りました。討論におきましては、反対及び賛成の討論はございませんでした。

以上で、当委員会の議案第15号の審議内容報告を終わります。

本案は、去る3月7日、当委員会に付託され、報告のとおり、当委員会において審査を終了し、採決の結果、議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算については、全会一致をもって原案のとおり可決承認すべきと議決をいたしました。

続きましては、平成29年度特別会計予算について、各課の課長より所管における予算の概要説明があり、その後審議に入りました。

まず議案第21号、平成29年度小国町簡易水道特別会計予算についてでございます。質疑等はありませんでした。

続きましては、議案第22号、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。質疑といたしましては、質疑集の一番最後に載っていると思っておりますけれども、77ページ繰入金の中で、一般会計繰入金についての質問がありました。

続きましては、議案第23号、平成29年度小国町水道事業会計予算についてでございます。これにつきましても質疑等はありませんでした。

以上で、当常任委員会の所管の平成29年度特別会計予算についての、すべての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。

議案第21号、議案第22号、議案第23号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での議案第21号、議案第22号、議案第23号の審査内容の報告を終わります。

本案は、去る3月7日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、議案第21号、議案第22号、議案第23号については、全会一致で原案のとおり可決すべきと議決いたしました。

以上で、当委員会での経過報告を申し上げ、報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

二人の常任委員長からの報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

(午前10時33分)

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

議長（渡邊誠次君） これより議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては、自席より御答弁をいただきます。質疑ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。間もなく発生から1年を迎えようとしている熊本地震で、これまで大きな地震に襲われたことがなかった小国町にとって、震災が決してよそ事ではないということを私たちは認識をさせられました。熊本地震は長期化する余震が特徴でした。本震後、いつ終わるとも知れない余震の中で、小国町の間近を走る別府一万年山断層に波及してしまえば、小国町も大変な被害を受けるのではないかとということを心配した町民は少なくないと思います。幸いにして、今日まで別府一万年山断層は地震を引き起こしておりませんが、日本列島はいつでも大きな地震が発生してもおかしくない、そのための備えをきちんとしておくことの重要性を認識させたのが熊本地震だったと思います。そのために重要なことのひとつが耐震化の促進です。直ちに取り組むべきです。平成24年7月につくられた小国町建築物耐震化促進計画によりますと、住宅耐震化率37.1%を平成27年度までに90%に引き上げると目標を立てています。現在集約中ということですが、結果は目標に程遠いのではないかと思います。本予算においてこの目標達成のための具体的手立ては取られていません。住宅の耐震診断、工事促進のための制度設計、予算措置を求めます。

農業の持続的発展はもとより、少子高齢化、人口流出対策にとっても若手農業者への支援は大変重要です。小国町では町単独事業で専業農家の親元就農者に対して、所得保障のための補助事業を行っています。制度スタート時には国の青年就農給付金にならい、最長5年間支給するとなっていたものが、ほどなく3年間に短縮されてしまいました。国の給付金は経営が不安定な収納直後5年間の所得保障をうたっています。例えばアスパラは種をまいて、ようやく収穫できるのは3年後です。委員会審議の中でも、冬場の椎茸栽培など新たな取組を指導するという話がありましたが、そうした新たな取組が軌道に乗るのには一体どれぐらいの年数が必要かという事実に基づいた制度設計にすべきではないでしょうか。



イノシシ、シカによる農作物被害は年を追うごとに範囲が拡大しています。委員会審議では駆除に対する議論が活発に行われていましたが、同時に防御をすることも重要です。電気柵は大きな農家になればなるほど、必要な数が増えます。小国町では地域的にまとまった場所だけでなく、複数の箇所にわたって作付を行う農家もたくさんいらっしゃいます。電気柵の設置補助について、2度目以降の給付も可能とするよう制度を見直すべきです。

去年の9月議会では、執行部は不必要なものほとんど削り、必要なものには予算措置をするメリハリのある予算編成をすとしていました。しかし、本予算を見て見ますと、例えば同和団体補助金の予算が一律カットの流れの中で減額されたものの、無駄遣いは以前残ったままです。地方財政審議会が平成27年12月に発表した、今後目指すべき地方財政の姿と、平成28年度の地方財政への対応についての意見の公共施設等の総合的な管理という説で、各地方自治体は公共施設等総合管理計画を公共施設等の集約化・複合化に踏み込んだものとするよう努めつつ、平成28年度中の策定完了に向けて作業を加速させるとともに、同計画に基づき公共施設等の最適な配置等に取り組む必要があると述べています。私はいわゆるトップランナー方式を必ずしも支持するものではありませんので、無条件に何でもかんでも民間委託や再編を行うべきではないと思います。しかし、その上で小国町の人権、同和政策のハード面で隣保館と倉原集会所の二本立てを続ける必要があるでしょうか。本議会では手づくりの館と悠工房の集約の方針が示されましたが、この問題でも聖域を設けずに町民の立場に立った姿勢での検討を求めるものであります。メリハリのある予算という言葉が示すものが一体どこに表れているのか、総じて従来の延長線上の予算編成です。これでは町民の願いに答える住民の福祉の増進という目的にかなう予算だとは到底言えないということを申し添えまして、討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算について、各々の委員会からは原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けました。よって、各委員会の報告のとおり原案可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決いたしました。

議長（渡邊誠次君） 続いて議案第16号から、議案第23号までの各特別会計及び水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第16号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第17号、平成29年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第18号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。あとの特別会計については賛成です。

社会保障であるこれら3つの特別会計ですが、高すぎる保険料に町民の生活が苦しめられ、地域経済の衰退にすらつながっています。しかも、負担は再現なく増え続けているにも関わらず、給付はますます抑制されています。命を守るためのこれらの制度が、暮らしを苦しめるという本末転倒な状況が広がり続けています。医療費負担の上限を定める高額療養費制度は、70歳以上の人を現役世代と同水準に引き上げ、外来のみの負担を軽くする上限特例も廃止します。年収370万円以上の現役並み所得者は、4.4万円から最低でも8万円以上に、同370万円未満の一般所得者は月1万2千円が5万7千600円になります。

介護保険では、一人暮らしで年金収入が年280万円以上の人などが、去年8月から自己負担が2割負担に引き上げられましたが、40歳から64歳までの保険料について、今年8月から収入に応じた総報酬割を段階的に導入することになっています。

後期高齢者医療制度では、4月から低所得世帯に対する保険料の軽減措置が縮小されます。所得に応じて支払う所得割が5割から2割、元会社員等の扶養家族などの定額部分も9割から7割に減らします。このため小国町でも総額259万400円の負担増であります。

安倍政権は2017年度予算で、社会保障費の自然増分1千400億円をカットするために容赦のない給付の削減、負担増を押し付けています。しかし、国民に負担増ばかり強いる政治ではますます消費を冷え込ませ、日本経済の健全な成長にも大きなマイナスです。税の集め方、使い方を改めるなどの改革に踏み出す政治の転換こそが急がれます。小国町の姿勢も問われています。国の悪政に黙って従うばかりなのか。それとも福祉の機関として、悪政の防波堤として、町民の暮らしを守るかということです。

間もなく、国民健康保険税率の見直しの時期も迫っています。去年は結果として据え置かれましたが、地震発生後も引き上げの準備を進めていたことは、改めて厳しく批判をしておきたいと思います。例え今被保険者の家計に大きな負担増を強いて、多少国保財政をよくすることが本当に意味があることなのか、くれぐれも考えていただくよう求めまして、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも原案のとおり可決すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたします。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第16号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第17号、平成29年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第18号、平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第19号、平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第20号、平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第21号、平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第22号、平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

続いて議案第23号、平成29年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

ここで資料配付のため、約5分間の休憩を挟みます。

(資料配付)

(午前10時57分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

議長(渡邊誠次君) 先ほど北里町長から、小国町公の施設の管理者指定についての議案が3件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思えます。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

議案第24号、小国町公の施設の管理者指定について(ゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール))、議案第25号、小国町公の施設の管理者指定について(小国町総合交流促進センター(ゆけむり茶屋))、議案第26号、小国町公の施設の管理者指定について(小国町障害児福祉施設)の3件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これからの議事は、ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおりでございます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では、追加日程第1、「議案第24号 小国町公の施設の管理者指定について(ゆうステーション、杖立多目的ホール(Pホール))」を議題といたします。

ここで議案第24号、小国町公の施設の管理者指定につきまして、地方自治法117条の規定により、穴井議員が除斥の対象となります。穴井議員、退場、退席をお願いいたします。

(穴井議員退席)

議長(渡邊誠次君) 執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) それでは議案集をお開き願いたいと思えます。まず1ページでございま

す。

議案第24号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

平成29年3月16日提出

小国町長 北里 耕亮

記

- 1 指定管理の対象となる施設      ゆうステーション  
杖立多目的ホール（Pホール）
- 2 指定管理者の名称、代表者及び住所  
名 称    株式会社 ゆうステーションカンパニー  
代表者   代表取締役 河津悦雄  
住 所    阿蘇郡小国町大字宮原1754番地17
- 3 指定管理の期間                      平成29年4月1日から平成32年3月31日まで  
でございます。

それでは、資料といたしまして、右肩のほうに総務課資料（7）と書いてございます。今回指定管理者の候補者選定につきましては、先日全員協議会の中で3つの議案につきまして、公募、非公募ということで全体の説明をさせていただきました。まず、ゆうステーション、杖立多目的ホールにつきましては、一応公募ということで公募をさせていただきました。今回公募につきましては、2月20日から公募ということで、一応公募の仕方といたしましては、おぐにチャンネル、又はホームページということで公募をさせていただきました。その結果、先ほど申しました株式会社ゆうステーションカンパニー1社だけの公募ということで、それから審議に入りました。3月9日に小国町の審査委員の皆さんによります審査を行いまして、審査の内容といたしましては、小国町の公の施設の管理者制度に係る運用指針に記載されておりますアからケ、この項目につきまして審査をいたしまして、上記の候補者が管理者として適合するという結果に至りました。

資料の次のページからが小国町の公の施設の指定管理者の申請書ということで、申請書を付けております。申請書の内容につきましては、1から8ということで明記しております。1番からは定款、その他書類でございます。そのほか代表者名簿、法人にあたっては設立登記簿本の写し、運営方針、事業運営計画、収支計画書、直近3年間の事業実績報告書、その他町が指定した資料ということで、その他につきましては省略させて添付をいたしておりません。こういった形で申請を受けて審査したわけでございます。ゆうステーションにつきましては御承知のとおりゆうステーションカンパニーということで、実績がこれまでも非常に高いということでもあります。またこれまでの実績から言いましても、非常に順調に収支計画を出されているということでございます。

す。

また、ゆうステーション中ではラジオ放送など福利厚生増進にも、町民への働きかけも十分になされていると。また利用施設関係につきましても接待など十分な福利厚生、また地元の雇用関係も十分に雇用創出がなされているというようなことなど、これまでの経歴を十分活かした経営をなされているということで、今回審査をいたしました結果、ゆうステーションカンパニーが適度であるというふうな判断に至っております。今回書類を付けておりますけれども、申請書の書類等、中身につきましては、御質問等ございましたら担当のほうから説明をさせていただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第24号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号、小国町公の施設の管理者指定（ゆうステーション・杖立多目的ホール（Pホール））について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 穴井議員につきましては、どうぞ議場のほうにお戻りをいただきたいと思います。

（穴井議員着席）

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「議案第25号 小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）」）を議題といたします。

ここで議案第25号、小国町公の施設の管理者指定につきまして地方自治法117条の規定により、穴井議員が除斥の対象となります。

穴井議員、退場、退席を願います。

（穴井議員退席）

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第25号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

平成29年3月16日提出

小国町長 北里 耕亮

記

- 1 指定管理の対象となる施設 小国町総合交流促進センター  
(ゆけむり茶屋)
- 2 指定管理者の名称、代表者及び住所  
名 称 わいた温泉組合  
代表者 岡本裕  
住 所 阿蘇郡小国町大字西里2816番地
- 3 指定管理の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで  
でございます。

それでは右肩に資料(8)と書いた資料がございます。こちらのほうを御覧になっていただきたいと思っております。今回、ゆけむり茶屋につきましても公募ということで、2月20日から公募をさせていただきました。また書類の提出をいただいて、3月9日に審査規則に基づきまして審査をいたしました。審査内容につきましては、先ほどのゆうステーションと同じくアからケ、この中の審査、運用指針の内容につきまして審査をいたしまして、3番の審査結果で出しまして、上  
記候補者は管理者として適合するものというふうに判断をいたしました。

その次のページからが指定管理者の申請書ということで、規則に則りました書類が提出されております。ゆけむり茶屋につきましても、これまでの実績等が非常に安定していると。また地域と密着した経営をされているということがございます。また地域のクリーンエネルギーと蒸気などを使った有効的な料理の開発、そういったこともなされているというような形で、引き続きゆけむり茶屋につきましては、わいた温泉組合が適当であるというような判断に至った審査でございます。審査資料につきましては、御覧のとおり過去3年分の実績等も付けてございますので、内容等につきましては、詳しい御質問等ございましたら担当のほうから説明をさせていただきます。

以上で、概要説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第25号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 配付資料の中で、2枚目ですね。申請書。この中に申請内容の提出書類の中に設立登記簿謄本の写しというふうになってはいますが、登記簿謄本がないと思うのですが、

提出を受けていないのですか。

情報課長（佐々木忠生君） 今回の申請にあたりまして、確かに登記簿謄本の提出ということで、申請書のほうには謳ってありますけれども、わいた温泉組合が任意団体ということで登記をしておりませんので、登記簿の写しは添付をいたしておりません。そういう申出も組合からあっております。

5番（児玉智博君） 確かにその法人格が必要とはなっておりませんので、それはいいと思うのですが、ないものをここに提出書類というふうに。これは書くように指導しているのか、それともわいた温泉組合が間違われたのかわかりませんが、そういうところは書類の取り扱いという点では二重線を引いてもらうとかすべきだと思いますが、どうですか。

情報課長（佐々木忠生君） 申請書の様式を行政のほうで指定しておりました。資料の中の一応15ページの中段のほうに、わいた温泉組合は任意団体で登記はしておりませんので省略いたしますということで、組合のほうからはそういうことが書かれております。今後そういう部分については、うちのほうで再度チェックをさせていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 資料の中に雑収入でわいた温泉組合のほうに行ったお金が入っていますけれども、この意味をちょっと説明をお願いしたいと思います。245万3千円。交流センターの中にこのわいた温泉組合のお金が行っているということですか。32ページ、31ページ、ここの説明をお願いします。補助金で。

情報課長（佐々木忠生君） 今回申請主体としてはわいた温泉組合ということで、町等の補助金につきましては、わいた温泉組合のほうに入っております。この決算につきましては、ゆけむり茶屋本体の決算とわいた温泉組合の決算と、最終的には合併した合わせた決算ということで添付をさせていただいております。

4番（高村祝次君） そういうことは、この補助金がいけないと結局この運営ができないということに取ってもいいのですか。

情報課長（佐々木忠生君） ゆけむり茶屋単独での決算でも、十分に対応できているのではないかなというふうに思っております。ただもうひとつ、わいた温泉組合につきましては、わいた温泉郷の地域の振興ということで町のほうで補助金のほうを流して事業のほうを推進していただいているというもので、決算上はちょっと合併になっておりますけれども、一応別々のということでよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

4番（高村祝次君） そのあたりをはっきり分けないと、私はこれはわいた温泉組合が運営している。でもお金は色が付いていけませんので、しっかり資料をつくるときに交流促進センターがこの補助金をもらわないでやっていけるかいけないのかというのがはっきりこれは表れている、わからないのではないかなと。今ちょっと初めて見ましたけれども、これは補助金を入れて初めて運



営がされているというふうには私は受け取りましたけれども、されていないというのは、これを入れてなくても運営ができていうふうな、そういう資料をつくるべきではないかなというふうには私は思いますけれども、いかがでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君） すみません、お手元の資料の20ページのほうをお願いしたいと思います。ここでゆけむり茶屋の分についての実績報告書を添付させていただいております。平成27年度実績につきましては、収入のほうが2千977万4千円、それから支出のほうが2千914万6千円ということで、62万8千円ほどの黒字があるというふうな部分で申請書を添付させていただいております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町公の施設の管理者指定（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋））について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

穴井議員につきましては、どうぞ議場のほうにお戻りをいただきたいと思っております。

（穴井議員着席）

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第26号 小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設）」を議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集3ページをお開き願いたいと思っております。

議案第26号 小国町公の施設の管理者指定について

地方自治法第244条の2第6項及び小国町公の施設管理者の指定等に関する条例第9条に基づき、小国町公の施設の管理者指定について下記のとおり指定する。

平成29年3月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

1 指定管理の対象となる施設 小国町障害児福祉施設

## 2 指定管理者の名称、代表者及び住所

名 称 社会福祉法人 小国町社会福祉協議会

代表者 会長 奴留湯哲宣

住 所 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地2

## 3 指定管理の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

でございます。

それでは、総務課資料右肩に（9）と書いてございます。この資料を御覧になっていただきたいと思っております。

今回、小国町障害児福祉施設につきましては、全員協議会の中でも説明させていただきましたように非公募ということでいたしております。これにつきまして、非公募でございますけれども、審査をいたしております。3月9日に審査をいたしまして、審査の内容等につきましては公募と同じような審査の内容で審査をいたしまして、上記の候補者は管理者として適合するものというふうに審査委員会の全会の一致でそういった意見でありました。

次のページからが指定の申請者からの書類ということで、過去3年間の実績等を踏まえて提出をいたしております。小国町社会福祉協議会につきましては、平成2年からの社会福祉法人ということで認可を受けておまして、長年の実績等が十分備えていると。また社会福祉のニーズといたしましても、非常に安定した経営をなされているということでございます。また24時間の勤務体制ということで、町内でこういった施設等を運営するのにノウハウに非常に長けていると。また利用に関しても、いろんな食材関係も町内からの調達。また雇用に対しても、町内の雇用が十分図られているというふうなことでございます。そういったことで、全体的に小国町社会福祉協議会が一番妥当であるということで、適合であるというふうに認定されました。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第26号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） ここは福祉施設ということで、まさにそういう障害者の子の暮らしとか人生をやはりサポートしていくという、福祉の分野で非常に大事な部分を担う施設だというふうに思います。そうした中で、やはり働く人たちがきちんとした待遇を受けると、そういう長時間過密労働などにならないようなふうに、そういうスタッフの働き方というのが非常に大事だというふうに思うのです。そこでこの申請書類の中に一番の定款、組織規則、寄附行為、規約又はこれらに類する書類ということで、13ページに就業規則が載せられています。しかし条文は省略するというので、そういうのがありますよという形で、全131条にわたっての一覧だけが付けられているわけです。議会での審議ですので、これを全部出す必要はないと思うのですが、こういう審査会の中ではきちんと確認はされているのですか。

総務課長（松岡勝也君） 審査会におきましては、就業規則全部添付した上で審査をいたしました。

5番（児玉智博君）　ということは、この条文は省略というのは、そちらの執行部の中で書かれてこちらに出されたということですね。

総務課長（松岡勝也君）　そういったことだと思います。そうです。

5番（児玉智博君）　では、例えばこの第2節の休日ですけれども、第45条はどういう形で謳われているのですか。

福祉課長（木下勇児君）　第2節の休日、第45条というのは、こちらについては職員の休日についてを謳ってあります。基本的には勤務割表によって指定した日を休日とするということと、全項の休日は1週間において少なくとも最低1日以上とする。あと法定の休日、1週間内に1日定めるといった等の項目を記載されております。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、小国町公の施設の管理者指定（小国町障害児福祉施設）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君）　挙手多数でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日2日目の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて閉会をいたします。お疲れさまでございました。

（午前11時31分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

# 第 3 日

# 平成29年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

1. 招集年月日 平成29年 3月17日(金)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 3月17日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 3月17日 午後 3時15分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 康 二 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 3. 17)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

今日は、3月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

今日は、一般質問1日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は、まず児玉智博議員、次に熊谷博行議員、順に時松昭弘議員、時松唯一議員、穴井帝史議員となっております。よろしく申し上げます。

では、児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

災害支援住宅について質問します。熊本地震では、県の調査によりますと18万5千506棟の住宅が被災をし、うち4万1千894棟が半壊以上の判定を受けているということです。応急仮設住宅4千303戸、民間の賃貸住宅を借り上げるみなし仮設住宅1万2千568戸が設置されているということでもあります。この仮設住宅は、災害救助法の適用があつて供与されるものです。ちなみに同法では、仮設住宅を設置するのは都道府県となっております。ですから、多くの方が住まいを失うこととなった殿町火災では、仮設住宅は設けられなかったわけですが、新潟の糸魚川市の火災は災害救助法が適用されたため、新潟県はみなし仮設の提供を行いました。

しかし、火災や災害等で唯一の住まいや財産を失うということは被災住民にとって災害の大小にかかわらず、そのダメージは同じだと思います。たとえ1棟だけの被害であっても、社会が被災した方の暮らしを支えることは、大変重要なことだと思います。小国町では、殿町火災で被災された方の中に、災害支援住宅に入居された方もいらっしゃるかと思いますが、現在小国町の災害支援住宅はどれだけ準備されているか、その個数と間取り、あるいは面積を御報告ください。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。被災住宅についてお答えいたします。今現在、被災住宅として確保いたしておりますのが、帯田住宅が鉄筋コンクリート1棟で2階建て6戸、それと元下城小学校の教職員住宅、木造平屋1戸、計7戸を準備しております。帯田住宅につきましては、1戸当たり40平米、間取りにつきましては、居間が6畳とフローリング4畳半、それと台所、風呂、トイレを完備いたしております。下城の旧教職員住宅につきましては、面積が55平米でございます。間取りはフローリング4畳半と6畳の和室が2部屋でございます。また台所、風呂、トイレを完備した、そういった被災住宅の状況でございます。

5番（児玉智博君） 現在、社会的に単身世帯や、いわゆる核家族が増えており、小国町もその流



れの中にあると思います。しかし、平成27年の国勢調査を見ても、小国町は世帯総数2千805のうち、1人世帯が848、2人世帯が880、3人世帯が473、4人世帯が304、5人世帯が138、6人世帯が66、7人が53、8人が14、9人世帯が3、10人以上の世帯が2となっています。実に276世帯、1割近くが世帯人員5人以上となっているわけです。まだまだ大家族が多いのが小国町の特徴ではないかと思えます。こうした実情を見ても、家族数が多い世帯向けの被災支援住宅を準備すべきだと思います。そこで確認ですが、これまでに世帯人員が多いからと町が準備している支援住宅は手狭だということを理由に、支援住宅への入居を断念した事例は把握しておられるでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 大家族につきましての御相談等は過去に今年1件ございました。この件につきましては、先ほど申しましたように帯田住宅を一応見ていただきましたけれども、間取り等が少なくてちょっと断念いたしまして、個人の住宅を探したという話を聞いております。

5番（児玉智博君） 今年に入って1件ということでしたが、それ以外でも私が把握しているだけでも、数件の複数の事例があります。やはりある程度の世帯人員にも対応できるような支援住宅はあらかじめ準備しておいたほうがいいと思うわけです。見解をお聞かせください。

総務課長（松岡勝也君） 今回につきましては、前もって災害、地震があった直後に旧教職員住宅のお試し住宅を災害用というふうに切り替えまして準備いたしました。今回、大家族ということの受入れにつきましては、もちろん災害救助法が適用になればそれだけの仮設住宅を準備する必要があると思えますけれども、今後そういった大規模等の適用があった場合を想定しながら、今後の復興計画並びに災害のいろんな見直し等を踏まえまして、大規模なそれに備えた場合の、住宅を準備するのが事前に必要か、それも含めて検討する必要があるかというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 質問をよく聞いてほしいのですが、私はその大規模災害になったら、その災害救助法で国の予算も入ってそういうものが準備されるわけです。それはよく知っています。そうではなくて、私が先ほど言ったように、そういう例え1軒だけしか被害を受けていない、火事であったりとか、あるいはそういう風水害についても家がなくなると、家と家財道具を失うという大変さは、そういう災害の大小にかかわらず、被災者の家族にとっては同じではないですかというふうに言っているわけです。それで、私は何も新築でそういうものを用意しろとは言っていないし、豪華なものを用意する必要もないと思います。

そこで、例えば小国町は移住者向けに空き家となっている戸建て住宅を賃貸又は売却していいという、そういう家主さんから物件を募って空き家バンクとして登録をしています。現在、登録件数22軒、このうち契約済の件数が11軒だということですので、残りの11軒はまだ利用されていないわけです。それで、私はこの11軒を全部そうしろとは言いません。11軒のうち1、2軒からでもそういう大家族向けの被災者支援住宅に取り組むべきだと思いますが、いか

がでしょうか。万が一、住まいを失って困っている人が出ても、そういう当面の暮らしを心配しなくていいようにしていくことが行政の仕事だとは思いませんか。

総務課長（松岡勝也君） 今回、殿町住宅の場合におきましても、お試し住宅、空き家住宅の話も持ちかけました。そういったところも柔軟にお話をさせていただきまして、空き家住宅につきましては個人の財産ということで、それから先の話につきましては個人との話になりますが、行政がそこである程度入る形を取り得た場合は、そういった対応もしていく必要があると。また今回地震で避難された方、また大規模半壊で避難された方につきましては、町営住宅のほうを優先的に入居していただきました。そういったことで、議員のお話の中にありますように空き家住宅又は町営住宅、そういったところを災害時、緊急時には優先的に入っていただくとか、そういった形は取っていく必要があるというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それで、火災や自然災害で住宅を失った場合、同時にその中にある家財も失うことになってしまいます。参考までに朝日新聞が2014年に行っていた想定では、夫婦と子ども2人の4人家族の場合、家具・家電、衣類だけで269万円の生活再建資金が必要だということでありました。やはりこれは、いずれは自分でそろえなければならないものとはいえ、ただでさえ大変なときに、急に家財道具をそろえるというのは大変困難なことだと思います。家具・家電付の支援住宅といいますか、当面の間貸し出せる家電、例えばテレビであったり、冷蔵庫、洗濯機、エアコン程度はあらかじめ町が準備をしておいて、そういう方たちが支援住宅であったりとかに入る場合に、すぐに貸し出せるようなそういう準備を整えておくべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の家電関係につきましてはの準備ということでございます。基本的には自己の責任で対応するものと考えておりますけれども、緊急の火災の今回のような場合につきましては、素早く町としても見舞金を支給させていただいて、そういったところでいろんな購入に使っていただきたいという気はいたしました。

また必要最小限ではございますけれども、日赤等の緊急物資関係も支給いたしましたけれども、家電関係につきましてはなかなか金額等もかかるというふうなことで、今回の火災につきましては、社会福祉協議会の積極的な働きかけによりまして、家電の多くの寄附をいただいたということで、今後もやはり以前から家電等の備え付けというのは非常に難しいと思いますので、そういった緊急時にはやはり今回の社会福祉協議会のような働きかけと、行政が一体になりながら、いろんな支援物資、電化製品等をお声がけして募っているという形が現実的な話ではないかなというふうに考えております。

5番（児玉智博君） なかなか殿町火災のようなレアケースを前提にして、さっきから答弁されているわけだと思います。そうではなくて、聞きます。殿町火災の前後にも1軒だけの火災というのが発生しているかと思いますが、そのときにもそういう寄附の呼び掛けをされましたか。

総務課長（松岡勝也君） 1軒だからといって声掛けをしたわけではありませんけれども、そういう臨機応変に対応して、やはり声がかかれば福祉の面、社会福祉協議会の助け合いの精神で行政もそういった連携は取っていく必要があるというふうに考えております。

5番（児玉智博君） この助け合いの精神って言って、それは共助というのは大事なのですが、その共助を理由に公助の部分をやりませんというのはどうなのかというふうに思います。その寄附というふうになってしまえば、それはあげたものになってしまいますから、そのときの被災者の人のものになってしまいますよ。私はそうではなくて貸出という形であれば、ある程度のセット数を持っていれば、それが使い回しができるじゃないですかというふうに言っているわけです。だから、支援住宅に置いていていただければいいと。次の住まいのところに持ち運ぶ必要もなくなりますので、引っ越しの手間という部分でも被災者の人にとってみれば助かる話ではないかと思うのですが、ある程度のセット数ぐらい大した予算ではないと思いますよ。備え付けすべきではないですか。

町長（北里耕亮君） 災害支援住宅、被災者用住宅の御質問・御意見でございます。議員の言われる寄り添うという部分は、行政もいろいろ考えなければいけないと思いますけれども、今までのケースで殿町の大規模火災のパターンは確かになかなかまれであるというふうには思いますが、議員おっしゃるような1軒が火災で被災に遭われるというケースは、今までも小国町でも大変多いケースであります。その際に今までは一般的というか、御親戚の方のところに身を寄せたり、又は集会所といいたまいますか、近くのそういう公民館に一時的にはありますが、いていただいたりというケースがあったのではないかなと思います。新たな枠組みというか、これから新しいことを考えるにあたって、それを絶対やらないという部分ではないかと思いますが、殿町のようなまれなケースを経験をしまして、その後例え1軒、1世帯の火災であっても、行政がやっぱりその際にもいろいろ必要最低限の救援物資などは持っていつておりますが、家具であったり家電であったりと、そういう新しい御意見は御意見として踏まえまして、今度どういうふうに行政がそれを寄り添うために考えられるかというのは、また考えていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） そんな今初めて聞いたような答弁をされても困るんですよ。ちゃんと通告していますよ。2月28日に。ある程度、これを聞きますよというふうに、ここである程度の答弁をしてほしいから私は通告しているわけなんですけれども、そういう態度ではそもそも通告の意味が何なんだというふうになりますので、ある程度の準備をそちらも整えてから、この一般質問に臨んでいただきたいというふうに思います。

それで、やはり今町長が言われたように、そういう困っている人に寄り添うという姿勢が私は本当に大事だというふうに思うわけですよ。やはり、今いる小国町民が大事にされていないなら、それは今、移住・定住で何とか人口減少を防ごうというふうに多分頑張っていらっしゃると思う

のですけれども、やはり移住してきた人たちも、そこに定着すれば同じ町民になるわけではないですか。町民になってからも大事にされないなら、小国町に住もうなんていうふうに思わないと思います。それで、やはりそういう火災であったり、災害というのは家を失うわけですから、生活の本当の基盤がなくなるわけですよ。そこでやはり今ある支援住宅に大家族だから入れないというふうになってしまえば、それで町が実際今までそういう斡旋をしてない事例があるというふうにも私は把握しております。そうになってしまえば、小国町以外、じゃあ例えば南小国町にそういう仮の住まいを見つけて、南小国町のほうが住んでみてよかったというふうになれば、小国町から人口流出にもつながるわけではないですか。やはりその辺までしっかりそういう複眼で物事を見て、こういうやっぱり被災者支援というのは力を入れていくと。町は本当に力を入れていかなければならない仕事だと思いますので、本当に真剣に考えていっていただきたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。就学援助について質問します。今子どもの貧困が社会問題になっています。日本の子どもの貧困率は16.3%、実に6人に1人が貧困状態であると言われていています。しかも、それはなかなか表面に見えにくい状況の中で、子どもたちが苦しんでいる状況があると言われていています。こうした中、全国で公立の小学校や中学校の給食の保護者負担を軽減する市町村が増えています。全国では4市33町25村の62自治体が全額補助を行っています。一部補助を含めると全国で362の市町村が保護者負担の軽減を図っています。さらに来年度から無料や半額補助、多子世帯補助などを予定している市町村は少なくありません。県内では、2自治体が無償化、一部補助が10自治体に広がっています。宇土市では第3子以降を無償としているそうであります。近隣では南阿蘇村が半額助成をしています。何人かの保護者の方に意見をお聞きしたところ、うちにいても食費はかかるものだから学校で食べる給食を払うのは当然でしょうと皆さんはおっしゃいます。しかし、教育費の中で毎月経常的に支出するのが給食費で、結構大変ではあると。少しでも補助があれば助かることではあるとおっしゃる方もいるわけです。それで今の給食費、小学校で月4千円、中学校で月4千600円なんですが、この間私が記憶するだけでも結構値上げが繰り返されています。

2014年に消費税導入に伴い、小学校90円、中学校100円、去年は学校給食センターの移転で米飯給食がスタートした年で、小学校910円、中学校1千円、3年前と比べて月1千円も値上がりしています。大変な負担だと思います。学校給食法は第1条で、この法律は学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると述べています。

そして第2条で、学校給食を実施するにあたっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないと述べていますが、その

目標とは1つが適切な栄養の摂取による健康の保持・推進を図ること。2つに日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3つに学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。4つに食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5つに食生活が食に関する人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6つに我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7つに食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこととなっています。つまり学校給食は食育の教育の一環だということであります。そして憲法第26条は義務教育はこれを無償とするとなっています。学校給食の無料化についてのお考えをお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） おはようございます。ただいまの給食費の無償化・無料化につきましては、先ほど議員からもございましたように、いろんな市町村で実施に踏み切っているとのことでございます。先日、荒尾市が小学校においてその方針を進めるとの新聞記事もございました。県内では水上村と山江村が実施に踏み切っているとのことでございます。また新たな動きも出てきているところでございます。

さて、学校給食法がございまして、その第11条では施設や設備及び運営にかかる経費は設置者負担、それ以外は保護者の負担として住み分けがなされております。その結果として食材にかかる部分は保護者、いわゆる受益者負担と一般的には長い間全国的に徴収されてきたという経緯がございます。しかし、この法律も昭和29年に施行されたものということで、やはり平成21年には食育の関連法が施行されております。また同じ時期から子育て支援の政治機運も盛り上がってきているところでございまして、給食費の無償化という自治体が出てきたというふうに認識しております。また最近では、先ほどもございましたが、第1子は全額、第2子は半額とか第3子は無償とするような自治体も出てきている状況もあるようです。

しかし、これらも先ほど議員のほうから362市町村という話がございましたように、しかし、全国的にまだまだごく限られた数ではないかなということも思っております。私自身は子育て支援の方策として、保護者の負担軽減ということにつきましては基本的に同意いたします。ただ、この子育て支援が即経済的な支援だけということになりますと、考えなければならない状況も生まれてくるかなと思います。それは無償化を進めるとすれば、同時に親の子育ての意識改革、意識の高揚というものを同時に進める必要があるかなというふうに思っています。子どもの食事の責任は町であると、単純には思わないかとは思いますが、もしそういう方が保護者の中にいらっしゃるとすれば、無償化も逆効果になってしまいますので、およそ教育の本質が損なわれてしまう危険性もあるということございまして、そこで親の子育ての意識を高めること、逆に言いますと、無責任な子育てや規範意識の低下には、やはり子どもは責任を持って慎重に対応を

する必要があるかなというふうにも思っております。

またその上、町民の貴重な税金を使うわけですから、子どもさんのいらっしやらない家庭にも理解を願わなくてはならないなと思っております。このようなことを考えましたとき、給食費の無償化は全国的な動きの中にありますので、それはしっかりと認めつつ、親の子育てに関する意識を高めつつ、総合的に判断していきたいと。そういう必要があるというふうにも思っております。現時点では、これまでどおり保護者の負担としたいと思っております。ただ今後、親に考えていただきたい子育ての理念を丁寧に語りかけていく、あるいは意識を高めていながら、併せて町ができる経済的支援にはどのようなことがあるのか、可能なのかをしっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほど荒尾のことを言われましたけれども、3月定例議会の一般質問で市長は10月から小学校の無料化に踏み切るけれども、中学校のほうについても拡大していきたいというような、非常に前向きな答弁をされているということも言っておきたいと思っております。それで何かちょっと飛躍されたようなことを言っているかなというような気がしたわけですが、それは給食費を無料にしたって、朝と夜の食事についてはそれは保護者の方、おうちの方たちが責任を負うことですよ。学校は学校教育機関、小学校も中学校もですが、だから教育はすべて学校の責任で親に責任はないんだというようなことはいいではないですか。親には教育を受けさせる義務があるとなっているわけじゃないですか。それで何というか、なかなか現状として、やはり私はさっき言いましたけれども、6人に1人が貧困の状態ということになっています。それでそれをただ6人を学校の児童・生徒の数で割って、その数だけ小国町に貧困の子どもがいるというふうには私はならないと思っております。しかし同時に言えることは、小国町に相対的貧困の子どもがいないというのは、それは絶対に私は言い切れないことだというふうにも思っております。

2月12日に放送されたNHKの「見えない貧困、未来を奪われる子どもたち」を御覧になったでしょうか。小学校5年生の女の子、小学生になってから新しい服を買ってもらえない。夜遅くまで働くお母さんを手伝おうと、家事を手伝っている姿が映し出されていました。先ほども言いましたように、今6人に1人の子どもが貧困状態に置かれています。小国町でも年々就学援助を受ける家庭が増えているというふうにも感じています。しかし、この子どもの貧困はなかなか見えにくい。給食費だってそうです。何とか生活を切り詰めて給食費を捻出する、そういう御家庭が小国町にもいるのではないのでしょうか。今全国で子どもの貧困の実態についてアンケートなどを実施し、把握する努力が行われています。小国町でもこれを実施して子どもの貧困の実態を把握する努力をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。今の答弁というのは実態が全く把握できてないから、そういう答弁しかできないのではないかというふうにも思いますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） いろいろな御指摘ありがとうございます。まず子どもたちの食育に係る部分では、もちろん学校も大きな責任がございますし、私が先ほど申し上げました一緒に保護者の意識を高めていくということにつきましては、食育を通して家庭でも学校と一緒に、子どもたちに正しい健全な育成をしていきたいというような点から申し上げたところでございます。それから学校の子どもたちの状況につきましては、この経済的な部分だけではなくて、毎月の校長会等では、一人ひとりの各家庭の状況等については、両校の校長からいろんな情報をいただいております。ここで1つ1つ申し上げることはできませんけれども、もちろん問題行動や不登校、いじめにかかわる部分もございますが、そうした家庭内における経済的な状況についても話を聞いているところでございます。

と申しましても、議員の言われるように、ひょっとしたら氷山の一角しか見えていない部分もあるかなという気もいたしますので、またアンケートに限らずそういった実態調査等については、実際の小国町の子どもの現状ということにつきましては、しっかり把握をしていきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

5番（児玉智博君） やはりそういうまずは実態をつかむと、このことが必要だと思いますので、番組でも指摘されていたのですが、やはり子どもの貧困というのは本当に見えにくいと。だから担任の先生も気づかない場合だってあるのだということが語られていましたので、ぜひそういうアンケートに踏み切っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

さて、来月はよいよ新入学の月であります。新入学準備にも様々なお金がかかります。小学校ではランドセル、上履き、体操服、鍵盤ハーモニカといろいろあると思いますが、中でもランドセルは高価だと思います。ランドセル工業会によりますと、今ランドセルの価格は平均4万円、これはピンからキリというよりも4万円を超えるのが当たり前の価格だということでもあります。去年入学した児童の保護者の方は、「そんなに立派な物ではなかったけど、5万円した」と語っていました。中学生の通学カバンが7千420円ですから、相当に高いと思います。ここも何とか支援ができないかと私は思うわけです。

山鹿市ではすべての新入児童に無料でランドセルを支給しています。しかし生徒一人ひとりや保護者の方の好みもあると思いますので、ランドセル券として半額の2万円から3万円を補助できないかと思っています。情報課に調べていただいたところによりますと、町内の衣料品店等でランドセルの取り扱いが小国町でも可能だということでした。もし券の通用を町内に限定すれば、町内の消費拡大につなげることもできるかと思いますが、お考えをお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） ランドセル券の支給についてと、このことにつきましては、小国町に限らず入学時における諸経費というのはいろいろなものがございまして、親の経済的な負担は相当なものがあるというふうに思っております。また近年の少子化の中で、子どもは宝です。それから未来からの贈り物とか、よく言われます。町を挙げて子どもの未来を祝い、子育てを支援してい

くということは非常に重要な施策であるというふうに基本的に思っております。

さて、御質問のランドセル券の支給についてでございますけれども、このことにつきましては、管内の2町村がランドセルを支給しておりますが、中には就学援助でしている場合がございます。それからこれと少し別になりますけれども、入学祝い金にあたるようなもの、これについて管内状況をちょっと調べましたところ、入学時において本町では入学祝い金を小中学校ともに3千円贈っています。ちなみに他市町村では小学校のみ5千円や数百円程度の記念品、2町村では黄色い帽子を支給しているということでございました。今後、入学時の親への経済的援助につきましては、いろんな動きが出てくるかもしれませんので、このランドセル券に限らず祝い金の額なども踏まえて、町の財政や他市町村の動向等を鑑みて検討していく必要があるということは否めないと思っております。

ところで教育費の援助につきましては、この入学時のみの問題ではないということも私自身は強く思っているところでございます。学校に支援しております財政的援助費、あるいはハードなど教育環境の充実費なども総額でも考えていく必要が大切であるというふうに思っております。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたけれども、子育て支援の考えというのを推進する上においてもありがたいお話だと思いますので、町としてどのような支援ができるのかも含めて、今後とも検討を重ねていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 検討をぜひしていただきたいと思います。先ほどの答弁の中で、だからやっぱり子供がいる世帯といない世帯というようなお話もありましたけれども、先ほど教育長が言われたように、やはり子どもは町の宝、社会の宝という考え方をして、その子どもたちがいずれ大人になって社会を支えていくと。我々世代が支えられる立場になるわけですから、世帯間での対立とかいう考え方ではなく、やはり社会全体を見渡した広い視野で検討をしていただければというふうに思います。

次に移ります。生活保護世帯や低所得世帯を対象に小中学校の入学準備費を学用品費や給食費、修学旅行費などを援助するために就学援助の制度があります。生活保護世帯及び保護は受けていないけれども、同等の所得水準の世帯は要保護世帯として国庫負担法による支援です。準要保護世帯については自治体施策とされ、所得水準も自治体ごとに決められていますが、小国町は国と同額の支援金が助成されているかと思えます。この中に新入学児童生徒学用品費があります。小学校の入学時で2万470円、中学校で2万3千550円が支給されます。それで今日はこの学用品費の支給の時期を改善していただきたいということで質問をいたします。

多くの自治体の中で、今はもう2月や3月ではなく6月や7月に支給されているというところが多いわけです。小国町も今年は5月ごろの支給になるのではないかと担当係長に聞いております。準備費といいながら入学して1カ月以上あとの支給では、これはやっぱりそのときにお金がなければ、お金を誰からか借金せざるを得ないような事例が起こりかねないわけです。今入学準備



備にどれだけのお金が必要か、去年小国中学にお聞きをしたところでは、制服は夏服・冬服購入が必要で、男子で4万2千140円、女子だと5万5千900円かかると。体操服も1万3千884円、これは洗い替えを買えばもっと高くなります。さらに通学靴が3千500円から3千800円、上履きが1千134円、体育館シューズ3千300円、通学カバンが先ほども言いましたが7千420円、総額で8万円近いお金が最低限必要なわけです。出すか出さないかの問題ではありません。出す時期の問題です。これはやっぱり改善が必要だと思いますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの御質問の新入学児童生徒学用品等の援助につきましては、議員さんの質問にございましたとおり入学前から用意しなければならないものもあると思われることから、同じ支援を受けるのであれば、できれば入学前に受け取れるほうが保護者への負担も軽減できると考えております。小国町の就学援助に係る事務の流れとしましては、はじめに保護者の方への周知、それから申請書の提出、教育委員会での認定、請求書の提出、最後に支給となっていることから、ただいまの先ほどのお話のとおり、実際に支給されるのは5月から6月ごろになることが多いのが現状でございます。できるだけ早い時期に就学援助が実施できるよう事務の迅速化に心がけているところですが、特に当該援助につきましては、実際に必要な時期での支給になっていない状況でございます。

このようなことから、全国的にもまだ少数とは思われますが、当該援助を前倒しで実施している自治体もあるようでございます。国のほうでは要保護者への支援事業である要保護児童生徒援助費補助金交付要綱が入学する年度の開始前に支給された援助に係る経費を当該事業の対象としていないことから、当該経費を補助することができるよう検討を行っているようでございます。現在小国町では、国の補助対象となる援助費用はそう多くはありませんが、今後増えてきた場合のことも考え、国の方針が定まりました段階で、当該援助費の前倒しにつきまして検討させていただきたいと考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 今さっきから、周知から支給までの流れがあるからということをおっしゃいました。ではこの周知から支給までが大体何月ごろに行なわれているのかということをお教えいただけますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今年度の状況でいいますと、2月に通知を学校のほうにお願いしております、また同時に広報おぐに、あるいはホームページ等での掲示も行っております。規則のほうでは、2月中に書類が提出できるよう促しているところですが、実際、近年3月ごろに町外への異動とか、そういった場合がかなり多くなってございまして、ある程度時期が来ないと、そういった入学がどちらにするかというものはっきりしない場合も多々ございますので、時期としては今2月に周知をしまして、3月までに書類が出てくるようお願いしているところでございます。

5番（児玉智博君） この件につきましては、平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処

理についてという2015年8月24日の文部科学省通知で、市町村がそれぞれの費用を給与する場合は次に掲げる点を留意することとして、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。特に新入学児童生徒学用品等と述べています。

昨年の通常国会では、文部科学省初等中等教育局長がこの通知に係って文部科学省といたしましては、これまでも都道府県教育委員会に対しまして、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮していただきたいというふうに通達をいたしておりますけれども、市町村に対しまして、この通知でその周知をさらに依頼してきておりまして、引き続きその働きかけをしてまいりたいというふうを考えていますと、このように国も答弁しているわけです。国の方針が定まるというか、国もこうなさいと既に言っているわけですが、もう一度答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 近年のそういった要請というか、流れといいますか、そういうものに従いまして、全国でもそういった援助については当該年度の前の年度に3月中に支払うようになっている自治体もあると思っております。熊本県におきましても、一部の市におきましてそういった実施をしているところもあるというふうにご認識してございます。小国町としましても、そういった収入基準とか、いつ所得が確定されるとか、予算的に年度を越える場合の措置とか、そういった場合がある程度こちらで検討する必要も出てくると思いますので、ほかの自治体の様態もちょっと検討させていただきながら、先ほど言いましたとおり、前倒しができるべくできないかということをご検討させていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 最後に、この新入学児童生徒学用品費等は国が倍加をするということです。これを報じた朝日新聞は、国が定める単価は自治体が独自の財源で準要保護世帯に支給する就学援助の実質上の目安となっており、文科省は自治体が同調することを狙っているとしております。先ほど述べたとおり、小国中学校でも8万円近い入学準備金がかかるわけですよ。現状の2万3千550円では到底足りません。小国町の準要保護世帯も同様の対処が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま御質問にありました件につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金であります新入学児童生徒学用品等については、御質問にありましたとおり、支給額が実際必要となる額に対して十分ではないということの指摘があることから、平成29年度の予算案としましては、予算単価を増額改定することになっているようでございます。学校教育法では経済的理由によって就学困難と認められる学齢、児童・生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないとされていることから、小国町におきましても議員の皆さまの御理解を得ながら小国町就学援助規則に基づき援助を行っているところでございます。またその規則で定めています支給額につきましては、国の基準に準じるものとし、予算の範囲内

において支給するというふうになってございます。

以上のようなことから、今後国において当該単価が確定しました折に、この件についての検討をさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） ぜひ検討ではなくて、国が確定した段階でその水準に合わせるというふうに明言していただきたいわけですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 国のほうはそういった方針で実施すると思っておりますので、教育に携わる者としましては、できるだけそういった保護者の方の負担軽減といえますか、就学に負担がかからないような措置ができないかというふうには思っております。

5番（児玉智博君） 毎日新聞が1月、群馬県太田市が来年度から学用品費の額を倍加し、入学前支給をするということを報じています。記事によりますと、これまでは3月以降に受付を始め、入学後の6、7月に支給していたが、入学直前の年度末は出費がかさみやすく、一時的に立て替えるにしても負担が大きかった。そこで受付開始を12月に早め、1月24日までに申請を終えた家庭には2月中旬から3月下旬ごろにかけ支給するということとあります。やはり先ほど小国町は周知を2月に始めて、3月までに書類を出してもらおうようにしているからと。それはどうしてもやっぱりそれは5月になりますよね。ですから、やはりやる気があればできる話だというふうに思うわけですよ。この太田市は12月にそういうふうな周知をして、1月24日までの締切りというふうにやったらできるということで、おそらく2月からということですので、太田市は既に支給されている方もいらっしゃるかと思うわけですが、やはりここは太田市は私が今紹介しましたけれども、ほかの事例も御存じかもしれませんので、そういうところにそういう研修はどんどん行ってほしいと思います。研修に行って、やり方を学んで小国町でも取り入れていただきたいと思います。最後に教育長、答弁をお願いします。

教育長（麻生廣文君） 現実に家庭において、貧困家庭という問題が先ほど出てきておりましたけれども、実際に入学時に非常にお金がかかるというようなことがございます。どういったことができるかということは、スピード感を持って取り組みたいというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） ぜひよろしくお願ひしたいということを重ねて申し上げまして、終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

（午前10時55分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

熊本震災から1年近くなりますし、復旧・復興も急ピッチに進んでいるようですが、小国町に

おかれましても殿町火災の後片付けも終わり、あとはどのようにこれからなるのかが問題ですが、地元においてもいろいろな意見も出、会合等もあっているようです。どうか行政のほうも力を貸していただきたいと思います。それでは一般質問に入ります。

木魂館の薪ボイラー、公立病院・老人福祉施設に設置されましたバイオマスボイラーの今後の考え方をお教えてください。

政策課長（清高泰広君） バイオマスエネルギーの今後についてということでございますが、小国町は平成26年3月に環境モデル都市の指定を受けて、地熱とバイオマスを活かした農林業タウン構想の実現、そして低炭素の社会づくりを目指しております。いわゆる低炭素社会づくりのためには森林の整備や林業の振興ももちろんですが、二酸化炭素を減らすための設備、あるいは住民のライフスタイルの変換、こういったことを進めていくことが必要でございます。その先鞭を行政がまずつけたいということで進めております。平成26年の環境省の補助事業で町内の公共施設のエネルギー需要の調査を行いました。その結果、役場、これは開発センターも含まれておりますが、役場と公立病院、老人保健施設というのが非常にエネルギーの消費が大きいということで、まず第1弾として役場、公立病院、老人保健施設、これの施設の低炭素化のための施設導入を行っております。役場の場合、開発センターの場合がLEDの導入、そして公立病院と老人保健施設はLED照明、そして太陽光発電、そして本年木質のチップボイラーの導入ということで進めてまいっております。特に木質バイオマスはいわゆるカーボンニュートラルという物質を吸収もするし、燃焼するとCO<sub>2</sub>は出ますが、同じ利用CO<sub>2</sub>を成長の過程で吸収しておりますものですから、いわゆるカーボンニュートラルな物質ということで環境に優しい素材として低炭素化づくりに期待されると思っております。

ただ、バイオマスチップの場合、これは基本は地元産材のチップを利用し、それを消費することによりまして、化石燃料を使わずに地域内のエネルギーを循環させるということでございますので、地元でチップをつくるのが今後の前提となっております。そういった意味では次のバイオマスボイラーをすぐに導入するのではなくて、今後バイオマスチップ生産とボイラーの設置と両輪として動かしていく必要があって、今後はそのあたりのところを検討していきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） ということは、小国町にはボイラーは今後設置をしない、そう捉えてもいいのですか。

町長（北里耕亮君） ただいまの課長の答弁に補足というか、議員が言われた、今後小国町ではボイラーを設置しないという部分で受け取られていただくのは少し違いまして、それを模索するという部分であります。ただいま課長の答弁がありましたように、ボイラーの設置の部分も検討しなければいけません、その素材、チップをやはり地元産でやらなければこの二酸化炭素の低炭素化だけの目的ではなくて、地場企業、地場産業の育成という部分もありますものから、チ

チップを地場産のを用いるというのが大前提であろうかというふうに思っております。病院組合組織の公立病院及び保健施設で、いよいよ4月からチップボイラーが供用開始されますけれども、そういった様子を見ながら徐々にそういう機運を高めながら、小国郷産のチップを使い、そして従来からエネルギーを利用する、24時間での入院とかありますので、もともと病院がそういうエネルギーを使っておりました。そういった部分の見合いで合致したわけですが、今後は例えば役場であったり他町村、このバイオマスボイラーが先進的に進んでいる地域では学校施設とか町営住宅団地施設とか、いろいろなところでこのボイラーを進めている他町村もあります。そういった部分もまた参考にしながら、今後小国町で一切しないということではなくて、模索をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。今町長の答弁の中で小国産の木を使ったチップと出ましたが、前回は南栄から供給していただく、南小国町のチップをつくっているところからも供給していただくとかいう話を聞きましたが、実際どのくらい小国産のチップが、今の時点で来月は稼働するのに蓄えがあるのか、年間に600立米ですか、それが確保できるのかお教えてください。

政策課長（清高泰広君） 現在の公立病院のチップ必要量は、今言われたように年間約600から700トンでございます。これにつきましては、先ほどの南栄と南小国町でチップをつくっておられる方がいらっしゃいますので、そのあたりから供給していただくというようになっております。それがすべて小国産かと言われますと、実は南栄の場合は小国産材で、よそからも持ってきておりますから、すべてが小国産ということではございません。ただ南小国町産でつくられているのはいわゆる小国郷という言い方をすれば、多分小国杉のチップで供給していただけるものと思っております。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。何か意味がわからないんですが、要するに小国産を使うわけでしょう。だから南栄は違うけど、南小国は小国郷だから小国産。ちょっと意味がわかりませんが。

政策課長（清高泰広君） すみません、南栄の場合は小国郷以外からも木材を持ってきておりますものですから、すべて小国杉が入ってくるわけではございません。

9番（熊谷博行君） 今町長は小国産の木を使ってチップをつくと答弁されましたが。

町長（北里耕亮君） 未利用材といたしまして、あまり今までは用途を建材に使うというケースが多かったのですが、今まで廃棄されていた部分をチップにしてということで、4月から供用開始されますけれども、そのスタート時においては確かに間に合わない部分もあるかと思えます。ただボイラーができてチップが必要だということで、今後そういう機運が高まりを増して、南栄だけではなく、その中でできるだけ小国郷で生産された素材の部分を南栄経由で搬入するとか、南小国の会社も小国郷産の木材を使ったチップ、それを搬入していただくとか、そういう部分で量を増やしていければというふうに思っております。ですから、小国郷の木材を使わないとかいうこ

とではなくて、今スタート時点ではなかなか量が確保できませんけれども、それを段々と増やしていきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 将来、できれば小国の立木の残材を使った物にしたいという捉え方でいいのですか。木魂館の薪ボイラーにしても公立病院のチップボイラーにしても、ただ燃やすだけ、あとは燃えかすが残るだけ、こういう処理の仕方ではなくて、私は発電をするとか、そういうそっこのほうに持っていったほうが今後よいのではないかと思います。いかがですか。

町長（北里耕亮君） また担当課から補足があれば答弁をいたさせたいと思っておりますけれども、発電をするのであれば、天ヶ瀬のほうにそういう木材を燃やして電気にするという施設がありますけれども、かなりの設備投資にもなりますし、発電効率ということを考えれば、なかなかその部分で採算が合うかどうかというのは、またそこはそこで模索しなければならないというふうに思っております。一番有効なのは、基本的に私の考えは、例えば木魂館の薪ボイラーであれば、薪そのものを簡単な仕組みで熱に変えて、今までは重油で木魂館のお風呂の温度を上げておったのですが、それを木を燃やすことによって、そして熱に変えて、熱でお風呂の温度を上げると、そういう仕組みであります。公立病院の部分についても、チップを燃やして水を加温してお湯に変えて給湯や暖房施設に使うという仕組みでございますので、これはただ燃やすだけではなくて、非常にエネルギーの有効活用に重油の変わりになっているというふうに思っておりますので、発電という考え方もあるのはあるんですが、その方法論より現在のところは熱利用ということで、考えているところであります。

9番（熊谷博行君） 1年すれば公立病院、老健の答えが出ると思っておりますので、楽しみにしておきます。

次に移ります。教育委員会なのですが、12月議会で同僚議員から30分いただいて、教育長が30分も答弁しましたが、そのあとに町への配布物の中に教育委員会だよりという、こういうのが入っていました。回覧板だったんですが、コピーさせていただきました。12月の議会のとときに表明していただいたのがほとんどそのまま書いてあったようですが、この中に5つの目標があって、それを推進しながら「智徳体」バランスの取れた子どもを育てたいという文言がありますが、「智」は勉強で「徳」は道徳かなと思います。どうも5つの中にこの「体」という言葉の内容が書かれていませんが、どのような取り組みをするのかお教えてください。

教育長（麻生廣文君） お答えいたします。教育はいわゆる「智徳体」、今議員がおっしゃったとおり、このバランスの取れた人間性の育成というのが求められます。これはもちろん文科省もうたっておりますが、私自身例えば文武両道とかいうような言葉を使いながら、これまでも学校経営をしてまいりました。思考力や判断力、表現力等の資質を伸ばして「智」を育む、また体験活動あるいは小国の場合は小国学等を通して「徳」、それから適切な、あるいは健全な運動等を通して「体」、体力を培うというようなことにつきましては、議員のおっしゃるとおり非常に大事

な言葉というふうに思っておりますし、またそれは教育界に求められていることだと思っております。

就任の挨拶の中でこの「体」にかかわるものがなかったということで、私自身も意を尽くせていなかったと思っております。そこで教育委員会だよりでは、文中に豊かな心とたくましい体を育成しますと書き足しましたけれども、紙面の都合もございまして具体的な取り組みについて御説明できておりませんでしたので、今回こうした場をいただきましたので説明をさせていただきます。

まず教育委員会といたしましては、小国の教育チャレンジプランの中にまず「智徳体」のこの「体」にあたる、たくましい心身の育成というのをきちんと位置づけました。それを受けた取り組みを学校に推進していただきます。具体的には、校長をはじめとして学校と実際に何ができるのかという具体的な取り組みを協議しているところでございます。

ところで小国小中学校の児童・生徒の体力にかかる現状では、平成28年度4月の体力テストの結果から小学校では持久力と柔軟性、それから中学校では持久力というのが大きな課題となっております。そこで小学校では体育の時間はもちろんですが、行間や昼休みの外遊びの奨励を行っているというところでございます。またその行間の時間に、週2回全校持久走をしているというような取り組みを進めてきております。また中学校では体育授業のはじめにこうした実態を受けて、持久走を取り入れるというような対策を講じた1年間を送っております。また部活動だとか社会体育などへの参加も、学校を挙げて奨励をしているというふうに報告を受けています。先ほどの体育の時間の1年間のそういった実践ということを積み重ねておりましたら、3学期になりまして、中学校での職員室からその状況を見ているほかの先生方が「最近生徒の持久走が早くなったね」というような言葉が、担当の教師以外からそういう言葉も出てきているということでもございました。これは特化した取り組みではございますけれども、こうして特化して取り組みますとそれなりの成果も上がってくるものだと思っております。持久走に限らず、次の体力向上、あるいは体力の課題解決、対応策にも意欲が生徒自身高まる話だなと思ったところでございます。

それからこの前の議会の中でちょっと取り上げましたけれども、この体力低下とスクールバス通学による小学校児童の体力低下がよく話題になっておりまして、これは学校運営協議会でも取り上げられておりますので、この場でもちょっと報告をさせていただきますと、現実にもそうした子どもたちが中学校に上がってくるというような状況を中学校のほうには考えていただいたところでございます。もちろん中学校で課題解決を図るだけではいけませんので、両校で一致した課題意識を持って取り組むということをお話しているところでございます。小学校では引き続き行間、例えば先ほど全校持久走などの話をいたしましたけれども、これにスタンプラリーだとか、あるいは日本一周マラソンや九州一周マラソンなどのそうした子どもたちが意欲を持って取り組めるようなものというふうに、見直しを図っていただきたいという話をしたところでございます。

それから中学校では次年度から自転車通学の通学距離を撤廃したいというような話が来ております。自転車で自分の力で登下校できるようにするというのも検討しているところです。ただこれは家庭の都合もございませぬ。寄宿舎の生徒もおりますので、強制ということではありませんけれども、自転車通学のできる生徒についてはしっかり奨励をしたいということでございませぬ。これはこれだけでどうこうということではなくて、ある面日常の運動とか、あるいは体力向上に対する生徒自身の意識を高めるということ、そういう狙いも含めているということになるかと思ひます。蛇足になりますけれども、そうなりますと安全面での配慮も必要になります。既に関係機関と連携し安全たすきを確保しておりますし、これは全生徒でございませぬ。それから自転車は もちろん販売店による安全点検の適合車のみを許可するとか、あるいは入学式の翌日にはすぐ安全教室を実施するという計画が決まっているということでございませぬ。

以上です。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。もう少し短く簡潔に言っていたら、同じことを2回言っていますよ。できるだけ簡潔に。僕は前も前教育長のときにもスクールバスで体力が落ちているのではないですかと言ったら、実際統計的にも落ちていました。何をどういうのに取り組んでいきますかと言ったら、同じことを言っていました。行間にできるわけじゃないですか、10分しかないのに運動なんか、基本的にです。僕は2週間学校に見に行つて、何もやっていませんでした。ああ、これはただ口で言っているのかなと思つたのですが、だってそんな10分間でグラウンドに出て、何かボールをどうのこうのというのをいう話だったので。僕はずっと1週間1時間おきではないけれども見に行つたが、グラウンドでそういうことをやっていることはございませぬ。しっかりそういうことを申し上げれば、実際やってください。持久走も10分走れば1キロぐらい走るだろうし。でもそれが次の授業に影響があるようならば、する意味もないし、本当にできることを考えて体力強化、そういうのに取り組んでほしいのですが。次にまいります。簡潔にお願いします。

小中学校の部活動をどう捉えていますか、教育長。

教育長（麻生廣文君） まず小学校の部活動につきましては、平成31年度に社会体育へ円滑に移行をしたいというふうに思つております。

9番（熊谷博行君） 部活動というのをどう捉えていますかというので、平成30年度に移行するのはわかっていますので、部活動に対してどう捉えていますかという質問です。

教育長（麻生廣文君） まず部活動というのは、もちろん運動面が非常に中心になる部分があるかなと思つたのですが、もちろん文化面もあるかと思つております。この部活動につきましては、熊本県で申し上げますと他県にない小学校の場合に、学校の先生方が健全育成を目指して行つてきているというようなところで、非常に子どもたちの教育に寄与している部分は大きいというふうに思つております。



9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。小学校の部活動が平成30年度か、31年度か、社会体育へ移行されるということですが、小国町もちろん教育長のスピーディーなということ、スピード感を持ったというのが口癖ですので、もちろん協議会は設置されていると思いますが、どのような組織運営を行うのかを今の段階でよろしいですので、申してください。

教育長（麻生廣文君） 具体的には、まず昨年8月に小学校運動部活動検討委員会というのを立ち上げました。検討委員としては体育協会長・副会長、スポーツ推進委員会長・副会長、それからゆうあい倶楽部代表、小学校長、体育主任、小学校PTA会長、中学校長及び体育主任等からなるメンバーと教育委員会の事務局員をもって組織しておりまして、今年度2回、また3月24日に3回目の会議をするというようなところで進めてきているところでございます。内容的には小国型の在り方というのを他県や県内の先進地の情報を県教委から受けて、小国型の在り方を模索しているといったところでございます。

9番（熊谷博行君） まだ模索の段階ですか。一番権限があるのは教育長ですので、教育長がズバズバとまず方針を決めてですね、でないと体協とか何とかいろいろ入れても、やっぱり決断力を一番発揮できるのは教育長ですので、こっちもいい、こっちもいいとか言ってもすぐ1年、2年はたってしまうんですが。まず小学校の部活をどう考えているのかと、社会体育へ移行すればいい、それだけなのか、いや、小中一貫で考えるべきなのか、競技数はどのくらいにするのか、指導員・指導者はどうなって、その辺をやっていかないと、体協に投げても体協なんかわかるわけじゃないですよ。そんな指導員が誰で指導者が、それはあとから調べてわかることだけであって、実際なかなか小学校と中学校、部活動が折り合わないのが昔からなのですが、そういった一番大事なところをまず決めて前に進んでいかないと、1年たっても毎月やっても誰かがやっぱり先頭切ってやらないと、なかなかできるものではないと思いますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） 実際に今平成28年度の話し合いでは、準備期間と先ほど申し上げました。平成29年度はしっかり協議をするのですが、平成30年度には一部実施をすると。その中で課題を見出し、平成31年度の本格的な実施を迎えるといったような。大きな転換点でございますので、そうしたステップを踏んでいるところでございます。具体的にどういった協議が可能なのかというようなことを細かく今精査しているところでございます。私自身もちろん、小国のこれまで培ってきた競技の中には素晴らしい栄光を残しているものもあれば、それから今、急にクローズアップされているような競技もございますので、そうしたいろんな競技について検討を、平成29年度には終わるといふようなところで進めております。私自身の気持ちということでございますが、実際に子どもたちのニーズ、あるいはそれに対応できる受け皿あたりもしっかり考えながら進めていく必要があるというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。教育長は先ほど「子どもは宝、未来からの贈り物」というとってもいい言葉を申し上げましたが、昨年サッカーをしていたクラブチームだったと思います

が、南北小国で5人県外に越境していきましたが、その点はどう思われですか。

教育長（麻生廣文君） まず県外に上級学校を求めるような子ども、これは小国町だけに限らず、いろんな阿蘇郡内の他中学校でも起きているところがございます。子どもは宝、それから未来からの贈り物という言葉申し上げております、私自身はその気持ちを強く持っておりますし、ただそこにおいて子ども自身の自分の将来、あるいは自分の進みたい進路といいますか、そういうことにつきましては、小国に残ってほしい、あるいは小国で進めてもらいたい、あるいは少なくとも県内でやってもらいたいという思いは強く持っているところがございます。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。大変ありがたいお言葉でした。でも小国町は今でいうならば、出ていく越境は認め、帰ってくる越境は認めないという条例があるのか、取り決めがあるのか知らないけれども、今後この取り決めはどう考えていきますか。

教育長（麻生廣文君） 他市町村からの子どもの中学校への入学あるいは転校ということだと思っております。これにつきましては、前教育長時代に部活動を目的とする入学は認めないという方針を教育委員会を出してございまして、それに則って規則等もつくられております。私自身は今の段階でこれは固く守っていきなというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） いいのですよ。今の自分の考えを突き通してもらえば、帰ってくる子は拒んで、出ていく子はどうぞどうぞと。そして自分は「子どもは宝、未来からの贈り物」。だって人口が減っているのに出る分はいいですよ、帰ってくる分は駄目ですよ。そんな部活動だけしに来る子どもなんていないでしょう。授業に全然出ないわけでもないのに、部活動は授業が終わったあとにするべきものであって、社会人みたいに仕事中に運動するわけではないので。その考えがまたそのまま続くといえ、私の考えがあると言ったらいけないけれども、そういうことです。自分の本当の考えを申し上げただけませんか。

教育長（麻生廣文君） 先ほど小学校の部分で申し上げましたが、部活動を含め体育、あるいは健康に関わるような活動につきましては、非常に子どもたちを健全に育てていくという大きな側面がございます。それでまずは私の気持ちということでございますが、そうした場合におきまして、指導者等々の問題もこれまでいろいろあったように聞いておりますので、私自身は他市町村からの子どもたちにつきましては、部活動を目的とするということについては、まず御遠慮願いたいといったこれまでのものをしっかり守りたい。自分自身も同じ気持ちでおります。

9番（熊谷博行君） 町長にお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 独立機関とはいえ、教育委員会と町部局とやはり教育長が教育現場のトップでありますので、その考えを尊重していきなとは思いますが、私も状況は把握しなければいけませんので、過去からの経緯と今後の状況、そういった部分を話題にする機会があれば、積極的にさせていただきながら把握をしていきなというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） わかりました。最後に教育長に、中高一貫教育のいいところを申し上げてく

ださい。

教育長（麻生廣文君） 中高一貫につきましては、現在小国中、南小国中と小国高校のほうで進めている段階でございます。これにつきましては、連携型を今取っております。その中でどちらかといいますと行事的なもの、あるいは交流的なものというのが非常に強い部分があるかなというふうに思っております。交流を通してお互いの学校のよさを認める。特に中学校の生徒につきましては、小国高校のよさに触れていくというような大きな部分が非常にあるかなと思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。教育委員会のほうは中学校のとき、できれば小国高校に進学していただけないかとかいう、そういう指導等はやっぱり行うわけですか。それとも、そこは学校にお任せなのですか。

教育長（麻生廣文君） 直接保護者や子どもたちに教育委員会として働きかけるということにつきましては、これまでしておりません。ただ学校につきましては、校長を通じて校長会等では常に情報を集めたりということで進めながら、小国高校への進学ということについては、こうした中高一貫もあるというような一つの語りかけのきっかけにもなりますので、そうした部分を活かしてしっかり語り込んできているところでございます。

9番（熊谷博行君） 小国高校が存続問題で存続協議会まで立ち上がっているのに、もっと小国中の先生でも教育委員会でもそういうところをしていかないと、こっちは存続何とかをつくっていかないと。かたやこっちは、そんなにもしていない。これじゃあ何をしているのか意味もわからなくなってしまうんですが、今後勉強だけすれば、よその高校に行ってしまうのですよ。正直な話。よその高校に行って、よその大学に行ったら、よその町に就職するのですよ。全然言っていることとしていることがめちゃくちゃで、小国に子どもが帰ってくるような指導とかしているようなふうには全然思えませんが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） 先ほど間違えて小中一貫の話に持ってまいりましたが、すみませんでした。この小中一貫教育というものを取り組む中に、小国学を本町では取り組んでおります。これはこの小国にしっかり誇りを持つというようなことを目指したものでございます。小国のよさをしっかり知ってというようなところで進める部分でございますが、このふるさと学ともいえるこの小国学をしっかりと進めるというようなことを通して、子どもたちに将来的にも小国に帰ってくるような子どもを育てたいというそういう願いのもとに進めてきているところでございます。

9番（熊谷博行君） それも大事と思いますが、まず小国高校に進学をできるだけさせるためにそうしてほしいのですが、それは家庭の事情もありますので進学に関しては言えませんが、教育長は就任して1年なりませんので、あと2年、3年、4年、5年、6年するのかわかりませんが、もう少し前の教育長の理念とかそうでなくて、自分の色を出して小国町のために頑張っていただきたいと思いますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） 私自身が本町にまいりましてチャレンジプランというのをして、その骨子

につきましてはこれまでの素晴らしい教育の取り組みを継承した部分が非常に多いかと思えます。ただ、先ほど申し上げました小国学にいたしましても、この中の環境モデル都市構想を受けたような木育をしっかりと9年間のカリキュラムの中に位置づける。あるいはチーム小国の教育ということで、小中学校の研究会を一体化したものをこの4月に発足させていきたいと思っております。その中に私自身の思いのこもったものをしっかりと、先ほど小国学については申し上げましたけれども、ICTであったり、あるいは英語であったり、今課題となっているようなこと、あるいはメリットとなりそうなことをしっかりと取り入れて進めていきたいと思えます。

9番（熊谷博行君） 木育も大事ですが、食育をしっかりと残飯を残さないような指導とか、そういうのもやってほしい。ICTなんかは何年も前から進んでいるのに、小国町はまだやっと取り組んだか取り組まないかぐらいだと思いますが、高森町なんか相当進んでいますよ。前回の教育長は「現場が、現場が」で、現場の先生が何とかで、なかなか小国もICTが今進んでいないような状況だと思いますが、どうかこういうのをもっと早めに小国町が英語が一番進んでいるとか熊日新聞に。よそはもっと早くから終わっているから熊日に載せなかったことだけであって、もっと先進的に頑張ってください。

以上です。

教育長（麻生廣文君） 議員のお話で大変パワーをいただいたところでございますので、新しさをしっかりと出しながら、そしてまた小国の素晴らしい教育、新しく取り組んでいきたいというふうに強く意識したところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） また休み時間はパトロールに行きますので、ぜひ運動してください。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は午後1時から再開をいたします。

（午前11時53分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

今回2点ほど一般質問をさせていただきます。第1点目ですが、職務代理者についてということで、一応通告をしてあります。ここ数年、東北震災をはじめ多くの災害が全国的に発生をいたしております。とりわけ小国町でも昨年4月地震、豪雨、そして火災等が発生をいたしました。町の危機管理の在り方、そして職員の業務への取り組みの把握、3つ目には指揮系統の確立というのが非常に必要になってくるというふうに思います。これは当然のことながら、労務管理の在り方にも影響してくるというふうに思います。と申し上げますのも、ここ数年来の中でも同じ職員が何回となく暴言を吐いたりとかいうようなことも耳にしております。これは当然のことなが

ら、このことについての質問は地方公務員法についての取組の中になりますので、またこのことについてはまた後日質問をさせていきたいと思えます。

というのが、いわゆる町長不在という場合に、この小国町はここ数年来いろんな災害、火災等が起きておりますけれども、そのいわゆる執行権の行使をする場合において、これは地方自治法の中にも定められておりますが、過去にもこういった職務代理を置けばよかったなというような事例もいくつかあると思えます。今回この質問を取り上げたのは、先般来、副町長の不祥事ということもありましたけれども、この前のことにつきましては、町議会のほうもいろいろ今後についての取組等を今現在見まして、理解をしたところでございますが、今後こういったことがないような形で、やっぱり指揮命令系統というのをしっかりとした形で確立をしておかないと、非常に何かあるかわからないような状況がありますので、常に行政執行にあたっては、こういったことをまずぴしとした形で取り組んでいただきたいというのが今回の質問の内容であります。今後について言えば、以前に職務代理者を置いた事例があるのか。そして今後について、またどのような形でしていくのか、そのことをまずお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。基本的な考え方で、議員のおっしゃるとおりであると思えます。昨今では本当に予期せぬ災害や様々な事象が多ございます。そういったときに指揮系統というのは大変大事であります。トップとしてのリーダーシップを発揮しなければいけませんし、自然災害を例に取れば、例えば予報によって推測されるものばかりであればよろしいのですが、昨年あったような地震とか、全く予期せぬときにさっと対応ができるという部分については、議員のおっしゃるとおり大変大事な案件であるというふうに思っております。この部分については、議員も触れられましたように地方自治法での定めもありますが、小国町について職務代理者というそのものの部分に規則があります。ただどういったときに職務代理を置かなければいけないのか、置かなくていいのかという定めはちょっとありませんので、まずその前段の制度上の部分を課長から答弁をいたさせます。また今後については、その答弁をこちらからお答えさせていただいて、また御意見いただいたそのあとに答えさせていただきたいというふうに思えます。

総務課長（松岡勝也君） 職務代理についての御質問の件でございます。基本的に地方自治法の152条の中の規定で出しております、普通公共団体の長に事故がある場合、又は長が欠けたときについては、大きいところでありますと副知事とか副市長とか、そういったところが代理するというふうに謳われておまして、また副知事、副市長が2人いる場合は、そういった場合はあらかじめ地方公共団体の長が定めた順番で、その代理をするというようなことが謳われております。まず副知事、副市長、副村長が事故があるときには、その次はどうするかというところで、その場合には補助機関であります職員がその職員の団体の長に定める者が代理するというふうに書かれておまして、本町におきましては、先ほど町長申しましたように、職務代理の規定が設

けてあります。その中では上位の職員がやりますということで、課長の一番上位級の者がその代理に就くというふうなことを謳われておりまして、基本的には事故がある場合と、また欠けたときに職務代理を置きますと。誰に定めるかというような形で謳われておりまして、どういった場合に置くかというところは謳われておりません。いろんな自治体で職務代理を置いてあるところに2、3点お尋ねしましたら、やはり慣例で定めているところが大半のようで、外国に行った場合とか、ある程度実情に応じて設置してあるというのが状況のような形で、具体的な規定を設けているところは全くないということではございませんけれども、つくっている市とかそういうのはございます。本町におきましてはそういった規則だけで、その場合によって定めているということではございます。過去に町長で置いた場合は、河津寅雄町長のときと、それと宮崎町長のときに職員の課長級が代理になったという事例はございます。

10番（時松昭弘君） 今総務課長から答弁をいただきましたが、まさに地方自治法の152条の中にこの項目があります。その中にいわゆる規定を設けなさいという項目もあるのですよ。ちょっと今総務課長の答弁の中ではっきり聞き取れない部分もありましたけれども、地方自治法の152条には地方自治法は普通公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは副市長村長、場合によってはその補助機関である職員のうちから指定する職員ということになっています。いわゆるこの規則では、上席の職員がその職務を代理するということですから、そのあとにまた職務権限というのがありますけれども、この地方自治法自体が昭和52年だったかと思いますが、この新しい職務代理規定というのが自治法に付け加えられているのです。その後、改正がなされて一昨年4月1日にまた変更もなされております。こういったことを見ますと、この職務代理者のまず町のほうにもあると思いますけれども、その中身をもう少しいつでも運用ができるような体制を取っておかないと、先ほど申し上げましたようにいわゆる危機管理体制、あるいは命令指揮系統のことにつながってきますので、いわゆる日にちがある場合、例えばいろいろ申し込み関係とかした場合は、そういった町長のいわゆる決裁がないとできない場合があるわけです。そういったことを考えたときには、やっぱりこういった規定を設けましてやっていただきたいというのが今回の質問の内容です。

この規定の中におきましても、この規定というのが今、町のほうがどういうふうになっているかわかりませんが、まず第一に職務代理の主旨というのをまず明確にしなければならないというふうに思います。そして今回この設置基準というのをやっぱり2項目に設けたほうが良いと。というのが、今こういった危機管理体制、小国町でも熊本県下でもいろんな形で出てきておりますが、また職員間におきましてもいろんな住民と行政職員とのトラブル等に発生した場合でも、最終的な決定権というのはやっぱり町長にあるわけですから、その代理をそこに不在の場合は置いておかないと、そこで決済ができないという部分がまずはあると思います。そしてまた3つ目には、この職務代理者の指定というのがありますが、これは小国町の場合は当然上席の職員

ということになりますので、総務課長がなるというふうに思います。そしてこのことについて、いわゆる告示をしなければならないというふうになります。いわゆる規定をつくって、こういう規定があると、いわゆる告示ですね。そして言うなれば関係機関への連絡とか公文書の取り扱いとかいろんな問題があろうと思います。こういったことをしっかりやっぱり検討していただきたいというふうに思います。そして町に規定等ができますならば、それはいつでもそれが運用はできるわけですから、そういったことをしっかり今後考えていただきたいというふうに思います。そのあたりについての答弁をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 担当課から補足があればいたさせますが、御意見のとおりである部分が大半だろうというふうに思います。ただ大きく分けまして、私町長がその職に赴けないとき、長期にこの小国町を離れるケース、そういった部分も実際過去も海外に所要があり行くケースもありました。あとは病気療養で入院とか様々業務に赴けない事態もあるかもしれません。それからあともうひとつは議員おっしゃいましたような、少しの期間でも決裁ができないと。その時々判断がという場合があります。前段の長期間赴けない部分、これについては私はまだそういう職務代理は置いた経験がありませんけれども、今後は先ほどから予期せぬ災害等も十分これからは考えられますので、時と場合によっては臨機応変に置かせていただくような考えもまたひとつ持っていきたいというふうに思っています。

もうひとつの決裁については、日々今は連絡が取れるような状況で、例えば東京出張に行っているときに小国町を空けるわけではございますが、それは1泊2日とかのケースもあるかと思えます。そういったときにペーパーでも電子メールという部分で上げていただいて、その状況をつぶさに把握をさせていただいて、口頭の電話でもその内容をしっかり把握して判断をさせていただくという部分もあるかと思えますので、臨機応変に対応させていただければというふうに思っております。また御意見があれば、おっしゃっていただきたいと思います。

10番（時松昭弘君） 1泊2日や2泊3日ぐらいだったら、特に国内であれば対応はできると思いますが、特に先般来、世界農業遺産、町長が出張を海外にされました。今までも海外に何回となく出張されたことがあると思いますけれども、そういったときに国内ではなくて国外に出たときの対応というのも、このいわゆる職務設置規定があれば当然のことながら、それに対応する処置ができると思います。これも職務代理者の権限というのが自治法の中にありますが、権限というのが職務代理者を置くことによって、いわゆる上席の総務課長、上席の代理者の方がその権限を町長に代わって代理としてなし得るということになっているわけです。ですから、こういった設置規定をやっぱりしっかりとして今後見直して、町としての今後のいわゆる危機管理の在り方、先ほども申しあげましたように業務の取組の内容ということをして、特に通達等に対する答えというのが期限を守らないと補助金関係にいたしましても補助金が間に合わないというような状況もやっぱり考えられるわけです。ですから、これを早速、先ほど申しあげましたようにこの設置

規定を見直していただいて、現状に合うような形の設置規定をつくっていただきたいというように思います。そしてこの設置規定がもしできれば、また議会のほうでも議員全員の方たちにちょっとまた見ていただいて、そしてこれを検討していただくこともひとつの方法かなというふうに思います。最後に町長のほうにその質問をして、この問題については終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見の部分において、設置規定の作成、この部分については、また考えさせていただきたいというふうに思っております。私もこの通告をいただいておまして、担当課とも事前に様々な町村に聞き取りをさせていただき調べさせていただいたところ、大きな市レベルで熊本県外ではありましたが、その設置規定を設けているところが大変少のうございしました。近隣の郡内か県内のそういう部分において聞き取りをしましたところ、やはりこのあたりは定めを一応せず、その場その場の臨機応変なトップの判断に任せておりますという部分の答えも大変多ございしました。ただそれはよその部分でありますので、今後小国町がどうしていくかというのはまた考えていきたいというふうに思っております。

そして一番大事な部分は災害の対応であったり、業務の執行の部分、特に業務の執行は町長がいないから答えが出せませんか、決裁がもらえませんかのでちょっと待ってくださいとか、こういう部分があるのは大変よくないことだと私も思っております。稟議が上がってきたら、できるだけ今は待たせることなく決済業務に赴くということを常々心がけておりますが、確かに議員が御意見のあるように、長期間空ける場合はその業務ができませんので、この部分については前向きに今後は考えていきたいというふうに思っております。この御質問、なかなか今までいただく機会もありませんでしたが、こういったしっかり向き合って改善すべき点は、改善というか何遍も繰り返しますが、予期せぬ事柄が本当に多い部分でしっかり対応しなければいけない部分がありますので、そうさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

10番（時松昭弘君） 10番です。ただいま町長から答弁いただきましたが、やはり本当に危機管理の在り方ということをいろんな形で、ケースバイケースで対応をしていくような形をする前の準備として、このこともしっかり受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税のことについて質問をさせていただきます。今回、今年度の予算の歳入の中に、ふるさと寄附金というのが4千400万円入っております。前年からは若干少なくなっておりますけれども、これはふるさと納税制度という仕組みは皆さん方も御存じだろと思いますが、去年の4月からいわゆる企業版のふるさと納税制度というのができております。これはどういうことかといいますと、いわゆる企業が各自治体にふるさと納税をした場合は、企業のほうが翌年度の税制控除が受けられるということになっております。今まではこの一般の方たちにおきましては、今まで小国町にふるさと納税をしていただいた方には、いわゆる金額の翌年度にまた税制控除があるわけですが、実際ふるさと納税の寄附金がこれだけ去年は歳入があ



っていますけれども、それに対する差引き、還付の品物、これがどれだけあるのか。差引きどれだけ実際残ったのか、そのことについてを質問したいと思います。

政策課長（清高泰広君） ふるさと納税、平成27年度は約5千700万円の納税をいただいております。基本的にはその約半分を返礼品としてお返しするということでございましたものですから、2千800万円くらいは返礼品及び返礼品にかかる経費として出資しております。

平成28年度でございます。平成28年度は平成27年度に比べますと金額が約1千万円落ちました。これは4月に地震が発生しましてからは、非常にふるさと納税を通じて地域を支援しようということで、小国町も毎月かなりの額を寄附していただきました。ただそのときは逆に「ポイントは要りません、返礼品は要りませんので全額寄附として受け取ってください」ということですので、その金額が約900万円くらいはお返しの必要がなかったものから、最終的な金額としましては、1千万円くらい平成28年度は減額になっておりますけれども、手元に残ったお金としてはほとんど同じくらいの金額になっております。これはふるさと納税、平成28年度はやはり熊本県はふるさと納税を通じて支援しようという動きが大きかったものから、一部の報道では熊本県が全国で一番、今年はふるさと納税の金額が増えているということになっておりますし、阿蘇郡内でもやっぱり災害の大きかった地域はかなりのふるさと納税が入っております。その半面かもしれませんが、やはり小国町あたりは地震直後は多かったのですけれども、後半になって非常に伸び悩んでおります。

以上でございます。

町長（北里耕亮君） 昨今ではふるさと納税、少しメディアでも話題になっておりまして、行き過ぎた返礼品というような話題もあるかと思いますが、私は地方においてのこの制度は返礼品の品物そのものが、例えば地場産業の育成、農産物の加工であったり、そういった部分のお返しであったり。委員会ですら少し話題になりましたが、小国の米、こういった部分を今後はぜひ推していきたいと。実際のところの今データでは、このあたりも詳しくお聞きになりたいときは、また御質問いただきたいのですが、肉類関係がどうしても返礼品としては喜ばれますというか、多ございます。そして乳製品がやはり多ございます。ただ変わり種というといけません、木工品とかそういう少し変わったものも、小国の生産されたもの、その中で、ああ、こういったものも好んでおられるなという部分も一部あります。ですので、この返礼品はぜひ地場産業の育成という部分で進めていきたいなというふうに思っています。

それと今回、この答弁のあとにまた御意見をいただきたいのですが、先ほど触れられました企業版ふるさと納税についても、大変積極的に小国町はこれから進めてまいりたいというふうに思っております。ありがたいことに森林整備等で非常に興味を持たれている東京のIT会社や、例えば小国出身の方で熊本市内で病院を運営されている方や、久留米で開業されているお医者さんの方であり、非常にふるさとというか小国を御興味を持って支えたいという思いをしていただい

ている部分もあります。そういった部分に企業版のを当てはめてということもやっていきたいし、この企業版があるからどうぞまた関係を深めさせてくださいということもあるかと思しますので、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 今返礼品の話が出ましたけれども、これは返礼品がふるさと納税で地元の特産物あたりを返礼するという事は、非常にものをつくる方、そしてそれを売る方、そしてそれを買う人、俗に言う三方よしということの、ふるさと納税制度の中に言葉がありますけれども、これは非常にいいことだろうというふうに思います。そしてまたそれだけの税収が確保できるということになります。

今回、企業版のふるさと納税制度というのが昨年からできておりますが、先ほど町長からも答弁がありましたように、東京のIT会社、今後いわゆるオリエンタルランドあたりの納税をするということが話を少し耳にしております。ただこれもできるだけ先方が単なる寄附をしていただくということではなくして、この企業の寄附による負担の軽減をするということも町の担当者あたりも考えておいて、いわゆるPRをしていくということは、非常に企業も企業の方々たちも企業版のふるさと納税制度を利用できる効果があるというふうに思います。これは税負担の軽減効果というのが普通の場合はこれは損金算入だけで終わるのですね。ところが、この企業版ふるさと納税制度ができた段階で、これが約60%のいわゆる会社のほうの軽減措置になってくるわけです。当初仮に1千万円を寄附をします。そのときは1年目は損金算入によって3割が損金で一応落ちてきます。こういった金額に対して法人税が課税されるということになるわけです。法人住民税も一緒ですけども、そしてその翌年度がいわゆる税制控除がまた別に3割あるということですから、これは町長があちこちいろんな形で、出張あたりで会社の社長あたりともお話する機会があるかと思っておりますけれども、これは職員も議会も一緒になってこういった利益が上がって、いわゆる法人税の内容を見れば法人の決算がありますから、どれだけ法人税が収めているというのは阿蘇郡内であれば阿蘇税務署のほうに行けば、決算が終わったあとに行くとその一覧表がわかります。そういったことも頭に置きながら、やはり企業のほうもプラスになるし、こちらの自治体のほうもプラスになるという形にすれば、お互いがいいということになろうかと思えます。そうしたときが、いわゆるはじめて国が求めている企業版のふるさと納税制度の主旨がここに当てはまるというふうに思います。いわゆるこれは税制控除というのが、これは法人住民税プラス法人の住民税、いわゆる法人の事業税です。これでいわゆる3割になります。もちろんもとの損金算入はふるさと納税と同じで損金算入は3割認められておりますから、60%ですから1千万円の場合は400万円に対する会社のほうは課税対象になるということですから、実質的には会社も非常にプラスになると思います。

特に今小国は北里柴三郎の100周年記念等もありましたけれども、特に考えられるのが北里大学やあるいは明治製菓、あるいは小国出身の方で九州電工の河部さんという方が、これは南小

国出身ですけれども、以前会長をされておりました。こういったことあたりも、今九電工あたりはちょっと決算的にも。しかしマイナスではありませんから、いろんな企業の方たち、熊本県下で郷人会、そういった方たちの中でも企業を起こしておられる方もありますけれども、これは小国町の企業版ふるさと納税制度という形でパンフレットあたりをつくってでも営業に回るとか、あるいはホームページ等も小国町に入って、小国町と都市部との人口交流を図ってくるとか、そういった形をやっぴりいろんな形で展開をしていけば、将来的に小国町が人口減少あたりに対しても、それだけの歯止めが少しでもかかってくるのではないかというふうに考えられます。こういったことも前向きに考えて、ただ先ほども職務代理者の中でも少し触れましたけれども、やはり職員の方たちがもう少し問題意識を持って、業務だけで仕事を終わるということだけではなくて、やっぱり自分たちが置かれて地方公務員として何をすべきかと、何を求めて税収を確保していくのかと。そのことが今までも一般質問の中でもありましたように、いわゆる出口の部分是谁でも考えられると思います。ところが入口の部分というのを収入がなければ、町長がどんな立派な答弁をしても財政上、財政のお金というのは決まっていますから、今年度の一般財源の自主財源というのが、大体5億7千869万円なんです。以前は6億以上あっていましたけれども、去年よりか今年のほうがいいのですけれども、それに伴ってむしろ地方交付税は昨年から見ますと、約4千800万円減額になっています。こういった4千800万円の減額があって、今回の一般会計の予算等においても、当初から地方交付税が減額になるということで、やっぱり予算の査定等を行っていたわけですが、しかし、非常に財政的にも厳しい状況の中であるのは間違いありませんけれども、こういったいろんな入り口の部分というものをしっかりつかんで、やっぱり予算の査定等に反映していただきたいというふうに思います。

今後、企業版ふるさと納税制度が今年度中にもしていただく企業があれば、例えば先ほどからお話がありましたようにいろんな学校の教育の問題、あるいは熊谷議員からもお話がありましたように、そうしたことにしても補正あたりが、入り口があればそういった出口が確保できるというふうに思います。ですから、しっかり職員一丸となってこういったことに対してのやっぴりひとつの町としての税収確保についての取組というのをしっかり考えていただきたいというふうに思います。そのことについて、町長に答弁をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 大変ありがたい御意見であります。考え方も一緒でございます。ぜひ本年度平成29年度は最低でも1社の先ほど少し話題にいたしました、小国出身の社長ではないのですけれども、この小国町に非常に興味も持たれて、またこの小国町を支えたいというふうに思っているらっしゃる東京のIT会社の方の考えを聞きますと、森林整備のために寄附金も既にいただいておりますけれども、それだけにとどまらず社員の研修旅行先にこの小国町をしたいという提案もいただいておりますし、林地体験ツアーといいたまいますか、山林体験ツアーというようなことも視野に入れられて交流がどんどん深まっているし、またそうしなければいけないというふうに

も思っております。そのほかにも議員おっしゃいましたようにいろいろ、私もいろんな方にお会いをしますが、このことがきっかけになってさらに関係性が深まる部分のきっかけになればというふうにも思っております。議員がおっしゃるように歳入、この部分にしっかり町としても努めてまいりまして、また企業版ふるさと納税は、その輪が広がるように広報周知といたしまししょうか、ホームページやそういった部分にも早めに出せる状況をまずつくりながら検討していきたいというふうにも思っております。ありがとうございます。

10番（時松昭弘君） 私もふるさと納税の制度について、いろんな出会いがある場面がありますので、企業の方たちには積極的にこのこともお話をしていきたいというふうにも思います。今後前向きに検討していただいて、そしてぜひとも今2点の質問をいたしましたけれども、このこともしっかり頭に置いていただいて、職務代理者ももちろんのことでございますけれども、職員教育も併せてしっかり取り組んでいただきたいというふうにも思います。

以上で終わります。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。1時45分から再開をいたします。

（午後1時36分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分）

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。

平成29年最初の一般質問になりますけれども、今年こそいい年になることを願っていたわけですが、副町長の不祥事により出鼻をくじかれた感があります。それでもやはり前へ進んでいかなければならないのが今の現状であります。それで伺いますが、その後総務省からの小国町に対して、この不祥事に対して何らかの謝罪は当然あったかと思いますが、地方創生等にかかわる案件、多数残っていると思います。そのことに対して総務省からの何らかの助言等があったかどうか、まずそこからお伺いします。

総務課長（松岡勝也君） ただいまの御質問、総務省から今回人財派遣制度で副町長を招いたわけですが、その後の総務省からのいろんな話とかそういうのは全くありません。

6番（時松唯一君） ということになれば、総務省という日本を代表する省が、こういう不祥事を起こした中で謝罪1本で終わるのかと。またそれに対して甘んじるのかと。小国町が甘んじてはならない。こういう苦しい財政のもとでしっかりやろうと意気込んで、私たちはやってきたわけでございます。小国町の町民も同様でございます。その中でやはり執行部として総務省へ対して地方創生等々にかかわるものに対しては、やはり言うべきことは言い、そして今置かれている小国町の立場を重々考えていただくことが方策だと思いますが、町長、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 今回の3月議会を経まして、平成29年の予算がスタートするわけでございますけれども、個別の総務省職員とは接点があります。今までですね。そういったときに副町長

の案件があるなしにかかわらず、私どもも私も言うべきことは言ってきましたが、特に4月以降スタートをいたしまして、先ほどから話題になっています、引き続き財源が厳しい中でも事業量は多いですし、やらなければならないことはたくさんあります。そういった部分を少し堂々とその省庁に発言もさせていただき、そして地方創生のための人材派遣制度でありましたものですから、その分の結果としてがこういう部分でありますので、その部分はしっかり発言、議員がおっしゃるようなと同じ考えで、私も活動していきたいというふうに思っております。

ちょうど省庁の事業を見ているときに合致するような部分も、また取り組んでいくといいなというような部分もございますので、遠慮なく交渉といたしましょうか、そういう話題にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 総務省の地方創生の担当課、小国町の場合は普通ではないわけです。こういう状況に陥って非常にもがき苦しんで、もどかしい思いをしていると。そういう中で総務省の小国町の担当課でもあってもいいのではないかと。それが総務省のやり方ではないだろうかと。そこから付近を執行部、町長としてアプローチしていただきたい、そういうふうに思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） どういう形、ひとつのアイデアといたしましょうか、ひとつのお考え、御意見でという部分で含めさせていただきたいと思いますが、総務省と協議をさせていただいて、できるだけ副町長がいなくなってもさらによくなるか、この難局を打破するような、そういう何かしら形はいろいろあるかと思いますが、そういう話をしていきたいというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 小国町議会も、それから町長自身もそれなりの責任を取るわけです。とすれば、総務省たるものが責任を取らないで、ただ本庁に帰って級が下がるということでは小国町町民は納得しないと。納得するためには、それ相応の小国町に対しての思いがあってもよかろうかと申し上げて、次に移ります。

まず私が通告してあるものは産業振興についてということで、観光分野、それから農業分野、範囲が林業という形でかなり広がっておりますけれども、各課長に小国町の強みとは一体何なのかというものを思いだけで結構ですから、1分ほどまとめてお話してください。

町長（北里耕亮君） 私が答弁している間にちょっと考えていただきたいと思いますが。時間を稼ぐという意味ではありませんが。平成29年度施政方針を話させていただきましたが、先ほどから言われるように財源の関係もあって、まだまだ伸ばすべき部分があると思っております。ですからすべては言い尽くせていない、書き尽くせていない部分もありますし、発言の中で年度途中の補正予算で、伸ばすべきところはぜひ伸ばしていきたいと。そして例えば入り口の部分、先ほど話題になりましたが、遊休地とかそういうふうに財源のほうに振り替えることができる案件、先

ほどのふるさと納税もそうですが、そういう部分を早くつくり、そして補正に伸ばしていくところは伸ばしたいというふうな思いに駆られております。特に産業部、今御意見があるような第一次産業の農林業あたりもしっかりやっていければというふうに思っております。

継続的な平成28年、それから平成29年で、あまり新しい部分というのはちょっと今回見出せていない部分もありますけれども、継続する部分は継続をしながらも、また何か新しいことも第一次産業の農林業部分でやっていければというふうに思っております。ぜひこのあたりは議会議員の皆さま方も、こういうのをやったらどうだと。こういういいことをやっている場所があるからそこに研修に行ってはどうかとか、いろいろ御意見・御助言をいただければというふうにも思っています。

先日来、ジャージー60周年がありました。まだまだ伸ばすべき部分があるかと思っておりますので、それだけではなくて小国杉もあるし、野菜関係はちょっと厳しい状況が続いておりますが、工夫していくところはしていかなければというふうに思っています。

担当課から答弁いたします。

政策課長（清高泰広君） 政策課長の立場といたしますが、環境モデル都市の担当でもございますので、小国町の強みのひとつとしては再生可能エネルギーをいくつか持っているということだと思います。地熱とか、あるいはバイオマスとか。現在、化石燃料はそのまま経費として全部町外に出ていきます。これは大体一般的な山村でしたら、町内総生産額の10数パーセントが出ていくということですので、小国町の場合、約200億の総生産額がありますと、10何億のお金が化石燃料として外に出ていっております。これをかなり再生エネルギーを利用して、町内で循環させる。これは電気もありますし、熱としていろんな利用ができますが、そういった町内循環を起こせば、かなり外に出ていくお金を防ぐことができるのではないかと思っております。

会計管理室長（北里康二君） 答える機会がないかと思っておりましたので、私なりに答えさせていただきます。私は一番は地域の地の利だと思っております。それは豊後、肥後、筑後、三後の要ということで悠木の里づくりをスタートする、またゆうステーションが建てられたときにあそこを普通のバスセンターにしていたら絶対はやっていないと思います。ゆうステーションという、ちょっと立ち寄って阿蘇に行ける、湯布院に行ける、福岡に抜ける、そういった地の利を活かしたゆうステーションではないかなと思います。全国各道の駅ありますけれども、これだけのこんな規模で、これだけ長い期間黒字を続けていっているというのは、スタッフの努力もあります、地の利もあるのではないかと思っています。それから先ほど政策課長が言ったとおり地熱、これも大きな資源でございます。

それからもう1点が先駆的な取組ですね、もちろん北里柴三郎がございます。その教えの精神、それからジャージー、河津寅雄さんが導入してきたこのジャージーどこにもないですね。全国には少しありますけれども、こんな小さな山村であれだけの取組というのをして、世界銀行から金

を借りてまでジャージーを導入したということですね。

それからもう1点この木造建築群、これもそうです。もちろんゆうステーション、ドーム。小国ドームなんか観光施設にもしくはなっていたという、普通の体育館がそんな木造建築に大きな投げかけをしたのではないかと考えています。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） もう皆さん政策課長、会計管理室も言いましたけれども、私は筑後川の上流ということです。やはり水、これが非常に強みではないかなと考えております。それを支えるのが林業であって、それで潤っているのが農業ということです。そういったところを一番立地的な面からいいますと、世界の阿蘇と。そういったところを総合して取り巻いている温泉群というところをいかに九州の阿蘇、それから隣に黒川温泉、杖立、山川温泉、それから別府というふうに、外国から来ても立地的にも非常に自然豊かなところというところと、そこで育む酪農、畜産を中心とした野菜、高冷地野菜と。またおいしい水を使った米、これを売り込んでいくことが小国の立地的ないろんな環境の強みではないかなというふうに考えております。

産業課長（澁谷洋典君） やはり私が感じるのは、小国には小国しかない資源があると思います。小国林業、また農業面では小国ジャージー、高冷地野菜、こういったものを昭和60年代、国の考え方の中で、やはり当時はかなりな補助事業をつぎ込んで、いろいろな事業をやってブランド力を高めてまいりました。そのブランド力というものもある程度定着はしているのではないかと思いますけれども、今国の考え方も補助金頼りではなくて地方創生という中で、地方が自分たちで考えて取り組んでいきなさいというような国の考え方も変わってきております。小国町のような小さな自治体だからこそ、できることもあるのではないかと。難しいとは思いますが、できることがあるのではないかと考えていますので、そこが小国町のこれからの逆に強みにして外に打って出るような、一次産業の部門でもそういったことが取り組んでいけたら、小国町の強みになるのではないかと考えています。

建設課長（佐藤彰治君） 私はやはり一言に尽きるというものは、やっぱり資源ということに尽きると思います。先ほどそれぞれ課長のほうからいろんな資源の話がありました。地熱はもとより水であったりそうした建築群であったり、特に農林業の林業を活かした建築群であったり、ひとときはドームやゆうステーションの建設時も、いわゆる木造でできない建物を挑戦したというドームであったりとか、そうしたものもひととき観光施設として、かなりの集客を数年間そういった観光施設として集客があったということから、やはりいろんな人が言葉伝いに小国町のいろんなところをその際に御覧になって、いろんな観光面としても来町をしていただけるようなことがやっぱり起きているのではなかろうかというふうに感じているところでございます。

以上です。

情報課長（佐々木忠生君） 私は情報課ということで、商工観光と光ケーブルということでござい

ますので、まず小国町には歴史のある杖立温泉と景観豊かなわいた温泉郷という部分があります。これが小国の強みの部分にはなろうかと思えます。それから観光資源として今鍋ヶ滝があります。平成27年度では23万人の方がおいでをいただいております。観光統計を見ますと、80万人のところは110万人に増えたという部分で、やはりほかにも観光資源となり得るもの、滝がいくつもあります。土田滝にしろ、下城滝にしろですね。それから旧国鉄宮原線の遊歩道、このあたりをやはり有効活用して観光資源を発掘して、また入込客を増やしていけたらというふうに思っております。

税務課長（橋本修一君） 強みということでございますけれども、私は税務課の立場でございますが、人間性が小国の人は本当にいいと思えます。税のほうに関しましては納期内に納税とか、御理解と御協力をいただいて、徴収率も99%に近い税率をいただいております。これは本当に感謝することでございます。こういう税収があつて、町民サービスにも税収の確保がありまして、それを町民の住民サービスにつなげることができますので、やっぱり小国町という町民性、人間性、また知識の高さ、そういうのが強みだと感じております。

住民課長（河野孝一君） 私あんまり残りが少なくなつて、いろいろ申し上げるところも少ないのですが、私といたしましては、小国の北里町長が環境モデル都市という認定を受ける際にありました地熱の有効利用を強力に進めていただきたいと。今のヨーロッパ等でも地熱を60キロ程度延長して、そして有効利用しているというような実績もございます。小国の特産品である高冷地野菜等に有効にこの地熱を利用していく計画もございますので、これの推進を強力にお願いしていきたいと、またいかなければいけないのではなからうかと思つているところでございます。

福祉課長（木下勇児君） 私、福祉課のほうに配属になりましたもうすぐ1年ということで、福祉関係のほうでちょっと思つているということで述べさせていただきます。まず小国町福祉、特に医療・介護を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。そういった中で小国郷医療福祉あんしんネットワークという会議を毎月行つているのですが、会議自体皆さんいわゆるボランティアで集まつて自分たちの課題として一生懸命会議を重ねています。またいろんな取組もやつているところです。そういったいろんな関係機関が集まつて、小国の医療・介護を自分たちの仕事の合間を惜しみなくやつていただいている、非常にそういった素晴らしい人材が小国にはあるので、今のうちにそういった問題解決を少しでも進めたいというふうに思つております。ちょっと強みということにはならないかもしれませんが、そういう感じを受けております。

保育園長（梶原良子君） 私は仕事の子育て部門ということではありますが、主婦目線でも考えていましたが、小国町の食べ物、お米、肉、野菜、それから水がとってもおいしいと感じています。それを毎日食することで、子どもたちも元気に育っていますし、地域の方々がすごく協力的なので、子どもたちもすくすく育つているというふうに感じております。私は食べ物がとても小国の



強みではないかと思っております。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 私としましては、各課長からいろんな話がありましたので、小国町にこれまで政治、あるいは学問、文化、産業も昔を振り返ってみますと、非常に誇れるような人物の方が小国町から輩出されております。ぜひこういった人物の方を今後の教育に活かしていければと思っておりますので、小国町の強みとしましてはそういった人物、今まで小国で頑張ってきた人物そのものではないかなというふうに思っております。

以上です。

6 番（時松唯一君） 通告なしに皆さんに小国町の強み、はっきり言いますと小国町の今後の在り方等を各町民に各課長の顔を見ていただきたかったと、それも1点ございます。それから今まとめますと小国町は自然と、それから地熱と、それから一番やっぱり大事なのは一次産業ということになるかと思えます。私は小国町には資源はたくさんあると思っています。ないのは開発しようとするという前向きではないところが、ちょっとネックになっているかなと。そういうところを各課長もしっかり受け止めているので、ちょっと安心しております。

それで通告にしたがい質問に入ります。ただいま地方創生ということで、これは黄色が赤になったみたいなもので、地域の活性化から地方創生という今度は何になるのかなという感じはありますけれども、そういう中において産業振興について、まずはゆうステーション周辺の整備について、これは2年越しに整備をするということは聞いております。その中において観光バス等の駐車場の利便性、いわゆる大型バスがなかなか停めるところがないと。この大型バスをまず停めて観光していただく、上町にしても小国町の町有地があるかと思えます。今は開発センターの取り壊しということで職員がその駐車場を使っておりますけれども、その土地を有効利用を今後考えているかどうかお伺いいたします。

町長（北里耕亮君） 今議員が言われたとおりに観光バスの駐車場の利便性ということで、両神社から一番街、あの界限の部分、例えば鏡ヶ池とけやき水源と、そういった部分の三社参りといいたいでしょうか、人の動線の中に観光バスが入って、なかなか停める場所がないという部分であります。町有地といたしましては鏡ヶ池駐車場、それから六花園の駐車場、平野屋跡地のところがあります。先ほど言われたように、ただいま開発センターの工事をやっている関係で、少し職員の駐車場という位置づけもそこにありますけれども、やっぱり利便性を考えるのであれば、できるだけ近いところに観光バスの駐車場があると、理想ではあります。ただもう少し縦長にある敷地というか、土地の形状でありますもので、幅がもう少しあるとバスの駐車場などにもよろしいかと思えますが、少しこれはまだ測ってみたり、調査をしてみたりしておりませんので、これからという部分ではありますけれども、目で見るとギリギリ、少し厳しいのかなという部分もあります。ただもう一度、停められないかどうかも検討に値するのではないかなというふうに思っ

おります。

産業の部分ということで、ゆうステーションだけの開発というわけではありませんが、議員の御意見のとおりにそういった中心部においても、こちらサイドの隣保館があるこのエリアと、一番街があるこのエリア、それぞれ魅力はあるかと思えます。そういう魅力も引き出しながら、土地利用計画という少し大げさですが、そういった部分を考えていければなというふうに思っております。最終的な答弁といたしましては、平野屋跡地はバスの大きさにもよりますが、少し厳しいのかなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 今の答弁の中に、鏡ヶ池駐車場は行ってみられるとわかりますが、他者というか全然知らない人の車が停めてあります。そういうところも逐次点検をしていただいて、やっていただきたい。

それから、次に移ります。まとめていきます。電動サイクルの使用状況、それから多面的利用は考えられないのかというのが1点。それから鍋ヶ滝公園の平成27年実績で、年間20万人超が来られると。目標的には今度30万人超かということで考えていると。そこで坂本善三美術館におきましては、年に1万人を切るというような状況にあります。というのは、坂本善三美術館の前を通っていく方は20万人いて、坂本善三美術館には1千人程度、それも小学校・中学校、あるいはうるん、そういう方を引いていけば800かなと。そういう状況で、一般会計から繰り入れを1千万円弱ですね、ここ数年で3億ぐらいになっているのかなというふうに思いますが、私が20万人の1割でもそこに寄っていただければ2万人ですよ。そういう施策をやはり考えていかないと、今後、画というものは劣化しますので、やはり光熱費が予算も見ますと数千円ですか、非常に多いということであれば、やはりそこは施策を考えるべきかと思えますが、町長、いかがお考えですか。

町長（北里耕亮君） そういった御意見は過去にも話題になったことがあるかとも思えます。鍋ヶ滝に来られる観光客の方、お客様と善三美術館に興味を持たれている方が少し違うのかな。これは言い訳的になってしまうとこれはいけません、できるだけそういった活動もしたこともございます。鍋ヶ滝に来られるお客様、観光バスのチャーターというか、貸し切りバスに善三美術館の優待券といいたまいますか、そういった部分を出したこともありますし、旅行会社と協議をして少し値引きをしまして、できるだけ善三美術館にも鍋ヶ滝に行ったあとにも入っていただくような、そういう動きをしたこともありますが、いかんせんなかなか求めているものが違うというような御意見も、そのときにも感想もいただいた部分もあったかと思えます。ただ、まだ諦めてはいけないなというふうに思っております。議員おっしゃるようにその総数、数の1割でもという大変な人数でありますので、こういった部分は引き続き考えなければいけません、何か特効薬というのなかなか難しい部分もありますが、議会の議員の皆さま方もこういうのをやってみたらというようなお声がけもまたあれば、ここはやっぱり来ている人数が多いものですから、そ

ういうアイデアも拝借をさせていただきながら、執行部としても考えていきたいというふうに思っています。

6 番（時松唯一君） 鍋ヶ滝に関して言えば、成功しているかなと。先ほど佐々木課長のほうから答弁がありましたけれども、いわゆる滝巡りとか、あるいは杖立、わいた等の絡みをですね、やはりその仕掛けが必要ではないのかなと。そこでやはり坂本善三美術館に立ち寄ればこういう利点があるのだというような仕掛けをやはりつくるべきかなというふうに私は思っております。

それから 387 号線の線沿いに非常に若者、あるいは他県からのお客が多数押し寄せております。うどん屋もあれば、コーヒー屋もあれば、モツ屋もあると。そういうところに公衆トイレがないというような状況でございます。宮原地区にはすぐ近くにありますが、上町にもございます。それから栄通りにもあります。その 387 の今後の発展を考えたときには、やはり公衆トイレも必要かなと。その中においては、やはり管理棟も必要になってくるし、そこら付近の管理を誰がやって、どのように支払ってやっていくのかなというのも必要かなと思いますけれども、私はぜひ 387 線沿い、いわゆる木魂館から阿蘇鶴にかけて中にひとつでもあったほうがいいのかなというふうに思いますが、町長の見解をお伺いします。

町長（北里耕亮君） 議員がお話しされたように、例えば大分側と熊本側の県境からこちらを見ますと、大変食事処であったり、喫茶といいたまうか、軽食といいたまうソフトクリームとか、様々なおそばであったりうどんであったり、少し活発化している部分は理解をしております。ただ、そことトイレといいたまうと、トイレをつくれればその管理費もいらすし、非常に経費もかかります。今民間活動が盛んになっておりますので、観光客の方が車で入ってこられる場合は立ち寄っていただいて、そこでトイレといいたまうか、そこをという部分もよろしいのではないかなというふうに思っています。単体でトイレだけ、今まで小国町もいろいろな場所にトイレをつくった経緯もあるかと思いますが、なかなか 1 基つくるだけでもかなりかかりますし、そのあとずっと管理がかかってしまいます。ここは少し慎重にさせていただきたいなというふうに思っております。

6 番（時松唯一君） 387 線沿いの飲食店、食料等を提供している方々、あるいはそこに所有権を持っている方々、そういう方々とよくお話をし前向きに検討し、できない場合は看板とかですね、あるいは木魂館の手前にここまでトイレはありませんよとか、そういう方法も必要かなと。でなければ、そのまま非常に迷惑しているお店もございますので、よく考えて協議をしていただきたいと思っております。

では、次に移ります。次は農業分野に移りますけれども、耕作放棄地の活用ということで、町長の今度の施政方針の中で農業の法人化と。これは必要かなと私も思います。ただ小国町は中山間地でございます。谷から谷へ渡っておりますので、大規模な農業はできない。やはり抽象的なそういうまとまりのある農業がふさわしいのかなというふうに私は思っております。それから農業経営の安定化対策、これは今現在農業を営んでいる方は、ほとんど 65 歳以上ではないのかな

と。後継者がいてやられているところは別ですけれども、大半が65歳以上が田畑を耕しております。そういう田畑を耕す中に、農機具の支払に非常に困っております。農機具は御存じかと思えますけれども、トラクターで言えば1馬力20万と、20馬力あれば200万と、今まだ上がっておりますね。そういうことでその返済にも非常に事欠いていると、そういう状況にあります。ということは、どうすればいいのかな。法人化も必要ですけれども、そういう機械をリースで借りられるようなことはできないのかなという話も度々聞きます。そういうものに対して、やはり役場としてもJA等々あるいはこちらには民営の会社もごございますけれども、非常にもどかしい面があるかと思えますけれども、こちらもよく考えてあとで答弁してください。

それから農業後継者の育成ということも今度の施政方針であります。農業には今のところ私たち中山間では明るい見通しが見えてこない。必死でやっても必死でやっても、やはり見えてこない。じゃあどうするのか。結局、国がですね、日本みたいな先進国でも食料の自給率が最低であると。前回も私は申しましたけれども、おにぎりを2つしか食べられないような状況の中で、米をまず売らなければいけないというような必死の業だと思えます。そこでひとつ提案がございまして、農産物のそういう米あたりに付加価値をつけたらどうなのかなと。JAの中央支所の売上等が上がっておりますけれども、大根、ハウレンソウ、キュウリ、生椎茸、春菊、諸々ごございます。平成27年度、8億6千200万円ごございます。牛等にいけば、約2億3千800万円と、枝肉でも1億というふうな数字が出ております。こういう食料の中で、製品だけしか売れないと。製品でないものをやっぱり価値をつけるべきではないかな、そういうところも今度薬味野菜等が新しくなれば、みんなで考えてやっていったらいいかなというところで、町長の見解、それから各担当の見解をお伺いします。

町長（北里耕亮君） 少しまとめた答弁になるかと思えますけれども、米の部分については、委員会の中でもいろんなセクションの中での小国の米という部分は、少し話題になりましたけれども、ふるさと納税の返礼品であったり、小国産の米というのは非常においしいという評価もいただいておりますので、これは積極的に販売をする部分、力を入れていきたいというふうに思っております。その部分において、野菜も年間生産額その分は厳しい状況が続いておりますけれども、施政方針の中で述べたように手づくりの館が老朽化しておりますので、それを悠工房に増築して移すと。せっかくそういう考えの中で、今まであった部分に何か付加価値ができるような特産品を考えていきたいというふうに思っています。

議員が今また話題にされました議会の最終日のあとに、少し御説明させていただく機会を得ようと思っておりました薬味野菜の里の拡大計画といいたまいますか、そういった部分も執行部の中では案がございまして。このあたりについてもそういう技術というか、生鮮食品だけでなく、その生鮮食品から付加価値をつけた加工品、そういったものも作っている方もたくさんいらっしゃいますので、売り場面積が増えれば、またそこもよくなるのではないかなというふうに思ってお

ります。農地集積や法人化と言う部分は、ちょっと担当に少し答えていただいて、あとその他答弁漏れのところがあればまたおっしゃっていただければそれに答えていきたいというふうに思います。

産業課長（澁谷洋典君） 議員が言われました先ほどの耕作放棄地の問題であったり、農業経営の安定化対策ということで、農機具の購入費が経営を圧迫している問題、農業後継者の育成の問題、こういったものをすべて含めて、今上田地区でやっております法人化というものが立ち上がって運営がうまくいくようになれば、例えば農機具であれば、法人で所有した機械で上田3、4、5部地区の農地は法人の機械で耕作するということをやれば、各農家が機械を持つ必要もなくなってきます。そういった諸々の問題を解決するために法人化に向けての取組を行っているところでございます。

それからもう1点、農産物に付加価値をつけたらというような御質問がございました。農業所得全体での控除を図るための取組として、農産物に付加価値をつける6次産業化への取組というものはひとつの方策であるというふうに私も考えております。この考え方は行政といたしましても以前から、これは昭和60年代、当時は1.5次産業化というような言葉を使っておりましたけれども、その取組のひとつとして手づくりの館であったり、悠工房などの加工・試作施設を整備して、生産者またJAと連携して取組を行ってきております。その取組の内容といたしましては、数名で組織されるような加工グループであったり、生活研究グループ、JAなどがいろいろな加工品の製造に取り組んできております。商品名でいいますと、牛乳かりんとうであったり、ミルクジャム、塩こうじ、みそ、漬物、などございますけれども、代表的なもので大規模な製造販売につながっているということであれば、皆さんよく御存じの畜産部門におけるヨーグルト、プリンなどの小国の特産品となっておりますジャージー乳製品が挙げられるのではないかとこのように思っております。近年では、少数ではありますが、生産者個人の方で法人を立ち上げて6次化に取り組んでおられる方も出てきております。熊本県ではそのような取組をサポートする制度や事業もございますので、もしそのような考えをお持ちの生産者や組織があれば、そういった支援制度と連携して町といたしましても進めていくことは考えられるのではないかとこのように考えております。

6番（時松唯一君） 1点、農業後継者の育成について、再度お尋ねしますけれども、2015年に地方創生の原本というものがあまして、将来希望する職業分類ということで、これは高校生を対象にアンケートを取った結果が、何になりたいのかと。公務員、教師、消防士がほとんどです。それと法人事業からいけば、機械製造工業やIT関係ですね。地元に戻って何をやるのかと。よく見ますと、ほとんどございません。こういう状況を踏まえて、やはりしっかりと執行部は考えていただきたい。私たちも町民も、農業者として一生懸命やっているところは、やはりそれなりの助成というか、小国町として助成していきながら農業後継者を育てていくということが必須

条件ではなかろうかと思いますが、町長、見解をお伺いします。

町長（北里耕亮君） 地方創生というのが、まさにそのあたりの御意見のとおりであろうと思えますし、過疎地でありますこの小国町の規模でありますと、人口減というのが非常に厳しい状況に立っております。そこに歯止めをかけるというのがなかなか難しい部分ではありますが、先ほどから話題にさせていただいている産業の活性化、町民所得を上げると、その部分に関連した仕事です、そういった仕事づくりという部分も大変大事であるというふうに思っています。

先ほどのアンケートといいましょうか、田舎に戻って何も無いというのは、大変少し寂しいデータであると思えますけれども、小国に戻ってあれもいい、これもいいと言われるような、そういう仕事ができそうな器づくりといいましょうか、そういった部分も産業が活性化してくれば、また発揮できるのかなというふうに思っております。特効薬というのがなかなか難しいのですが、そういった部分にも頑張ってお返ししたいと思いますというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 人口減は相対的にA町からB町へ来れば、A町は減ります。B町からC町に来たら、B町は減ります。その循環的なものであって、相対的には人口は減っていきます。それは移住者が来ていただいたほうが、それは大変いいことですけれども、移住者がいた前のところは人口は減っているわけです。そういうこともありますので、やはり小国町の強みということをお聞きしたのは、やはり食べていける小国町、素晴らしいぞ小国町、農業素晴らしいぞ小国町をつくっていくことが先決ではなかろうかなというふうに思っています。観光もともにやっていくということが将来の小国町の像ではないかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、公園遊具の点検・管理について、私は以前にも質問いたしましたけれども、遊具で死亡、あるいは遊戯中にけがをし、入院し、その保護者がどこに訴えていいかわからないと。ということでお伺いいたしますが、今遊具施設が小さくても大きくても一緒ですが、できております。まず維持管理はどこがして、そこでけがをした子どもたちは誰が見るのか。そして夜の安全対策はどうするのか。そういうことを考えて今できているかと思いますが、その点をお伺いいたします。

福祉課長（木下勇児君） まず遊具の維持管理についてでございます。遊具の維持管理については、点検の種類として3つ大きく分けております。まず日常の点検、それから定期点検、それと詳細点検というような形で考えております。まず日常の点検につきましては、巡視による外観の目視ということで、こちらについては、ここに隣接する隣保館の職員のほうに開館日に毎日お願いして、異常の有無などの確認をしてみたいというふうに思っております。基本的には福祉課のほうの子育て支援ということで整備した施設ですので、所管は福祉課になります。ただ、協力という形をお願いをしているところです。それから通常点検につきましては、月に2回程度の頻度で、こちらはチェックリストも利用して遊具の部材などの点検を福祉課の担当者のほうで行います。また詳細点検ということで、こちらは国土交通省からも示されていますが、公園における遊

具の安全確保に関する指針ということで、その中でも年に1回そういった点検を行うことが好ましいということで謳われております。そういった形で年に1回の専門業者による点検を行うこととしております。その中で異常等が発見されれば、その対応をやっていきたいというふうに思っているところです。

それから事故につきましては、こちらは当然この遊具公園自体が幼児・児童、特に低学年児童を対象にした遊具を設置しているところです。そういった形で当然子どもたちが予想もしないような行動もあったり、そういうのも含めてですが、まず事故が発生した場合には、その負傷者の処置を速やかに行うことが必要だと思っておりますので、その連絡体制ということで遊具公園については常駐する職員というのは配置できませんので、施設内にその対策として公園内に緊急連絡先又は保護者の方等が動転したとき等に、何らかの手助けになるようにということで、そういった連絡先を消防署、警察署、それから役場、それから場合によっては電話等も持たない方もおられるかもしれませんので、この隣保館が隣にありますよという、そういった含めて掲示をしたいというふうに思っております。

それから責任の所在という点につきましては、もちろん設置者及び管理者、小国町となりますので、施設などの瑕疵があれば小国町の責任ということも出ていと認識しております。ただ、あくまで公園として子どもの成長のための遊具という位置づけであります。子どもは遊びを通していろんな冒険や挑戦もして、その発育、発達段階において自己の身体能力を高めていくという位置づけもありますので、管理者としては適切に管理して施設のリスクを排除していくということはもちろんですが、利用者、特に保護者ですね、特に幼児は保護者同伴でないとももちろんここまでも来れないと思いますけれども、そういった保護者にも一定の自己責任があるということも認識してもらって、保護者の自己判断が十分でない児童の安全確保については保護者にも責任を有するというところもあるというふうに思っております。

6番（時松唯一君） いわゆる私が問うてるのは、事故が起きた場合に調べているかと思いますが、各市町村の中で裁判が起きているのです。いわゆる町が責務があるのであれば、それは保護者としては目くばせをしながら遊ばせているのしょうけれども、それが目を離れた隙に首の骨を折ったとか、そういう事例があるのです。だから、そういう保障関係等はしっかりと詰めておかないと、あってからでは遅いということを申し上げているのです。だから事例を見てください。ホームページでたくさん出ております。これは熊日新聞でも先々月あたり、かなり出ておりました。ですから町の責任ということになれば、一人の子どもを死なせれば1億とかそういう金額になってくるわけです。だからしっかりと捉えてやっていかないと、幼児教育的に言えばそうかもしれません。ただ事故が起きたときはこうしようということをしっかりと条文でもつくってきっちりやっていかないと、あつてからは遅いということを言っているわけです。町長、いかがですか。

福祉課長（木下勇児君） 保障についてですが、小国町では全国町村会総合賠償保障保険に加入しております。この制度に則った対応になるかと思いますが、対人の賠償については、最高2億円というものに加入をしております。それからこれは遊具を製造した業者のほうも遊具に何らかの瑕疵があった場合に対応するという形ですが、それにも加入しているということを確認しております。そういった中で、町に責任があればそういった保険での対応という部分も出てくるかと思えます。

6番（時松唯一君） いわゆる事故対応というのはそういうことなのです。だから保護者にとってはかけがえのない我が子を亡くすわけですから、そのくらいの覚悟を持ってあたらないと、「施設ができたからよかったね」では非常に危ない面があるということを示し上げて、私の一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 中心地にあります、少し前からいろんなお母さん方というか、そういう方が熱望された遊具であります。議員の御心配、非常に重く受け止めつつもそこあたりの責任の部分、そうならないのが一番いいのですが、そうなった場合、保険とかしっかり対応すべきは対応していき、その遊具そのものにも保険、今課長が答弁したとおりでありますので、そして点検というものも先ほど答弁したとおりでありますので、行っていきたいというふうに思っております。御意見をありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時55分から再開をいたします。

（午後2時44分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時55分）

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。

本日は涌蓋山の中腹からの野焼きが行われておりまして、本日私が最後の質問者になりますので、よければみなさん終わり次第、変わった色の涌蓋山を眺めてもらったらと思います。

では質問に入ります。学校跡地についての件ですが、まずこの件につきましては、総務文教委員会の予算審議において同僚議員からの質問もありましたので、少し被る面もあるかと思えますが、まず現状についてお答え願います。

総務課長（松岡勝也君） 旧学校の現状ということでお答えいたします。旧小学校につきましては、平成21年に小学校が6つが統合されまして、8年は経過している状況でございます。そういった中で、耐震ということもございますけれども、旧万成小学校と西里につきましては耐震ということで今利用されております。西里小学校については、まだいろいろ要望等、希望等上がっておりますけれども、まだ利用は今現在されておられません。

万成小学校につきましては、社会福祉協議会のほうが1階の部分を今現在使っておりまして、2階部分につきましては今後また新たな展開ということで、また利用するというような話が聞かれ



ております。

北里小学校につきましては、以前からいろんな民間の方の希望がありまして、キクラゲの栽培、又はクイモの加工とかいった一時使ったということがございます。西里小学校につきましては、先ほど申しましたがいろんな希望等、要望等上がっておりますが、実質具体的な利用というのはされておられませんけれども、ここ近日、木育等を中心とした利用ということで話が少し出ているような状況でございます。

下城小学校につきましては、具体的にはいろんな前向きな利用ということではございませんけれども、今現在は役場1階部分につきましては、役場の資料を今置かせていただいております。

蓬萊小学校につきましては、地元の農産物の加工ということで、またいろんな資材置き場ということで、低学年棟を利用をされているというような状況でございます。また避難的な機能ということで、万成小学校につきましては図書室、体育館等を今回の地震等におきましても避難所として利用いたしております。その他、北里小学校につきましては、体育館、又はクラブハウスを避難所として利用しております。

西里小学校につきましても地震時の避難ということで、一時期、鯛の田集会所から西里小学校のほうに避難ということで利用いたしております。また下城小学校につきましては、豪雨のときが校舎、地震のときには体育館というところで利用しております。またクラブハウスにつきましても避難所ということで、利用した経緯がございます。

蓬萊小学校につきましては、体育館を避難所で利用いたした経緯がございます。また蓬萊小学校につきましては、グラウンド等を鍋ヶ滝の駐車場、また地元のお祭り等で利用しているというような状況でございます。

1 番（穴井帝史君） 体育館等は結構利用があるようですが、またグラウンドの清掃等もこの間話がありましたとおり確認したところ、全校ともきれいに草刈り等行われておりました。それではお尋ねしますが、平成21年度に統合したわけなのですけれども、そのとき跡地についての検討とかなされたのかをお尋ねします。

総務課長（松岡勝也君） 当時、私がちよっとたまたま管財の担当でありまして、その当時学校の町有地を含めて利活用検討委員会というのを立ち上げて、大字協議会はじめ関係の部長と一度説明いたした経緯がございます。そういった中で、今後どういった利活用を進めていくか、また管理をどうするかということ話をした経緯がございまして、その経緯の中でグラウンド等の、特に草刈りを中心とした維持管理はお願いいたしますということで、今現在平成29年度の予算もありますように大字協議会のほうにお願いして、補助金を出しているというような状況でございます。そのときから校舎についての利活用の要望がないかということで、ある程度オープンに情報を出しておりましたけれども、なかなか具体的な外部からの前向きな利活用がなされていないということで、現実的には万成小学校が社会福祉協議会のほうで積極的に使われるというのが現状

でございます。

1 番（穴井帝史君） それはわかるのですけれども、耐震化のある施設については利用がなされると思いますけれども、耐震基準を満たしていない校舎ですね、特に。校舎に関して、今後どのようなお考えがあたりかお聞きします。

町長（北里耕亮君） 先ほどから総務課長が各小学校について発言をいたしております。当然この部分については、町としても積極的に跡地利用ということで考えておりますが、なかなかいい方が利用すると。それは地元も含めて、なかなかございません。先ほどから言うように、耐震化がされている万成小学校、西里小学校は積極的な使い方も検討できると思いますけれども、耐震化がされていない北里小学校、下城小学校、特に少し外側から見てもクラック等が激しいといひましようか、そういう部分の蓬莱小学校、この分については取り壊しも含めた検討が今後必要ではないかなというふうに思っております。これについてデータの分析等が必要なのか、それともこのまま、あとは財源でございます。取り壊すということだけで数千万円かかるという部分は、何も生まない部分はあるんですが、ただ半面、安全とかそういう部分、今後また地震があつてそこが倒れたとかなるとかなり心配もされますので、必要な部分は必要ではあるのですが、その財源の見合いをしながら、財源を考えながら検討していかなければというふうに思っております。

施政方針の中で、この学校跡地だけではないのですが、を含めた町有地の利活用ということで、積極的に議会の皆さま方にも情報公開をしまして、今町としてはこういう土地があります、こういう使われ方をしています、ほかの方も使っていますが空き地になっていますとか、いろいろ出ささせていただいて、議会とも協議をしながら決めていきたいというふうに思います。その部分で、学校跡地というのは地域のもとのシンボルであり注目すべき点もありますので、積極的に進めていきたいというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 売却も含めてという言葉がございましたが、やはり建物が大きすぎると思うのです。だから簡単に売るといっても、やっぱり更地にしなければ売買はもちろん無理だし、借り手もないのではなかろうかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

町長（北里耕亮君） 売却という部分、売却がありきではないのですけれども、先ほど私が発言した取り壊しの部分については、議員おっしゃるようにその校舎が一定の大きさがありますので、それだけでも数千万円という財源があります。こういった部分に補助金といひましようか、そういう部分があるのかないのかは、まだこれからその地震の影響というのに何か結びつけてと言う部分は難しいかもしれませんが、そのあたりも検討しながら取り壊しをするかどうかはまずは大事な部分かと思ひます。地域の声もありますでしょうから、議会とそのあたりを相談させていただきながら、また地元の地域と密着した場所でもありますので、地元協議会などの意見も参考にしながら、まずは議会とある程度、現場を見ながらこういう今使い方現状がこうで、クラックが入つてということであれば、そこで同じ年に3つ全部一遍に壊すなんていうのはできません

ので、じゃあ優先順位をつくってどこから先に壊していくのかとか、ここは残すのかとか、そういう部分を協議をさせていただきたいというふうに思っています。

1 番（穴井帝史君） 私も順序をつくってと申しますか、一遍にはどっちにしる無理と思いますので、できる範囲内から始める、取り壊すのであれば、そういうやり方もありかなとは思っております。また先ほど出ました西里小学校、ここは外壁から木造づくりになっておりまして、昨日ちょっと再度見に行ったのですけれども、外壁にカビが生えて、多分今塗装すればギリギリかなという状態なのですけれども、その辺の補修等はお考えですか。

町長（北里耕亮君） 早い段階でそういう補修的な手入れができればいいのですが、何も使い道が決まっていない部分でそれをまたやっても、また放置した部分となると、なかなか財政的な財源を投入するという部分はあるかと思えます。実は西里小学校については、先ほど少しだけ触れましたが、今引き合いというか、協議も実は来ております。この部分について一歩今までとは違う、一歩進んだ協議にもなりかけておりますので、そのあたり少し進めば当然議会のほうにも町の財産でありますので、御紹介をしながら、そして地元協議会にも紹介をしながら進めてまいりたいと思えますし、そのときに利用するというのであれば、補修というかそういう修繕と、そういう部分もあってもいいのかなというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） そのときと申しましたけれども、私は将来的にそういう使う、まだ全然はつきりはしてないらしいのですけれども、そういう貸すのか売なのか知りませんが、やはり今だったら安く上がると思うのです。逆にですね。それが借りる側、もしくは売る側がやるのであれば問題ございませんが、この施設についてはもうひとつあったのですけれども、大雨が降ると雨漏りもするそうなんです。その辺も考えたところで、ちょっと早めの対応を取ったほうがいいと思いますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 実を言うと執行部からは言いにくかったのですが、議員のほうから発言されましたので、実は雨漏りのほうが問題でありまして、雨漏りがありますと利用しようとする団体の方も躊躇する部分がございます。このあたりについては、そのものごとに使うための一定の補助金などを利用して、期待というような部分もありますものですから、そういう補助金を利用して、財源確保ができるのであれば補正予算で対応していきたいというふうに思っております。これが来月からや再来月からはまだなっていないので、少し時間を要しますが、その話の協議の中で非常にスムーズにトントン拍子でいくようであれば、また議会のほうにもお知らせをしながら、必要があればそういう補正予算とか、そういう部分もやっていきたいというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） 何しろ3階建ての耐震化のない建物におきましては、やはり将来負の負担とならないように今のうちから計画をきちっと立てて、将来の子どもたちにそういう使い様にもならないものを残すことだけは避けてもらいたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 実は西里小学校は木造で特徴的な建て方もされたそういう場所でありまして、相談回数ですね、それも一番多ございます。案件、物件としては。そういった部分で、もし今回が駄目であっても、これをまたすぐ取り壊すというのもそこはまた先ほどから繰り返し議会と相談をしながらという部分には尽きますけれども、ほかに安全面を考えれば順序立てて、ほかに優先する場所がありますが、西里はちょっと遅い順序かなと思います。取り壊しを前提にするかどうかも含めてですね。

1 番（穴井帝史君） 私が今お尋ねしたのは、西里小学校のことではなくて、ほかの耐震化のない3階建ての施設について質問しました。

町長（北里耕亮君） 失礼しました。繰り返しになりますけれども、3階建て、一般的なRC造のそういう部分で、安全面に非常に心配がされている部分については、順序立ててをしてやっていきたいというふうに思いますが、これも議会と協議をしながら町の財産でありますので、行ってまいりたいというふうに思っています。

1 番（穴井帝史君） 学校関係の質問は終わりにしたいと思うのですが、私が一般質問の度に思うのが、提案事項等が出た場合は「検討します」という言葉が執行部においては非常に多いとか、「思っている」とか、できないことはできないとはっきり答弁して、今後いただきたいと思いません。また思い切った施策、またスピード感を持って実行をしていただきたいと思いません。

以上をもちまして、質問をおわります。

町長（北里耕亮君） 議員それぞれにはそれぞれのお考えがあると思いますけれども、できないという部分をできないと言ってしまえば、なかなかそれはどうしてもできないのかとか、努力する気もないのかとか、そういう部分もあるかと思しますので、できるだけ議会、議員の御意見を尊重をいたしまして、できるだけ沿うようにという思いも執行部としてはあります。ただそういう中でも、なかなか難しいという部分も中には正直ありますので、そのあたりは慎重な言葉を用いながら発言させていただきますので、ニュアンス的な部分をお含みおきいただきながら汲み取っていただければというふうに思っております。ただスピード感を持ってというのは同じ考えでございますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

1 番（穴井帝史君） 以上、終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは予定をしておりました5人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来週21日、火曜日は3名、まず大塚英博議員、穴見まち子議員、高村祝次議員の一般質問を予定しております。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 3 時 1 5 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

# 第 4 日

# 平成29年第1回小国町議会定例会会議録

( 第 4 日 )

1. 招集年月日 平成29年 3月21日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 3月21日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 3月21日 午後 1時37分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君      書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 康 二 君	



1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 3. 21)

議長（渡邊誠次君） それでは皆さま、おはようございます。

本日は、3月定例会4日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問2日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は、最初に大塚英博議員、次に穴見まち子議員、そして高村祝次議員となっております。

よろしくお願いいたします。

2番（大塚英博君） 2番、大塚英博でございます。

今回は殿町火災跡地の復興についてと、鳥獣被害捕獲についてと、3点目は災害に強いまちづくりについてという、この3つの質問をしていきたいと思っております。

まず最初は、殿町の火災の後片付けも終わり、これから復興へと向かうわけでございますけれども、町のほうでこの跡地の復興についての取組とか、そういうプランとかいうものがあればお答え願いたいと思っております。

町長（北里耕亮君） ただいまの質問の殿町火災の跡地の部分でございます。まず跡地の部分はしっかり答えていきたいと思っておりますが、まず被災者の皆さま方には改めて御見舞いを申し上げたいと思っておりますし、今それぞれのお立場で、住宅であったり様々な部分で生活をされております。不自由もあるのではないかなというふうに思いますが、町で跡地の片付けもできましたものですから、そういった部分に対しての説明を、23日に開催をさせていただくように予定しております。

御質問の跡地の利用という部分で、町のほうが考えるのに、まず最初に考えなければならないのは、現状の把握・分析といたしましては、土地所有者の方々が民間の方とか町民の方でありまして、あの場所が町営地とかそういうことではありませんので、まずはやはり所有者の方のお考えが第一であろうというふうに思います。第二に殿町のあのあたり、宮原5部という行政組織では部でありますけれども、そういった方々の気運といいたし、これからどういうふうにあの場所をと、そういう地域の方々のお考えも大変大事であろうというふうに思います。

そこで3番目に町もああいうふうにきれいに片付けができましたものですから、そういう方々、町民の考え、地域の考えを尊重したあとで、双方の話し合いとか、そういう部分ができれば、またやっていきたいというふうに思っております。まず町のほうからあの場所を何か使いますと

かではなくて、町民の考えや地域の考えを尊重して、町に話を聞かせていただければ、そのあとにもし町でも有効利用なんかしたらどうかというような部分の機運が高まっていけば、そのときに考えていきたいというふうに思っております。それぞれの所有者が数人いらっしゃると思いますので、いろんな考えがあると思いますが、このあたりは慎重にしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

一部、すみません、ちょっと長くなっておりますが、殿町住宅方面に向かう道もありますが、地域の方から少しその拡張の要望も上がっております。このあたりのところもやはり土地所有者のお考えもあるし、御協力いただけないといけませんので、できれば地域の方々、世話人さんなどつくっていただいて、所有者の方が用地買収をしなければいけませんので、そういった部分の御協力を地元でしていただけると、なお町としては進めやすいかなというふうに思いますが、繰り返し言いますが、所有者のお考えが第一でありますので、そのあたりを考えていきたいというふうに思っております。ちょっと補足を総務課長からいただきます。

総務課長（松岡勝也君） 町長のほうから詳しく答弁をさせましたので、あまり補足というふうになりませんが、殿町火災の後片付けにつきましては、被災に遭われた方には本当に大変なことだったと思っております。また皆さんの御協力によりまして、思ったより時間はかかりましたけれども、どうか片付いたものというふうに思っております。今週23日に関係者説明会をするようにしております。そういったことの中で、今後どうするかという話までいくかどうかわかりませんが、皆さんのお気持ちは、その説明会の中では少し聞かせていただけたらというふうに思っているところでございます。

まず町長が申しましたように、個人財産ということでもありますので、まずは個人の方々の早期復興といいますか、再生が第一であるというふうに思っております。また町長からの話がありましたように、殿町住宅からの下の町道に出る道路が非常に狭いということで、拡幅をしていただきたいという皆さんからのお話が来ております。個人の宅地を少しは分けていただかなければなりませんので、皆さんの御協力があったからの道路改良と拡幅というところも含めて進めていければと思っております。また平成29年度につきましては、皆さんの中におきましても、熊本地震の復興まちづくり計画というのを計画策定を予定しております。これと関連づけまして、防災面の強化を図るといったところが、今回の殿町復興にかかる関連性を含めた計画につながればというふうに考えるところでございますので、総合的に災害に強いまちづくりといいますか、そういったところに関連づけていければというふうに思っております。

2番（大塚英博君） 昨年の10月10日に、そこに5時ですね、火災が発生しまして、5時間後に鎮火して、そして5カ月後に片付けが終わったという、非常に5に語呂合わせではないのですが、そういう中でこの火災は最初から原因が非常にわからなく、そしてあのメインストリートの通行止めの解除が非常に遅れて、それから片付けが完了するまでに本当に非常に長い時間

を要したわけでございます。そしてこれが復興ということになりますと、語呂合わせではないのですが、5年かかるのではないかなと。私は今のペースでは、それはとんでもないことだと思います。

跡地を見ますと、基礎の部分というものがまだ残っておりますし、全体的にレベルというものが統一されておられません。これは復興においては非常に足かせになるひとつの問題を抱えているわけございまして、私は片付けと復興というものは一体的に考えなければならないと私は再三言ってきたと思います。そういう中で、開発センターは新しい建て替え補助金が出ることによって新しく建て替える。しかし、殿町の復興においては、災害法の適用がないがゆえに復興は遅れると、慎重にならざるを得ないという。私は小国の財産としては一緒だと思うのです。今度の火災で、地元はもちろん小国町にとっても大きな財産を失いました。新たな財産をつくるという形で、町としてはお金がなければ家庭が同じように貯蓄を持って取り崩す、何とかして借金でもして、そこに復興に力を入れるという、私は同じような考え方を持ってもいいのではないかなと思います。これもなるだけ住民のこともありますけれども、町民の意見とかいろんなものを聞いて、そしてあそこをどのような形で町が積極的に復興にしていっていいのかということ、やっぱり私たち検討委員会を設けながらも議論していただきたいなと思います。そしてあの道が本当と。中心市街地の活性化ではないけれども、よくなったと。いろんなことであそこは活気づいたというふうな答えを出していただきたい。そのためには用地の買収もあるだろうが、いろんなものとやっぱり区画整理もございましょうが、僕はそういうところまで町が踏み込んで、やっぱり議会の同意を得ながらも、そしてそういうふうにしてやっていただけたらいいかなと考えますけれども、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 時間がかかっております。ただやはり火災があつて、あれだけの規模の火災でありますので、当初この議会でもかなり議論がされたものと思いますが、公費投入という部分で、それぞれの地域で火災があつた個人住宅については、今までは自分で取り壊しや片づけをしておりましたが、今回非常に議会の皆さま方の御協力もいただいて、はじめて公費投入と。そういう活動から小国町がそういう英断をするなら、熊本県行政も支援をしますよという、県内で初めてでありました。基礎が残っていますけれども、あくまで個人財産でありますものですから、きれいに除去するまでは至らないような部分であります。その片づけをした狙いというのが、以前の議会でも申し上げましたけれども、景観的な部分もあるし、安全面、非常に道路を片付けたあとにまだあとが残っていると。通学路で通行の部分もありますし、そういう安全面、いくつかの目的があつて公費投入をしようというのが議会の御協力もいただいた部分であります。

ですので、すべて行政がしなければいけないという立ち位置は少し難しいかなと思います。そこで先ほど答弁を最初にいたしましたとおりに、23日に説明会を開かせていただいて、もちろん所有者というか、土地所有者、住人の考え、それから地域の考え、そういった気運が高まって、

あちらを何か町で使ってくれないかという要望が来たら、そのときにはそれからまず町も考えなければいけないというふうに思っております。考えるにあたっては、あれだけ広い面積でありますので、まず町が購入する目的が必要であります。その目的を議会とともに考えながら、あの場所が活性化できるような、そういう有効な使い方ができるといいというふうに、そのときになってやっぱり考えなければならない。今はまだ十分地元住民の地元地域のお考えを尊重するようなそういう謙虚な姿勢でいかないといけないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 地元もそうなんですけれども、町のひとつの大きな財産として考えていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問になります。鳥獣被害と鳥獣捕獲についてでございます。いろんな見渡しますと、シカやイノシシとかいう被害もちろほら聞かれますし、またその直接的な被害だけではなくて、間接的な被害もたくさんあるかと思えます。この大きな原因というのは、やっぱりシカやイノシシというのは餌場というひとつの活動範囲が確保されれば、広くなれば、個体数というかその数というものは増えていきます。これは餌があるところでは数が増えるのと同じような形で、その原因というのは今休耕地であったり、林業の問題であったり、それと同じように飛来しているわけでございます。そこで国のほうは、鳥獣保護法という中から改正が2014年に行われまして、鳥獣保護管理法というのが個体数の管理ということで出てきました。この点について、産業課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

産業課長（澁谷洋典君） お答えいたします。ただいま議員の言われましたように、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法が平成27年5月に改正となっております。法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められ、法目的の中に鳥獣の管理という文言が加えられ、保護の観点と頭数を管理する定義が規定されました。この中で、県が作成する計画も鳥獣保護管理計画に改められ、特に保護すべき鳥獣のための第一種特定鳥獣保護計画と、特に管理すべき鳥獣のための第二種特定鳥獣管理計画とに分けられております。イノシシ、シカなどは、その生息が著しく増加している第二種の特定鳥獣に該当し、その頭数を適正に管理する計画に該当いたします。またこの法改正の主な改正点といたしましては、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設があります。これは都道府県又は国が捕獲事業を実施することができるようになったこと、そしてもう1点といたしまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。これは鳥獣の捕獲などをする事業を実施するもので、一定の基準に適合していることで都道府県知事の認定を受ける事業者となることができるというものでございます。またそのほか一定の条件下で、夜間での銃での猟を可能とするなどの規制緩和がなされたことなどが、主な法改正の内容だというふうに理解をしております。

2番（大塚英博君） 要するに、認定事業者というのは、その捕獲をビジネスとしてできたわけで

ございまして、これには全国的にも34ぐらいあると思いますけれども、熊本県のほうにもそういうふうな申請というものができたらどうか、そうするとまたそういう市町村がそういうふうな形に依頼しているかどうかあれば、お答えをお願いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） 認定鳥獣捕獲等事業者制度、民間が介入できるかということでございすけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、鳥獣の捕獲事業を実施しようとするもので、一定の基準に適合し、県知事の認定を受けることができるものは、民間でも捕獲事業ができるようになるものと理解しております。そこで、熊本県内の状況でございすけれども、現在5つの事業者が認定を受けているということを確認しております。しかし、この5つの事業者でございすけれども、ひとつは一般社団法人の熊本県猟友会で、またひとつはその猟友会から分かれて組織されておりますNPO法人の事業者であると聞いております。ですから、狩猟免許を新しく取得して捕獲する人員の絶対数としては、あまり増加している現状ではないということをお聞かしております。

2番（大塚英博君） 被害が増えていけば、捕獲というのが必ず出てきます。捕獲となれば、それを処理をしなければいけない。例えば、処分をしなければいけない。そういうのは、必ず解体処理所というのが必ずこれから必要になってくると思います。またシカの場合においては、特に大きいものはあとの処分に非常に困るわけございまして、どこの県かわかりませんが、焼却施設のほうに持っていつていると。また焼却施設というものを広域的につくっているところもあるそうございす。まず解体の処理施設というのが、これから絶対必要になってくると思います。

その中で肉やそういうものというものが、最近のブームの中ではジビエとかいうものがございすように、それが衛生管理のできた処理所の中で物流に肉が乗っていけば、これは本当言うとビジネス化という可能性もあるし、6次産業化も夢ではないと思います。イノシシの皮をバッグにしたり、そういうふうにしただけでなく、またドッグフードみたいな形で燻製をですね、そういうものを乾燥したものを出したり、そういうふうなものにどんどんどんどん手掛けていけば、私は岳の湯温泉の地獄があるし、また乾燥施設もある。こういうふうな中で、私はそれにビジネスとして名乗り上げる業者も小国の町の中にはいるのではなかろうかと思ひます。そういう中で、町としてそういう方々に対して、何とかして後ろ盾、側面から支援をするという形、私はこれは非常に今から先大事でなかろうかと思ひます。その点について町の見解のほうをお願いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） イノシシ、シカの肉、獣肉の処理加工施設の整備におきましては、猟友会又は駆除会の方も衛生面、また環境のことなどを考えれば、処理加工施設はあったほうがよいというような御意見・御要望はあつております。そのことを踏まえまして、平成26年には小国郷ですから、南小国町と小国町ですけれども、その小国郷の協議会で佐賀県の武雄市のほうにも

視察を行っております。その当時の内容を見て見ますと、武雄市では年間約2千500トン近くの捕獲実績があるものの、実際肉として加工・流通できるもの、これはきれいな状態の肉でないと流通はできないということでしたので、そういったものは500頭から600頭できればいいというような話でございました。それを踏まえまして、小国町では現状のところ年間約500頭前後の捕獲実績でありまして、銃器による捕獲も多いことから、肉として加工・流通ができるものは本当に限られてくるのではないかと考えております。

そういった採算ベースを考えると、かなり難しいのではないかとということでした。また販売まで考えますと、当然肉類の処理加工の資格を有する者も必要となってきます。いくつかの課題も見えてきております。今回この質問があるという通告もございましたので、猟友会、又は駆除会にも御意見をお聞きいたしましたのですが、やはり同じような問題意識を持っておられました。またそのような中で、まだ確定はしていないとお聞きしておりますけれども、南小国町のほうで、猟友会の一部のグループの方たちで処理・加工施設の計画があるというふうにもお聞きしております。猟友会のほうも小国郷の鳥獣被害防止広域対策協議会という組織もございますので、この加工施設の問題に関しましては、南小国町とも話し合いができないかというような御意見もありましたので、今後そのような御意見も含めまして、検討を行っていきたいというふうに考えております。

2番（大塚英博君） 南小国のほうもそういうふうな動きがあると聞いておりますけれども、小国町は小国町で民間の業者や意気込みのある方々が参入する場合には、何らかの県の補助金はありますけれども、町としても何らかの支援をお願いいたします。

時間も都合がありますけれども、一応3点目のまちづくりのですね、要するに災害に強いまちづくりについて質問をしたいと思っております。この点で2つあるのですけれども、ひとつは災害に強いというふうになると、今指定避難所というのがございます。しかし、公民館や集会所というのはそういうところから外れておまして、実際言うと、避難場所がないがゆえにその公民館を使わざるを得ない場所があります。そういうのは、同じ同等の権利を持っていると私は考えます。そういう中で、例えばバリアフリーであったり、トイレの補修であったり、いろんなたくさん施設のことが出てきます。それもやっぱりただ単なる公民館は公民館の自己で、集会はその場所でやってくださいということではなく、町がそういうふうなものも取り組んで、耐震強化や備品等も、まちづくりの計画策定の中に入れていただきたいなと思っております。そのことについてお答えをお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 災害に強い、安全安心なまちづくりということでございます。先ほども若干触れましたけれども、平成29年度におきまして、これは熊本地震を受けての復興まちづくり計画でございます。この中では御承知のとおり避難所の耐震強化でございます。これをまず全面に打ち出しまして、そのほか耐震、また避難関係、いろんな機能強化と防災の組織拠点の整備などを含めたところ、町内全般にわたりまして検討し、またそれを計画の策定を進めていきたい

というふうに考えております。今申しましたように、今回の熊本地震におきましては、避難所の耐震化が非常に問題になりました。また指定避難所とそれぞれの公民館等の避難、また車中の避難、そういった問題が浮き彫りになりました。そういったところすべてを鑑みて、平成29年度を含むまちづくりの中ではそういったところを重点に置いて計画策定を進めてまいりたいと思いますので、また大字、いろんな各種団体の皆さんに御相談、話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

2番（大塚英博君） その問題も前向きに検討していただきたいと思ひまして、3つの質問をすべて終了いたします。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。10時35分から再開をいたします。

（午前10時30分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

7番（穴見まち子君） 7番、穴見です。よろしくお願ひいたします。

最初に通告しておりました1番の農業委員と推進委員のところを変更いたしまして、近くに遊具公園ができましたので、けやき広場前駐車場の管理についてということで、以前にお伝えしてありますのでよろしくお願ひいたします。平成27年度の一般質問で、けやき広場前の遊具公園のことをお願ひいたしました。去年は4月に地震が始まり、いろんなことでできなかったのをいつになるかと楽しみにしておりました。現在、けやき広場は遊具公園の設備が実施されています。多分、今月中には完成を迎えると思ひます。小さな子どもを持つ母親から車で阿蘇市や玖珠に行く回数が減って助かる。また小さな子どもを持つ母親やおじいちゃん、おばあちゃんですね、楽しみにしているという声をよく耳にしています。公園は子どもたちの遊び場だけではなく、子育て世代、お母さんたちの交流、お年寄りたちの交流ともなり、環境整備にはなくてはならないものだと考えています。そこでまず公園の概要を説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

福祉課長（木下勇児君） 今回整備を行っております、けやき広場の遊具施設についての概要ということで説明をさせていただきます。まずけやき広場は全体でいわゆる平たい部分の面積が3,600平米ほどあります。そのうちの西側の約480平米ほどを利用して、幼児・低学年児童向けの遊具を中心に遊具を設置しております。遊具施設としましては、大きく5種類あります。

まず一番大きな施設ですが、こちら複合遊具ということで、5種類のスライダーがあるものです。規模的には幅が16メートル、奥行き8メートル、高さは屋根の上部の部分までで5メートルほどの施設となっております。その横に2連コンビブランコというブランコを配置しております。こちらは児童用と幼児用からなるブランコとなっております。また東屋を設置しておりますが、東屋を出入口として植栽で周りを囲んだ幼児エリアということで配置をしておりまして、そ



の中に幼児の複合遊具施設、砂場、わんぱく山等を配置しているところです。東屋は休憩所又は荷物置場のほか、保護者が休憩を兼ねた監視にもできるようにということで、施設の中心に配置しております。周りの遊具が見渡せるような配置にしているところです。東屋については、木造で建設をしております。そのほか向こう側の町道のほうへの飛び出し防止ということで、町道側につきましては、低木のツツジの植栽を行っております。簡単ですが、概要とさせていただきます。

7番（穴見まち子君） もうほとんど完成していると思いますが、いつから遊べるようになりますか。それから町民へはどのような方法でお伝えするのでしょうか。よろしくをお願いします。

福祉課長（木下勇児君） 遊具施設につきましては、今月末に竣工検査を実施するというで聞いております。竣工検査が終了し、業者からの引き渡しが行われれば、利用が可能であるというふうに考えております。住民周知につきましては、おぐチャンや広報誌を使って周知をしていきたいというふうに考えております。ただその周知のほうでは3月の末になりますので、何日というはっきりした日にちができませんので、4月からは利用可能ですという形での周知を行いたいというふうに思っております。事前周知を含めて早めに周知を始めたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 子育て中のお母さん、それからおじいちゃん、おばあちゃんも孫を連れてたくさん来てくれることだと思っております。ですが、ここでひとつ心配があります。公園に隣接している駐車場のスペースが10台ほどだと思いますが、足りないと感じています。近くには道を挟んで向こう側のトイレの横に駐車場があり、これを利用することになると思いますけれども、ここの道を通って向こうの駐車状況を見ていると、朝から夕方までかなりの台数が止められており、けやき広場やトイレを利用している人たち以外もかなり駐車しているのではないかと思います。そこで町はこのような目的以外の駐車をしている車の把握は行っているのでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） けやき広場の駐車場につきまして、公園ができれば、今現在どういった形で停めているかということ管財の立場として、周辺の清掃、維持管理を行うとともに、駐車場の状況等は随時把握しているところでございます。確かに今度の公園と商工会の間には10台の停めるスペースしかございません。さっき申しましたトイレ側におきましては、約30台ぐらい止められるぐらいのスペースがございます。また商工会の向かいには、まず約10台と、隣保館を含めると約60台ぐらい止められるというようなスペースがございます。そういったところで、4月から公園が利用されるようになりますならば、駐車場の停めている方に対しての周知を早めに看板等を設置しながら、遠慮していただきたいというような形で促していきたいというふうに考えております。

7番（穴見まち子君） 公園の完成により、駐車場の使用も多くなると考えられます。定期的に調査を行って、駐車スペースの確保を心掛けていただきたいと思います。最後に町長にお願いいた

します。子どもは社会の希望であり、未来の力と思います。それから特に子どもたちは町の宝だと思っております。子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる小国町を目指して頑張っていたいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 私も同じ意見でありまして、小国町にいらっしゃる子どもたちは、本当に未来の小国町を担う貴重な存在であり、期待するところでもありますし、ふるさとを愛していただけるような、そういうお子さん方に育っていただきたいというふうに思います。教育長の答弁を借りるわけではありませんけれども、小国学というのを小学校推進もしておりますし、この小国町の中で元気に育っていただければというふうに思います。

少し長くなりますが、今回このような遊具公園ができましたが、積極的にですね、先ほど周知方法ということを議員おっしゃいましたけれども、議員の皆さま方からも町民の方に少し伝えていただいて、積極的に遊んでいただけると幸いかなと思います。そして、少しその部分を数年様子を見させていただいて、活発に使っていただけるなら、また何らかの形で考えていきたいというふうに、これを拡大するかどうかはここでは言及はしませんけれども、そういうふうに中心のところで非常に楽しく遊んでいただける光景が目に見えれば、大変よろしいことかなというふうに思います。また小国町の中には、例えば木魂館施設、ああいう広場であったり、宮原の中でも下町公園や殿町公園広場があります。ここだけにとどまらず山々や、そういう自然が大変豊かです。家族の方とお子さん方がそういったところでも活発に動かれたり。

ちょっと連休中でありましたが、北里に川がありますが、木魂館の下にもありますが、そういったところで町外から来られたお子さん方が川の中に入って遊ばれておりました。保護者と一緒ですね。そういった部分の光景も今は何か珍しいなと思いましたが、かえってよその方のほうがワイルドというか、川の中でバチャバチャと、まだ水も冷たかったのでしょうか、そういう光景がありましたから町内の方もここの遊具公園というつくられたものだけにとどまらず、自然のものを使って遊んでいただければというふうに思います。

すみません、ちょっと長くなりますが、もうひとつ御質問にありました駐車場であります。実はこの本日終わりましたから、全員協議会でゆうステーション周辺にかかわる薬味野菜の里拡大のお話を少しさせていただこうと思っております。その中でもこの周辺一帯として、ゆうステーションも駐車場が少ないので周辺工事を行うわけですが、薬味野菜の里をもし拡大するのであれば、その際も車の止め場所を行政としては考えなければいけません。この界限に、やはり今車社会でありますので、そこは第一にいろいろ考えていきながら、もう少しこの周辺でも車の台数が止められるようなそういう考えも議会の皆さん方とまた協議をしながら、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（穴見まち子君） 今、水の話がありましたけれども、この隣にその小さい川がありますよね。夏になると子どもたちが必ずここで遊ぶわけですよ。遊びに来て、一緒に。だからそのちょうど石でしてありますけれども、これが梅雨時期を越したらコケとか生えて危険な状態になるときがあるのです。そこをちょっと考えてもらったら。ちょっとこの前聞いたら、この隣保館の職員の方が、ここをちゃんと手入れをされてしているということだったので、安心しておりますけれども、やっぱり事故がないように、滑ったりとか、その辺の管理をまたお願いしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

町長（北里耕亮君） 私はワイルドというかそういう話をさせていただきましたが、この部分について水の事故というのも、反面、しっかり考えなければいけないので、保護者の人と気をつけながら、北里の場合はあそこは親水公園という、親しむ水ですが、そういう位置づけでありますので、遊びやすいようになっておりますが、元来その場所が遊ぶための部分では、もともとのつくりがそういう部分でありますので、そこは位置づけとして、どうぞ遊んでいいですよという位置づけにするかどうかは、そういう部分で少しちょっと慎重に答えさせていただきたいとは思いますが、一応上の段の遊具公園ができましたので、そこで遊んでいただければというふうに思っております。また、現在水に親しみながら、現状少し水の中に入っているということであれば、そこは十分浅くても事故につながる場合がありますので、そこは十分組織的にも気をつけながら、保護者の皆さん方にも気をつけていただきながらというのを、ここで発言させていただきたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） やはり一番心配するのは事故ですよ。何もないのが一番安心だと思いますけれども、多くの箇所に看板だったり、自分たちが一番気をつけて遊べるような、何か体制をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育士の育成ということであげてありますので、それに移りたいと思います。現在小国町には、保育園が下城、北里、宮原とありますけれども、小国町の保育園で働かされている職員の年代と数はどのようになっていますでしょうか。

保育園長（梶原良子君） 平成28年度の職員数ですが、保育士と別に食も提供しておりますので調理員もおりまして、50代が16名です。40代が15名、30代が7名、20代が7名で、合計45名となっております。

7番（穴見まち子君） 働かされている先生方がやっぱり20代、30代の方が大変不足していると思います。これに対して、やっぱり皆さんどう思われますか。町長はどう思われますか。人間の数ですね。

町長（北里耕亮君） 保育園の保育士の職員の人数という部分でありますけれども、やはりもちろん、園長いますけれども、少ないより多いほうがいいと思いますが、反面、全体の人件費という部分も考えなければいけません。小国町職員定数という定めがありますけれども、その中で保育

士の先生方も正職員は同じ公務員と一緒にありますので、そのバランスも考えなければいけません。ただ今、保育士不足がこの小国町でもありまして、採用を議会にも報告をさせていただいておりますけれども、一次募集というか、定例で毎年採用する9月でも非常に人数が少のうございますし、筆記試験を行います、なかなかという部分もあります。それで二次募集も今回させていただきましたが、それでも応募人数は非常に少のうございます。ですので、採用という意識はありますが、受験をされる方が少ないというような状況もあります。

振り返りまして、その組織、保育園として正職員が少ないということで、何も改良していないというわけではありまして、足りない部分は非常勤職員の先生方や臨時職員の先生方を配置をさせていただいております。限られた人数の中で、最大の見守りといいましょうか、子育てをさせていただければというふうに保育園としても頑張っているところではありますが、このあたりは一番園長が答弁をしたがっている部分だろうと思いますので、保育園長に答弁をいたさせます。

保育園長（梶原良子君） 総数的には45名とちょっと多く感じるのですが、実際これが3つの園と子育て支援拠点のほうに分かれていきますので、全体での人数よりも若干園児数によって職員の配置が決まってきます。でも県の基準というのは、必ずクリアをするようにということで配置をしております。最近気になる子どもさんもたくさんいらっしゃいますし、0歳児、1歳児の入園も多くなってまいりますので、そこに職員をたくさん導入しなくてはいけないという形もありますが、できる範囲で職員の確保をしながら、職員全体で協力をしながら、今保育を進めているところではあります。5歳までの子どもたちとのしっかりした関係をつくりながら、子どもたちが安心できる関係というのをつくりながら、子どもたちと毎日接しているところではあります。子どもたちの本当に笑顔というのを大事にして、一人ひとりを大切にしながら保育を進めていくというのを今頑張っているところではあります。

以上です。

7番（穴見まち子君） ありがとうございます。平成28年度の出生の数が50人前後と、前年度よりも多く増えております。このような状況の中ではありますけれども、園児の減少、数が見えないところもあるけれども減っている。しかし保育士の人財育成というのはこれから先、今のうちにしておかないと若い世代が育たないので、大変ではないだろうかと思いますが、人材育成についてはどうでしょうか。よろしく申し上げます。

保育園長（梶原良子君） 人財育成、本当にすぐ保育士がそろうというわけではありませぬので、とても大切なことだと思っております。今現在、毎年中学8年生が職場体験として、それから高校2年生がインターンシップということで、それぞれ4、5名の生徒が3日間の保育体験に来られます。その中には、将来保育士を目指している生徒もいますし、小さい子どもが好きということとか、保育に興味があるということで、体験に来られています。そのほかには小学生は定期的ではありませんけれども、小国学の授業の中で地域のことを知るということで、特に4年、5年、

6年、それから2年生も昨年は来ました。全員ではありませんけれども、福祉施設としての保育園のほうに興味があるということで来ていただいて、子どもたちとの遊びを通して体験をしていただいております。その中から保育士になりたいという感想もいただいておりますので、将来はしっかり保育士を目指していただきたいなと思っております。

それと保育士養成の短期大学や専門学校からは実習生が毎年3名から4名ずつ来られています。実習生とお話をする中で、卒業後はぜひ小国に戻ってきて保育士をしてほしいということ必ず話すようにはしております。

7番（穴見まち子君） いろんな形で、小さいときから職場体験、小国は中学校の職場体験もありますが、特によそからの受入れもあります。よそから来られる中学生もありますけれども、地元の体験を多くして、保育士になりたいという人を育てる方向性を見つけてもらってやってみたらどうかと思います。そのためには、職員が働きやすい環境、それから場所、特に今思うのですけれども、宮原保育園はもう古くなって、多分建て替えの時期に来ていると思うのです。そのときに環境的にもよくなり、見た目もよくなり、新しくなると働いてみようかなと思う子どもたちもいるし、体験もあれば少しは人材育成というのも考えてもらって、町がよくなるためにも多くの方の意見を聞いて、保育園の建て替えを前向きに早めに、今のうちだったら多分できるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 小国町総合計画の部分でも、ずっと以前ですが、この地震がある前に定めをさせていただいております。保育園の建て替えというのもその題材といいましょうか、その部分に上がっております。ただ議会の皆さま方御承知のとおり昨年地震がありまして、開発センター棟の建て替えを今現在行っているところであります。財源的には開発センターの場合は有利な起債等を使わせていただきまして業務的に建設課等の部分、業務もごさいます。災害ということで、道路災害、農林土木災害、そういう部分もある中で、次の間髪入れずにといいましょうか、引き続きの部分というのは少しちょっと厳しい状況もあります。ただ計画をしていかないと、ずっとそれが後年度に延びてしまいますので、いずれかの時期については、保育園の建て替えというのももちろん考えなければいけません。平成29年度とか短期的な部分の中には、少し厳しいかもしれません。もう一度この地震後に、今回ゆうステーションの周辺整備工事であったり、鍋ヶ滝第3駐車場とか、いろいろ入れておりますけれども、もう一度議会の皆さま方ともこういった建設、ハードの部分を御議論させていただいて、その順番決めといいましょうか、そういった部分も定めさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

7番（穴見まち子君） よろしくお願ひいたします。とにかく子どもは町の宝です。鍋ヶ滝も大事ですけれども、やっぱり優先的に町の子どもの育つためにもよろしくしたいと思います。一応、これで終わります。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

4番（高村祝次君）　それでは通告に従いまして、農業の活性化についてということですが、先般農業新聞で、農業がわからなくて農政は語れないと。国会議員の先生たちが今年から田んぼを作るそうです。私もやはり小国町においては、農林業がわからなくて町政は語れないというふうに思っております。先般、町のほうから施政方針が出ましたが、それについてやはり私は委員会であまり質問もしませんでしたけれども、一般質問は町民の方にテレビ放映もありますので、このことについては町民にわかりやすく質問をして、執行部も答弁をしていただきたいというふうに思っております。

まずは一番大事な町職員の育成の強化ということが書いてあります。先だって副町長の不祥事、あるいは昨年、税務課の職員が町民の方の名前を間違えて資料を出したというようなこともありました。非常にあったらいけないことが頻繁にあるのではないかなど。また先ほどからもちょっと耳に入れましたけれども、これは地籍のことですが職員が森林組合にていろいろ文句を言ったという話も聞いておりますので、職員の育成強化について、総務課長、どう考えているのかお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君）　職員の育成強化ということで、本当公務員として基本的なことでございます。しかし、近年いろいろ町民の方から聞きますのは、小国町役場に来ると頭を下げないとか、挨拶が悪いとか、非常にお聞きいたします。そうしたことで、これをどういうふうに町民に対して答えるべきかというところを考えております。単に職員の研修を重ねるだけでスキルアップ、そういった接遇が良くなるかということでございますけれども、やはりこれは毎日の積み重ねであるというふうに思っております。ですからやはり各課の担当課長が筆頭になりまして、毎日の職員の状況、接遇、窓口業務、いろんなところを見て、そういったところをした上で、なおかつ研修も積み重ねていくということが大事ではないかなというふうに思っております。段々段々若い世代になってまいりますので、やはり私たちが各課の職員をしっかりと育成していくような心構えを持って進めていきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君）　やはり課長たちが朝出勤するときには、挨拶から始まりますので、挨拶からしっかりしてやっていかないと、誰がいつの間に席に座ったか、課長がいつ来たかわからないような庁舎内では、私は職員教育はできないというふうに思っております。九重町の役場に行きますと、行った途端に職員がさっと立ってきます。窓口にいる女性の職員がですね。そして「何の用事でしょうか」ということを聞いて、ちゃんと案内までしてくれます。小国の役場に入りますと、課長がどこにいて、職員が「おはようございます」と言っても、挨拶が何か声が小さいよう

な気がしております。ですから、やはり課長自ら指導していかないといけないというふうに私は思っております。そこからやはり町がよくなっていくか、悪くなっていくかということで、今のよう職員が何をしているのか、何を考えているのか、私たちは全然わかりませんが、やはりまずは朝は挨拶からということを中心に、私はやってもらいたいと。

そして4月になりますと、新任の職員が入ります。やはり小国町を知らないで、仕事ができるはずがない。やはり小国町を1週間ぐらいそれぞれの担当の課長が案内をして、集落を覚えさせるということが私は大切ではないかなというふうに思います。このことについては、私が今日初めて言ったことではないですね。前も私はそういうことを言いましたけれども、新人の職員を見ますと机について、やはり課長たちが指示をしないと何も動かないわけですから、ちゃんとその辺の課長たちの指導を徹底してやってもらいたいと。そしてやはり特に建設課はいつも上司と新人の職員が車に乗って町内を回っておりますので、それなりに覚えるかと思いますが、住民課やほかの課はですね、税務課にしてもしかり、特に保育園とかはなかなか出られないと思えますけれども、役場庁舎内の職員の方はやっぱり時間を見てちゃんとやってもらいたいというふうに思います。

話はちょっと変わりますが、やはり副町長が来てから本当に私は反対をしましたがけれども、彼には頑張れと、しっかりやれというアドバイスもしましたが、非常に残念です。昔、我が家に農林省から東大出のエリートの方が研修に来て、今大分県の副知事をやっています。太田豊彦さんという内閣官房参事官まで上がって、大分県の副知事をやっていると。その人の評判を聞きますと、非常に職員に厳しく何でもかんでも知っているから職員は頭が上がらないという話を大分県の人から聞きました。やはりそういうくらい若いときからしっかりしつけをしていけば、立派に育っていくと。

前の副町長がこの前、6番議員が総務省から何か来ましたかという話がありましたけれども、お詫びのはがきも議員の方にも1通も来ていないのが、来ている議員の方もいるかもしれませんが、私たちはもらっておりません。やはりそのあたりが、ただ学校を出たばかりでは駄目だと。やはり私は言いましたですね、町長と副町長の謝罪があったときに、「あなたたちは常識知らん」と。電話をかけて、町会議の方がおりますかということではなくて、いてもいなくても行くのが当たり前ですよと。常識を知らせんねということを行いましたけれども、まさにそのとおりで、向こうに帰ってから詫言状もひとつもおそらく出していないと。こういう人が来ていたのだなということ非常に私も残念に思っております。

次に移ります。地方創生、このことにつきましては再生エネルギー、特に地熱エネルギーの開発に町として積極的に関わっていく考えでおりますと。発電とともに熱水の有効利用の検討をさらに進めていきますということが書いてありますけれども、発電といえば、今なかなか九電が電線の容量が足りないということで、太陽光も今ほとんどがストップしておりますけれども、50

キロ以下ならできますけれども、以前申請したのは3月末が電源プロセスの入札が4月10日になったということにして、町が本当に発電ができるのかということをお考えけれども、政策課長、どうですか。そのあたりは九電が要望するくらいの電線の張り替えとか、そういうことも視野に入れた文書でしょうか。

政策課長（清高泰広君） 発電の問題はただいま言われているように、九州電力が特に日田営業所管内は非常に接続が厳しいということで、多分実際に接続になるまでには相当時間がかかると今のところは思っております。ただ発電事業、地熱発電におきましては、やっぱりそれと同じように数年間時間がかかる事業ですので、少しずつ検討を進めながら準備していく必要があると思っております。

それともうひとつ、この文書の中に書いてありますように、国としましても地域経済の好循環推進プロジェクトということで、その中のひとつとして分散型のエネルギーということで、地域のエネルギーを地域で消費する、そういうことに対して、非常に積極的に協力する体制をつくられております。そういった中で、小国町の場合でしたら、地熱の利用とバイオマスの利用というのが非常に有効であると思っておりますので、積極的に国のそういった姿勢に応えるといえますか、そういうことを作りあげていけば、多分今言われたように自営線みたいな自分たちで電気線を張るとか、あるいは地熱の配管をすることも非常に経費のかかる問題ですので、当然国の資金を有効に利用する必要があります。そういった意味で、そういう国のお金を引き出すための、今そういったいくつかのプランを今練りながら、どこかで手を挙げてそういったお金で地熱の発電関係、あるいは熱利用の関係のプロジェクトが上がっていったらということで、方針の中で書かせていただいているところでございます。

4番（高村祝次君） 地熱といえば、ボーリングをしてどれだけの出力があるとか、あるいはどこに町内といっても、もし大きい地熱が噴き出したときには、小国町内では使い果てないような発電所ができる可能性もあります。非常に町民の方は岳ノ湯わいた会の方々はお金をもらっているそうなので、やはりそんな話を聞くと西里の地区のほうでは、地熱開発、地熱開発というような声がしております。町がこういうことを書いていて本当に送電網ができるのかということ、私が先般も言いましたけれども、私が調べた範囲内では、地熱は15年ぐらい先にならないと無理でしょうという話でございました。熱水の有効利用ということで、どういうことを有効利用していく考えをお持ちなのか。

政策課長（清高泰広君） この熱水も単独ではなかなか難しいものですから、地熱発電に伴って発生する熱水を導管、管をどこかまで引っ張ってきて利用したいなというふうにご考えております。例えば、今木材の乾燥施設がありますが、こういった施設にも今後注目が大きくなれば利用できるのではないとか、あるいは食品の加工とか、あるいは特にいくつかやられていますが、農業関連のハウス栽培とかに利用できるか。もう少し進めれば、中央部まで熱を運んでくれば住宅や



福祉施設とかそういったものにまで熱水が利用できるようになれば、やっぱりそれは理想だと思っております。

4番（高村祝次君） 今課長が言った、熱水を町内まで引いてくるとか、夢ではないですけども、そういう工事が果たして町内全部ができるのかということ私を非常に疑問に思っているし、また農業分野で今やっている方もいると思いますけれども、やはりこのことについては町が進めるではなく、本当にそういう地熱化できたらぜひ利用していきたいという人がいるのか。しかし、そういう人がいないのなら町がどんなに進めても、私はただ書いてだけで終わってしまうと。やはりやる気のある人が町内にいるかということです。町では今よそから移住・定住がありますけれども、そういう方で本当にそういう熱利用をしたハウス栽培でやっていこうという情熱に燃えて、投資もしていくというだけの地力のある方がおられるのか、やはりそのあたりをしっかりと把握してこういう文書にしていけないと、ただ書いてだけで終わると。

現実に地方創生とはどういうことか。まち・ひと・しごと、やはりその人たちが、町民の方がやる気を出さなければ、どんなに地方創生、地方創生と言っても何もできないですよ。町が負債を背負ってでもやりますか。できないですよ。そんな勇氣はないですよ。だからただ国が地方創生と言ったから文書に書くということではなく、現にできること、町民が今望んでいること、私はそういうことをやるべきではないかなと。地熱には涌蓋山の一角だけです。その熱を町内、宮原の中まで引っ張ってくるような地力があるのであればいいのですけれども、おそらくそういう地方の財政もないと。おそらく補助金を使ってもかなりの金額がかかるというふうに私は思っておりますので、これはただ書いてだけで終わるというふうに私は思っております。

もう少しはっきり再生エネルギーに突っ込んでいけば、太陽光もしかり。4月1日から法改正があって変わります。あと残されるのは何かといたらバイオマス、あるいはバイオガス。バイオガスはつくろうと思えば、50キロワットぐらいなら小国の酪農家の糞尿を集めて、あるいは食品残渣など集めてできる。これについては、先般も町長にちょうど偶然その紹介する人たちを会わせましたけれども、山江村では考えている、産山では考えている。産山はわかりませんが、山江村ははっきり町の中で検討委員会を進めてやっているというふうなことです。やはり町で本当にできる仕事をやって、そして地方創生というようなことを言っていけないと、できないことをしきりに言っても、今わいた会がお金を取っているから、町もそれまでは全然町は携わってなかったのに、今から携わっていこうかと言っても、12年から15年先の話ですよ。地熱については十分悪いということではないと思う。

要するに、九電にどれだけの意欲があるか。原発事故を踏まえて国民が原発反対というのろしを上げて、原発を絶対九州から稼働させないというような意気込みができれば、私は可能ではないと。そしたらやはり地熱においては、九電と手を組んでやったほうがいいと。やはり私は九重町はよくやったなと思います。あのときも私は言いましたけれども、九重町と九電は一緒にやっ

ているからバイナリー発電がやっぱり大山まで電線を張り替えて、新たに引いて今稼働しているということです。

それでは次に地域交通についてですけれども、小国郷ライナー、小国から大津直行便が走ると。昨年、一昨年と試験運転をやりましたけれども、本年は本格的にやるということでしょう。そういうことで、やはりこれについては町民も期待している人もいますけれども、私も一番最初からこのことについては率先してお願いをした一人でございますけれども、いつから実際可能になるのか発表していただきたいというふうに思います。

政策課長（清高泰広君） 小国郷ライナーの予算につきましては、先般に平成29年度の予算を御承認いただきましたものですから、4月1日から走らせようと思っております。

4番（高村祝次君） それではありがとうございます。非常に私も期待をしておりますので、便数とかそういうことも十分検討してやってもらいたい。このことについては、非常に高齢者の方が飛行機に乗ったり、病院に行ったりするときには時間も短縮されて、非常に私も感激しております。

それからふるさと納税についてですけれども、米を新たに返礼品の柱にするというようなことが書いてあります。これは総務委員会でも話されていたと思いますけれども、あえて町民の方に米生産農家にアピールする意味でも、どういう方法でやりますということを述べていただきたいというふうに思います。

政策課長（清高泰広君） 現在、ふるさと納税の返礼品につきましては、事業者の方を募って、その方を登録しまして、その方から返礼品を返してもらっている形をしております。個人の事業者もいれば、農協とか学びやの里とか団体の事業者もいます。今のところ考えていますのは、そういった事業者の中で米を主力で取り扱ってくださるところ、例えば薬味野菜の里とか農協とか、このあたりが特に今までは少量の米でしたが、もうちょっと10キロとか30キロとか大きい単位で米を取り扱う形をお願いしたいと思っております。それとせっかく売るならば、小国の米ということで何らかの付加価値をつけて、今少しでも高い金額で売れるように事業者の方にそこを頑張ってもらって、いろんなブランドづくりをお願いしたいと考えているところでございます。

4番（高村祝次君） 量がどれだけかわかりませんが、まずは量の把握をして生産者にお願いしないと、直販所あたりとか農協でも、実際現に米は自由に販売できますので、近くの農家を集めて自分で販売している農家もいますので、課長が思うような米が集まらないかもしれません。ですからもう少し米を使うなら米を使うで数量をはっきりつかんで、年間にどのくらいの何キロぐらいの米が要るか、それを把握していかないと、ただ単なるこういう文書を書いてあるだけで、議会でも何キロぐらいの米の量を使いますとか、全然発表もされていないのではないかなというふうに思います。大体何キロぐらいのお米が要って、何軒ぐらいの農家から集めなければいけないのか、そのあたりもしっかり把握ができていたら、把握した数字を述べてもらいたい

というふうに思っております。

政策課長（清高泰広君） 前の議会でも報告しましたが、ふるさと納税の額が前年に比べて落ちております。本年度ですね。昨年度は地震の影響がありましたもので、それによる変動もあったと思います。そういった意味でも正直なところ、本年度ふるさと納税として、どのくらいの金額になるかというのが非常に今、正直なところ私たちもつかめていない状況でございます。そういった中で、なおかついくつもある小国の産品の中の米ですので、当初からそんなにたくさん出る形は期待できないと考えております。ただその中でも少しでも売上げを伸ばすために、まずは小国の米をPRする方向からスタートしないといけないかなと考えているところでございます。

4番（高村祝次君） 田は今から植付けですので、今のうちに数量を把握してしっかり米が安い中で、ふるさと納税返礼品で使っていただけて高く買っていただければ、その高くなった分はやはり米の農家も喜ぶし、ましてやあとで出てきます上田地区の方々が、農地集積加速化事業でやりますけれども、そういうところの米を優先的に使うとか、そしてその地域を支援していくというふうにやってもらいたいというふうに思っております。

続きまして、情報課で商工のゆうステーションの周辺整備で1億5千万円、本年は3千万円と書いてありますけれども、先ほどから町長も言われましたけれども、薬味野菜のところのこともあとから説明があると思いますけれども、相対的にやはりゆうステーション周辺の整備をやって、ゆうステーションは指定管理に入れていると。薬味野菜の里のほうは、どうして運営していくのかなという思いもしております。そのあたりは、これは政策課と商工、情報課が絡みますけれども、そのあたりの連携はどう考えているのかお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 2つの課にまたがっておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。議員おっしゃるように、ゆうステーションは今回の指定管理でもゆうステーションカンパニーに指定管理を議会の同意を得てお願いをすることになりました。薬味野菜の里は薬味野菜の里出荷協議会という組織がありまして、その協議会で構成をされておりますが、それは出荷の部分であって、町直営であります。非常勤職員を2人置きまして、堆肥づくりにはまた別の臨時職員を配置させていただいておりますけれども、直営でございます。産業課の職員も頻繁に行きまして、かなりてこ入れをしておりますけれども、いずれかの時点において立ち立ちといいたいでしょうか、そういった部分ができるように町も考えていきたいというふうに思っております。

ただ、これがゆうステーションと一体とするような薬味野菜の里も指定管理に出すのかどうか、そういったところは十分慎重に議会の意見も聞きながら、先にポンと言うのではなくて、議会としっかり協議をさせていただいて、決断に導いていきたいというふうに思っております。そうでないと出荷協議会の方々のまず素材が集まらないといけませんので、そういった方々の意見も尊重しつつ、ゆうステーションはゆうステーションの考えがあるでしょうから、そこはマッチングといいたいでしょうか、施設は町のでありますので、議会の意見を十分聞きながらやっていきたいと

いうふうに思っております。

4番（高村祝次君） ゆうステーションの周辺の整備は以前から計画に上げて、補助事業があったらやるということでしたけれども、薬味野菜の里については、やはり今、この前6番議員がちょっと言いましたけれども、農協の朝どり市で年間、平成27年度ですけれども、2億4千400万円ぐらい売り上げております。平成28年度は2億ぐらい売り上げています。農業新聞にもちゃんと全国の直販所のデータが載っております。農業新聞は町長も農業委員の会長ですから、取っていると思いますけれども、やはり全国のJAの直販所が約2千店舗あります。年間販売額は2015年度から1店舗平均額が2億2千万円、5年前に比べ4千400万円増えたという記事が書いてあります。その下もやはり2億円上がれば黒字ですけれども、2億円上がらない店舗は赤字ということが書いてあります。これはやはりしっかり小国の場合は循環型農業というようなことで、食品残渣を使った堆肥を生産して野菜を栽培していると。勉強会するときにも女性の方が30名ぐらい集まって、一生懸命講義を聞いております。

ここでも書いてありますが、高齢出荷者の支援規則ということで、大半がこの農協のデータを見てわかりますけれども、大根が大体平成27年度は2億3千500万円です。ホウレンソウが2億3千400万円、キュウリが2億4千万円、この専業農家でやっている方が2億4千万円ですけれども、直販でやっている方、朝どり市に出してやっている方も2億4千万円、南北小国です。これだけおそらく農協の出荷者をあたって60歳以上の方が大半、専業農家には後継者がいて一生懸命頑張っているところ、あるいはこれ以外に椎茸なんかは自分のところで袋詰めして直接どこかに卸している生産者、あるいは生協に出している生産者がおります。その方々は町から支援も何も受けなくてやっております。やはりそのあたりも私は、先ほどから上げたように農家の支援についてですけれども、基本は町がどれだけ把握しているのかと。6月の議会では税務課長にここ平成28年度の野菜農家が非常に高騰して、税収も上がったかなと。子牛も高いし、野菜もやっている専業農家はかなりの税収があったのではないかなというふうに私は思います。

しかしながら、町の支援というのが野菜農家はほとんどないわけですよ。商工会には振興補助金を150万円やっております。農家には全然ありませんよ。やはりそういうことも、この地方創生の中にはやはり地域をおこすのは誰かと。やっぱり人ですよ。人がしっかりやらなくては、私は何もできないと。だから大根農家に町がいくら援助していますかと。全然やっていません。そのあたりも議員もしかりですけれども、やっぱり職員も本当に小国の活性化のためにはどこかと。やはり第1次産業がないと観光も私は駄目だと思いますよ。私は農業、1次産業があつて小国町は2次、3次があると。1次がなくて、3次にいきなりいくはずはないと。ですから、そのあたりも職員の方がしっかり把握して、今小国では何が一番伸びているのかということ、やっぱり高齢者が頑張っているからですよ。だから2億4千万円の売り上げがある。また別にこの農協の資

料に載っていない方もおりますから、まだまだあると思いますよ。高齢者の方が一生懸命、年金では足りないから、孫のため、子のために一生懸命頑張って野菜を作ったり、山菜を集めて出したりいろいろやっているといますよ。しかし、そこにしっかり町政も身を入れてやってもらいたいというふうに思います。次に行きますけれども、とにかくそういうふうな小国町の状況ということをおわかってもらいたいと思います。

次に、農業振興とあります。先ほどからも触れておりますけれども、中山間地域等直接支払交付金事業、これは6千730万円、これは国が半分、県が4分の1、町が4分の1ですから、1千500万ちょっと町の一般財源から出すと。これについては、大体今全体で6千730万円のお金が交付されるわけですが、加入戸数は産業課長、何件くらいの方にお金がいつていますか。半分は組織・団地で共同利用ということになっていると思いますけれども、その半分ですから3千300万円ぐらいは直接個人の農家にいつていていると思います。どういうふうな戸数で、このお金が配分されていますか。

産業課長（澁谷洋典君） 中山間地域等直接支払交付金におきましては、今議員が言われましたように、事業費6千万円のうち、約2分の1が直払いということで所得保障の意味合いで農家のほうにいくような形になります。残り地域での共同活動とかそういったことを取り組んでもらうというような内容です。農家戸数は、あとで確認して返答したいと思います。

4番（高村祝次君） ついでに多面的機能支払交付金事業もあります。3千370万円、これもどういうふうになっているのか、戸数は何戸くらいあるのか、説明をお願いしたいと思います。わからないならちょっとあとからでもいいです。時間が足りませんので。先ほどから米のところでは言いましたけれども、農地集積集約化を加速化するために農地中間管理機構と併せて上田の3、4、5部地区で行って、農地集積加速化事業により担い手の育成確保と農地の有効利用及び、法人化による地域営農組織の構築など、集落の将来像を見据えた計画を推進していきますということが書いてありますけれども、現状はどのような進捗状況なのかを答えてもらいたいと思います。というのも、やはりここが成功すれば今非常に高齢化して、耕作放棄地が増えております。やはり町の支援によってある程度耕作放棄地もここが成功すれば解決していくのではないかなというふうに思っております。これが上田だけではなくて、小国に何箇所かつくっていくような状況になるかなと。

ここは私は地域の方、とにかく前も言いましたけれども、田んぼだけをやりますけれども、要するに畦畔が小国の場合は多いからできないというのがネックです。その畦畔の草刈りをどうやっていくのかということが、一番私はポイントです。田を植えるのは粗あけ、代かき、田植えと機械でやりますので、そんな水があれば労力はいりません。やはりこの畦畔、刈払機で草を切るのが大変だから、皆作らないと。これがやっぱり中山間地の耕作放棄地につながっているというふうに思います。やはり基盤整備も特に進んでない地域はできないということでもありますけれど

も、やはり基盤整備をしたところも、ややもすると耕作放棄地になりかねないというふうに思っていますので、そのあたりの町の支援ということをおたずねしたいというふうに思います。

産業課長（澁谷洋典君） 産業課の施政方針であります農業振興の中で、上田3、4、5部地区の農地集積加速化事業の取組、法人化に向ける取組ということで、これにつきましては、当初推進委員会を立ち上げ、そのあと営農改善組合へと移行し、現在は法人化に向けた発起人会ということで、毎月2回から3回のペースで会合を行っております。平成29年度中には法人化を行いたいということで、その中で月に2回程度行っている会議の中で、いろいろな今議員が言われるような農地の管理の問題で、様々な問題が見えてきております。法人化にして農地集積が行われると、県のほうから一時的な補助金も出ますけれども、それだけではなかなかうまくいかないところもあると思います。運営がやはり法人化ができて運営が軌道に乗るまでは、やはり町単独でも支援をしていかないと、この法人化は成功につながらないのではないかというふうに思っております。やはりその地区の中で、世話人あたりなどのマンパワーというのがやはりどうしても必要になってきますので、そういった方との話し合いを密にして、何とかこの法人化がうまくいくように、町のほうも単独でも支援をやっていかなければいけないというふうに考えております。

4番（高村祝次君） まだ過程なら、ぜひしっかり支援をして、小国で第一号の地区をつかってやってもらいたいと思います。それから先ほどから言いましたけれども、循環型農業についてですけれども、薬味野菜の里、4年目を迎えて出荷協会の会員数も増えてきたということが書いてありますけれども、本当にこれを今の現状から建物を新しくやる考えがあるということです、やはり私は農協がやる前ならよかったというふうに思っておりますけれども、今からやるとするのならやはり生産者にしっかり野菜の生産ができるように指導し、やはり意見を聞いて、野菜が集まらないと先ほどから言ったように2億円超さないところは赤字ということで、町の出費が多くなります。私はおそらくつくったら、できたらできたで農協の朝どり市よりも、よそから来た観光客の方が、やはり小国の野菜はおいしいとか、安全と。安全は当たり前ですけれども、やはり循環型農業で食品残渣を使って、そして野菜を栽培していると、化学肥料を使っていませんと。化学肥料を使っていませんというけれども、全く化学肥料を使わないで野菜ができるはずがありません。私はそう思います。ですから、この循環型、堆肥をここでつくって、やはり少しの化学肥料は混ぜないと私はできないというふうに思っておりますので、しっかり基礎固めというか、生産者とあるいは専業農家の方々がこの中にも書いてあります。やはり専業農家の方々が出荷するのが非常に少ないということですね。ほとんどがやはり高齢者の方々が栽培して直販所に出しているというのが現状ですので、やはり今の薬味野菜の里のメンバーを見てもほとんどが女性の方で、高齢化の方々ばかりで、若い人が本当に少ないなど。役場を退職されてやっている方もいますけれども、やはりそういう会社を退職して、新たにつくる楽しみを味わっている方々もおられるということですので、しっかり支援をして、ゆうステーションとここに直販所の薬味野菜の

里の周りに人が多く集まって、先ほどから駐車場の問題もありましたけれども、駐車場を大きくスペースを一杯取ってやったら大型バスも横づけというふうになってきますと、やはりお客も寄るし野菜も売れると。

しかしながら、冬場何をつくるかと。これはさっきから政策課長が言われるように、ハウスで野菜でもつくって出してもらったら真冬でも小国で野菜が取れますというふうなことをアピールをして、しっかりやってもらったらこれは万々歳ではないかなというふうに思っております。しっかり政策課長も産業課長も一生懸命頑張っていて、前準備をしっかりやってもらいたいというふうに思っております。

今特産品である小国ジャージー牛乳のことが書いてありますけれども、先般から60周年記念の式典を開かせていただきました。本当によかったなと。私が組合長をしているときに、60周年、これが最後かなと非常にさみしくも思うし、よかったというふうに思っております。そこでその下に昨年整理した畜産クラスター協議会ではと書いてありますけれども、私たちは去年の2月のときに町長にお会いしてクラスター事業を立ち上げてくださいということを2月にお願いしましたけれども、出来たのは8月です。事業が12月にヒアリングがあって採択されるというふうなことで、12月の事業には載せませんでしたけれども、その後やはり入荷交渉も進んでまいりました。6月ごろからおそらく20円ぐらいは、はっきりはわかりませんが20円ぐらいは上がるのではないかなと。

というのも、牛乳工場の運営が農協が赤字ということで数年言われましたけれども、2年前に一度乳価を上げました。10円上げました。でもまだ赤字ということで、これはいくらぐらい赤字を解消するためには上げたらいいかということで、5円上げたら赤字解消になりますと。そして基本は農家が5円、農協が5円でどうでしょうかということで、昨年末農協に行って話し合いをした結果、10円。ですから、末端はそれに消費税も絡んできますので、20円ぐらい上がってきます。果たしてそうなったときに売れるかということで、心配はしておりますけれども、この値段を維持していかないと、到底酪農家もこのクラスター事業に参加してもらえないということで、6月ごろから値上げすることになっております。今まで90円で売った分をメグミルク、あるいはいろんな業者にやっておりますから、それはみんなカットしてオハヨー牛乳にやると、一本化するということです。

そういう中で、やはりそのあとに出てきたのが家族経営も支援対象ということで、この農業新聞に載っておりました。酪農経営体生産性向上緊急対策事業と、これは平成17年度当初予算によりまして、これは採択されて大体60億円の予算で国がやっております。中身は搾乳ロボット、搾乳ユニット搬送レール、それから自動給餌機やほ乳ロボット、発情発見装置とかあります。今まで、ここまで小国の酪農が持ちこたえたのは、過去の河津寅雄町長をはじめ、宮崎町長、2人の方々がやはり団体事業、公債事業、それから公団事業、緑資源公団事業と、数ある事業の中に

やはり事業を取り入れて加工場をつくったり、家畜市場、もう使っておりませんが、そういうのを展開して小国の酪農を支えてきたというのが現実であります。最後に行われたのが、平成7年、8年、9年に公社営事業と。ヨーグルト工場をつくったのは公社営事業ですね。やはりそういう事業のときには町は必ず国が半分、25%から30%町が支援をしてきた。だから新しい機械の導入とかをやってこられたわけですよ。このクラスター事業にしろ、この新しい事業にして、町はどういうことを支援をしていくのか。酪農の忘年会のとき「町長はすると言いました」というような話でございましたが、それはちょっと議会でもそういう話が出ていないのに、それはわからんぞという話で、私は今日先般からこの質問をしますよということを通告してありましたので、そういう事業について、町はどういう考えを持っているのかをお尋ね申し上げたいと思います。

町長（北里耕亮君） クラスター事業の部分でありますけれども、高村議員のほうからは、先日、この質問をするから答弁をお願いしますというふうに通告もされておりましたので、今日は方針を述べさせていただきたいというふうに思います。事業概要全体の金額等も大体の概算であります。昨年度の概算と本年度から少し変化はされると思いますが、発言は慎重にしつつも方針は述べさせていただきたいというふうに思います。

まず先ほど議員がおっしゃいましたように、酪農経営体生産向上緊急対策事業という、これは新たな国の事業も搾乳ロボットとか先ほど言われたとおりであります。そういった部分の別の事業もあるかと思いますが、クラスター事業については協議会を立ち上げておまして、町も町職員もその中には事務局も兼ねている部分もありますので、引き続きしっかり生産者の方々と連携を取りながらやっていきたいというふうに思っております。この構成メンバーも改めて言う時間ありませんので、少し簡潔に述べたいと思いますが、酪農振興会を中心に園芸連携協議会、また家畜の関係者、和牛部会等も入っている。全体がちょっと入っている部分ではありますが、要は酪農がメインになりますので、そういった部分とやっていきたいというふうに思います。

平成29年度の当初予算は町もないのですが、まだ国ありませんが、情報によりますと、この協議会立ち上げておきますので、クラスター事業というのは引き続いていくものではないかなというふうに期待をするところではあります。生産者の方々とどういった事業に取り組むかというのを十分聞き取りもさせていただきました。昨年度、概略は聞いておりますが、少し金額が総事業費もかなりの金額になっているように聞いておりますので、そのあたりのところも本当に生産者の方々がその事業まで全部取り組むのか、それとも少し先ほど言った経営体に取り組むからこれは省きますとか、そういった部分はあるかと思いますが、十分協議をしながら。

あと、これが今日の一つの方針であると思いますが、補助残ですね。確かに議員言われるように、今までは公社営事業は国が半分、県も出しております。それから町が公社営事業につい



ては、牛舎などについては5%、地元が27%とか県は18%、すべては申し上げませんが、牛乳処理工場とか町が2割出した部分もあります。ヨーグルト工場では町が12%出した折もあります。総事業費、例えば前回は、これはまだこの話がなくなっておりますので、十数億円と少し金額は濁しますが、そういった部分においても仮に5%であっても、10数億円の場合がやっぱり1億円に近いような数字になりますので、まずここで発言させていただきたいのは、何らかの形で町は支援をしていきたいというふうに思います。数パーセントでも。

そこで今総事業費、金額にもよりますけれども、以前の20%というのはちょっと総事業費の金額からすると、かなりの町の部分もあります。ですが5%とか、そういった部分について、過去の部分を参考にしながら、町のほうからパーセンテージ、数パーセントという部分を支援をさせていただきたいというふうに思っております。ただこのあたりは財源的なことがありますし、例えば10億円のときに5%であっても5千万円であります。議会の御意見・助言などもいただきながら、執行部の英断、このあたりは非常にその決断というのが大事になるかと思いますが、そのときにはまたぜひ議会の皆さま方も御協力をいただければというふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） やるということぐらいの話ではないかなというふうに思っております。現にこのクラスター事業は・・・でない駄目ということでしたので、手を挙げる人が少なかったわけですけども、その後クラスター事業も・・・でなくてよいということになりましたので、4、5件の人が牛舎を改造して増頭したいというような話も出ております。また孫が帰ってくるから100頭規模にしたいとかですね。しかし、やはり私も頭数が増えて過剰に牛乳が出てきたときには、非常に乳価を下げるようなことになったら大変だと、慎重に私も若い人たちにアドバイスをしているところでございます。ですから、町も今までのように公社営ならいくらしみますと、はっきり町長の口から言いたかったのですけれども、あまりにも10数億投資してやるということで金額も大きくなったものですから、そこの答弁も小さくなったのではないかなと。やはりせいぜい事業費1人やっても2億くらいに抑えないと、返済が大変になってくるというふうに私も思っておりますので、そういうことをこの一般質問のテレビを見ている酪農家の皆さん、あるいは畜産農家の皆さんが、町がやってくれるんだと。そこでやはりやる気を出していくことが、やはり地方創生というふうに思います。

先般の産業委員会でも言いましたけれども、ちょっと頭を絞って、町がちょっと応援すれば、それが何倍かになって税収が、町税が増えてくるというのは簡単でございます。私が考えれば。なかなか町長や産業課長や執行部が頭をひねるかなと思いますけれども、一時は出してもそれが必ず帰ってくるというのが畜産でありまして、やはり今非常に子牛が高騰していると。今日の農業新聞にも子牛が減ってきたと。やはり肉のし好が多くなってきたということですので、しっかり長期に渡らず、今町はどうしていったら町の税収を上げられるかということを考えて、今後も

一生懸命町の支援をお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

産業課長（澁谷洋典君） 先ほど質問のありました、ちょっと回答ができなかった部分もありますので、それと併せてですね。クラスター協議会につきましては、国のほうもまだ平成29年度の当初予算では予算が計上されておられません。先ほどから出ました酪農経営体生産性向上緊急対策事業、これは60億の予算が計上されているということで、このクラスター協議会での計画策定の中でも、双方の事業での取組というものも含めて、事業計画というのも詰めていきたいというふうに考えております。それから先ほどの質問のありました中山間の直接支払ですけれども、直接払いとして農家に交付金が流れている農家戸数が733戸でございます。それから多面的の支払交付金におきましては、個人への直接払いというのはございませんで、日当等での支払になりますので、個人での集計はできておりません。取組集落としては、28集落が取り組んでおります。

以上です。

町長（北里耕亮君） では簡潔に述べさせていただきます。こちらあたりも酪農振興会や議会の皆さん方とも協力をしていきたいと思っておりますが、以前から高村議員から御意見があります、この町内で消費を増やすことがいいのではないかとという提案もいただいております。60周年記念のときにも講演をいただいた方の話では、牛乳を料理に使うと減塩作用もあり、塩分を取らない作用もあり、非常に体にもいいしということをお話をされておりました。60周年という記念のきっかけもありますので、そういうおぐチャンとかでジャージー牛乳を町民全体で飲んでいきたいと思いますというような啓発のようなことが今後できていければというふうに考えておりますので、ぜひ議会の皆さん方からもさらに御助言をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時12分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 予定をしておりました3人の一般質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

先ほど、北里町長から議案第27号、小国町長の給与の特例に関する条例についてと、議案第28号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）についての件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

議案第27号、小国町長の給与の特例に関する条例についてと、議案第28号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、ここで追加日程の配付をいたします。

（資料配付）

議長（渡邊誠次君） これからの議事は、ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおりでございます。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

それでは追加日程第1、議案第27号「小国町長の給与の特例に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集第1ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号 小国町長の給与の特例に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月21日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、右肩に27と打った資料を御覧になっていただきたいと思います。

小国町長の給与の特例に関する条例

（町長の給料の額の特例）

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における町長の給料の月額、小国町長等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

それから総務課資料といたしまして、右肩に10と書いてございます。その資料を御覧になっていただきたいと思います。この資料は小国町長等の給与及び旅費に関する条例の抜粋でございます。この中で第3条給与の額といたしまして、町長の給料月額は78万4千円と今現在謳ってございます。

その下のほう期末手当の額、第4条というふうに謳ってございます。これにつきまして、今回条例といたしまして、次のページをお開き願いたいと思います。「小国町長の給与の特例に関する条例」施行に伴う影響額試算ということで、特例期間といたしまして平成29年4月1日から

平成30年3月31日、1年間でございます。減じる率といたしまして100分の50でございます。給与の支給ということで、今現在条例では本俸が78万4千円ということでございます。年にしましたら940万8千円ということでございます。期末手当といたしまして、年間6月と12月に支給されます期末手当でございます。2.9カ月と割り増しは入りますけれども、それが250万960円でございます。これを合計しますと、1千190万8千960円ということでございますが、今回50%の1年間を減じるということでしたら、595万4千480円が減額というふうになります。総支給額から先ほどの減じる額を引きましたら、595万4千480円の本人支給する額がこの金額になるということでございます。

以上で議案第27号、小国町長の給与の特例に関する条例について、説明を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 議案第27号について、私のほうから説明、補足をさせていただきたいというふうに思います。まずこの部分については、2月の臨時議会の折りに提出・提案をさせていただきましたが、様々な御意見等により同意を理解をいただけなかった部分ではありますけれども、まずもって今回の副町長の不祥事に関しまして、改めて副町長の上司であります私、小国町の代表であります。そういった部分から、それと管理・監督、任命、総合的な判断からこのような不祥事があったことを私から改めてお詫びを申し上げさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。また、この期間が少し熟慮といえましょうか、そういう考えをさせていただいて議会の最終日に上程をさせていただくこと、少し遅れましたことを、それについても申し訳なく思っております。また質問の中で、もし質問がおりになる方がいればお聞きいただいても構いませんけれども、そのときのパーセンテージ、それから期間から、期間のほうはずれておりますけれども、決して責任が変更したというようなことは思っておりません。軽くなったとも思っておりませんが、総合的に判断いたしまして、このような期間にさせていただきました。これについては、またもし御質問、御意見などがあれば、そのときに答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

この条例を出したあとがやはり私は大事だろうと思ひまして、やはりこういうことが二度と起こらないように啓発をしていきたいと思ひますし、こういう不祥事において小国町という名前が全国的にも悪い意味で出てしまったことの挽回をするといえましょうか、そういうことがこれから大事だろうというふうに思っております。それに粉骨砕身努めまして、発言の部分も触れなければいけません。十分発言については議会から決議もいただきました。発言については非常に重く受け止めまして、反省を、猛省という言い方でしょうか、そういう部分をさせていただいて、あのときも謝罪もさせていただきましたけれども、ああいったことも二度とないようにさせていただければというふうに思っております。

数日間熟慮をした結果、この上程になりましたものですから、議会議員の皆さま方、ぜひ御理

解をいただいて、御同意をいただけるように重ねてお願いを申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第27号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 副町長の不祥事に対する責任という形ではありますが、この問題について北里町長は2月1日に木魂館で開かれた議員への説明会の中で、自らの任命責任・監督責任を取って、残る任期を半分に減らすということを言われました。同日午後から記者会見を開いて、同じような発表をされているのですよ。そのときの新聞報道を見てみると、熊本日日新聞が2日付の紙面で、自らも責任を取り、在任期間約2年間の給与を2分の1に減額する条例案を2月臨時町議会にも提出をします。また毎日新聞は、北里町長は町民に迷惑と心配をかけたことをお詫びすると謝罪し、町長も管理責任を取り、今後の給与を半額にする条例案を町議会に提出する考えを示したというふうになっています。つまりこの時点で、町民はもとより新聞、おそらく西部本社 of 地域でしょうから、九州・山口の人たちは知っているし、インターネットにも出ているから、これは全国、世界の人が知っているわけですよ。

それで、そのような議案が6日の第1回臨時会で否決をされたわけですが、そのときの否決の理由としては、やはり町長の1年前の発言、職をかけるという発言が取りざたされて、確かに自らに課すペナルティーとしては重いけれども、それは自分の発言をごまかすためにあえてやっているのではないだろうかとは私は思って、反対をしたわけです。そのときに出た議員の意見というもの、要はそれでは甘いからというわけで反対をしたわけなのです。重すぎるから反対だというような発言は、議会では一切されておられません。そういう中で、今回は1年間短くなったわけですが、私はこれがいい悪いは別にして、やはり町民の人たちは何でだろうかと思われるというふうに思うのですよ。やはり熟慮を重ねて総合的に判断をしたというふうに説明されましたけれども、それではよくわからないので、どういう経過があってこういうことになったのか、町民の皆さんにもわかるようにお答えいただければと思います。

町長（北里耕亮君） 2年を1年にしたという部分、確かにおっしゃるとおりであります。その部分が変わっておりますので、確かにこの放送を見ていらっしゃる方、聞いていらっしゃる方はなぜだというふうに思われる。その部分を御質問ということになります。

先ほど、冒頭言いましたように、決して2年が1年になったから、責任が軽くなったという部分、だから1年にしますよという考えでは毛頭ございません。副町長の任期期間が来年の3月末まででありました。そういった部分もあり、その区切りといたしまししょうか、ひとつのけじめといたしまししょうか、そういった部分と、この減額の期間を併せさせていただいたという部分もひとつあります。また議会議員の方々もこの件に関しては報酬減額の発議をされております。そういった部分の期間も1年でありまして、それと直接関連性はありませんが、そういった部分も参考に

させていただきながらというふうに思っております。この報酬の減額を一定期間で終わらせていただけることのお許しがいただけるなら、早くこういう不祥事という部分からの脱却というわけではありませんけれども、今ぐらいから当然ああいうことがあってすぐ再発防止というのはしなければいけません、早くこの小国町が違ういいニュースで話題になり得るようなそういうまちづくりをしていかなければならないと思いますし、発言のときの決議をいただいたときも、私、町長、残り任期期間が2年ありますけれども、粉骨砕身、議会議員の皆さま方と色々な課題に対して、相談を申し上げながら頑張りたいということは言いましたけれども、いろいろお話をさせていただいていますが、直接的ななぜ2年が1年になったかというのは、総合的としかちょっと言いようがありませんけれども、議会議員とも相談をさせていただきながら、そういった部分でも決めさせていただいたという。最終的に私が上程するわけですから、私の上程する判断により、そうさせていただいたということで、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 総合的に考えたとしか言いようがないというふうに言われて、これ以上突っ込んでもしようがないからですね。ただこれが記事になったりとか、あるいはテレビのニュースで報道されて、町民の方がどう判断されるのかというのは、私は本当にいろんな判断があるのかなと思います。それで3月3日にこの定例会が開会いたしまして、その初日の日程の第1で発議で、町長の1年前の発言が要は結果としてうそをついたことにもなるということで、反省、猛省と謝罪を求める決議が出ました。それで今さっき町長もこの提案理由の説明で言及されましたけれども、重く受け止めて猛省をして二度とないようにすると。議会や町民の方にお詫びをしますという言葉もありました。それで、これはやっぱり議会の本会議の場とまた違うわけですが、議員の勉強会、あるいは記者会見、その記者会見も町民や世間に向かって発言をする場でありますから、それはそのときの発言は重くないことはないと思います。その場で給料、残る任期の間半額にしますよと言ったわけですが、その言葉が猛省を、この決議を受けてそれを受け入れたわけですよ。受け入れた町長としてこのときの発言とちょっと違うのではないかなという受け止めもあるかと思いますが、その辺についてちょっとコメントいただけますか。

町長（北里耕亮君） おっしゃるとおりの部分もあります。ただ執行部と議会という構図の中で、私が今回最終日ではありますけれども、上程させていただく部分で、議員のお考えそれぞれいろいろなお立場があられると思いますが、それぞれの御意見も一通りではありますけれども意見交換をさせていただきました。では自分がないではないかという部分ではないですが、自分としてはその期間ですね、そういう思いもずっと、そういうというのは2年という思いも持っておりましたけれども、様々なお考えも聞き、最終判断は私がさせていただく、これは上程をしなければいけませんので、それで決断をさせていただいて、今回1年というふうになりました。なかなか理由を述べよという部分と、本当になぜだという部分はあるかと思いますが、繰り返しにな

りますが、総合的にという言い方しかないかなというふうに思いますが。ただ繰り返し申し上げますが、本当に期間が短くなったから、責任が1年の責任だと軽くなったということは毛頭思っておりませんで、それだけは様々な角度、さっきの発言から記者会見からそれぞれ公になっている部分でありますので、本当に慎重にしなければいけないというのを痛感をさせていただいておりますので、その分については議員のおっしゃるとおりの部分もあるかと思えます。少し答えには、申し訳ございません、なっておりますけれども、すみません、答弁とさせていただきます。

5番（児玉智博君）　ひとつやはりこの提案理由の説明も一番最初に町長ではなくて、総務課長がされましたけれども、自らが自らに課す、要は罰則ではないですか。やはりそれを提案理由の説明も他人に任すこと自体が、しかも部下ですよ。それ自体がやはりどうかと思えますし、それにこのことも最初の提案と違うのが、議員一人ひとりに意見を聞いたというふうに言われました。それであるなら、基本的に自分に課す罰ですから、それは私は人がどうこうというよりも本当町長の自分の意思で決めるべきことだというふうに思えます。だから私も別に発言についても一定のけじめがついた段階ですから、これに反対だとかそういうふうなつもりはないのですが、ただ人に相談して決めるぐらいだったら最初から相談してやっておけばこれだけ大事にならなかったのではないかとこのように思うわけです。ですから、今後2年間任期を全うすることこそが責任の取り方だというふうにおっしゃいましたので、やはりこのことを肝に銘じて、こういう失敗なんかも繰り返さないようにしていただくことを求めまして、終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君）　発言というのは、本当に責任ある立場である人間が発言をする場合、特に議場は本当に重いものでなければいけないというのを改めて痛感をさせていただきましたし、文字通り反省をさせていただいているところでもあります。本当に申し訳なかったというふうに思っております。それと一つひとつ今回のこと以外にも町が方向性を定める部分において、議会議員の皆さま方に様々な角度から相談を申し上げると、議員おっしゃいましたように最初から相談をしていけばという、全くおっしゃるとおりであります。ほかの案件でも今後は町の政策に関係するところは遠慮なく相談をさせていただいて、でも最終決定をするのは私でありますし、一面では私のリーダーシップから逆に議員の意見を聞いて修正するという部分で、助言や御指導を今後も賜ればというふうに思っておりますので、肝に銘じて今後は粉骨砕身頑張ってまいりたいというふうに思っております。今回、本当に痛感をさせていただきました。今後は頑張らせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

10番（時松昭弘君）　10番、時松です。ただいま同僚議員からいろいろお話がありました。今回の特例に関する給与の条例ですね、提出をされましたが、本来ならば昨年の副町長の人事に関する問題から約1年になりますけれども、これが発端であります。当初から議会の中で、副町長の人事に関していろいろ異論がありました。しかしながら、議会の中でも同意を得られまして一応賛成という形で、今後に私たちも副町長に対する期待をしたわけでございます。しかしながら、

1月の段階であるような不祥事がありました。本来ならば、1年前の議会の中でも先ほど話がありましたように、町長が自分の職を辞してでもというような話がありましたが、これは議会の中から議会の議場の中で発言をしたということは、非常に言葉として重いというふうに思います。しかしながら、いろいろ議会のほうも何回となく、2月中は非常にそのことでいろんな議員間で議論もしまして、最終的には議員のほうも1年間の議員報酬を削減するという結論に至りました。

本来その中でも話がありましたように今回の問題は、言うなれば議会としても不信任に値するというようなお話まで出てきております。しかしながら、議長を中心とした形で不信任までということになったというのが今回の経緯であります。今回、町長が2年か1年という形でお話がありましたけれども、これは我々が決めることではなくて、町長が自ら決めていただいて、これが1年にしようが半年にしようが、50%ではなくて30%にしても、それはそれなりで僕はよろしいというふうに思います。しかしながら今後において、2年間の任期がありますので、このようなことが二度とないような形で、そしてやっぱり心身ですね、議会と執行部は一体となって今後を進めていく。そしてそういったことが、いわゆる二元代表制である今の議会制の中でこのことがしっかり町民に対する私たちが責任を果たすということが一番大きなことではないかというふうに思います。そのことを今後とも町長が自らが大いに反省をしていただいて、職員の方々も先ほどから一般質問等の中にもありましたように、すべての職員ではありませんけれども、いろんな問題が出てきております。そういったことについても、毅然たる態度で職員の周知をぴしゃっとやる、場合によっては職員の処分までやるというようなことまで臨んでいただきたいというふうに思います。そうしていかないと、いろいろな形で地方自治の在り方というのがいろんな形で問われてきますし、今後このまちづくりをやるということになれば、町民と議会と執行部が一体となって、みんなが力を合わせてやる。この町を1歩でも2歩でも前に進めていくということが一番大きなことであるというふうに思いますので、その点、今後町長に対して思いをお聞かせいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、先ほども少し述べましたけれども、やはりこういう事柄、本当に反省をさせていただいて、二度とこういった部分がないようにと。こういったというのは発言の部分であったり、もちろん不祥事はもとよりでございます。ですので、飲酒運転撲滅のそういう啓発、そういう倫理的な部分も執行部だけでなく、町を挙げてとまいましょうか、そういう部分も大変大事であるというふうに思っておりますし、今回先ほども申し上げましたが、こういった不祥事において小国町という名前が全国に広がっておりますので、早くいいイメージの小国町を世に出していきたいという部分で思っております。こういった部分については、先ほどからも言いますが、議会議員の皆さま方と一緒に新しいことも課題も乗り越えたり、相談もさせていただきながら、助言もいただきながらやっていきたいと。職員も私と一体となってしっかり襟を正すべきところは襟を正して厳しいお言葉もいろいろ受ける場合



もあるかもしれませんが、しっかり御指導もまた議員の皆さまからもいただきながら、職員ともども私も頑張ってまいりたいというふうに思っております。思いを述べさせていただきましたが、早くイメージを払拭するためにも、ぜひ今回の御同意をいただければというふうに思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、小国町長の給与の特例に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「議案第28号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集1ページの下段のほうを御覧になっていただきたいと思います。

議案第28号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月21日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月21日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、2ページのほうでございます。第1表といたしまして、繰越明許費の補正を追加させていただきます。款は総務費となっております。項は総務管理費、事業名が社会保障税番号制度事業、金額が59万7千円でございます。今回、平成28年度から29年度に個人番号制度の交付金による補助金につきまして、平成29年度に繰り越すということで国のほうから通達が来ておりまして、今回追加をさせて明許の繰越をさせていただくものでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第28号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

5番（児玉智博君） 私は議案第28号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）に反対の立場から討論を行います。

この繰越明許の内容ですが、社会保障税番号制度事業であります。このいわゆるマイナンバー制度ですが、以前この必要性というのが私はないというふうを考えております。そもそもこのマイナンバー制度が始まった当初は、確定申告などにもマイナンバーが必要というふうになっておりました。しかし、今年の確定申告ではマイナンバーを記載しなくても受付がなされました。事実、いろいろコンビニなどで住民票が取得できて便利になるなどというふうに宣伝をされておりましたが、そういった意味での恩恵というのは小国町民には全くありません。繰越明許を行ってまでこの事業をやる意味があるというふうには私は思えませんので、反対するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、平成28年度小国町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いた

しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに伴う検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第1回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後1時37分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）

# 会 議 の 顛 末

## 1. 会議録署名議員の指名

1番 穴 井 帝 史 君

6番 時 松 唯 一 君

## 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 3月7日から 3月24日までの18日間とする。

1.	議案第 3 号	小国町税条例等の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 4 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 5 号	小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 6 号	小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 7 号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 8 号	小国町山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 9 号	小国町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 10 号	小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 11 号	平成 28 年度小国町一般会計補正予算（第 10 号）について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 12 号	平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 13 号	平成 28 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 14 号	平成 28 年度小国町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	議案第 15 号	平成 29 年度小国町一般会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 16 号	平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 17 号	平成 29 年度小国町介護保険特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 18 号	平成 29 年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決

1.	議案第 19 号	平成 29 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 20 号	平成 29 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 21 号	平成 29 年度小国町簡易水道特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 22 号	平成 29 年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 23 号	平成 29 年度小国町水道事業会計予算について 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 24 号	小国町公の施設の管理者指定について（ゆうステーション・杖立多目的ホール（Pホール）） 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 25 号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）） 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 26 号	小国町公の施設の管理者指定について（小国町障害児福祉施設） 平成 29 年 3 月 16 日 原案可決
1.	議案第 27 号	小国町長の給与の特例に関する条例について 平成 29 年 3 月 21 日 原案可決
1.	議案第 28 号	平成 28 年度小国町一般会計補正予算（第 11 号）について 平成 29 年 3 月 17 日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町監査委員の選任について 平成 29 年 3 月 7 日 同 意
1.	同意第 3 号	小国町教育員会委員の任命について 平成 29 年 3 月 7 日 同 意
1.	発議第 1 号	北里耕亮町長の議会での発言に対し反省と謝罪を求める決議について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決
1.	発議第 2 号	小国町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について 平成 29 年 3 月 7 日 原案可決

《議案外》

平成 29 年 3 月 7 日

1. 議員派遣の件について

平成 29 年 3 月 21 日

1. 閉会中の継続審査の件
 

議会運営委員会	
総務文教福祉常任委員会	
産業常任委員会	
広報特別委員会	に付託

《行政報告》

平成 29 年 3 月 7 日

1. 農業委員と最適化推進委員について



平成 29 年

第 1 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会



小 国 町 議 会 平 成 2 9 年 第 1 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 29 年 3 月 8 日 午前 10 時 02 分開議 午後 2 時 12 分閉会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	松崎 俊一 穴見まち子 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 時松 昭弘 渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義 澁谷 広美
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 15 号 平成 2 9 年度小国町一般会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	平成 2 9 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：会計管理室・議会事務局・監査委員事務局・総務課 政策課・税務課

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。  
総務文教福祉常任委員長

# 平成29年 第1回 総務文教福祉常任委員会

平成29年3月8日(水) 午前10時00分～  
小国町隣保館

森 環境モデル都市推進係長	長 地籍係長
------------------	-----------

小 田 議会事務局長	澁 谷 書記
---------------	--------

田 邊 まちづくり係長	菅 尾 徴収係長
----------------	-------------

松 本 管財係長	中 島 財政係長
-------------	-------------

藤 木 政策課審議員	久 野 税務係長
---------------	-------------

生 田 総務課審議員	佐 藤 総務係長
---------------	-------------

清 高 政 策 課 長	橋 本 税 務 課 長	北 里 町 長	松 岡 総 務 課 長	北 里 会 計 管 理 室 長
----------------	----------------	---------	----------------	--------------------

大 塚			時松昭
北 里			児 玉
	議長 渡 邊	委員長 松崎	副委員長 穴見

## 議事の経過 (h. 29. 3. 8)

委員長（松崎俊一君） 皆さん、おはようございます。

総務文教福祉常任委員会の開催を通知いたしましたところ各委員お忙しい中に御参集いただきましてありがとうございます。執行部のほうからは町長以下担当の皆さんに、出席いただいております。

紅梅や蠟梅とかが、もうかなり散ったんですね。もう梅の花が咲いて、春がそこまで来ると思いきや、昨日ちょっと雪が降ったりしてですね。皆さんにおかれましては体は動いていただきたいというふうに思っております。

それでは、早速ですけど、進めさせていただきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回の総務文教福祉常任委員会ということで、ありがとうございます。昨日付託をされました平成29年の事件に書いてありますとおりの一般会計予算でございます。

私は、日頃から言わせていただいておりますが、委員の皆さま方から様々な御意見を賜りまして、今後につなげていきたいというふうに思っております。どうか、御審議お願いを申し上げます。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午前10時02分)

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月7日の本会議で本委員会に付託されました、議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について、議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

皆さま御存じのとおり、総務文教福祉常任委員会は、分野が大変広がっておりますので、本日と13日の2日間の審議となります。

付託された案件につきましては、13日の審議が終了した後に採決をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

本日の担当課につきましては、会計管理室、議会事務局、監査委員事務局、総務課、政策課、

税務課の各課長、審議員及び担当係長の出席のほうをお願いしております。本日税務課の久野税務係長が申告会場のほうにおりまして、答弁のほうが遅れることがあるかもしれませんが、御理解いただきたいというふうに思っています。

では、本常任委員会に付託されました議案第15号、平成29年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第15号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括的な説明があればお願いしたいと思います。それから併せて資料等があれば配付をお願いしたいと思います。

議会事務局長（小田宣義君） 皆さんおはようございます。

議会費並びに監査費について御説明申し上げます。予算書は29ページをお願いいたします。議会費でございます。本年度は支出額が7千467万7千円ということで、昨年より約180万1千円の減となっております。この理由といたしましては、議員研修助成金の減額が主な原因です。議員研修助成金の120万円につきましては、2年ごとに研修を実施しておりますので、この平成29年度は計上いたしておりません。

他の支出につきましては、議員12名の報酬、職員の給与、職員手当、共済費等が6千833万2千円ということで、議会全体の約91.5%を占めています。

以上が、議会費についての説明です。

続きまして、監査委員費になります。予算書は49ページをお開きください。監査委員費です。支出が1千13万円で、大半が人件費となっております。人件費の内訳といたしましては、監査委員2名の報酬で53万円、これに職員の給与、職員手当、共済費等で91万6千円計上されておりまして、監査委員費の約90.4%を占めております。監査におきましては、毎月の例月出納検査及び決算審査、定期監査が主な仕事になります。昨年の実績で見ますと、この例月出納検査及び決算審査、定期監査で年間約50日の検査を行っていただいております。監査委員費につきましては昨年とほぼ変わらない額で計上しております。

以上で、議会費と監査委員費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

それでは、総務課に関連するところの全体の概要説明をさせていただきます。

総務課につきましては、まず全体的な款・目の部分で申し上げます。総務費がまず30ページからでございます。その中で、目といたしまして一般管理費が30ページでございます。それから33ページの財産管理費、37ページの公平委員会費、その同じページで交通安全費と諸費、40ページの電算施設費と44ページの社会保障税番号制度費、48ページの選挙費、49ページ、これは全部削除ですが参議院選挙費、ページ49の統計調査費、82ページからが消防費、それと102ページから公債費、103ページが繰出金、同じく予備費というような項目になっ

ております。

総務費につきましては、対前年度比、マイナスの3.3%という、今の款の全体的な対前年度比の予算となっています。全体48億5千260万円に対して32%が総務費ということで占めているというような全体でございます。

それでは30ページの総務費の歳出のほうから説明させていただきます。一般管理費でございます。本年度が2億8千467万円というような予算でございます。対前年度2千838万5千円というようになっております。主なマイナスの要因といたしましては、職員手当関係の前年度の組み替え実績と申しますか、平成29年度に向けての人件費関係でマイナスになっております。それを合わせて共済費等がマイナスとなっております。

31ページでございます。旅費、これにつきましても対前年度比400万円に対して190万円増えております。これは先日議会の中でも町長が申しましたように、内閣府への出向ということでこちらのほうが増えているところでございます。

次の32ページでございます。この中でも大きな要因といたしましては、マイナス要因はございませんけれども、使用料関係、災害関係によりますプレハブのリース関係が昨年なかった分が増えてきております。リース関係、その辺が昨年との差でございます。また、マイナス要因といたしまして、33ページのほうでは、派遣職員の負担金ということでマイナスになっております。実際平成29年度、県からの派遣ということで500万円計上しておりますけれども、前年度からはマイナスということで、今のところ概算で挙げているというところでございます。

33ページの財産管理費でございます。2千401万9千円ということで、対前年度比、マイナス306万2千円ということで、これにつきましては、南小国との共有財産林の作業のマイナス、これが主な要因でございます。

次、34ページでございます。この中で、委託費のほうにございますけれども、この中でマイナスというふうになっています。逆に町有林の保全管理につきましては、先ほどの内容につきまして、平成29年度が約8地区の約11.6ヘクタールの作業管理を計画しております。650万円ということで計上させていただいております。

それでは、ページ飛びまして37ページでございます。公平委員会費、本年度1万3千円ということで、前年度と同じでございます。

次、交通安全費228万7千円ということで、対前年度比、マイナス3万1千円ということで挙がっております。

次、諸費でございます。2億3千123万4千円ということで、対前年度より340万5千円というふうになっております。主な要因といたしましては、37ページの下から2行目、交付税措置に係る公立病院の交付金ということで、この分が増額というふうになっております。約831万6千円増えております。

次の38ページでございます。この中でも、この辺全体的に増えておりますけれども、内容的にはマイナスになっている部分もございます。公立病院の繰出負担金、この分につきましては、対前年度より245万円下がっております。

ページ飛びまして40ページでございます。電算施設費でございます。2千576万7千円でございます。対前年度比、増額の43万4千円というふうになっております。主な増えている要因といたしまして、町内のネットワークの年間保守、この部分が若干増えてきております。約50万円去年より増えてきております。その下の、二要素認証機器保守委託料、この部分も増えてきております。

そのほか、41ページの使用料関係は前年度と変わっておりません。電算機関係の使用料等保守、こういうのが主な内容でございます。

次、ページ飛びまして44ページでございます。一番下のところでございます。社会保障税番号制度費329万9千円ということで、マイナスの15万4千円となっております。

ページ飛びまして48ページでございます。総務費の中の選挙管理委員会64万9千円ということで、マイナス5万4千円となっております。その下の参議院選挙につきましては、昨年ありました参議院選挙につきましては、平成29年度はゼロというふうになっております。その下の統計調査総務費でございます。30万9千円ということで、マイナス23万8千円ということでございます。今年は工業統計調査または宅地土地統計調査、就業構造統計調査等が実施されるようになっております。

それから、ページ大きく飛びまして82ページをお開き願いたいと思います。消防費でございます。消防費の中の非常備消防費でございます。1億4千848万8千円ということで、前年度マイナスの510万7千円となっております。主な要因といたしましては、83ページの負担金補助及び交付金ということで、阿蘇広域行政事務組合の消防本部の負担金がマイナス442万4千円ということで下がっております。その分が主なものでございます。

83ページの中ほどの消防施設費でございます。421万円でございます。前年度マイナス26万4千円ということでございます。主な内容といたしましては、負担金補助及び交付金ということで、この中で300万円とございます。消防拠点施設費の補助金ということで、これは下城坂下の消防詰所の改修に伴う補助金でございます。

その下の災害対策費1千860万6千円ということで、前年度より997万2千円増額となっております。主な要因といたしましては84ページの部分になります、委託費でございます。消防マット作成委託料325万円及び復興まちづくり計画策定委託料となっております。これに伴いますのは、防災マップにつきましては、前回作ったマップにつきまして大きく見直しを今考えて、平成29年度の作成に向けて今回委託するものでございます。

復興まちづくり計画の策定につきましては、熊本震災を受けまして、平成29年度基本的には

避難所の耐震化、または拠点整備等を平成29年度計画いたしまして、基本的には社会交付金事業を基にしました事業になっておりまして、国の2分の1の補助を受けて委託をするものでございます。

それではページ飛びまして102ページでございます。公債費でございます。元金が4億2千633万7千円ということで、マイナスの2千856万9千円ということになっております。マイナス要因といたしましては、簡易保険生命の資金の市中銀行に伴います元金公債費の分がマイナス2千953万5千円と、この部分が大きい要因でございます。利子でございます。3千380万4千円ということで、対前年度比で588万円となっております。主な利子の分の公債費の要因は、財務省の財政融資資金のマイナス473万4千円と下がっております。この分が主な要因でございます。

次103ページでございます。繰出金でございます。3億4千340万3千円となっております。対前年度比1千390万8千円となっております。主な内容の繰出の増額は、介護保険特別会計の繰出が約1千万円増額となっております。

坂本善三美術館特別会計が約190万円増額となっております。

そのほか農業集落排水事業特別会計の繰出金が589万3千円増額というふうになっております。これが主な理由でございます。

予備費でございます。500万円ということで、対前年度比31万4千円というような予備費となっております。

それでは、歳入のほうを説明させていただきます。歳入につきまして、14ページから歳入になっております。総務課に係る主なところといたしまして16ページでございます。上から3つ目の地方交付税でございます。本年度23億4千100万円を平成29年度予定をいたしております。対前年度比4千800万円の減ということでございます。これは国の国税のマイナス配分ということで、その分の影響で下がってきております。

特別交付税につきましては前年度並みということを目安として、2億1千万円ということで計上させていただいております。

17ページでございます。使用料及び手数料ということで、総務使用料の中の土地使用料ということで、公有地使用料312万8千円ということで、町有地の貸付分に伴います使用料の収入でございます。

そのほか主な歳入といたしまして、19ページでございます。総務費国庫補助金といたしまして570万6千円ということで、増額の対前年度比500万円となっております。社会保障税番号制度の補助金70万6千円、その下の復興まちづくり総合支援事業補助金500万円ということで、先ほどの委託料関係の国の補助金2分の1でございます。

総務費関係では、次のページを飛びまして22ページでございます。県支出金、県委託金、こ

の中で、総務費委託金としまして、統計関係の委託金がございます。上から工業統計調査、就業構造基本統計調査、商業統計調査、住宅・土地統計調査委託金、経済センサス調査区設定、調査員確保対策、この分が総務費に属する分の委託でございます。

次の23ページでございます。財産収入、利子及び配当金ということで、財政調整基金の積立金利子収入ということで235万円でございます。同じく、23ページの一番下のところでございます。財産収入ということで、不動産の売払収入というところで、本年度453万7千円を計上しております。前年度よりマイナスの205万1千円ということで、町有林の立木の売払収入453万6千円ということで、本年度の作業に伴います売上を予定しております。南北につきましては、一応頭出しの1千円ということで挙げております。

次24ページでございます。一般寄附ということで、本年度が4千400万1千円ということで、前年度よりマイナスの649万9千円ということで計上しております。これは一般寄附の頭出しということでございます。その下の総務寄附金ということで、本年度50万円ということで、総務費の寄附金で50万円を計上させていただいております。

その下、繰入金ということで基金の繰入金が該当で挙げております。財政調整基金の繰入金ということで、本年度、平成29年度7千674万8千円の繰入を計画しております。ネットワーク事業の繰入金ということで2千430万円、地域福祉基金の繰入金1千900万円、奨学金の事業基金の繰入金342万円、小国町の職員等の退職手当基金の繰入金600万円、悠木の里づくりの事業基金の繰入金85万円ということで、それぞれの事業に対する繰入を計画いたしております。

次の25ページでございます。繰越金ということで、本年度5千万円、前年度も5千万円でございますけれども、平成29年度も繰越を5千万円ということで、計上しているところでございます。

続きまして26ページでございます。雑入でございます。雑入につきましては、主な内容としたしましては、熊本県市町村振興協会市町村交付金といたしまして300万円、こういった市町村関係とか、その他の負担金関係、こういうのが総務課に属する分が、この雑入として計上させていただいております。

27ページでございます。一番上のほうで、派遣職員給与負担金ということで、これは県からの派遣職員に対する負担金ということで、500万円計上させていただいております。

中ほどの、森林総合整備事業補助金、これは町有林の作業計画に伴います補助金を100万円計上させていただいております。同じく27ページの中ほど、町債でございます。平成29年度臨時財政対策債、前年度16億円ということで、平成29年度も同じく16億円の臨時財政対策債を計画いたしております。

そのほか、事業に対する過疎債のソフト関係を予定いたしております。地域情報通信基盤関係



の過疎のソフトということで700万円、子ども医療費の助成関係の過疎のソフト1千120万円、出生祝金の事業の過疎ソフトを300万円、城村最終処分場の適正化に対する事業の過疎のソフト6千500万円、家畜改良事業過疎ソフト580万円、間伐材供給安定事業緊急対策事業過疎ソフト1千100万円、主伐促進支援事業の過疎ソフト450万円、鍋ヶ滝周辺整備事業に伴いますソフト、これは過疎でございますけれども4千600万円、ゆうステーションの周辺事業関係も過疎で1千50万円。

その下の土木関係の起債でございます。急傾斜地崩壊対策費は700万円、道路改良事業は町道改良でございます、5千250万円、これは過疎と辺地両方入っています。

道路維持関係、長寿命化の事業の取り組みの分でございます、360万円。単県砂防の事業に対する起債でございます、150万円。その下教育関係の起債ということで、少人数の学級職員の会、これも過疎ソフトでございます、500万円。学習生活支援関係の過疎ソフトで1千150万円というふうに今回計画いたしております。

28ページのほうの町債でございます。消防債ということで、地域防災対策事業ということで、これは防災マップ作成に伴います起債でございます、320万円。土木施設災害復旧事業の起債ということで、740万円を歳入の起債として計画いたしているところでございます。

以上で、総務課関連の歳入歳出によります概要の説明を終わらせていただきます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。それでは、政策課関連の予算を説明させていただきます。座らせていただきます。

まず、歳出のほうですが、35ページから36ページにかけまして、総務費、総務管理費の企画費でございます。ここは本年度が1億1千549万7千円ということで、ほぼ前年並みの予算を組ませていただいております。ここは政策課の庶務もございまして、大きく4つの予算内容が含まれておまして、まず第1番目が、地域おこし協力隊員の活動に関する経費でございます。地域おこし協力隊は現在4名おまして、来年も引き続き同じ人たちを予定しております。この方々の報酬あるいは、旅費の費用弁償あるいは需用費の消耗品の一部が協力隊の活動費になっておりますし、あと役務費の社会保険料や使用料の中の住宅使用料とか、このあたりにも協力隊の経費が含まれております。

ちなみに、地域おこし協力隊につきましては、総務省からの事業でございまして、1人当たり400万円の特別交付税の対象になっております。

2番目の事業としましては、移住・定住関係の事業でございます。これは小国町とゆうステーションそして財団法人学びやの里が一緒になりまして、住まい、田舎暮らしの窓口ということで、移住・定住の相談や斡旋を行っております、それに含まれる経費というのが含まれております。具体的に言いますと、報償費の中の小国町空き家活用奨励金あるいは負担金補助及び交付金の中の空き家改修補助金等が該当しております。

3番目がふるさと納税に関する費用でございます。ふるさと納税は現在一昨年からインターネットを通じての申し込みもできるようになりまして、扱う金額もかなり増えております。ただ、残念ながら平成28年度は非常に伸び悩んでおりますものですから、平成29年度はまたてこ入れも考えております。具体的に言いますと、18番の報償費の中にふるさと寄附金謝礼ということで、返礼品として4千万円、それと需用費の中の消耗品等、あるいは役務費の中にふるさと納税を、クレジット決済とかを行いますものですから、それに関する手数料とか、そういったものが含まれております。ということで、ふるさと納税関係が、大体4千380万円ほど、この企画費の中に含まれております。

続きまして、公共交通関係の経費でございます。これにつきましては、まず13の委託料に乗合タクシーの運行委託料、それと36ページの負担金補助及び交付金の中に2番目ですが、地方バスの運行等特別対策補助金ということで3千200万円、それと中ほどになりますが、小国郷地域公共交通整備等事業補助金ということで375万円組んでありますが、これは小国郷公共交通会議で本年度も小国郷ライナー、小国と大津を直行便で結ぶバスを、本年度1、2月は雪の心配もありますものですから、そこは外して、あとはですね、週4本ほど1日に2回往復を予定しております。これを運営するための補助金として公共交通会議に支払うものでございます。企画費関係の主なものは以上でございます。

続きまして、環境モデル都市ということで、44ページでございます。環境モデル都市推進費ということで、本年度は440万円組ませてもらっております。環境にいいこと推進会議を中心に官民協働で低炭素化社会づくりと、それに伴うエネルギーを利用した地域の経済の浮揚を目的に行っております。以上でございます。

続きまして77ページでございます。地域エネルギー費でございます。本年度は310万円予算を組ませていただいております。前年度に比べますと950万円の減になっております。これにつきましては、昨年度バイオマス関係のハード整備がございましたけれども、本年度はそういうものがありませんで、地域エネルギー費の場合は、主なものとしましては町内に4つある急速充電器の維持、13番目に委託料として急速充電器の保守委託料、それと使用料及び賃借料の中に急速充電器の課金システムの使用料ということで、78ページの一番上に挙げておりますが、これが主な急速充電器用の維持のための経費でございます。それとあと、電気自動車を1台リースで保有しておりますから、その維持費が地域エネルギー費の主なものでございます。

これに対します収入でございますが、まず20ページでございます。中ほどの県支出金、総務費県補助金の一番上から、土地利用規制等対策事業費補助金が4万7千円、それと熊本県地方バス運行等特別対策補助金として熊本県から480万円の補助金をいただく予定になっております。

続きまして24ページ、寄附金です。寄附金で、一般寄附金の中にふるさと寄附金として4千400万円計上させていただいております。これにつきましては、ふるさと寄附金の目標額では

なくて、先ほど説明しましたように、支出として約4千400万円の支出を予定しておりまして、それに必要な財源ということで、ふるさと寄附金として4千400万円を収入として挙げさせていただいているものでございます。

続きまして26から27ページになります。ここの諸支出金の雑入の5番の雑入、これの27ページ側ですが、下から3番目に充電器利用権利金というものがあります。急速充電器は現在町が整備しておりますが、形態的には合同会社日本充電サービスというところがございますが、そこに利用を貸しているような形になっていまして、そこが課金とかを全部運営しております。そういった意味で、合同会社日本充電サービスから、その権利の利用料ということで、年間150万円ほどいただいております、これが先ほどの急速充電器の維持とほぼ同じ額ぐらいになっているということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

税務課長（橋本修一君） おはようございます。

税務課所管の予算の概要を説明させていただきます。歳出のほうからお願いします。38ページをお願いいたします。目の地籍調査費でございます。主なものは、節13委託料の地籍調査業務委託料です、1億6千127万円です。平成29年度の調査地区は黒淵及び上田地区になります。昨日、町長のほうからも施政方針で話がありましたように、黒淵地区は平成29年度で終了となります。平成29年度の事業は10.08平方キロメートルを予定しております。予定どおり実施することができれば、進捗率はおよそ61.6%となります。

続きまして、45ページをお願いします。税務総務費です。46ページの目の1が税務総務費で、目の2が賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収費に係る通常の経常費になります。前年とほとんど変わりありませんが、47ページの会場使用料、これは確定申告の会場使用料で、今期計上させていただいております。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。2ページをお願いいたします。町税総額5億86万9千円計上しております。歳入予算総額の48億5千万円のうち、約11.8%を占めております。

14ページをお願いいたします。町民税、固定資産税につきましては、前年と予算計上額には変化はありませんけれど、軽自動車税につきましては300万円増で予算を計上しております。これは平成28年度からの改正で、新規取得から13年を経過した軽四輪自動車等につきましては、重課税率が適用されております。そのことによる増でございます。

また、入湯税につきましては、昨年地震で落ち込んだものの、ふっこう割により8月以降は盛り返しております。今後、ふっこう割が終了した今後の影響を考慮しまして、100万円減で計上させていただいております。

次に18ページをお願いいたします。総務手数料です。台帳等閲覧手数料、一番上です。次が

町税等督促手数料、1つあけて、その他証明手数料、これが税務課関係の手数料です。

続きまして、20ページをお願いいたします。中段の県支出金、県補助金の総務費県補助金に地籍調査事業費補助金1億2千531万円です。補助率は国が50%、県が25%で、合わせて75%でございます。

22ページをお願いいたします。これも中段で、県委託金に個人県民税徴収事務取扱委託金900万円計上しております。これは県民税と町民税合わせて町が徴収を行っておりますので、県のほうから委託金があるものでございます。

続きまして25ページをお願いいたします。19の諸収入に町税延滞金、また27ページの雑入に滞納処分費を計上しております。

以上で税務課に関します説明を終わらせていただきます。

会計管理室長（北里康二君） おはようございます。

会計管理室についての説明でございますが、歳出のほう、41ページ、総務費、総務管理費の目11、会計管理費です。一般的な会計管理の中の事務費がそこに計上されています。それから、公債費になります。102ページです。公債費の中の款の利子というところで、利子の一時借入金利子、下から4番目です。一時的に歳入不足のときに借入金するときの利子の支払いです。

それから、あとは歳入になります。25ページです。中ほどの諸収入、預金利子ということで、歳計現金預金利子ということで計上しております。これは一般会計の歳計と、その他の若干普通預金の通帳がございますので、その分にある利子の収入で入れております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） それでは、これより議案第15号について、質疑に入りたいと思います。

歳出のほうからページを追っていきたいと思います。29ページをお開きください。議会費です。議会費が29ページ、30ページ、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それでは、次、30ページから、総務費の総務管理費、一応一般管理費が33ページまであります。

5番（児玉智博君） ページで申しますと32ページと33ページですけど、負担金補助及び交付金に、郡町村会負担金と市町村会負担金というふうになっております。それで、結局、郡の町村会は6町村、市町村会は阿蘇市を加えて7市町村になると思うのですよね。ただ、町村会というと、県の町村会があって、その下に郡ごとにそれぞれ町村会というのがあると思うのですが、市町村会というのはそもそも県にそんな市町村会なんていう組織がないわけです。県内でも市町村会というのは、この阿蘇の市町村会しかないと思うのですが、これを何か二重に負担金を支払うということが果たして合理的なのかと思うわけですが、その辺はどのようにお考えですか。

総務課長（松岡勝也君） 郡の市町村会と市町村会と別々の負担金の内容がですね、それぞれ異な

っておりまして、一般的にいろんな郡の体協に関する負担金とか、そのほか県のいろんな農業振興関係、農林1次産業とか、すべてのいろんな振興対策に対する負担金、また県全体ですするのに支出する負担金とか、内容は、郡として負担する部分と市町村会でする部分というふうに、内容はきちんと分けて負担をしておりますので、負担金の出す元が、負担の請求する元が分けてあるだけで、中身はきちっと精査されてしておりますので、中身的には二重になっているということはありません。

5番（児玉智博君） 内容が分かれているという、じゃあ、どういうふうな内容でそれぞれ分かれているのですか。

総務課長（松岡勝也君） 細かく分かれた部分を後で持ってきて説明をしたいと思いますが、内容的には、さっき申したように阿蘇郡内のいろんな振興関係もありますね、農業振興、林業振興、いろいろなところに対する振興の補助または教育関係の負担、いろいろな振興するときの負担金、ですから体協関係の負担金と、いろいろな分野で分かれて、基づいて、人口割とか、いろいろな割方をしながら負担を出しておりますので、後で郡の分と市町村の分ですね、こういった項目かはまた説明したいと思っています。手元に持ってきておりませんので、はい。

5番（児玉智博君） 熊本県のホームページにそれぞれの町村会や議長会なんかの一覧があるのですが、その中にですね、市町村会というのは阿蘇の市町村会しかないのですよね。ほかのところは町村会か市町会になっているんです。昔の菊池郡の中で合志と西合志が合併して合志市になりましたけれど、合志はやっぱり菊池郡の中からは抜けているので、やはり阿蘇だけ何か残す、その理由があるのであれば、また後で教えていただきたいというふうに思います。

委員長（松崎俊一君） 総務課のほうで調べてください。係長でいいですから。

3番（北里勝義君） 32ページの13の委託料です。公会計整備業務委託料ということで、これは毎年出てきておりますけれども、いただいた資料では財務諸表の作成、分析、サポート業務ということになっております。地域科学研究所に委託をされている分だと思っておりますけれども、大体毎年度100万円前後で、105万円まあ106万円、そのくらいで委託料は予算化してきておりますけれども、今年は205万円ということで倍近くとなっておりますけれども、特段内容的に何か変わる部分があるのですかね。

財政係長（中島高宏君） 公会計整備業務委託料につきましては、平成29年度までに国のほうで固定資産台帳整備をした上で、新しい統一的な基準による財務書類を作るように要請がっております。それにつきまして、平成29年度については、新しい統一的なモデルということでの財務書類を作りますので、平成29年度につきましては一時的に金額が100万円ほど増加しているところですよ。

3番（北里勝義君） じゃあ、例年しております地域科学研究所に委託をするということは変わらないということですか。

財政係長（中島高宏君） 今までのデータあたりを所有しておりますし、来年度につきましても随意契約をしたいというふうに今のところ考えております。

委員長（松崎俊一君） ほかはよろしいですね。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。31ページの委託料の中に、523万4千円という形で数字が出ています。その中で、エレベーター保守・点検の委託料が44万円ありますけれども、これは開発センターの分ではないかと思いますが、今年度は開発センターは使用しないから、この委託料は不要じゃないかと思いますが、いかがですか。

総務係長（佐藤則和君） お答えいたします。

44万円の委託料の件でございますが、これは庁舎エレベーターの分でございます。庁舎は2階建てで、会計室の奥のほうから2階の情報課の奥のほうに昇降するためのエレベーターがございます。そのための委託料でございます。

以上です。

10番（時松昭弘君） もう1点ですね、法律顧問弁護士委託料60万円ありますが、これは、今河津弁護士がずっとされておりましてけれども、河津弁護士が最近高齢であってですね、そのことに何かいろいろ町のほうとして顧問弁護士を代えるというような方向はありませんか。

町長（北里耕亮君） ただいま34ページの、法律顧問弁護士委託料60万円でございますが、委員がおっしゃるように河津弁護士、少し高齢であります。ただ、私もお会いさせていただくのに、まだ的確な判断もできますし、御指導いただいておりますが、これは確かなかなかですね、高齢で永遠ではないという部分があります。ただ、将来的に考えるに当たっては、今県の町村会が合同で、1人弁護士を委託しております。ただ、この部分に関しては非常に数が制約というか、月に相談が、各町村からの相談が少し制約があるやにも聞いておりますので、そのあたりが少し調査をさせていただいて、他町村がその弁護士にどれぐらいの月の割合で相談しているか、年間、それが十分できるのであれば、そちらのほうにというような部分も考えられるのではないかとおは思っておりますが、県の町村会から委託をしている33町村を1人でやっておりますので、それでできるかどうかという部分も、今後検討していきたいというふうに思っています。

小国町については、高齢であるというのは事実でありますので、少し将来にわたっては検討及び心配があるのは事実であります。

10番（時松昭弘君） 顧問弁護士についてはですね、過去にいろいろ小国町の裁判等も幾つかあったというふうに聞いておりますが、なかなか、町民の中から河津弁護士じゃなく、代えてくれというような意見も今出ておりますので、そこあたりもですね、今後検討していただきたいと。今年度あたりでも、途中でもいいから、思い切ってですね、もうやっぱりそろそろ交代してもらった方がいいというふうに私は考えますが。私だけではなくして、前回のいわゆる裁判なんかの中でもですね、1回わざわざ和解までして、それが結果的には裁判もいろんな方向に展開しました

けれども、あれはもう少し弁護士が、どちらに付くではなくして、町の住民側にも目を向けていくというやり方も考えるような、公平であるような弁護士であってほしいというように思いますので。この際、河津弁護士のほうにも、この委託料として予算を挙げても結構ですけれども、弁護士の交代もこのあたりで考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見の一つとして賜りたいと思いますが、このあたりのところは、高齢という部分が一つと、過去の裁判とか、そういう部分での町とのつながり、町と町民の位置付けといいたいでしょうか、その間に立つ方と、総合的ないろいろな部分もあるかと思しますので、御意見としては賜りますが、少しここは検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、町の法律相談というか、町の顧問弁護士でありますから。その部分と無料法律相談の関係性ですね。それは別でもいいのかなとも思いますし、これは総合的に今日御意見いただきまして、今日結論が出るものではありませんけれども、そういう御意見があったというのは賜りたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 私も顧問弁護士の件なんですけど、年間60万円ということで、これは毎年毎年ですね、顧問委託料というのは発生するわけですけれども、実際これは金銭的な面だけを考えてした場合において、顧問弁護士契約を結ぶほうが得なのですか。

総務課長（松岡勝也君） 全国的に市町村いろいろ見ますと、顧問弁護士かなり抑えているところと結構高いところといろいろありますけれども、実際今年間60万円とした場合、1回の弁護士料で計算いたしますと、かなりな金額に、60万円では足りないような状況になってくると思います。ほかにも顧問弁護士としていろいろな行政相談関係も随時相談を受けておりますので、そういった部分に対しては、頻繁に顧問弁護士としていろいろな状況を、ファックスであったりいろんな形でも受けていただいて、即回答していただくというところから見ますと、年間通じて60万円というのはかなりいろいろなことをしていただいている割には安い価格だと考えております。

5番（児玉智博君） 例えば、最近も住民との間の係争があつて、実際訴訟にまで発展したわけですが、そうした場合の手付金であったりとか成功報酬は割り引かれるんですか。それとも関係なくほかの人たちと同様に取られるのですかね。

総務課長（松岡勝也君） 住民とのいろいろなトラブルとか、ずっと頻繁にといいますか、あつてはおります。その都度随時電話、ファックス等でやり取りしながらやっておりますので、全部すべてこの中で受けていただいているというような状況ですので、本当細かいところまで相談をずっと受けておりますので、やはりそういった住民関係の部分、長くかかっている分についても、ずっと対応していただいております。

もちろん裁判になったら、それはもちろん別になりますけれども、一般の顧問弁護士としては、この60万円に対しては、かなりいろいろな相談を受けて回答をいただいているというような

状況です。

委員長（松崎俊一君） ここで、暫時休憩いたします。11時10分からです。

（午前11時03分）

委員長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

委員長（松崎俊一君） 今ですね、ページが30、31、32、総務の一般管理費のほうです。

3番（北里勝義君） 33ページになりますけど、負担金補助及び交付金の中で、研修会負担金ということで出ております。総務課の資料によりますと、職員研修の負担というような形で資料は出ておりますけれども、これは前に私が意見を言ったことがあるのですが、職員等のメンタルケアといいますか、そういった研修も今後必要じゃないかなというように思います。というのは、やっぱり大規模災害とかですね、そういった時にはやっぱり疲労感だとかストレスそういうのも出てくると思うのですよね。そういう中で、そういったのが研修会の中に入っているかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 研修の中では、ほとんど大半NOMAという研修が、一番職員が行っていますけれども、その中でも接遇とか、もちろんメンタル関係、そういった研修に昨年に行った職員がおりますけれども、そういった研修もメニューとしてはありますので、今技術的なスキルアップと併せて、そういった部分も重要な分野に今なってきております。特に職員のストレス関係、昨年からストレスチェック関係が義務付けられておりますので、そういったことと関連した研修も、特に管理職関係は必要になってくるというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それでは、33ページの財産管理費の報償費、旧小学校維持管理謝礼15万円ですが、これは受取先別に額を教えてくださいませんか。

管財係長（松本徳幸君） 旧小学校維持管理謝礼ですけれども、3万円の5カ所、万成小学校が後援会、その他は各大字の協議会となっております。

5番（児玉智博君） その維持管理、具体的にどういうことをしてくださいというのは指示してあるのですか。

管財係長（松本徳幸君） 具体的な指示はないのですが、グラウンド清掃と校舎周辺の清掃をお願いしているところでございます。

5番（児玉智博君） そういう実際に行われているということは、把握はどのようにされていますか。

管財係長（松本徳幸君） 把握としましては、町内を私どもが回ったときに確認しております。

5番（児玉智博君） じゃあ、これは契約ではないのですか。

管財係長（松本徳幸君） はい、契約ではございません。

5番（児玉智博君） わかりました。恐らくですね、何らかの形ではされているとは思いますが、ど



こもそれほど荒れてはいないからですね。やはりですね、小学校の維持管理謝礼ということであつたら、要は敷地の維持管理ということですね。やはり校舎をどうするかということが、私は維持管理という、旧小学校の部分では非常に大きいかと思うのですが。かなり、特に蓬萊小学校というのは、校舎は実際今まだ使われてはいるのですが、ただ、如何せん、かなり外壁も中に入つたらですね、雨漏りしているところのほうが多くて、もうどんどんこのまま行くと朽ち果てていくだけだと思うのですよね。実際去年の地震のときにはあそこのグラウンドにみんな避難しました。このまま行って、また同規模ぐらいの地震が来た際にですね、あそこが倒壊する危険が出れば、そこら辺の人たちはいったいどこに避難すればいいのだというような話になると思うのですよ。

また、あそこは鍋ヶ滝のシャトルバスの発着地点です。あそこをそのままにしておいていいのかというのが実際あるのですが。その辺の方向性は、何とか今の現状を維持していくというような形ではなくて、やはり抜本的に考えなければならないと思うのですが、まあほかのところも利用してないところもある、多分北里もあまり利用してないのですかね。その辺をそのまま放置するのか、それか活用するのか。活用の方法がないのならじゃあどうするのだということも考えていくべきだと思いますが、いかがですかね。

総務課長（松岡勝也君） 学校が統合した後すぐ、私は管財担当でありまして、どういった活用があるかということで活用検討会というのを開いた経緯がございます。その後オープンに何か活用したい民間の方とかいうふうに情報を広めたわけですが、実質尋ねてきた民間の方もおられますけれども、実際契約して少し中に入って産業的な動きをした方とかありますが、実際その後積極的に動くような形は今現在ないということと、耐震化の問題がどうしてもネックになってですね、単純にそこに住まうというのは非常に難しいと。ですから、今回の熊本震災、東北震災を受けて、少しずつ要望等は上げておりますので、公共施設の耐震化とか、起債、そういったのが拡充されるような方向ですので、そういったところを利用していくのか。解体して、解体するにもお金が要りますので、それに対する起債等も拡充される何か流れがありますので、そういったところで取り組んでいくのか。今年度そういった復興まちづくり計画があります。そういったところも避難所として使える部分と使えない部分というのも区分けしていかなければいけないというふうに考えているところではあります。

町長（北里耕亮君） 着座のままお答えしたいと思います。

ただいま委員の御意見ももっともだろうというふうに思います。ただいま総務課長が言いましたように、様々地震が昨年ありましたことがきっかけになり、起債とか解体とかそういった部分が拡充される情報も一部入ってきております。

まず、今回一般質問でも、ほかの議員の方から小学校跡地をどうするかというような旨の質問もあるやに聞いております。そういう中で、学校跡地を、校舎も含めた、そういった部分を一覽

表にしまして、現在どういう状況か、それに状況の中には現在使っているか、使っていないかとか、そういった部分も含めた、少しわかりやすい資料を作らせていただいて、例えば委員がおっしゃったような蓬萊小学校ということであれば、大きな方向性をですね、議会の皆さま方と協議をしながら定めていきたいというふうに思います。

私は実際蓬萊小学校を見ておまして、地域の方とも少し御意見をお聞きしたりしますと、委員と同じような御発言でクラックが入ったり、壁が一部落ちたりと、これは非常に危険ではないかという発言も地元の方からも聞いておりますので、ここについて、蓬萊だけでなく、全体の方向を定めるような、そういう機会をこれから検討していきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりですね、一般住宅の空き家を持ち主の人はちゃんと管理してくださいねという立場ですね、行政の皆さんは。それを言う人たちが、昔は行政財産だったものを、もう空き家のままにしているわけですよ。やはり、その辺町がやっぱりそういうところをきちんとしないと、一般の住宅を、建物を所有している人たちにはやはり言えないと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） なかなか今までは財源の部分がですね、取り壊しとなりますと、建物の規模からしますとやはり数千万円という部分がありますけれども、先ほど言いましたように、少しそういう情報も一部入ってきておりますので、まず取り壊しにするにも解体設計をしなければいけません。そういった部分でしてありますと、その情報と相まって方向性が見いだせるんじゃないかなというふうに思いますので、また議会のほうにも相談をしながら行っていきたいというふうに思っております。

委員長（松崎俊一君） 今33ページです。あと34、35、36の企画費ですか、ここまで一応エリアにしたいと思います。34ページが財産管理費ですね。

2番（大塚英博君） 2番です。33ページの文書広報費というのがございます。

委員長（松崎俊一君） 文書広報費は産業常任委員会になりますので、申し訳ないです。

5番（児玉智博君） それでは、35ページの企画費の小国町景観審議会委員報酬についてお尋ねしますが、小国町景観条例というのが平成26年に作られました。そのときに、景観保護の区域というのを町が定めて、そこにいろいろな開発をするときにはそういう審議会で諮問するというような、そういう仕組みになっていると思います。実際、3万円予算が組まれているのですが、実際そういう区域というのは、もう定められているのですか。

政策課長（清高泰広君） 景観条例に基づく特別区域は今のところ定めておりません。

5番（児玉智博君） 定めてないのであれば、実際この審議の中身もないと思うのですが、何でここに報酬が出てきますか。

政策課長（清高泰広君） 一応、定めてありませんし、一般的な景観の問題につきましては小国町のまちづくり条例でも一応対象になりますものですから、基本は重要景観地域が定まるまでは審

議会を開催することは多分必要ないと思いますが、一応予算計上させていただいているものがございます。

5番（児玉智博君） 平成26年に作りましたから、今度平成29年度になりますので、3年たつわけですよ。そしたら、そもそもじゃあ景観条例を作ったこと自体があまり意味がなかったということになるのではないかと思います、それはお認めになりますか。

政策課長（清高泰広君） もともと景観条例につきましては、世界文化遺産絡みで、阿蘇郡全体で景観条例を作って守っていこうという話でございました。それに足並みを揃える形で小国町も作ったわけでございます。ただ、先ほど言ったように、小国町の場合は、みんなで考え、みんなで作る小国町まちづくり条例もございますものですから、非常にここは被った部分がありますものですから、そういった意味では、景観審議会のほうの取り扱いについては微妙という言い方はあれなんですけれども、2つを兼ねたような形で今運営するような考えでおります。

5番（児玉智博君） 私はですね、そもそも不用額というのはあまりないほうが良いというふうに思うんですよ。これは別に報酬を支払う人も今はいないし、いない報酬が出てきていると。これはどうするんですか。取りあえず決算のときにはこの3万円を不用額としてするのか、それとも次の1号補正ぐらいで減額するのか。

政策課長（清高泰広君） 現在、世界文化遺産絡みでは文化庁のほうに小国町の重点景観地区とかを申請とかしておりますものですから、今後、もう少し検討してですね、非常に景観的に必要な部分が出てくれば、そういった地域を指定して準備をする形も考えようとは思っております。

5番（児玉智博君） 3万円をどうするかというのを、答えさせてさせてもらっていいですか。

委員長（松崎俊一君） 3万円をどうするかという、予算上は、はい。

政策課長（清高泰広君） はい、そういった意味では、今回1年間検討して審議会を開くことがないような場合には、年度末の議会で補正減額をお願いしたいと思います。

委員長（松崎俊一君） はい、企画費。

議長（渡邊誠次君） 先ほど休み時間内に、34ページの総務費、委託料の上から3段目ですかね、公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料、10年間ということで今年度の3月までにこれが出るということで、総合的な部分はこれが出るということでしたけれども、来年度分に関してですね、個々に話し合いが進められて、個々の公共施設について話が進んでいくということでございますけれども、やはりですね、政策とか計画は目的と手段のセットであるのであれば、公共施設は、住民が本当に集う場所になると思います。

将来のまちづくりを計画的に進めるために、またそういうのを考えればですね、住民が積極的にかかわるような形で意見を取り入れられてはいかがかなという、計画の今のは初期段階でありますので、今の状況であれば少し時間があるでしょうから、かかわってはいかがかなというふうに思っておりますし、またこれは別段の話かもしれないけれども、先を少し見通すということ

であれば、効果効率を少し図るのであれば、やはり隣町との協議も必要なのではないかなど。例えば小国郷の公共交通会議等々ですね、中身についてはなかなか難しいところはあるかもしれませんが、事前の事務レベルの協議等々は必要ではないかなというふうに思っておりましたけれども、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） この公共施設等の総合管理計画につきましては国のほうも大きく、平成29年度予算も大きく膨らませてですね、公共施設が学校等含めまして、いろんな分野で公共施設の老朽化、維持管理が増大しているということで、これを10年以上、10年後以上を最低とした計画を作っていくなさいと。それに伴って裏の財政的な計画もきちっと唱えた上でやっていく必要があるということで、国もバックアップをしているような中です。ですから、10年後といたしますと、やはりうちだけでは限らず、今議長がおっしゃったように、両町で関係する分野も出てくると思いますので、そういった機会を何らかの会で、郡の課長会とかそういう中でもそういった意見を出していきながら、共有する部分は共有していくということも十分必要になってくるかと思っておりますので、こういった意見も十分出していければというふうに思っております。

町民に対してこの総合管理計画をどういった形で意見を聞く場を作っていくかということについては、今考えておりますのは、まずはこういったことをやっているのだということ町民にまずお示しする必要があるし、その意見を聞く場をどういった形で意見交換するかということももうちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） 隣に今公園ができておりますけれども、公園ができる時、去年だったと思います、去年話し合いが、若いお母さんとか観光関係の方とかに話を持っていかれましたし、今回、開発センターの建て替えに関しては町民の意見というのは時間的な配分というところできなかつたというところがありますので、少し時間があるのであればですね、ぜひ住民等々にしっかりと意見を言うような場を設けていただければなという思いです。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、報償費の35ページ、ふるさと寄附金謝礼について伺います。町長は施政方針でふるさと納税について、本年は米など新たな返礼品を柱に据えるなどを通じて、返礼品事業者の支援などに力を入れていきますというふうに述べておられます。私はですね、米というのかなり作っている人たちが多くわけですよ。今は何か黒豚であったりとか、いろいろ調味料というか、醤油のようなものであったりとか、加工品が多くて、やはりそうするとどうしても、その返礼品を提供する人も限られたこととなりますけれど、米は農家の多くが作っていらっしゃると思いますので、これは非常にいいことだと思います。

そこで伺いますが、じゃあ、どのような形でその返礼品に使う米を募集するのとか。あるいは銘柄はどういうふう限定をするのか、それともいろいろある程度町内で作られた米であれば受け入れるのかとか、そういうのは具体的な考えはあるでしょうか。

町長（北里耕亮君） 担当に答弁をいただきますが、実は平成28年度もこれにチャレンジをしようと担当と打ち合わせをしているところでありましたが、なかなかいい素材の、いい米は小国にはあると思います。農協であったりほかの自ら、例えば旅館に卸していらっしゃる方であったり、ピラミッドに一部置いていらっしゃる方であったりそれぞれいます。でも、いざ声かけをするとですね、なかなかという部分がありますので、物はありますので、何とかこれを平成29年度はと思っています。

担当から答弁をいただきます。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと納税の返礼品についてお答えいたします。米についてということで、今年度からJAの事業化に相談して、ライスセンターの担当の方などに相談を行っております。今のところ、ふるさと納税の返礼品での米の取り扱いは2キロ、3キロという小さいものを野菜の詰め合わせの中に入れるという、セットの中でしかなかったもので、もうちょっと量の多いもので、例えば20キロのセット、小国のお米を返礼品として出していただけるようにというお願いをしておりますが、ライスセンターの担当の方などの話では、農家で米を生産されている方もある程度出荷の量を調整して米を生産しているので、その分をとということであれば、最初に作る前から増産できるように、田んぼのほうで調整を行いたいということで、生産できるようになるまで時間がかかるという話をいただいています。今のところ小規模で、掛け干しをして2キロベースや3キロベースのものだけ取り扱っているのですが、もっと全面的に出して、小国の米ということで大々的にPRできるように規模を大きくできるように、今生産者の方などをお願いを行っているところです。

5番（児玉智博君） そうなると、施政方針で述べられていますので、本年はということですので、平成29年度の返礼品から米を主力に据えるということだと思うのですよね。今の答弁を聞くと、何かもしかしたら、そういう意気込みはあるけれども、実際はできないかもしれないんじゃないかというような印象をちょっと私持ってしまったので、じゃあ、具体的に生産者の人にもう直接JAを通さずをお願いをするんですか。もしそうであれば、どういう形で農家の人に呼びかけるのか、教えてください。

まちづくり係長（田邊国昭君） 今のところ農協を通してお願いしていたところでした。米を出荷するのに米の品質は検査を受ける必要がありますので、その部分もあって農協を通してという形にはなっております。ふるさと納税の返礼品で農協と協力しているのは米だけではなく肉などの話も一緒に行っておりますので、その中でも米については強く働きかけを行っていきたいと思いますが、間違いなくこれが返礼品として充実したメニューができるかどうかというところまでの確約まで入っていないです。

町長（北里耕亮君） そういうふうにJAとも協議をいたしておりますけれども、実際今小さい袋の部分は、量はまだ少ないのですが行っております。そういった部分も、先ほど言ったように旅

館に卸しているところやピラミッドに一部卸しているといろいろありますので、そういった方々にも少し働きかけてですね。ただ、広く周知しないと、自分もそういうのがあれば出すつもりだったのにとはいけませんので、何かの機会に、これはまあ今日私が今発案したというか、気付いた部分でありますけれども、何かの機会に周知する機会を、少し担当と検討させていただきたいというふうに思っております。

繰り返しですが、物はいいお米だと思っておりますので、きっといただいた方は喜ばれると思いますので、ここは推進をしていきたいと思っておりますが、早めに周知をするようなことを担当と協議をしたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりですね、農協から仕入れるのであれば、農協の販売額で町が仕入れて出すことになると思うのですよ。私はそうじゃなくてね、やはり市場価格よりもむしろちょっと高めに町が買い取って、それで返礼品に使うというふうにしたほうが、やはり農家のほうの再生産のためにも農家の所得向上のためにも役に立つと思うので、ぜひそういった方向を検討していただきたいというふうなことを最後に述べておきたいと思っております。

そして、次に乗合タクシーについて質問したいと思っております。これも施政方針では、乗合タクシー（バス）の利便性が向上するよう委託事業者と検討を進めていきますというふうに述べられました。どのような形で、この利便性が向上するように検討を進めていかれるのか教えてください。

政策課長（清高泰広君） 乗合タクシーにつきましては、以前からですね、まずは予約の時間の問題がありました。これにつきましては、今タクシー業者ともいろいろ話し合っているんですけども、やはりどこの業者も、タクシーをそんなに抱えてないし、乗り合いがですね、朝から乗り合いだけに準備するのは、ほかのお客さんに対してもなかなか厳しいところがあるということで、そういった意味で今までは前日の夜までに予約をお願いしますというのが建前でというか、そういう打ち合わせといいますか、それを原則としてきております。

タクシー事業者としては、やっぱり乗合タクシーという形で一応公共交通的な意味合いを付けておけば、実際に予約されたときに動かないでは非常に厳しいというようなことがあるから、やはり原則は前日予約は堅持していただきたいところです。ただ、実際に現場を見ますと、もうかなりの方が朝から予約を入れまして、そしてそれに対して、タクシー事業者もですね、柔軟に対応してきてもらっております。ですので、そのあたりは、前日予約の原則は維持しながらもですね、実は朝8時ぐらいまでに予約をしていただければ、業者が対応していただきますということをアナウンスしていくことで、皆さんが安心して伝えるような形に進めていきたいなと思っております。非常に微妙なと頃なんですけれども、そういった形でいきたいと思っております。

それとあと、予約のやり方につきましてもですね、今まで携帯だけでしたが、ダイレクトに予約するとかですね、そういったいろんな利用者側からの希望に添うような形を今後も検討していきたいなと思っております。

委員長（松崎俊一君） 企画費36ページまでありますね。36ページの企画費、それから37ページ、公平委員会費、交通安全費、諸費です、ここまで行きたいと思います。諸費では次のページまで少し入っています。

5番（児玉智博君） 小国町空き家改修事業補助金であります、これはですね、どの段階で改修というのができるんですか。もう借り手が見つかって、確実にここは貸し出されるというふうになってからなのか、それともまだ、貸す意思があれば改修ができるのかというのは、どのように運用されていますか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 空き家改修補助金についてお答えします。政策課で行う移住・定住事業の一環として行っております空き家改修補助金ですが、移住希望者が小国町内の空き家、これは空家バンクで登録された物件に対して、入居の契約ができたときに、空き家改修の補助金を行うことができるようになっております。限度額については、賃貸の場合の物件であれば、改修費用の2分の1で上限を30万円としております。その空き家を移住された方が買い取って改修を行ったときに改修費用の2分の1で上限を50万円と設定しております。

いずれも移住希望者の方と大家との話がまとまった時ですので、空き家改修補助金の申請書を提出していただくときに賃貸借契約か売買契約を結んだことで、契約書のコピーを付けていただくことになっております。

委員長（松崎俊一君） 御質問よろしいですか。

2番（大塚英博君） この予算資料の中の政策課の所管の中ですね、一番目のほうに、小国町のがんばる地域支援補助金というのがございますけれども、前の年度においては大体96万9千円ぐらい出しているんですけれども、今回は85万円で予算をいただいているんですよね。今から先小国町の地域振興のためにがんばる方たちの支援というのも非常に大事じゃないかなと思うのだけれども、その中で、前の決算額に対して減額になっているものだから、これのことについてと、どのような、要するに減額されているのかなと思って、そのことをまず。

政策課長（清高泰広君） 小国町がんばる地域支援補助金、これは本年度までは情報課の所管で行っておりまして、支援する団体の対象をもう少し考えようということで、新年度からは政策課所管で運用することにしております。ただ、予算につきましては、前年度の実績を勘案し85万円というのを設定しております。

2番（大塚英博君） 2番です。その政策課の中の地域の組織活動育成事業補助金ですね、これが35万円になっているんですけれども、これも前は86万4千円あったんですよね。これも6団体の中で大幅に減額されているんですね。各組織地域という団体がこれから先主体的な活動に対する補助金というのが非常に大事になっていると思う中で、これも減額されているんですけれども。

政策課長（清高泰広君） この地域組織活動育成事業補助金につきましては、もうかなり歴史のあ

る補助金でございまして、いわゆるコミュニティグループを育成しようということですね。その育成されたコミュニティグループに対しての活動補助金としております。ただ、歴史も長くなってきましてですね、それぞれの活動も定着してきていますから、補助金自体を、やっぱりいつまでも補助金に頼るんじゃないかとですね、地域の資力で活動するほうにですね、独り立ちという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、そういった感じでできるだけその方向に持っていきたいなということを進めているところでございます。

2番（大塚英博君） やっぱりこの地域づくりの団体というのは、これから先非常に核になるところじゃないかなと思うのですけれども、そういう中で活動ができなくなってしまうとどうなのかなと。やっぱり何とかその活動を支援するような形でフォローできないかなと、そのところは。

政策課長（清高泰広君） そういった意味では、小国町ががんばる地域支援補助金のほうがですね、具体的な団体を指定しているわけではございませんので、今から頑張ろうとする団体の方はこちらを利用して、まずはきっかけを作っていただいて、ある程度軌道に乗ったら自分たちの資力で活動していく形にですね、できるだけ持っていっていただきたいなと思っております。

委員長（松崎俊一君） 37ページ、38ページ。

3番（北里勝義君） それでは、公立病院関係で、37ページの諸費で、交付税措置に係る公立病院交付金ということで約1億400万円挙げておりますけれども、これについては、前年度、前々年度から見ますと800万円ほど上がっております。普通交付税措置分ということで資料をいただいておりますけれども、普通交付税については、先ほど課長の説明で4千800万円ほど減ということですが、病院関係については、やっぱりプラスの要因があるということですかね。それと併せて、公立病院繰出基準負担金というのがありますね、次のページに7千200万円、これは特交措置分ということですが、これについても特交がどの程度入っているのかをお尋ねいたしたいと思えます。

財政係長（中島高宏君） まず37ページの普通交付税措置に係る公立病院交付金1億483万2千円につきましては、交付税算入に係る分ということで平成28年度に交付されたものと同額を計上させていただいております。基礎としては、病床数、それから償還金が基礎数値ということになっております。来年度、平成29年度については、また交付税に参入された分をそのまま公立病院に交付する形になります。

あと、もう一つの、38ページの公立病院繰出基準負担金につきましては7千223万8千円、これにつきましてはの特別交付税の算入がどのくらいということですが、これについては、今年の実績でいえば、5千万円ほどの実績となっております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） それでは、地籍調査費ですかね、これは税務課所管になりますけど、そこまで行きます、38ページ、39ページです。



2番（大塚英博君） 2番です。今の38ページのところですね、諸費という中で、地域の活動交付金というのがあるんですけども、もう一回言いますけれども、地域活動交付金というのが652万4千円挙げているんですけども、このことにおいてもですね、前回の記載の金額というのは7千753万円あるんですよ。この中で地域の活動というそのものが、やっぱりこれから先も大事になってくるんじゃないかなと思う中で、大幅な金額の削減をされているというのは、理由は何でしょうか。

総務課長（松岡勝也君） これは全体的に平成29年度の予算編成につきましては、補助金関係、前年度よりマイナス5%ということ考えてしております。今、大塚委員から質問がございました地域活動交付金につきましても、従来の納税組合が廃止された以降、地域の財源としてですね、どういった交付がいいかということで検討されたのが地域活動交付金ということで、世帯数に対しての、ある程度一定の単価を掛けまして、それとプラス、この予算の中では大字協議会のほうにもある一定の額掛けるの6字というところで活動交付金の予算をしているところでございます。

従来の納税組合からしますと、現金を扱わないということで、部長、組長も、配布部数関係とか、いろんな調べもの等はございますが、そういったところで財源的なものもありまして、昨年より下がっているというところでございます。

委員長（松崎俊一君） 38ページ、諸費、それから地籍調査費ですね。9の防災情報施設費のほうはですね、これは情報課で産業常任委員会のほうになります。よろしいですか。

3番（北里勝義君） それでは、地籍調査費についてお尋ねをいたしたいと思います。これは、今年は黒淵と、あとは上田地区ということになっておりますけれども、農地で、転作奨励金あたりを昭和45年ぐらいから進めてきた中で、樹木を植えて奨励金をもらっていた時期もあったんですね。その中で農地がもう山林化しているようなところもあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういったところでの地目変換あたりを農業委員会あたりと連携しながら、地籍調査と併せてやっていくことができるのか、できないのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

地籍係長（長 広行君） 今御質問がありました件ですけれども、農業委員会のほうとはですね、打ち合わせをしております。それから、現状としましては、現地が木が植わってれば林地というところで調査はしております。

3番（北里勝義君） それは今までもそれでやってきているということですかね。

地籍係長（長 広行君） はい、そういうことです。

3番（北里勝義君） では、実際もう現況におった地目はなされていると。そのときは農業委員会にかけて転用というような形になるわけですかね。

地籍係長（長 広行君） 地籍のほうとしましては、現況が、例えば宅地であつたら宅地と、山であれば山ということになります。そこで地目が変わる分に関しては農業委員会のほうに報告をしまして、そちらのほうで最終的に許可を取るのか、指導をしていくというような形になると思

ます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

ただいまの地籍調査のことについて、北里委員からもお話がありました。これは農業委員会との絡みが非常に地目の変更をした場合は、農地から、あるいは林地にする、雑種地にしたときがですね、これはあくまでも今係長から答弁がありました。これは本人が、そこで農地から申請をする手続きをとらないといけない、してから初めて地目が変わるとじゃないですか。そうしたとき、そのことを法務局のほうに、例えば農業委員会にその申請をして、農業委員会が農地の分を一応承諾をした段階で地目変更にという手続きになると思いますが、そこはいかがですか。

地籍係長（長 広行君） 地籍調査は時松議員が言われたとおり、普通は農地であれば、そういうふうな手続きをされていくのが本当だと思うんですが、地籍調査とすれば、現況主義というのがあります。現況が宅地であれば宅地というところで調査はしております。

10番（時松昭弘君） これは、農業委員会と税務課が一応連携をとってやっていただかないと、いわゆる農業委員会で農業委員の問題、推進員の話が今出ていますが、これは耕作放棄地を減らすという形には、これは農業委員会、担当じゃないからなんですけれど、全体的に農地の分を、耕作放棄地の分を、分母を減らしていかないと、結局は小国町の放棄地のパーセントがいつまでたっても変わらないのですよ。実際地籍調査は終わっておっても、それは税務課の担当からすれば今農地の分を林地に変えるということは、それは一応できますけど、登記簿上は全然変わっていないからですね。登記簿はあくまでも農地だったら農地なんです。それはそのために農業委員会が、本人がやっぱりあくまでも、いわゆる農業委員会法の3条5条申請というのがあると思いますが、3条5条の申請に基づいてやるということですから、これは農業委員会もしっかりやると。そのことを受けて、農業委員会と税務課が連携をとってですね、これは実際は地籍の段階で閲覧をする段階で、これは農業委員会に申請すれば、した段階ではこれはもう地目が林地に変わりますよと、したときには、その受益者、いわゆる転用する費用もですね、いわゆる地籍調査の部分でそれはできてきますから、それは利用者の方もいいと思いますよ。そこあたりを今回地籍調査の予算がせつかく組んでいただいておりますのでですね、それに連携を図った形で農業委員会とそういうお互いの連携をしていかないと、農業委員会だけでは、これはなかなかしなさいと言ってもせんですよ。ですから、農業委員会としてはもう、今度農業委員会の人数あたりがどういふふうになるかわかりませんが、私たちが以前農業委員会のことについて反対をしたのはですね、そういうことがあるんですよ。あくまでも分母を減らすと。分母を減らせば当然のことながら耕作放棄地が減ってくるわけですから、そのこともですね、お互い連携をしていただきたいというふうに思います。

はい、以上です。

委員長（松崎俊一君） 暫時休憩いたします。

午後の会議は1時から。

（午後0時03分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（松崎俊一君） 今、ページでいきますと、38、39の地籍調査、そこまで進んでおります。

総務課長（松岡勝也君） すみません、午前中にですね、総務費の総務管理費の中の一般管理費の中で、32ページと33ページのほうで児玉委員から質問がありました郡の町村会の負担金の29万5千円と、市町村会負担金321万3千円とございます。これの内容、経緯につきまして、合併前が阿蘇郡が12町村ありまして、その合併した後郡の町村が6と市が1つということになったわけですが、その中で郡の市町村会として6と、市を加えたところで7つという組織が、それぞれ今現在ありますし、その中身の、一緒にできないという中につきましても、それぞれ郡が入った場合の負担金の取り方、また支出につきましてもそれぞれの郡だけの支出の内容、いろいろな会議関係、また事業費関係と、それぞれ郡の6町村でやる場合の歳入歳出が出てくるというところで、今度は市が入った場合の市町村になると、今度は市町村の入った7つの中で歳入歳出の中身が変わってくるということで、どうしても分けていかないと、組織的にできないと。大きい300万円につきましては、中身的には市町村会の県の負担金関係、郡の市町村の負担金、その中にはまたほかに社会福祉協議会や体育協会、消防協会や農業委員会、学校教育関係の負担金とか、観光関係、またそのほか老人ホーム関係、木材事業拡大とか、また家畜関係とか、そのほか世界文化遺産とか、そういった幅広い阿蘇郡市の中のいろんな活動に関係する負担が発生しているということです。組織的にはどうしても歳入歳出事業の内容からして、一つにはちょっとできないというところで、熊本県下でのそういった郡市の残っているところが阿蘇郡市と上益城、玉名、球磨郡と、4つのそういった団体がまだ残っているというような状況でございます。

税務課長（橋本修一君） 午前中、最後の地籍関係のお話がありました。そのことでお答えしたいと思います。

地籍調査につきましては、言われるとおりに現況課税でございまして、例えば農地、田畑の場合、山林とか木が植わっている場合は山林のほうの現況地目のほうで変更いたします。

農業委員会との関係なんですが、地籍に入る前に、取りあえずこの地区に入りますよという打ち合わせはやっていて、最終的に結果が出ましたら、例えば農地から雑種地になっている、農地から山林になっているという結果は、農業委員会のほうにはお知らせをとるか、通知をしております。

それを受けて、農業委員会のほうでですね、農地台帳の関係になると思いますけれども、それ

をどうかするというような協議には入ると思いますけれども、地籍のほうでは現況で、最終的な法務局の登記は現況でいくというふうになっておりますので、農地とのいろいろ絡みはあるかと思えますけれども、現況で最後までいくというふうな、法務局のほうの提出の書類はそういうことになっております。

委員長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。

今ですね、38、39ページのところまでですけど、よろしいですね。また後から、漏れがあったときにはいただきたいと思えます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 次、40ページ、41ページ、電算施設費、それから会計管理費、ここが総務、本日のエリアになっております。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） はい、次は少しページが飛びまして、44ページ、15の環境モデル都市推進費、それから社会保障税番号制度費、44ページ、45ページになります。

3番（北里勝義君） それでは、環境モデル都市推進費の中で、13の委託料ですね。環境モデル都市コーディネート業務委託料108万円、いただいた資料によると、環境モデル都市推進に伴う事業や環境にいいことの推進会議または作業部会を円滑に推進するため、コーディネート業務委託料ということで出ております。これについては、平成26年度に環境モデル都市行動計画を策定をいたしまして、それは5カ年計画ということですが、これに伴うコーディネート委託ということで出てきているのではないかと思いますけれども、平成26年、27年、28年と一応委託をしてきているわけですが、5カ年計画なので5カ年が、委託をしていくということになるのでしょうか、これはなかなか自前でやるということではできないのですか。5カ年というと500万円近く委託がかかるわけですが、どんなですか。

環境モデル都市推進係長（森 恵美君） お答えいたします。

このコーディネートに関しましては、国に毎年提出が求められております温室効果ガスの排出量の算出などが求められます。それは特別な方法、手法など、また調査などが必要でございます、またほかにもですね、子どもたちの環境教育のコーディネート等々ございまして、どうしてもコーディネート業務が必要になってくると。そういった中で、委員もおっしゃるとおり、5年計画でございますので、500万円ぐらいトータルでかかるということになりますが、年々この費用は落としていっておりますので、今回も前年に比べますと落とさせていただいておりますし、今後もそのような方向で進めたいと思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） 内容的にはわかりましたけれども、実際、この行動計画が5カ年計画ですけ

れども、5カ年過ぎればまた次の5カ年計画も出てくるですよ。そういったときにはずっとこれが出てくるということなんですかね。やっぱり自分たちでやることはやっていって、アドバイザーとか、そういった形を変えていってもいいんじゃないかなという感じはしますけれども、いかがですかね。

環境モデル都市推進係長（森 恵美君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりの認識で私どももおります。この行動計画は一応5年になっておりますけれども、長期計画でございまして、実は2030年までの計画でございます。そうなりますと、毎年毎年委員のおっしゃるとおり100万円単位の委託料を結んでいくのかというふうになってきますと、それはそれで問題かと思えます。今後はですね、やはり専門家としてのそういった排出量の算出などとは別、それだけに特化した形で、役場側ができるもの、それから専門家ができるものを区別しながら、また予算のほうを考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 44、45ページ、ございませんでしょうか。

次は45ページから、税務総務費から、次のページまでわたりまして、賦課徴収費、47ページまで、税務総務費それから賦課徴収費となっております。

よろしいですか。また、漏れがあったときにはおっしゃってください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 次、48ページ、選挙管理委員会費それから、次の49ページに統計調査総務費、それから監査委員費です。それが50ページまで。48ページの選挙管理委員会費、統計調査総務費、監査委員費、ページは50ページの中ほどとなりますけれども、そこまで行きます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 次が、ちょっとページ飛びます。77ページの中段から、地域エネルギー費、これは次の78ページの4段目ぐらいまでです。

その次が、またちょっと飛びまして82ページです。消防費の非常備消防費それから消防施設費、災害対策費。

5番（児玉智博君） それでは、消防費は、ちょっと全般的にお尋ねします。消防では非常備消防費として消防団と、それと広域行政事務組合の負担金ということを出ています。そこで、確認したいのが、消防団と広域消防との役割分担がどうなっているかということです。黒淵で最近続けて火災がありましたが、上滴水の牛小屋から出火して住宅まで全焼してしまう火災がありました。なかなか水利がなかったということで、確保できずに、長時間にわたって鎮火が言われるまで時間がかかったわけです。このときに私も消防団で出動していたのですが、鎮火ということで発表があって、ほかの分団と、あと本部の皆さん、それから広域消防も全員引き上げてしまったわけ

です。ただ、この水量が何せ少なかったものですから、床下まで水が届いてなくて、火種が床下に残っていたために、また目視で炎が燃え上がるのが確認できるような状況になったわけですよ。

そこで、やはりですね、最後の最後まで鎮火の確認をするのは誰なのかと。消防団か、それか広域消防ということになるかと思うのですが、やはり、億単位で負担金を支払っているのに、そこまでの責任は広域消防にはないのかということを確認したいのですが。

総務係長（佐藤則和君） お答えいたします。

消防の鎮圧・鎮火等の判断につきましてはですね、現場におきまして消防団であれば消防団長、あるいは消防団長不在の場合は次席の副団長を頭にですね、一応本部を設置してまいります。そこが判断を消防署と協議するようになります。消防署のほうとしましては、そのときのそのこの隊の一番階級の上の方ですね、その方が本部指揮を執っておられますので、双方で協議して、その現状を勘案しながら、鎮圧・鎮火等の判断を下していくということになっております。

それと、消防本部の責任ということでありまして、もちろんそういった住民の皆さまからの税金等からの拠出をいただいて、消防本部負担金も町のほうからも負担させていただいております関係上、議員がおっしゃるとおりですね、そういった住民に対しての責任というのは当然あるわけでございます。

議員がおっしゃられました個々の火災においてですね、そういった、どうしても長時間かかる場合もありますし、先ほどの上滴水の例をとりましても、水がなくて、おっしゃるとおり鎮火が十分でなかった部分で、そういった体制に至ったという御指摘はあるかと思っておりますけれども、如何せん、消防本部も、確かに多額の負担をしながら構成されておりますけれども、夜間でありまして、阿蘇の本署からも応援部隊がまいっております。一応そういった阿蘇郡の精鋭の本部隊が来ていた関係上、ある程度鎮火状態に入った時点で、早急に引き上げて次の態勢にまた入りたいということで、その隊長と団長と協議しまして鎮火を判断したということでございます。

一応、床下からの発火につきましては、そういうこともあり得るということをご予想しまして、地元分団長と協議しまして、地元分団長をはじめ、地元分団は、その完全な消化といいますか、またそういう再発火する可能性があるということも想定した上で、そういった地元分団を残っていただくという指示を残しまして、ほかの部隊は退去したという経緯だと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） その予測をしておきながら現場を離れるというのはですね、消防団というのはもうみんなそれぞれ職業を別に持っている人たちです。12時回って、翌朝はもう仕事に行かないといけないのに、もう大体今晚は何時間寝られるんだろうというような気持ちで、あの寒い中みんな残されているわけです。広域消防というのは、言わば消防で飯を食っている人たちですよ。その人たちが先に帰って、別の仕事をもう翌日控えている人たちが最後まで残されるというのは、私はちょっとこれはどうも矛盾を感じるのです。大体、阿蘇からも来ているけれど、全

員残れとは言いませんよ。何人かは現場に残って最後まで責任を負っていただくために、やはり各自治体が億単位の分担金、負担金を拠出しているのじゃないですか。私はそう思っていたのですが、違うなら教えてください。

それで、この平成28年度というのは非常に火災が多かったわけです。また地震もありまして、そのほか大雨なんかでも非常に消防団の出動が多かったと思うんですが、それを、火災それからそのほか豪雨とか地震とかの災害、あるいは人探しなどで、消防団が出動した実績何件あるのかということと、あとはやはり時間帯ですね。お天とうさんが出ている時間なのか、それとも夕方太陽が沈んでからなのか、それとも夜明け前なのか、その時間帯もですね、できれば教えていただけますか。

総務係長（佐藤則和君） 昨年といたしますか、本年度の火災の出動につきましては、年度で言いますと7回出動しております。それと震災の折が、4月に一昼夜といたしますか、出動していただいております。それとあと大雨で、6月20日から21日に、それは300名近い出動がっております。一応夜間から明け方にかけて、また日中にもわたったかと思っております。

それと、火災につきましてはですね、比較的時間帯としますと、一番記憶にあるのは殿町の大火でございますけれども、あれは深夜に発火しまして日中までかかったということと、用心のために機動分団といたしますか、第1分団のほうはですね、夜通し詰所のほうで待機していただいて、巡視をしていただいたということを行っております。

あとの火災におきましては、黒淵で12月に夜間っております。それと12月に宮原戸角で、これは日中でございます。それと、先ほど御指摘がありました上滴水が夜間ということっております。それと、最近の2件につきましては消防団の出動はあっていないということですので、年度的な火災の出動につきましてはですね、すみません、訂正させていただきます。年度でいけば4件と、昨年全部でいけば、1月から3月までが3件ほどありますので、その点はまた3件ということっております。

主な出動は今の出動でございますけれども、2月21日に人探しということで、第6分団をはじめ、約20名が出動しております。主な活動はそういうことで、火災や水害、震災等では夜間の出動も非常に多かったかなとは思っております。

5番（児玉智博君） あと、広域がどこまで、責任を持つべきじゃないかというふうなことです。

総務係長（佐藤則和君） 広域消防につきましてもですね、議員おっしゃるとおりでございますけれども、北部分署につきましては夜間の体制が5名ということで、その5名で救急と消防をすべて基本的には担っているということで、多額の負担とおっしゃられますけれども、なかなか阿蘇郡全体を分担して100名余りの隊員が勤務しております、夜間の配備は5～6名です。救急用にも2人ないし3人は残している中で火災の現場に飛んでいくと。それでももちろん足りないもので、非番の署員をですね、ちょっとこれは、火が大きくなりそうだというときには非番の隊員も

呼ばれたりとか、広域消防は広域消防なりに努力をされていると、私は感じております。

それと、殿町の大火の折にも、ある程度のところで消防隊のほうは引き上げましたけれども、議員おっしゃられるとおり、全部の火が消えてしまうということ。煙1個でも上がってれば、それはまだ火はあるんですけれども、それ全部を消してまで、最後までが広域消防の責任というやっぱり次の体制がとれませんので、そこは地元の分団に最後は留守番をしていただくというのは、これは昔からの慣例で行われてきておりますので、そこはそこで地元の分団には御迷惑をおかけするかもしれませんが、消防団員は、確かに本職ではございません。年報酬を3万円ほどいただいているといえども、特別公務員という扱いではございますが、端から見れば、ボランティア活動に近いものもあると思っております。しかし、地域を守るためにはやはりどうしても最後は住民のそういった代表である消防団の方々の力がですね、やっぱり大事だということは皆さん御理解をいただいていると思っております。

議員おっしゃるとおり、いろいろな様々な手当等もその辺で充当できればいいんですけれども、まだ今年の場合も財政的にも緊縮財政ということで予算編成が始まりましたものですから、なかなかその辺のですね、手当等の充当にも至っていないという反省もありますけれども、今後も広域消防とはそういった御意見があったことを、また協議しながら、また4月から消防団のほうも新体制になりますし、消防署のほうもいろいろ異動等があるかと思えます。

あと、年度が替わる折にも、そういった今後の防火体制とか消防の消火体制とか、そういったものを再度協議いたしまして、そういった議員からの御意見があったこともおつなぎしたいと思っております。

5番（児玉智博君） やはり、そういう厳しい広域消防が体制で勤務をしているというのであれば、やはり、人員が適切な人員になっているのかという問題になってくると思いますので、ぜひ同僚議員の中で広域の議会に出ておられる議員の皆さんには、そういうあたりもですね、広域議会で議論していただければと思います。

それで、少なくともですね、そういう殿町火災、それから黒淵の山角火災、そして上滴水と、やはり5時前であつたりとか寝ているところをサイレンでたたき起こされてとか、サイレンが鳴って、やはり皆さん飛び起きて駆けつけているし、夜まだ9時ぐらいだったと思えますけれども、それからずっとですね、やはり日付をまたいで、団員たちは寒い中を本当流れる水が凍り付くような状態だったというふうに私も記憶していますけれど、そういう中でもやはり皆さんががんばっていらっしゃるんですよ。

やはりそういう状況があるから、消防団員がやはり最後まで責任を持っているのが殿町火災にしろ、その火災にしろ、どこの火事現場でもやはり消防団だと思うのですよね。私は繰り返し求めていますけれども、やはりよその自治体では出動手当というのが出されているわけです。けれどもなかなか、この出動手当というのも、まあ出動手当というのが名目あるけれども、でもそ



それは年1千円であっても、それが何で出動手当なのだというふうに思うわけですが。やはり出勤に依じて個々の団員に渡される手当というのがあって然るべきだと思うのですが、いかがですか。

総務係長（佐藤則和君） 出動手当につきましては年間5千円ということで、一律に支給がされておりますけれども、阿蘇郡の状況を調べた折、今日は資料はございませんけれども、でもまあ、そのたび支出しているというところがまだ少なかったと記憶はしております。高森町あたりが1回2千円ということで取り決めしておりますけれども、どうしても予算の関係上ですね、予算が少なくなったときには拠出が厳しくなったりとかいったことで苦慮している旨も聞いたこともありますので、確かに議員おっしゃるとおりですね、そのたびの人員が把握できて支給ができれば一番いいのですけれども、どうしてもその把握とか支給に関しましては、どうしても分団の幹部の方々のお手数もとらざるを得ないということ、事務的な障害も生じてまいります。そこに人数のずれがあったりすれば、いろいろ問題になることもありますし、どこまでを出勤と扱うかという基準もですね、なかなか難しいところがございます。役場のほうからすれば現場に来ただけということで取り扱いをするかと思っておりますけれども、分団からすれば、詰所に来ておった者もいたとか、家で出勤準備をしていた者もいたとか、そういった線引きもなかなか難しいところもありまして、あとそういったところで、財源的な問題と、そういった事務的な支給に至るまでの事務の繁雑さとか、そういったどこまで支給するかという判断です、そういったところをもう少し詰める必要があると思います。財源的なことが一番ネックになるのかなと思いますけれども、そういった事務を取り扱う以上はですね、地元の分団長あたりと、「いかがいたしましょうか」という協議をした経緯はございます。なかなか今年は幹部会を開いても、そういった火事とかいろいろの対応とか、そういった協議が多うございまして、なかなかそういった手当についての協議を1～2回したことはあります。あと、手当だけではございまして、機能別分団の取り扱いについてもですね、そういったことについても会議をしておりますが、そういった災害等の出勤も多かったせいで、事務的な協議もなかなか進まなかったという背景もございます。

今後ですね、議員の意見を踏まえながらさらなる協議を進めていきたいとは思いますが、ただし、本年度に至ってはそこまでには予算的にもなっていないということでございます。

5番（児玉智博君） 年間5千円でしたか。でもそのやり方だと出勤してない人にも出動手当といって支払われることにもなって、二重におかしいのですよね。一般職員の方たちでも出張なんかをした際には費用弁償と日当、出張旅費とか手当が付くと思います。1回出張するごとに付くじゃないですか。やはり手当というのは、そういう付け方だと思うのですよ。あらかじめ、年間何回出勤するかわからないけれど、1人5千円ですと、こういう渡し方は、やはり私は改めるべきだということを重ねて申し上げまして、終わりたいと思います。

委員長（松崎俊一君） 非常備消防施設災害対策、84ページまでです。いいですか。

はい、次は102ページの中ほどから、11公債費、元金、利子、それから12諸支出金の繰

出金、13予備費、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) はい、それでは、ここで一般会計予算の歳出が一応終了しました。

質疑漏れはございませんでしょうか。

5番(児玉智博君) すみません、84ページに戻っていただいて、復興まちづくり計画策定委託ということで、先ほど少し説明もいただきましたが、ここはですね、復興まちづくり計画策定委託料で半額国から出るとはいえ、かなり1千万円ということで、計画を作るだけでも相当なお金がかかっているわけですね。それで基本的に、どういう復興を描いていくかという部分をお尋ねしたいのですが、これでは、どういうふうな計画を作っていくのか。

もちろん役場庁舎の耐震化とかいうことも大事な部分ではあると思うのですが、私は住民の人たちの住まいの安心ですね。やっぱり一般の人たちの住宅の耐震化であったりとか、そういう部分を進めていくということも、次の地震に備えるという意味では大変大きいことだと思います。

それと、避難所の問題、指定避難所以外に避難された人たちがかなりいて、特に西里地域なんかで言いますと、やはり旧西里小学校が指定避難所で呼びかけられているけれども、鯛田とか、ああいうところから、峠じゃないけれども山一つ越えてそこまで行くのは困難だからということで多目的集会所に避難された方がたくさんいらっしゃるわけですよ。そういう部分の耐震化というの進めていかないといけないと思うのですが、当然そういう部分もこの計画では盛り込んでいかれるのかお聞かせください。

総務係長(佐藤則和君) 復興まちづくり計画策定委託料についてお答えいたします。

議員御指摘のとおりでございますけれども、そういった指定避難所等の震災の折に、そういった耐震化されていない指定避難所があるということも一つの課題でございます。ここももちろん計画の中には取り組んでいく所存でございます。

あと、指定避難所の課題としましてはですね、地震の折の体育館等のライトが揺れて恐怖感があったということで、その辺の解消をですね。あとは、災害弱者といわれますお年寄りや、少し体の不自由な方、身障者の方等を対象にですね。それだけではないのですけれども、トイレの洋式化です。和式便所ではなかなかかかんでできなかったという声も聞こえております。そういったことで洋式化への検討、あるいは先ほどの耐震化、それとあと庁舎の耐震化についても、これは検討事項にももちろん挙がってまいります。

それと、業務継続化ということで、役場の機能がダウンしてしまうと、どうしてもそういった災害対応もできなくなるということで、業務継続化ということで、役場庁舎が機能しない場合の第二に機能する施設です。ここについては、隣の開発センターの建替え等でないと対応できないかなと考えておりますが、その他もろもろそういった業務継続をするための課題が国から示されておりますので、その課題についても取り組んでまいりたいと思っております。

あとは計画ですので、一応地域、大字くらいは巡回させていただきながら、皆さまの意見を聞き、町民の皆さまとまた意見を交わしながらですね、恐らくそういった大字に1カ所、2カ所しか、行政ですので、偶々の項目、公民館までというわけにはいかないと思いますけれども、そういったところを中心に対策を打っていきたいと考えております。

委員長（松崎俊一君） はい、ほかに質疑漏れはないでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） それでは、質疑がなければですね、歳入のほうに入りたいと思います。

14ページに町税、15ページに地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、このあたりが本日の担当となっております。

それから、次の16ページが自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、これまでが総務文教福祉常任委員会です。

5番（児玉智博君） 17ページの総務使用料の公有地使用料です。ここの土地の種別と件数は、現在どれだけのものを貸し付けているのか、教えていただけますか。

管財係長（松本徳幸君） ただいまの質問の公有地使用料についてですけれども、資料がありますので集計しますので、後ほどお答えいたします。

委員長（松崎俊一君） では、調べてください。

ちょっと先にまいります。あと総務関係が、今、児玉委員がおっしゃった公有地使用料、それから下のほうに、下から5番目の、法定外公共物使用料、ここの17ページはこの2本です。

次のページが、総務手数料の上から、台帳閲覧、町税督促、それから1つ飛んで、その他証明手数料、それから、次の19ページが、下から5段目、6段目の社会保障税番号制度補助金、それから復興まちづくり総合支援事業補助金、それから自衛官募集事務委託金となっております。ここまでを一応エリアにします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） はい、それでは次の20ページが県支出金のほうで、一番上から3つと1つ飛び、1つで、土地利用規制等対策事業費補助金から、熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金、1つ飛んで、熊本県権限移譲事務市町村等交付金がこの委員会の所管でございます。

管財係長（松本徳幸君） 先ほどの土地使用料の件につきましてですけれども、土地公有地につきましては21件で約300万円ほどの収入を予定しております。大きいところとしましては、小国警察署員の宿舎敷地と小国町森林組合等の事務所敷地等となっております。また、電柱敷地料としまして、6社に貸し出ししております。大きいところとしましては、九電の日田営業所となっております。また住宅としまして、お試し暮らし住宅を3件予定しております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 17ページです、はい。

5番（児玉智博君） まず、ということは、警察とか森林組合だったら宅地になるんですかね。電柱だったら道路ということでもいいのかということと、それと、お試し住宅もこの中に入るんですか。

管財係長（松本徳幸君） そうですね、土地としましては主に宅地が多くあります。お試し暮らし住宅につきましては、教職員住宅を一般の普通財産として管財が管理しているものでございますので、お試し暮らし住宅で貸した物件については、こちらのほうに歳入ということで取り扱っております。

5番（児玉智博君） たしか条例を見てみると、その代金というのは、その正当な取引価格の6%だったか5%だったかというふうになっていると思うんですが、お試し住宅もそういうことでよろしいんですか。

管財係長（松本徳幸君） お試し暮らし住宅につきましては、別に要綱を定めてございます。

委員長（松崎俊一君） 今歳入ですね、17ページ、18ページ、19ページ、20ページまでですね。

次は22ページ、県支出金、県委託金の上から個人県民税徴収事務取扱委託から、それから統計調査事務委託ですね。それと在外選挙人名簿登録事務委託、次の23ページが、利子及び配当金で、財政調整基金それから減債基金積立金、1つ飛んで、悠木の里づくり事業基金、庁舎建設基金、地域福祉基金、それから2つ飛んでネットワーク事業基金積立金、公共施設等整備基金積立金、退職等職員手当基金積立金、上球磨森林組合出資配当、小国町森林組合出資配当、それから一番下のほうに、町直営林立木売払収入、南北共有林立木売払収入です。これが総務部の所管となっております。

ちょっと、私もこれでいいですかね。

森林組合の何か委託料か何かありましたですね。それとこの金額はリンクしているのですか。

リンクしているというか、650万円ぐらいで、これが450万円ぐらいですか。

総務課長（松岡勝也君） 財政、管財のほうの委託で、森林作業の委託費となっております。それと、この収入はリンクいたしております。一応売上として見込んでおります。

委員長（松崎俊一君） 200万円ぐらいの赤字になるというのは、そうですか。

総務課長（松岡勝也君） 実質、そういった形になります。結局、下刈り関係とか、そういうのはもう収入に入りませんので、全伐と間伐の部分だけが収入に上がってくると。総務委員会については、下刈り、枝打ち、そういったところに対しては、投資だけになるということで、差し引きのマイナスになります。

委員長（松崎俊一君） 補助金とかはないのですね。

総務課長（松岡勝也君） 補助金は補助金で、既に挙がっております。

5番（児玉智博君） この上球磨と小国町のそれぞれ森林組合の出資配当金についてなんですけれども、それぞれの出資金を幾らしているかということと、この配当1千円ということでしたが、大体最近はそういう配当が本当にあっているのかどうか、確認させていただきたいのですが。

総務課長（松岡勝也君） 出資金については調べてお知らせいたしますけれども、配当についてはですね、毎年確かに配当があるかというところは不特定でありますので、頭出しの1千円という形で挙げております。

委員長（松崎俊一君） 出資の額はすぐにわかるのですか。

では、ここで暫時休憩いたします。2時5分から始めます。

（午後1時54分）

委員長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

総務課長（松岡勝也君） 先ほどの御質問の中の出資金の件ですが、小国町森林組合のほうで20万8千円の出資金です。上球磨森林組合の出資金が40万円でございます。平成28年度の配当金ですけれども、上球磨森林組合のほうから12万632円の配当金を収入で納めていただいております。

委員長（松崎俊一君） 今、23ページ、次の24ページが16の寄附金、一番上から一般寄附金、ふるさと寄附金、総務費寄附金、1つ飛んで、あとは財調の繰入、ネットワークの繰入、地域福祉の繰入、1つ飛んで、退職手当繰入、悠木の里づくりの繰入となっています。25ページが上のほうから4段ですかね。前年度繰越金、町税延滞金、それから加算金と歳計現金の預金利子。

ちょっとすみません、私からいいですか。

ふるさと寄附金、これは先ほど説明がちょっとあったと思うけれど、4千400万円を見込んで、返戻金が4千万円ということですか、計算上は。

政策課長（清高泰広君） ふるさと寄附金につきましては、毎年予算としましては、当初予算では、ふるさと寄附金を返礼するために必要な経費を組みまして、それに見合う分だけを収入として挙げておりまして、そしてそれ以上に入った分は毎年3月の議会で補正をかける形にしております。本年もそういう形で、3月議会で収入超過分といいますか、当初よりも多くなった分は補正をかけさせていただいております。

委員長（松崎俊一君） 24ページ、25ページ、よろしいですか。また漏れがあったときにはおっしゃってください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松崎俊一君） 26ページ、上のほうから3つ、違約金及び延滞金利息、過年度収入、小切手未払資金組入、それから、次は雑入のほうにいきまして、コピー使用料、5つ飛びまして、公有建物災害共済、1つ飛んで、南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交

付金、1つ飛んで、公有自動車損害共済解約返戻金、1つ飛んで、災害対応型自動販売機設置手数料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金、それから次のページの派遣職員給与負担金、それから4つ飛んで、森林総合整備事業補助金、それから充電器利用権利金、それから、一番下の町村の魅力を訴えるイベント助成金、滞納処分費ですね。一応ここまでを。諸収入になりますね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) では、次に行きます。27ページ、町債、一番上の臨時財政対策債から、次のページ、土木施設災害復旧事業の起債です。

過疎債ソフトというのは過疎債のハード事業じゃないという意味でしょうけれども、その辺ちよっと、わからないですか。

総務課長(松岡勝也君) 過疎債のソフトにつきましては、今年の、平成29年度の予算書の中でも9ページのほうに地方債ということで、ソフトということで米印で表しておりますけれども、地域情報通信基盤の運営事業や子ども医療費の助成、出生祝い金事業や箱物とか、ハード事業じゃない部分に伴います部分を過疎ソフトということで見られるようになりましたので、こういった部分についてソフトとして見られるような事業なのです。割り当て等もありますけれども、そういった範囲で計上いたしております。

2番(大塚英博君) 質問です。基金繰入金の中ですね、奨学金の事業基金繰入金というのが324万円、24ページの繰入金の中です。奨学金の事業繰入金が本年度も342万円を挙げているんですけれども。

委員長(松崎俊一君) これはどうでしょうか。繰入自体は総務課が担当しているかもしれんけれども、どちらですか。教育のほうですか。歳入です。

大塚委員、すみません、ちょっと私のほうが漏れたかもしれませんけれども、教育委員会のほうですね。

ほかはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) はい、それでは一般会計の予算の歳入が終了いたしました。

いま一度質疑漏れはございませんでしょうか。歳入でも歳出でも構いません。

よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) はい、それでは、これをもちまして質疑のほうを終了いたしたいと思えます。

以上で、本日の担当課に属する議事日程は全部終了いたしました。

これにて、平成29年第1回総務文教福祉常任委員会を終了いたします。

13日の担当課は住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局となっております。  
どうも、お疲れさまでした。

(午後2時12分)

平成 29 年

第 2 回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会



小 国 町 議 会 平 成 2 9 年 第 2 回 総 務 文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 29 年 3 月 13 日 午前 10 時 01 分開議 午後 4 時 28 分閉会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	松崎 俊一 穴見まち子 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 時松 昭弘 渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義 澁谷 広美
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	議案第 15 号 平成 2 9 年度小国町一般会計予算について 議案第 16 号 平成 2 9 年度小国町国民健康保険特別会計予算 について 議案第 17 号 平成 2 9 年度小国町介護保険特別会計予算につ いて 議案第 18 号 平成 2 9 年度小国町後期高齢者医療特別会計 予算について 議案第 19 号 平成 2 9 年度小国町地方改善施設住宅新築資金 等特別会計予算について 議案第 20 号 平成 2 9 年度小国町坂本善三美術館特別会計予算 について
会 議 の 経 過 概 要	平成 2 9 年度に係る予算についての審議を行う。 所管課：住民課・福祉課・保育園・教育委員会 審議の結果、平成 2 9 年度一般会計及び特別会計予算につい て、原案可決となった。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

総務文教福祉常任委員長

## 平成29年 第2回 総務文教福祉常任委員会

平成29年3月13日(月) 午前10時00分～  
小国町隣保館

前田 福祉係長	宇都宮 子ども未来係長		澁谷 書記	
小野 隣保館長	河津 健康支援係長		後藤 学校教育係長	
加祥 住民係長	松崎 地域包括支援センター長		児玉 保育園副園長	小野 社会教育係長
石原 住民課審議員	小林 福祉課審議員		梶原 保育園長	秋吉 教育委員会事務局次長
河野 住民課長	木下 福祉課長	北里町長	麻生 教育長	横井 教育委員会事務局長

大塚			時松昭
北里			児玉
	議長 渡邊	委員長 松崎	副委員長 穴見

小田 議会事務局長

## 議事の経過 (h. 29. 3. 13)

委員長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、3月8日に引き続きまして総務文教福祉の常任委員会ということで、委員の皆さまにはお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。日に日になんか暖かくなってきているように感じております。本日は、文教関係、それから福祉関係ということになっております。慎重審議のほうをどうかよろしく願いしまして、御挨拶といたします。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長から挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

平成29年の第2回の総務文教福祉常任委員会ということでお集まりをいただきましてありがとうございます。2日目でございます。本日の付議事件といたしましては、前回に引き続きでありますけれども、一般会計の予算について、それから本日は特別会計がそれぞれ出ております。よろしく御審議をお願い申し上げます。

委員長（松崎俊一君） それでは、直ちに委員会のほうを開催したいと思います。

ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午前10時01分)

委員長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月7日の本会議で当委員会に付託されました議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算、議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算、議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算となっております。

委員会の審議も本日は2日目ということで、付託された案件につきましては、本日の審議終了後に採決をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会事務局の各課長、審議員、次長及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、はじめに本常任委員会に付託されました議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算を議題といたします。議案第15号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括の説明があればお願いしたいと思います。それから併せて資料等があれば提出をお願いしたいと思います。

住民課長（河野孝一君） おはようございます。

住民課予算について説明させていただきます。住民課の予算としましては、大きく分けて住民相談、結婚支援、戸籍住民窓口業務、人権啓発業務、環境衛生業務執行に係る予算でございます。

委員長（松崎俊一君） 着座で。

住民課長（河野孝一君） それでは、着座で説明させていただきます。

特に新規事業といたしましては、戸籍住民登録費に戸籍の適正管理を図るため、戸籍システム機器更新に関する予算を計上させていただいております。

それでは、一般会計予算書5ページをお開き願いたいと思います。歳出総括表で説明します。歳出から説明させていただきます。

住民課の予算といたしましては、款2総務費のうち項1総務管理費、同じく項3戸籍住民登録費、款3民生費に人権政策費、款4衛生費に環境衛生関係費用、款10教育費のうち5社会教育費に集会所運営費、4つの款、11の目にわたっております。

住民課の歳出予算総額といたしまして3億5千60万円で、全体に占める割合は7.3%、対前年度比として96.6%の予算を計上させていただきました。

次に予算書8ページをお願いいたします。債務負担行為の4段目になります。先ほど説明しました戸籍システム機器改修費用として限度額997万5千円を平成29年から5年間リースで消化する債務負担行為を計上させていただいております。

続きまして、歳出細部についてページを追って説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。款2総務費、目12行政相談費をお願いいたします。ここには、消費生活相談、無料法律相談等の住民相談業務に関する予算でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。目14住民支援費をお願いいたします。ここでは、町民表彰、結婚支援事業、男女共同参画推進、行政関係団体補助金等に関する予算でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。目1戸籍住民登録費をお願いいたします。ここでは、戸籍住民票等の窓口業務に関する予算でございます。

48ページ、節14使用料及び賃借料で、先ほど債務負担行為で説明いたしました機器改修リース料として戸籍事務電算機器等使用料149万6千円を計上させていただきました。

続きまして、50ページ、款3民生費、目1社会福祉総務費に隣保館職員3名分の給料が含まれております。

それから、人権啓発に関する業務予算を55ページ、款3民生費、目8人権政策費、同じく目9隣保館運営費、それから59ページ、目3児童館運営費、それから少しページが飛びますけれども、96ページ、款10教育費、目3集会所運営費に倉原集会所予算をそれぞれ計上させていただいております。

また戻っていただきまして、60ページをお願いいたします。款4衛生費、目1保健衛生費に環境衛生関係職員給2名分を計上させていただいております。

62ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費をお願いします。ここでは、住民課で行っています環境保全に関する業務費用と火葬業務を広域行政事務組合に業務委託しておりますので、節19負担金補助及び交付金のうち3列目北部火葬施設費負担金と次の火葬施設負担金が住民課の予算です。なお、浄化槽関係につきましては、これは建設課所管に関する予算でございます。

それから、その下の段、清掃費、目1清掃総務費をお願いします。家庭から出る一般廃棄物とし尿に関する業務を阿蘇広域行政事務組合に業務委託しておりますので、負担金として計上させていただいております。なお、町長の施政方針の中にもございましたとおり、本年度は昨年熊本大地震で工事ができなかった部分の北部城村最終処分場の工事費用が北部清掃総務費でこの負担の中に含まれているところでございます。

住民課の歳出につきましては、以上4つの款にまたがっております。また、別添の住民課資料1として配付してあります業務委託補助金調書、負担金調書等を予算の審議の参考にしていただきたいと思っております。

続きまして、歳入でございます。住民課関係の歳入です。

7ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、目2民生手数料で地方改善住宅使用料として3万3千円の予算費を予定しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、目1総務手数料で住民課窓口業務手数料として3列目から自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料が歳入として予定しております。

その下段になりますが、目2衛生手数料として犬の登録及び狂犬病予防注射に係る手数料としまして33万円、その他の証明手数料として2千円の歳入を予定しております。

19ページをお願いいたします。款13国庫支出金、目1総務費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金21万6千円の歳入を予定しております。これは、入管法による国庫からの事務委託金でございます。

20ページ、款14県支出金、目1総務費県補助金、上から4番目の人口動態調査事務補助並びに6番目の消費者行政活性化事業補助金、その下の消費者行政推進事業補助金は住民課の歳入でございます。

同じく20ページ下段になりますけれども、目2民生費県補助金、1社会福祉費補助の上から6番目の地方改善事業費、隣保館運営補助金としまして677万3千円の歳入を予定しております。

続きまして、22ページ、款14県支出金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金として人権啓発推進事業費委託金58万3千円の歳入を予定しております。これにつきましては、人権政策の人権カレンダー製作費に充当します。

それから、24ページ、款17繰入金、目1地方改善施設住宅新築資金貸付金特別会計繰入金として、これは本会でも説明いたしましたけれども、12万6千円を特別会計から繰り出し、一般会計に繰り入れるものでございます。

それから、27ページ、款20町債、4衛生債の城村最終処分場適正閉鎖工事の財源といたしまして、過疎ソフト債6千500万円の借入れを予定しております。

以上、簡単でございますが、住民課の予算の説明にさせていただきます。

福祉課長（木下勇児君） おはようございます。

福祉課所管の平成29年度一般会計予算について説明させていただきます。先般、概要説明につきましては、本議会でも行っておりますので、本日主なものの説明ということでさせていただきますと思います。

まず、全体概要ですが、福祉課所管の予算額につきましては、民生費が約8億700万円、衛生費が9千500万円、諸支出金が2億5千500万円となっており、合計の11億5千700万円ということで、一般会計全体予算の23.8%にあたります。また、前年度と比較して2千800万円ほどの増となっております。この主な要因といたしましては、今年度当初予算に臨時給付金の予算が事務費を含めて3千380万円ほど盛り込まれております。こちらが主な要因となっているところでございます。

それでは、順を追って歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書50ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費の1社会福祉総務費です。この目は社会福祉全般ということで、福祉課の職員給与と、あとそのほかに地域の見守りや地域支援などの地域福祉を行っていくことを目的とした予算を計上させていただいております。1報酬のほうで民生委員、児童委員の25名、福祉協力員49名の報酬などが計上されております。

51ページをお願いいたします。51ページ、下のほうに19負担金補助及び交付金で民生委員協議会、また社会福祉協議会への補助金が計上されているところでございます。また、冒頭に少し触れましたが、臨時福祉給付金ということで、消費税の引き上げに伴う低所得者に対する暫定的、臨時的な給付措置として平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を1人あたり1万5千円ということで給付するもので、2千800人分、3千120万円をこちらに計上しております。

続いて、52ページをお願いします。目2障害者福祉費です。こちらは、障害者総合支援法に基づき様々な障害者の福祉サービスを行っております。中段のほうで13委託料ということで、第5期の障害者福祉計画を策定するというところで108万円の予算を計上いたしております。

53ページ、上段のほうで扶助費、障害者福祉サービスにつきましては、障害区分が上がる

ことによる単価の増などで生活介護や就労、継続支援等の費用が伸びている状況です。また、障害児通所につきましては、利用する児童の増加により増額となっております。

続いて、3 国民年金事務です。こちらは、国民年金の市町村受託事務経費として計上いたしております。

次に目4 老人福祉費です。こちらは、老人福祉関係の予算として、職員給と54ページの19 負担金補助及び交付金で老人クラブや敬老会事業への助成が計上されております。また、20 扶助費で老人保護措置費が計上されております。小国町の措置者数を40名と見込んで予算のほうを計上させていただいております。

次に5 医療費一部負担金です。こちらは、重度障害、乳幼児、児童の医療費に対する本人負担の一部を助成しております。実績等を加味して予算計上をさせていただいております。

次の7 後期高齢者医療事業費です。こちらは、保険者である後期高齢者医療広域連合への小国町負担分として事務費と医療給付費が計上されております。

続いて、57ページをお願いいたします。項2 児童福祉費の1 児童福祉総務費です。こちらについては、まず13 委託料に放課後健全育成事業委託金として260万円、次の工事請負費としまして遊具公園の付帯設備工事として135万円、こちらは現在遊具公園隣のほうに完成が間近ですが、街灯と給排水設備を設置したいということで予算計上をさせていただいております。

その下、19 負担金補助及び交付金ということで、施設型保育給付費を計上しております。こちらは、小国幼稚園がこれまで幼稚園と小規模保育という形態で運営されていましたが、今年度より幼稚園型の認定こども園として運営されるよう現在最終的な手続きが進められているところです。その形で予算計上をさせていただいております。

それから、20 扶助費、児童手当ですが、9千400万円を計上しております。こちらは0歳児から中学生までのお子さん1人につき年齢によって月額1万円から1万5千円を支給するものとなっております。

次に少しページが飛びまして、60ページをお願いします。4 衛生費、1 保健衛生総務費です。主なものは61ページの委託料としまして、各種がん検診、国保の特定健診以外の住民健診や妊婦健診、乳幼児健診の費用を計上しております。無料クーポンや節目年齢への助成を行い、受診率とその後の保健指導の指導率の向上、こちらに力を入れていきたいというふうに思っております。

次に62ページの2 予防費としまして、委託料に四種混合や肺炎球菌、日本脳炎などの各種予防接種、そのほかインフルエンザの予防接種などの費用を計上させていただいております。

次にページが少しまた飛びまして、103ページをお願いします。103ページ、12 諸支出金の特別会計繰出金としまして、その中に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金をそれぞれ特別会計へ支出する額を計上させていただいております。

す。

以上が歳出となっております。

続いて、歳入のほうを説明させていただきます。

16ページをお開きください。16ページ、一番下の段になります。11分担金及び負担金、2負担金、1民生費負担金の区分が老人福祉費負担金1千万円となっております。こちらは、小国町が措置している老人ホーム入所者及び扶養義務者の入所負担金を計上させていただいております。

次に17ページ、一番上の衛生費負担金の養育医療保護者負担金、こちらも福祉課の所管となります。

12使用料及び手数料の2民生使用料、こちらの福祉センター悠ゆう館使用料、ふれあい広場照明使用料が福祉課の所管となります。

次に18ページをお願いいたします。18ページの中程下の国庫支出金です。こちらの1民生費国庫負担金から3衛生費国庫負担金までが福祉課の所管となっております。主なものは障害者自立支援や医療給付、障害児支援や児童手当、保育給付費や国保の一般会計から繰り入れる法定繰入れに対する国が2分の1を負担する保険基盤安定負担金などが計上されております。

次に19ページをお願いいたします。19ページの13国庫支出金の中の民生費国庫補助金、それからその下の衛生費国庫補助金、この中で該当しないのが上から5番目の保育の質の向上研修補助金、それと一番下の延長保育事業補助金、これを除く部分、それから衛生費につきましては、上の循環型社会形成推進交付金、この3つは福祉課には所管しておりません。それ以外が、福祉課が所管する部分となっております。この中に臨時給付金事業として事業費と事務費合わせて3千380万円を計上しております。

一番下の国庫委託金の民生費委託金、国民年金事務委託金が一番下に計上されております。こちらも福祉課の所管です。

次に20ページから21ページをお願いします。14県支出金で、まず県の負担金の民生費負担金から衛生費負担金、こちらは全て福祉課の所管となっております。こちらも国の負担金と同様の項目が計上されております。

次に2段目の県の補助金です。こちらの2民生費県補助金、1社会福祉費補助金から3介護保険費補助金、こちらの中で福祉課に該当しないのが20ページの上から6番目にある地方改善事業費補助金と21ページにあります多子世帯子育て支援事業交付金、一番下の一時預り事業補助金、こちらは福祉課の所管とはなっておりません。

次の3衛生費県補助金です。こちらにつきましても保健衛生費補助金、一番上の浄化槽設置整備事業補助金を除く下の4つが福祉課の所管するところです。

今の中で主なものとしましては、社会福祉費で重度障害、乳幼児医療費の補助、児童福祉の



子育て支援関係、衛生費で健康増進事業などの補助金として計上されているものです。

次に25ページをお願いします。25ページ、下から2つ目の表になります。19諸収入、3貸付金元利収入です。1災害援護資金貸付金元利収入もこちら福祉課の所管となっております。

次に26ページをお願いします。26ページ、19諸収入の5雑入、上から6番目、悠ゆう館施設負担収入、それから7つ下に地域生活支援事業負担収入372万7千円、それから27ページに移って2段目、高齢者等活動支援促進施設負担収入129万2千円、その中の下から2番目、地域福祉計画推進に伴う社協負担収入25万7千円が福祉課に所管する部分です。

そのほか、福祉課資料4としまして、工事委託補助金、負担金等の調書を提出しております。御参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。

保育園長（梶原良子君） おはようございます。座って説明をさせていただきます。

平成29年度の保育園費の予算の御説明になります。保育園費は民生費全体の23%となっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書の57ページの下のほうになります。57ページから59ページになります。保育園3園と子育て支援拠点の運営に係る予算となっております。主な歳出のほうで御説明をさせていただきます。

1報酬の嘱託員報酬4名となっておりますが、人数の関係で宮原保育園の内科と歯科、それから北里、下城保育園を一緒にして内科と歯科ということで、4名で計上しております。80万円です。それから非常勤職員は、保育士が5名、調理員6名となっております。

続きまして、58ページをお願いいたします。58ページの節8報償費です。今回新たに報償費を予算として上げさせていただいております。年長児と年中児のボール遊び教室に係る講師謝礼となっております。7万2千円です。

続きまして、59ページになります。節13委託料、58ページの下のほうから続きになりますが、59ページの上から2番目、委託児童運営費です。これは保護者の就労が町外で送迎の都合で小国町以外の保育園に希望される世帯を希望の町村に委託するものです。99万円です。委託児童は1名です。

それから、備品購入費ですが、平成28年度と同額ではありますが、行事等に使用するCDプレーヤーとか、本年度初めてですが、災害のことを考えまして、避難用の3人抱きキャリアおんぶ紐なのですが、それを各園に設置するところで計上させていただいております。

歳入のほうに、移らせていただきます。

16ページが一番下のほうからになります。16ページ、11分担金及び負担金の負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金、保育料負担金となります。いわゆる保育料ですが、現年度で

2千万円、それから滞納繰越分で15万円を計上しております。

それから、19ページの中段のほうをお願いいたします。13国庫支出金の款の国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金となります。上から5番目の保育の質の向上のための研修事業補助金15万円です。これは研修に係る旅費及び参加費等の2分の1の補助を受けるということになっております。

それから、その3つ下、延長保育事業の補助金です。延長保育事業は昨年までは計上しておりませんでした、今年度から公立にも補助金が出るようになりましたので75万9千円を上げております。

それから、21ページをお願いします。21ページの県支出金の児童福祉費補助金です。上から2番目の多子世帯子育て支援事業交付金20万円です。

それから、一番下になりますが一時預り事業補助金です。49万1千円となっております。

それから、25ページをお願いいたします。25ページの一番下の表になります。諸収入の受託事業収入です。保育園受託事業収入、先ほど町外に委託する児童の歳出のほうでお話ししましたが、これは逆に小国町のほうに他町村から受託をして保育をするための受託事業収入となります。441万6千円です。

それから、26ページの中程になります。諸収入の雑入です。給食収入の保育園給食収入です。これは、職員と実習生、それから保護者の試食会等の給食費として計上しております。合わせて195万円です。

それから、その下の段になります。雑入の上から5番目です。実習生受入謝金、保育関係の短大もしくは専門学校に行かれている生徒さんが実習に来られたときに学校のほうからいただくもので、平成29年度は2万円を予定しております。

それから、その3つ下の一時預り事業負担費です。これは、一時預りでお受けする子どもさんの世帯の負担費となります。15万円を計上しております。

そのほか、歳出に関しまして、保育園の予算資料の1としまして委託業務調書、補助金、負担金等の調書を提出しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

簡単ですが、以上で保育園費の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、座って説明させていただきます。

それでは、教育委員会事務局の予算について説明させていただきます。ほかの課と同様で工事委託、補助金、負担金につきましては、先日本予算資料として配付させていただいておりますので、参考にいただければと思います。

まず、全体額から説明させていただきます。予算書の3ページをお願いします。歳入でございます。教育委員会事務局に係る款名としましては、12使用料及び手数料、13国庫支出金、14県支出金、15財産収入、17繰入金、19諸収入でございます。収入の合計としましては、

4千443万3千円でございます。

次に6ページをお願いします。歳出でございます。9教育費3億3千489万2千円のうち集会所運営費62万1千円を除いた3億3千427万1千円とその下でございます12諸支出金3億4千340万3千円のうち993万3千円でありまして、歳出の合計が3億4千420万4千円となり、対前年度比は97.3%になってございます。また、町全体の予算額から見た割合は、約6.9%でございます。

それから、8ページをお願いします。債務負担行為としまして、中段程から下でございます小国小学校スクールバス運行業務委託料、学校校務用パソコンシステムリース料、これが小学校と中学校にそれぞれございます。それとAEDリース料、この4つを債務負担行為として計上してございます。

それでは、支出の内容から説明させていただきます。

84ページをお願いします。84、85ページの目名、教育委員会費につきましては、前年度から13万円の増額になっていますが、9旅費の費用弁償などが増えているもので内容的に大きな変更はございません。

次の目、事務局費につきましても3職員手当などが一部増えているほかは前年度と同様の内容でございます。

86ページをお願いします。19負担金補助及び交付金としまして、上から2つ目に小国高校支援補助金171万6千円がございます。

次に国際交流指導費については、語学指導委託料が主なものでございまして、前年度と変わりはございません。

その下の小中高連携事業推進費につきましては、これまでの事業のほかに平成29年度におきましては大学と連携し、小学校では総合学習の中で木育推進教育を、中学校では学校、学力フォローアップを実施するための講師謝礼としまして22万円を増額計上させていただいております。

次の87ページ、幼稚園費の教育振興費につきましては、補助金の減額をしてございます。

次からが小学校の学校関係費になっています。1報酬の臨時教職員報酬につきましては、右側の細説の4番目でございます258万6千円、この件につきましては、現在新入生の人数が34名の予定でございます。その内訳としましては、通常学級33名、支援学級1名となっております、県の規定では1・2年生は35人学級になっていることから、通常学級のクラスは1つになりますが、小国町ではきめ細やかな教育を実施していくために1年生から3年生については30人学級を導入していますので、町雇用の臨時教職員を報酬のほか、3職員手当等、12役務費の社会保険料等で約518万円を計上させていただいているものでございます。

次のページ、89ページをお願いします。14使用料及び賃借料では、古くなった校務用パ

ソコン30台を入れ替えるため、リース料として84万円を計上しています。

その下の18備品購入費の中では2学年分の机・椅子購入費としまして340万2千円を前年度に引き続き計上させていただいております。

89、90ページの教育振興費につきましては、19負担金補助及び交付金のうち修学旅行費補助金が減額になってございます。

90ページをお願いします。中学校の学校管理費につきましては、前年度計上していましたが教科書改訂に伴う教師用の教科書、指導書、教材の購入費用等がなくなっているため、減額になってございます。

91ページの14使用料及び賃借料としまして、小学校と同様に古くなった校務用パソコン27台を入れ替えるため、リース料として78万円を計上しています。その他については、前年度と同様の内容でございます。

次に92、93ページをお願いします。教育振興費につきましては、19負担金補助及び交付金のうち同じく修学旅行費の補助金が減額になってございます。

93ページからの寄宿舎居住費につきましては56万2千円の減額になっていますが、主な理由としましては11需用費の燃料費を近年の実績から減額したものでございます。平成29年度の予定としましては、現在のところ前年度同数の24名程度を計画してございます。

次に94ページをお願いします。社会教育総務費につきましては、19負担金補助及び交付金の各種補助金の若干の減額と25積立金の奨学金事業基金積立金において借入者の償還が完了したことにより減額になっているものでございます。

95ページからの公民館費は、主に文化祭や成人式に関する予算ですが、この内容につきましても前年度とほぼ同様の内容になってございます。

96ページをお願いします。96ページの下の方に文化財保護費がございましたけれども、この分についても内容的には昨年同様のものでございます。

次の97ページ、交流多目的施設費につきましては、小国町図書室に関する予算でございますが、この分につきましてもほぼ前年度同様の予算を計上させていただいております。

98ページをお願いします。保健体育総務費は54万2千8百円の減額になっていますが、主な理由としましては、19負担金補助及び交付金において前年度開催が計画されていましたが県民体育祭阿蘇大会の準備実行委員会負担金並びに小国町で開催予定でありました弓道とアーチェリー競技の大会補助金がなくなっているためのものでございます。

総合型地域スポーツクラブ補助金につきましては、t o t oからの助成金が平成29年度からなくなりますが、今回も前年度同額の270万円を計上させていただいております。小学校の運動部活動の社会体育への移行等を踏まえながら、今後も検討を行っていきたいと考えております。

次に99ページからの体育施設費につきましては、11需用費の修繕費としまして、通常の体育施設の修繕と併せまして林間広場の降圧中開閉器の取替え、小国ドーム非常用蓄電池の取替え、同じく小国ドームの女子トイレの和室2基のうち1基を洋式化にする予算を計上させていただいております。

次に100ページ、101ページをお願いします。給食センター費につきましては、11需用費の光熱水費と13委託料の空調設備保守点検委託料を前年度の実績からそれぞれ減額しているほかは、内容的には大きな変更はございません。

歳出の最後になりますが、103ページをお願いします。特別会計繰出金としまして、坂本善三美術館特別会計繰出金993万3千円を計上させていただいております。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

17ページからお願いします。使用料及び手数料としまして、目名が一番左のほうに書いてございます。5教育使用料としまして、学校教職員住宅使用料103万2千円、これは広瀬、関田にある教職員住宅の使用料でございます。全部で8戸でございます。その下には小国ドーム使用料50万円、夜間照明施設等使用料120万円がございます。

それと次に19ページをお願いします。国庫支出金としまして、3教育費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、小学校の補助金としまして15万5千円、その下に中学校費補助金としましてへき地児童生徒援助費補助金220万円、特別支援関係で19万2千円がございます。

次、ページが22ページになります。県支出金としまして、7教育費県補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金16万円、その下に地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金4万円、児童生徒のスポーツ環境整備事業補助金9万2千円、この9万2千円につきましては、小学校の運動部活動が平成31年度から社会体育へ移行しますので、その移行に係る事務費の県からの補助金でございます。

それと22ページの一番下のほうに教育費委託金としまして、支援学校給食委託金262万9千円がございます。

次の23ページには財産運用収入としまして、上から7つ目の奨学事業基金積立金利子収入1万円がございます。

次に24ページをお願いします。繰入金、4奨学金事業基金繰入金としまして342万円を計上してございます。

それから、25ページに諸収入としまして、2奨学金貸付金元金収入としまして、奨学金貸付金元金収入118万8千円、過年度分として50万円を計上してございます。

次に26ページをお願いします。諸収入としまして、4給食収入、学校給食収入としまして、現年度分が2千965万5千円、繰越分が1万円、また5雑入としまして上から2つ目に中学校

寄宿舎宿泊負担費 8 万 2 千 5 百円、一つ飛びまして体育施設自動販売機収入 3 万 0 千円、また下から 4 目になりますが、太陽光発電売電料としまして 3 万 0 千円を計上させていただいております。

以上で教育委員会事務局の説明を終わらせていただきます。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。11時10分からお願いします。

（午前10時58分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

委員長（松崎俊一君） これより議案第15号につきまして質疑に入りたいと思います。

歳出のほうからページを追って進めたいと思います。よろしくお願いします。

ページ41ページから。41ページの行政相談費、それからページが43ページ、44ページの中段まで住民支援費ですね。この2つをいきたいと思います。

3番（北里勝義君） 住民支援費もいいのですかね。

委員長（松崎俊一君） はい、大丈夫ですよ。

3番（北里勝義君） それでは、43ページの住民支援費の中に男女共同参画推進懇話会委員ということで予算が出ておりますけれども、これについては、平成25年度に小国町の男女共同参画社会づくり計画ですかね、5カ年計画が策定をされまして、それに伴う推進体制ということでこの懇話会、それから懇話会と併せて庁舎内でもそういう推進体制をつくっているというふうに思っております。この懇話会の開催状況、それからこの計画の進行状況についてお尋ねしたいと思います。

隣保館長（小野昌伸君） おはようございます。今の質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃったとおり2013年3月から2018年3月にかけて5カ年計画という形で男女共同参画推進計画を策定しております。来年度が5カ年の最終年度という形で計画の改定が行われるようになっております。先ほど議員のほうから質問があったとおり、2015年1月に小国町男女共同参画推進条例を制定いたしまして、この中で推進懇話会委員を設置しております。また、各課から1名ずつ推進する推進会議を11名行政職員の中で各課1名ずつ推薦をしております。この中で4年間の実績という形でまずもって男女共同参画とはなんたるものか、まさしく男性も女性も全ての個人が喜びも責任も分かち合い、その能力、個性を十分に発揮できる社会をつくっていくことということで、町民に対してこの男女共同参画という言葉の意味合いの意識付け、啓発を4年間中心に行ってまいりました。その中で去年、一昨年といつも南小国町と共同で開催している会議なのですが、セミナーを開催しております。過去2年間はKKTのアナウンサー、本橋さんがお見えになられまして、家庭からできる男女共同参画という形で簡単に誰でも町民の方でも男女共同がいろんな場面でできるのだよというセミナーを開催しており

ます。昨年は、熊本地震が発生した折に婦人会を中心に地震後8月にJAのほうで「熊本地震に学ぶ、今やるべきこと、できること」ということで、内閣府が定めております男女共同参画アドバイザー派遣という形で柳原志保さんという方を講師に迎えまして、この方は東日本大震災も経験しております。また、熊本地震もちろん経験しておりますので、防災関係という形で女性の視点に立った長期化する避難所生活に対する女性の視点という形と、あと自助、共助の大切さ、防災体制の充実を図っていただきたいということで、約100名がJAのほうにお集まりになられまして、セミナーを開催しております。また、懇話会の委員の中から熊本県の男女共同参画推進委員に1名程推選いたしまして、研修等々を行っていただいている状況であります。あとは、この隣保館のほうに来館されて、男女共同参画の他町村から、県外からも視察に来られますので、その折に男女共同の懇話会等々を開いて意見交換等を行っております。また、いろんな人権啓発イベントに関しまして、男女共同週間も6月にあるのですが、併せて広報の周知等々を行って、要は男女共同の意識付けというのを4年間取り組んできているところでございます。来年度は、また計画改定という形で印刷製本費のほうでまた基本計画と概要版の製作という形で、計画は懇話会とともに私たち行政職員が計画を立てます。あとは印刷製本費として一応20万円ほど予算のほうで計上させている状況でございます。

以上です。

3番（北里勝義君） それでは、平成29年度が最終年度ということで新たにまた5カ年計画の策定をしていくということだろうと思います。この中で私も前、一般質問で質問したことがございますけれども、女性活躍推進法が昨年の確か4月から施行されているというふうに思っております。この中でそういう各自治体がそういう推進計画の策定を義務付けられております。これは、努力義務ということになっておりますけれども、この中で小国町の場合は男女共同参画計画がございますので、これと一体的に策定しても差し支えはないというふうに言われております。このことについて、この女性活躍等について、推進についての位置付けをどのように考えているか、お尋ねいたしたいと思います。

隣保館長（小野昌伸君） 今度の二次計画の主な内容、今おっしゃったとおり女性活躍推進法を中心に考えていきたいと思っておりますが、その前に国が基本方針、目指すべき社会として、国のほうは四次計画を昨年の12月に制定しております。この中で従来どおりの基本方針は変えずに新しく2つの視点という形で現在よくマスコミ等で耳にするかと思いますが、働き方改革という形で、男性中心型労働慣行等の変革という形で男性を中心とした年功的な処遇のもとに長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の働き方を変革していこうという形で、男女間の格差是正と、あとちょっと片仮名で言いますが、ポジティブアクションという形で女性の働く意欲等々を十分配慮した女性の登用を行っていくという形が一つに上げられております。また、第2点としましては、先ほど言いましたとおり東日本大震災の教訓を活かす、また熊本地震の教訓を活

かすという形であらゆる防災分野における女性の防災会議等々の参画を促しております。それと女性活躍推進法、今、御質問がありましたとおり推進計画に則って、これは一次計画では数値目標等々は上げておりません。しかしながら、この推進法ができたことによりまして、国は、202030運動という形で2020年までに管理職の登用を30%まで引き上げるということで謳っておりますので、うちのほうもそういう形でリンクさせながら、この第二次の計画に明確な数値目標等々を入れながら、今度は、今までは町民に対する意識の啓発と、二次計画ではその数値目標を定めましてそれに見合った推進をやっていこうと考えております。また、先ほど言いました一次計画の意識付けがどのように町民に伝わっているか、アンケート調査等々を今年度行いまして、そのアンケートの集計結果も懇話会等、行政のほうで計画を作りながら搭載していく計画を作っていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（松崎俊一君） 41ページ、行政相談費、43ページ、住民支援費、よろしいですか。

議長（渡邊誠次君） 43ページの住民支援費の委託料、婚活支援対策業務委託料についてお尋ねを申し上げます。

小国町では次で3年目になるのですかね。成果を見ての引き続きの事業だとは思いますが、今年度の場合はどのようになっていますでしょうか。

住民課審議員（石原誠慈君） 婚活についてなのですけれど、今、言われたように婚活事業。

委員長（松崎俊一君） 座って、座って。

住民課審議員（石原誠慈君） すみません、座って。

婚活事業ですが、住民課の所管となりまして2年目になります。平成27年度が初年度で、今年が2年目となりますが、来年度も今年度と同じように、まずセミナーを開催いたします。専門家の方によるスキルアップセミナーを毎年開催しておりますので、今年も一応3回予定をしております。その後イベント、今年2回予定をしておりましたが、1回目の9月がちょっと女性のほうを応募したところ女性の応募が少なくて、1回目は中止せざるを得なくなって、2回目が10月1日・2日に行いました。木魂館のほうで。これは1泊2日です。男性が今年度は7名、それと女性も6名の募集がありました。今年度と同じように来年度、平成29年度におきましても1泊2日のイベント、それと日帰りあたりの計画をしております。

以上です。

住民課長（河野孝一君） 補足ということで説明させていただきます。

平成29年度につきましては、男性参加者の募集を4月から5月に始めたいと思っております。それから内容的には6月から7月までに参加者のスキルアップ講座、それから8月から9月にイベントの開催、その後各参加者のフォローアップということでこの大会の運営全般としてこの業務委託をするということになってきます。



以上です。

議長（渡邊誠次君） 昨年からということですがけれども、一昨年、昨年のほうがやはりテレビ等々を見とつても非常に活発というか、最近少し下火と言いますか、少し少なくなってきたのではないかなというふうに実感を受けますけれども、他の市町村では同じようにすごくアイデアを出しているんな婚活をされていますけれども、去年と同じような形でというふうに先ほどおっしゃいましたけれど、少しやっぱりいろいろと考えながら進めていかないとなかなか募集も変わってこないのではないかなと思うのが一つ。それともう一つは、男性ばかりのほうに目がいつていますけれども、かなり小国の中では女性の未婚者の方もおられるのではないかなと思いますけれど、そこあたりもやはりほかの市町村等々、婚活をされているところもたくさんありますので、いろいろ考えてみてはいかがでしょうかということなのです。

住民課審議員（石原誠慈君） 今、言われたように平成29年度においては、他市町村を参考にしながら取り入れるところは取り入れていきたいと考えています。

それと募集についても、今、小国町については男性の募集を行っておりますけれど、女性についても募集ができれば行っていきたいと思っています。

委員長（松崎俊一君） ほか、よろしいですかね。

ページが少し飛びます。47ページ、戸籍住民登録費。また漏れがあったときは、あとからでもお願いします。

次、50ページ、51ページ、民生費、社会福祉総務費、こちらのほうから。ここはずっとつながっておりますね。社会福祉総務費、障害者福祉費、国民年金事務費、老人福祉費、このぐらいいまでいきたいと思います。

3番（北里勝義君） それでは、51ページの19負担金補助の中に社会福祉協議会補助金がございます。1千900万円ということですがけれども、昨年は一応2千万円で補助金が上がっていたかと思います。100万円ほど減額になっております。ちょうど5%ということですがけれども、なんか5%削減というような話もちよっと聞いておりますけれども、この社会福祉協議会については、人件費等を含めて積上げ方式でやっていったというようにちよっと理解をしておりますが、これは積上げによる減額ということですか。

福祉課長（木下勇児君） 基本的には積上げと言いますか、社会福祉協議会の中で地域福祉関係の業務を担っていただいております。そういった中でその職員3名が基本的には地域福祉関係を主とした業務を行ってもらっております。そういった関係の職員の人件費、あとは事務費等々を積算しますと、例年3千800万円程度の経費がかかっていると。ただその中には独自の収入もありますので、そういった分を控除した中での経費ということになっております。ただ先ほど言いました5%削減の部分も含めて社協と協議させていただいて1千900万円という金額で今回予算計上をさせていただいております。

委員長（松崎俊一君） よろしいですか。社会福祉総務費、障害者福祉費、国民年金事務費、老人福祉費。

次が54ページ、医療費一部負担金、高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費。

5番（児玉智博君） 児童医療費の一部負担金、乳幼児医療費も含めてお尋ねします。

この問題については、対象年齢の高校生までの引き上げ、また町外医療機関での現物給付化をずっと求め続けてきておりますが、現在のところ検討をいただいているのか、またいただければ、その到達点がどの程度になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） まず、町の施政方針の福祉課の部分でも少し触れさせていただいてるところですが、医療費の助成につきましては、今回児童福祉というところで少し触れさせていただいているのですが、いわゆる現物支給のエリアを拡大に向けて協議を進めるというような表現になっております。こちらについては、当初、特に児童が利用する医療機関が町外以外で多いところをちょっと個別にあたって、そういった制度を導入しようということで少し協議に入ったところですが、ちょっと阿蘇郡市医師会のほうからやはりやるならある程度エリアをまとめた形でやってほしいという要望が、話が入ってきております。町としてもそこを受けて、個別というよりも、特に阿蘇市あたりに行かれる方が割合的には小国町の次は多いということで、阿蘇市のエリア、ただ南小国を飛ばすわけにもいかないと思っているので、南小国町と阿蘇市のエリアを一気にという表現がおかしいですが、利用した際に現物支給ができないかということでちょっと医師会も含めて現在協議をしているところです。できれば、今年度中にそういった形ができればなというふうに思っております。ということで、ちょっと阿蘇市のエリアになるとどうしても個別であるには数がかなりあって難しいので、阿蘇郡市医師会と連携した中で取りまとめを含めてやっていかななくてはならないかなという形です。

あと、高校生については、現時点ではちょっとまだそこに踏み込む予定はありません。

5番（児玉智博君） 利用実績として小国町の次が阿蘇市の医療機関が多いということでしたけれども、外来ではそうなのかなという気もしますが、入院ですね。やはり入院したらお金がたくさんかかるのですよね。食費もかかるし。テレビ代なんかもとられるしという形で。そういう中で入院実績が多いところというのは、やはり同じですか。

福祉課長（木下勇児君） 入院実績としては、すみません、ちょっと正確な数字ではないのですが、もちろんやはり熊本市内にそういった高度な医療機関が多いということで、やはりそちらのほうが多くなってくのではないかとということが想定されます。先ほど言ったように入院の場合には、ある程度金額が高額になることを踏まえて、高額医療制度のほうも対応をしていますので、そういった形でその残りという形を、それが翌月になりますが、償還払いという形で今は対応しているという状況です。

5番（児玉智博君） やはりそういうある程度蓄えがあればいいのですけれど、今、特に子ども

の貧困というのが言われています。NHKの番組であったのですが、やはり今6人に1人が貧困状態の子どもだというふうに言われているのですよね。そうすると単純に6人に1人だからその倍数でという話にはならないと思うのですけれど、やはりそういう特に今、子どもの貧困というのは目に見えないような状態になっていると。だから、担任の先生も簡単には見抜けないような状況があるのだというようなこともやはり言われていました。ですので、そういう子どもが急な病気になって入院が必要になって、ちょっと離れた熊本市内の病院になんかに入院しないとけなくなった場合も、子どもの心配よりも、まず親がお金の心配のほうもしないといけないというふうにさせてしまうというのは、私は、これは社会としてどうにかしないとけないと思うのですよね。ですから、やはり本当に阿蘇エリアに拡げていただくというのは、かなりこれは前進していただいたというふうに本当に率直に感謝申し上げたいし、それはやっていただきたいのですが、やはりその先も今度は、入院のほうはどうなのだというところも是非引き続き検討いただきたいということを述べまして、終わらせていただきたいと思います。

委員長（松崎俊一君） ほか、よろしいですか。

次が55ページ、人権政策費、それから隣保館運営費、この2つをいきます。老人保健費はこれ入るのですよね。

5番（児玉智博君） これも毎回取り上げてきた話題です。部落解放同盟小国支部への補助金ということで、これは今まで町長は政策として必要だから出しているのだということをおっしゃっていました。やはり今回はちょっと違った形で、切り口でいこうかなというふうに思っております。平成元年、だいぶ前なのですが、8月4日付けで法務省人権養護局総務課長が出した「確認・糾弾会について」という通知があります。1960年代後半から部落解放同盟による確認・糾弾と称する暴力が吹き荒れる中でこの通知が出されたわけなのです。ここでいう確認・糾弾とは何かということで、現在行われている確認・糾弾会についての解同の見解というのが通知の中であるのですけれど、「確認・糾弾会は、被差別者が、差別者の行った事実及びその差別性の有無を確定し、差別の本質を明らかにする」というようなことが書かれているわけなのです。要するにこの部落解放同盟というのは、部落民以外は差別者と、差別かどうかは解同が認定するという解同朝田派の特異なそういう考えの中で実際、八鹿高校事件なんていう本当に重大な事件も引き起こしてきたわけですね。事実、確認・糾弾会というのは、この小国町でもかつては行われていたかと思いますが、まず確認です。確認・糾弾会は小国町でもありましたか。

住民課長（河野孝一君） 確かに私たちが役場に入所した当時、ですから昭和55年当時は確かに解放同盟から年に1回程度だったと思うのですが、糾弾会ではなくて要求というような隊長交渉というような感じでの話し合いはあったみたいです。ただ、それ以外に先ほど議員がおっしゃいました糾弾会というのは、小国町ではそれが、糾弾会が行われたという実績的には差別があった現状に対してその人の考え方を曲がった、差別ということを認識していただくとい

う糾弾会は数回あったとは思っておりますけれども、それはあくまでも差別が発生して、考え方がどうなのかというのを確認してもらう意味での糾弾会であったと思っております。

5番（児玉智博君） 要するに糾弾会はあったということなのですよ。だから、その差別した人に対してその差別かどうかを糾弾会で認定をして、やはりその人を反省させないといけないということをつめていくことが糾弾ですから、まさにそれが、私が言った糾弾会だというふうに思います。それで、それはだいぶ前のことだと思うのですが、しかし、今日でも綱領の解説文書を見てみますと、「糾弾の取組を堅持する」というふうに記載してあるのですよ。町長は、この補助金を出し続けることは、こういう糾弾の取組を行うことが、それが正しいことだというふうに認定するというものでよろしいですか。

町長（北里耕亮君） 私も町長になる前は議会議員をしております、その折に支部の方と話をする際に過去にはそういうことがあったということも聞いております。私は、少しコメントは慎重に行わなければいけませんので、その分については、確認・糾弾会を正しいことか、そうじゃないかという部分は、ちょっとコメントは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、やっぱり差別が今現在もあっているという部分は私も報告をいただきますが、その差別をする側がそれを差別というふうに思わないでするのが、ケースが多いやに思います。それをやはり相手がどう思うかという、相手の立場に立って物を考えるという部分をこういうときにはこういう発言をされたら相手の方はやっぱり傷つきますねという部分をお互いがやっぱり解かり合える、そういう部分は必要ではないかなというふうに思います。ですので、確認・糾弾会がどうのこうのという部分は、ちょっと私からはコメントは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、まずこの予算書の解放同盟の補助金については、繰り返しになりますけれども、やはり人権啓発の中で解放同盟のその活動を、それを支援する部分については、執行部としては、これは政策的にやはり必要だというふうには考えております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） コメントは差し控えるけれども、とりあえず補助金は出すのだと、それはあまりにも、これは公金ですよ。町長の個人のお金ではなくて、町民の、これはだってあれでしょう。財源の裏というのは、これは一般の自主財源ではないですか。国からの補助金なんかでもないわけですよ。そういうお金を支出するのにそこを逃げて答えずに出すというのは、あまりにもそれは、私は町民に対しての無責任な姿勢ではないかというふうに思います。だから、これは出す相手ではないですか。私は、出す相手のことをどう思っているのかというふうに聞いているわけですよ。だから、今も綱領の解説文書に明記してあるのですよ。「糾弾の取組を堅持する」というふうに。この糾弾の取組みの中で八鹿高校事件なんていう50人以上が怪我をするようなそういうリンチ事件が発生したのですよ。そこはやっぱりこれを正しいと思うのかどうかというのは、お答えになるべきだと思いますが、いかがですか。町長に聞いているのですよ。

町長（北里耕亮君） すみません、私は、その資料をちょっと見ておりませんので定かではないわけですが、相手ということは、部落解放同盟のこの組織に対して補助金を出すということは政策として、小国町として必要だという判断を繰り返させていただきます。そこが、その団体が確認・糾弾会をするかしないかという部分については、やはりこの執行部の中の人権啓発を推進する住民課とその団体がよく情報連携をしまして、そこまで必要なかどうかというような部分を案件ごとに情報交換をしていくというのは大事であろうとは思いますが、執行部のほうからその事柄が確認・糾弾会に値するかどうか、そのあたりを、糾弾会をしないでくださいとか、してくださいとかいう部分を執行部からそういうことを言う部分はないのかなというふうには思っております。

ちょっと住民課長から答弁をいったんさせます。よろしいですか、委員長。

委員長（松崎俊一君） はい。河野課長。

住民課長（河野孝一君） 糾弾会とは別になると思うのですが、部落解放同盟小国支部に対する補助金なのですが、これにつきましては、同和差別自体が日本固有の歴史的に作り上げられた差別がその地区に生まれた本人の意思には全然関係なく、そこに生まれたというだけで差別を受けると。その差別を受けることが今も続けられていると。これは、日本国憲法に基づいた基本的人権のまさに侵害であると思っております。結婚や就職、それから今で言いますとインターネット上による差別書込み、それから地名総鑑等の復刻版の発行と差別の事象が巧妙化してきております。いろんな差別がっております。ただこの差別地区に生まれた人は、成長に伴い受ける差別が変化していきます。幼少期にはいじめ、それから成長すれば次は就職、就職して結婚すれば、そこに同和地区の人と結婚はできないとか、そういうことで結婚がだめになってしまうと。結婚されてもまた自分の子どもにそういう地区出身者であるかどうかというのをまた伝えていかないといけないと。それには様々な悩みが発生すると。その悩みを共有して仲間づくりであったり、同じ意識を持った人たちが研修することによって差別に負けない学習を、研修をしていく。それによって人格を形成していくという活動に対する補助金でございます。確かに糾弾とは会の内容の返答にはなりませんけれども、やはり支部という活動というのは、糾弾を目的とした団体ではないということを御理解いただきたいと思っております。

隣保館長（小野昌伸君） 今、課長の補足をさせていただきたいと思っております。先ほどから議員がおっしゃるとおり糾弾、そういう歴史的な文書等も御存じのとおり全国で発生していることは確かにあります。しかしながら、小国支部としましては、先ほども課長が言ったように差別事象があったときの確認会という形で行ってきたことはありますが、差別をしたからとすぐ糾弾だというそういう考えではなくて、自分たちにもそういう歴史、そういう差別が起きたらすぐに糾弾をするというそういう団体としての位置付けも全国的にあるものですから、そういうことは止めていこうと。まず、差別をして、受けたときにはその内容を十分把握しながら、関係機関と協議し

ながら、それをどう返していくか。その差別をした人の気持ちはどうあったのか、そういうことをいつも検討課題におきながら、すぐ糾弾だということではなくて、差別が、事象が起きていることは、年間部落差別が法務省の調べでは過去10年間、年間100件、結婚差別等々が行われていることは御存じかと思いますが、その中で全て糾弾に結び付けるのではなくて、自分たちにもその返す力をつけながら、固有の差別ながらも生まれてきたことに関してそこを否と思わずに、自分たちで差別、どうして私たちを差別するのという形で返す力を身につけるために研修等々を行うと。そのためにこの補助金が活用されていると思っていただければ、補助金の妥当性、重要性が分っていただけるかと思えます。それと、自主財源の確保も十分促しております。うちがやった補助金、それを全て使うのではなく、それを正とするのではなく、自分たちでも自主財源、地区から世帯数にあわせた会費をとったりとか、旗開きの収入で運営していくとかいうことで、年々、今、全体経費の7割ぐらいを行政の補助に頼っている状況であります。この前の懇談会でも将来的には大体普通の補助金が、60%が妥当ということで、将来的にはフィフティフィフティぐらいまで自分たちでも自主財源を設けながら、補助金と絡ませながら、自分たちの団体としての役割を十分セミナー等々も自主的に開いていただいて、町民への啓発もこの隣保館と行いながら、共同してやっていこうという形で、今、支部長とは毎月懇談会をしている事情でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） いろいろ行政が一つの団体として協力をしてやっていくというのは、私は結構だと思います。将来的にはフィフティフィフティって、なんか第三セクターのようなあれではなくて、財源的にも自立した活動をやって行ってこそ本来のやはりそういう、それで私はしかるべきだというふうに思います。だって、この部落解放同盟というのは、誰でもそういう志がある人が入れるようなものではないではないですか。そういう団体に対して町がそういう自分たちのための研修に対して補助金を支出するというのが、これが本当に町民の理解を得られるものかなど、私は得られないというふうに思います。私も引き続きこの問題については改善を求めていますというふうに思っておりますので、今日はこれぐらいで終わりたいと思います。

委員長（松崎俊一君） ページが今55ページです。人権政策費、それから隣保館運営費。

ちょっと進めますね。ページの57ページ、児童福祉総務費も含めて保育園費。保育園費が59ページまで載っております。

2番（大塚英博君） 2番です。児童福祉総務費の中の負担金補助及び交付金の上、工事請負というのがありますけれど、遊具公園付帯設備工事というのが135万円ございます。このことで、今、付帯工事が135万円あるのですけれども、今これで完成をしてしまうのですか。その遊具公園そのものは。そののところをお伺いします。

福祉課長（木下勇児君） 一昨年、基本計画ということで遊具公園の基本計画をやりました。現

在隣にあるように遊具については、基本的にこれで基本的な完成と思っております。あともう少し高学年が遊べるような遊具を当時計画の中には入っていたかと思えます。ターザンロープとかいうものだったと思いますが、それについては今できたものの利用状況を見ながら、今後また必要性があればそこで予算等のお願いもするということですが、基本的には遊具についてはここでいったん完成という形で状況を見たいと思っております。

2番（大塚英博君） はい、わかりました。いろいろなもの、例えば公衆トイレとか、例えば舗道で子どもさんたちが向こうに渡るのがちょっと困るとか、そういう危険性があるとか、そういうふうな中で予算が新たにまた設けられるようなことがあれば、いったんこの135万円はそういうふうにつくってしまうのだけれども、そのあとにまたそれに対してまた出てくるのかなと思っただけです。それだったら合算した形で予算をやっていたほうが、そのほうがいいのかと私は考えましたけれども、どうなのですか。それで終わってしまうのだったらいいのですけれど。

福祉課長（木下勇児君） 現在つくっている部分は平成28年度の工事で、今回135万円の付帯工事ということで平成29年度予算に計上させていただいております。こちらは、基本的には遊具で遊んだところの手洗いとか、水飲みとか、足を洗ったりといった給水施設と、あとは防犯的な部分での街灯を設置したいということで今回135万円の予算を計上させていただいて。これもできれば今年度平成28年度の工事でちょっとやりたい部分ではあったのですが、どうしても予算的に非常に厳しかった。予定していた遊具設置等々といっぱいだったということで、今回また新年度でお願いするようになります。ということで、トイレについては、その前の基本計画のときに少し話題にはなったかと思えますが、道を挟んで公衆トイレがありますものから、場合によってはこの隣保館も利用できますし、そういった形の中で新たにトイレの設置までは現時点では計画としては上がっておりません。

2番（大塚英博君） はい、わかりました。

委員長（松崎俊一君） 保育園費までいかがですか。

5番（児玉智博君） 児童福祉総務費の報償費の出生祝金についてお尋ねします。

これは多子世帯に対して第3子以降に支給されるものでありますが、やはりその第3子、第4子、第5子とまでいけば、やっぱりそれだけ子育てにかかる費用というのも多くなるわけですから、やはり第3子より第4子、第4子より第5子というような形で支給する補助金もちょっと増やしていったらどうだろうかと、そうしてこそやはり少子化対策にもなると思うのですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） ありがたい御意見ではありますけれども、少子化を考えるにあたって、この出生祝金をつくる時も執行部内で検討しました。ただ、増やせばという部分はありますけれども、一応今のところこれで様子を見るというといけません。御利用いただいて、引き続きの検討という部分にはなります。この福祉の予算というのは、もちろん執行部としても先ほどの医

療費のお話とか、そういうふうに領ける部分は多いにあるのですが、これをどこまでやるかと。継続的にこれが単年度とかであれば別なのですが、福祉の増進というのはずっと続きます。御意見としてはよく理解はできますけれども、予算の見合いと考えながら、というふうに思っております。当面はこの部分でさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） いいですか。

5番（児玉智博君） はい。

委員長（松崎俊一君） では、暫時休憩します。午後は1時から行います。

（午後0時00分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（松崎俊一君） 一般会計の歳出、ページが今57ページをいっています。

副委員長（穴見まち子） 57ページの児童福祉総務費の中の13番の委託料ですけれども、放課後健全育成事業委託金、この時間的なものもあると思いますけれども、中身を説明してもらっていいですか。利用状況ですね。お願いいたします。

子ども未来係長（宇都宮健治君） この放課後健全育成事業委託金につきましては、町のほうで保護者の会のほうに委託して行っております小国児童クラブというのがありまして、その中で放課後の子どもさんについてお預かりして、親御さんが面倒をみられない時間について面倒をみまして、保護者の方に迎えに来ていただくというものでありまして、平成28年度の実績については、登録者数が28名になっておりまして、平成29年度につきましても今年新1年生が34、5名ほどかと思われましても、同じような数で推移していくかと思っております。放課後ですから、学校が終わり次第、小国中学校体育館横にあります小国児童クラブ室のほうで子どもさんをお預かりするというふうになっております。

以上です。

すみません、時間につきましては、放課後終わり次第ですので、大体授業が終わってから3時から夕方は6時ですね。どうしても親御さんが6時に迎えに来られないという場合は、30分の延長時間を設けておりまして、最長で6時半までお預かりするというふうになっております。

以上です。

副委員長（穴見まち子） 利用される方の負担というのはどのようになっていますか。

子ども未来係長（宇都宮健治君） 利用料につきましては、一月の利用日数によって区分されておりまして、1日から5日まで利用された方については、利用日数×600円、1日600円というふうになっています。6日から10日間利用された方については一律4千500円で、11日以上につきましては一律6千円というふうになっております。



以上です。

副委員長（穴見まち子） ありがとうございます。

委員長（松崎俊一君） ほか、よろしいですか。

3番（北里勝義君） それでは、ちょっと保育園費でお尋ねをいたしたいと思います。先ほど歳入の説明の中で保育の資質の向上のための研修事業費補助金ということで、国庫補助金が15万円計上されております。2分の1の補助ということですので30万円の研修事業費になるのではないかなと思いますけれども、平成28年度は10万円で計上されておりました。これについて、研修の方法とか、研修の内容についてお尋ねしたいと思います。

保育園長（梶原良子君） お答えいたします。

研修の方法につきましては、県の保育協議会、保育協会のほうから年間の研修の計画が年度初めに出されますので、それに基づいて年齢ごとの研修もしくは主任保育士の研修と乳児保育の研修、様々ありますが、そういう研修に参加しながら、保育の質を高めていくというところがあります。それと県外に宿泊研修がありますので、そちらのほうも含めたところで人権関係の研修であったり、遊戯講習ですかね、そんな感じの研修であったり、そういうのに参加させていただきながら、質を高めて子どもたちに返していくという研修に参加しております。その補助という形で2分の1補助です。

3番（北里勝義君） それでは、歳出については、旅費とか、そういったのが主ですかね。これは報償費もありますよね。講師謝礼。こういったのも含まれるのですかね。

保育園長（梶原良子君） 旅費と必要経費です。参加費と資料代というところが含まれます。報償費のほうはまた別で、これは子どもたちへのボール遊びの指導ということになりますので、保育の質のための研修費補助には該当しません。

以上です。

5番（児玉智博君） 保育園費について、非常勤職員が11人で先ほど保育士、その補助であったりとか、保育士の方が5名と調理が6名ということでした。その下の給料で職員給が25人というふうになっておりますけれども、つまり今30人の保育のための職員が配置されているというふうなことだと思います。それで、保育園ごとにどういう配置をされているかということ、うさぎ組とか、ペンギン組とか、ぞう組とかだったと思いますが、それぞれどのような配置が各保育園でされているか、説明をお願いします。

保育園長（梶原良子君） 職員の配置ですけれど、大体4歳・5歳は30人に1名、それから3歳児は15人に1名、それから2歳児・1歳児は6人に1名、それから0歳児は3人に1名という最低基準がありますが、なかなか部屋の面積も関係してきますので、4歳児が2クラスであったりとか、1歳児が2クラスであったりとか、そういうふうなその年の園児の人数によって配置が変わってきます。それプラス、2クラスあるところには副担任という形で配置をしております

ので、基準よりも多めの職員配置というふうにはなっております。5歳児というのがぞう組で、4歳児がくま組で、3歳児がペンギン組で、2歳児がうさぎ組、それから1歳児がひよこ組、0歳児がびよびよ組と言います。平成29年度は4月当初の新入園児は23名なのですが、0歳児の途中入園がすごく多くなっておりまして、途中で職員の増員というのも必要になってくるのかなというふうには今考えてはおります。

以上です。

5番（児玉智博君） だから、実際、今、宮原と北里、下城というふうにあると思いますが、5歳児クラス、4歳児、3歳児、2歳児、1歳児、0歳児のクラスが何クラスあって、そこに何人職員が配置されているかというのを聞いたのですけれども。

保育園長（梶原良子君） すみません、平成28年度でよろしいですか。

5番（児玉智博君） 平成29年当初が分かるなら。

保育園長（梶原良子君） 当初は、大体のところ宮原保育園の5歳児、一番上のクラスですが、に職員が2名、それから宮原保育園の4歳児に職員が2クラスありますので、先ほどの5歳児は、平成29年度は1クラスで職員が2名、ちょっと支援の必要な子どもさんがいらっしゃいますので2名つけます。それから4歳児のクラスが2クラスになりますので副担任を含めて3名、それから3歳児さんは部屋の広さの都合で1クラスになりますが、ここには職員を3名配置します。それから2歳児さんは2クラスになりますが、2歳児さんは6人に1名ということで、全体で21名になりますので、宮原保育園はここに4名配置します。それから1歳児クラスは1クラスになりますが、ここも途中入園も含めて16名になる予定ですので3名配置いたします。それから0歳児が4月当初は1名なのですが、途中で10名入る予定ですのでここには4名配置することになります。当初の人数ではちょっと足りないかもしれないです。

それから、北里保育園は、5歳児と4歳児を1クラスで1名です。それから3歳児と2歳児を1クラスで2名です。それから2歳児、1歳児、0歳児、3つの年齢が1クラスでここには3名の職員を配置します。

それから、下城保育園は、5歳、4歳、3歳の3つの年齢を1クラスで1名です。それから2歳、1歳、0歳児のクラスも1クラスで職員を2名配置します。ここも0歳児が途中に3名入る予定になっておりますので、2名配置をしていきたいと思っております。

ちなみに子育て支援拠点のほうにも職員を2名配置いたします。北里、下城には主任が別に1名ずつになります。すみません、ばらばらで申し訳ありません。宮原保育園のほうは、家庭支援推進保育士というのは、クラスを持たないフリーの保育士が2名おります。それと一時預り専任の保育士が1名、あとは主任になります。あと、園長、副園長です。

以上です。

5番（児玉智博君） ちょっと北里と下城で各クラスを1人でみるというような状況にもなって

いるのですけれども、それは人数が少ないから、その基準だからそうなのかなという気もしますが、5歳、4歳、3歳ぐらいになるとそれほど手もかからないのかどうかよく分からないのですけれども、その辺もやっぱりそもそも下城は3人というか、人数も少ないですけど、それで十分なのかどうかをお答えいただきたいのが一つと、それとそれぞれ宮原だったら5歳が1クラスで2名、4歳が2クラスで3名とか、各年齢のクラスごとで2名から4名配置されているのですが、そこら辺のやはり経験年数でのバランスというのとはとれているのかということですね。やはり20代、30代とか、まだまだその経験が浅い人だけで任せてしまえば、やはりいろいろまだ判断もつかなかったりとかする場合もあると思いますので、その辺の配慮というのはできているか、お答えください。

保育園長（梶原良子君） 確かに40代、50代になるとベテランクラスという形になります。今、40代以上が30名以上はおりまして、ベテランが結構揃っておりますので、ベテランの職員と若い職員が組んでクラスを持つみたいな形で配置をしていくことになると思います。

5番（児玉智博君） 40代以上が30。

保育園長（梶原良子君） 30人以上おります。32名ほどおります。

5番（児玉智博君） 職員給が25人と非常勤が5人しかいないのに。

保育園長（梶原良子君） 正規職員と非常勤職員と臨時職員も含めてです。

5番（児玉智博君） でも、とはいえ、責任の重さから言えばやはり正職員にかかってくると思うのですよ。ですから、補助的に入ってくる臨時さんとか、非常勤の方だけではなく、例えば4人いるところであれば、正職員のベテランと若手の方というような形で組んだほうが心強いのではないかと思うのですが。

保育園長（梶原良子君） 基本的に正職のベテランと、2クラスであれば、正職2人に非常勤が副担任としてつくみたいな感じ。小さいクラスにはやっぱり正職員は必ず2人のところには1人は正職員ともう1人が臨時職員という形になる場合と、正職員が2名というふうになる場合もあります。そのときの子どもさんの状況によって職員もいろいろ配置を考えながらやっております。

委員長（松崎俊一君） 保育園費、いかがですか。次の児童館運営費も含めます。保育園費、児童館運営費、ようございますか。質疑漏れ等がありましたときは、またあとでいただきます。

60ページから衛生費、保健衛生費、それから2予防費、3環境衛生費までお願いしたいと思います。なお、環境衛生費のほうは先ほど説明もありました。浄化槽関係は産業常任委員会のほうになります。

ちょっと私のほうから予防費になりますかね。全体的なところですけど、健診とかいろんなことが進んで、医療費のほうは少しは安くなったとか、その辺のなんか数値的な部分で分かるような感じはありますでしょうか。それともまだ今のところは分からない。ちょっとお尋ねします。

福祉課長（木下勇児君） 予防費であったり、その前の保健衛生総務費の中にある各種健診、がん検診も含めた、こういった取組みを町のほうでは数年前から取り組んでおります。あとそのほかにはジェネリックの医薬品の推進であったりとか、そういった部分にも取り組んでいるところですが、医療費としてなかなか見るのが、国保の医療費という形で見えていくと、どうしても増減が毎年の中で出てきます。一概に徐々に右肩下がりに下がっているといったような数字は、ちょっと把握がなかなか難しい部分があります。ただ、そういった取組みを今後もさらに続けたいということで、これも施政方針の中に少し謳わせていただきましたけれども、今度は食生活改善グループともちょっと連携を図りながら、家庭の塩分測定であったりとか、本当に小さな取組みかもしれませんが、そういった中で町としても健康づくりをまず福祉課としては中心にいろんな形で取り組めたらなというふうに思っているところです。ちなみに住民健診については、例年数パーセントずつ上がってきていると。受診率がですね。これについても今回もう少し受診率を上げたいということで、今年はまたちょっと職員に提案をさせたのですけれども、葉書を1回受診して、申込みがない方にはもう一度今度は葉書を送ろうとかという形で、それについては、それで家庭の人が見て、周りの人が行っていない人を勧めるという形でいくと、どうしても封書では中をなかなか本人さんしか見ないということで、そういった形もやってみようかということで、できるだけそういった健康づくりにつながる部分について少しでも力を入れていきたいというふうには思っております。

10番（時松昭弘君） 10番です。予防費についてお尋ねしたいと思いますが、今、課長からお話が、住民健診のことで説明がありました。住民健診のパーセントと言いますか、住民健診を受けられた方がどれぐらい、何人でなくても結構ですから、何パーセントぐらいあるのかはちょっとお尋ねをしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） うちでは国保の特定健診という形での健診の受診率という形になろうかと思いますが、平成26年度が46.2%です。それから平成27年度が49.5%となっております。平成28年度はまだ確定が出ておりません。というのも、3月末でしか最終的なものが出ませんので、平成28年度はまだ出ておりません。併せて特定保健指導のほうです。こちらは、健康診断を受けたあとになんらかのそのあとのフォローが必要な人たちの指導の実施率としてですが、平成26年度が48.5%、平成27年度が57.7。すみません、ちょっと今さっき女性の数で言いました。すみません。もう一回ちょっと言い直させてください。

まず、特定健診は、平成26年度が42.7%です。申し訳ありません。平成27年度が44.7%です。特定保健指導が、平成26年度が48.6%です。平成27年度が44.6%となっております。ということで、なんとかこの健診率については、まずは50%を町としては目標に掲げてなんとか取り組みたいと思っておるところです。

10番（時松昭弘君） 特定健診と住民健診とがありますが、これは確か健診の目標、何箇年間

の目標の中で、あとで健診率が低くなるとペナルティがあるというようになっていると思います。そういった形に対するペナルティを支払わなくてもいいような対応というのが、これは非常に必要であるというふうに思います。いずれにしても住民の方々の健康管理をすると。本来ならば自分たちが自分の健康管理をするのは当然のことですけれども、なかなか指導を受けた方におかれても指導を受けながらにしてもやっぱり先ほど説明がありましたように、少ない時で44.6%という数字が出ております。いわゆる指導があつて半分の方はその指導に従わないということでの内容になろうかと思いますが、これは非常にそういったことでまた放置をしておれば、当然国保会計等の保険料あたりの値上げ等にもやっぱり必ず結びついてきますし、今後また平成30年度からまた国保の一元化という形に方向性が変わってきますが、そういった形のやはり一人ひとりそういった説明をするのも相手がいることですから非常に厳しい部分もあろうかと思えますけれども、やっぱり健康保険の納付の金額とこの健診の絡みをしっかり結びつけて説明をしていったほうが、あとで特別会計の中の健康保険の説明があろうかと思いますが、そういったことでしっかり前向きに捉えてそういった啓発をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

副委員長（穴見まち子） 今、10番議員が言われたのですけれども、女性の特に子宮がんや乳がん、その検診というのは今若い世代が結構病気に罹られる方が多いのですよね。その方の前年度か、その前の受診率は少しずつよくなっていると思いますけれど、どのような状況になっているのでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 女性の方で子宮がん、乳がん、特に女性特有のがん検診になろうかと思いますが、こちらについても26年、27年、28年と年々受診される方の数は増えてきております。ちなみにですが、これは28年の受診者数につきましては、子宮がんのほうで622人、乳がんのほうで714の方が受診を受けられております。前年度と比較すると子宮がん27名、乳がん55名ほど増えております。ただ、受診率としては、こちらについては国保の方だけとかで見ないと分からないという部分がありまして、この方たちは社会保険に入っておられて、場合によっては社会保険事業所のほうで受けられる方もおられますので、ちょっと受診率としては出てこない部分なので御了承いただきたいと思えます。

副委員長（穴見まち子） 今後もやっぱり若い世代の受診率を上げるためにも町としてのしっかりした周知をお願いしたいと思えますけれど。

福祉課長（木下勇児君） ちょうど今回の部長行きなり、組に入っておられない方は直接郵送していますが、今月が住民健診の申込みの申込用紙を配布させていただいているところです。近いうちに皆さんのところにも届くかと思いますが、できるだけ利用しやすいように、住民健診を受けやすいように町としても昨年からは2つに大きく7月、8月に分けて、なおかつ土日も開催するような日程を組んで、少しでも受けやすい環境をというふうに思っているところです。あとは

地域も回りながらという形でやっていますので、また是非そういう話が地域で出たときはそういった呼び掛けをよろしくお願ひしたいと思っております。

副委員長（穴見まち子） 部落の座談会とか、地域での会合があるときによかったら町のほうから声掛けに出向いてもらいたいと思いますけれど。

福祉課長（木下勇児君） 是非お声掛けいただければと思います。できるだけ対応させていただきたいというふうに思います。

委員長（松崎俊一君） 63ページの衛生費、清掃費までいきます。ここまで。よろしいですかね。また質問漏れがありましたら、あとでお願いします。

次は、ちょっとページが飛びます。84ページからですね。84ページの教育費、教育委員会費、それから同じく85ページ、事務局費、国際交流、小中高連携、そこまでいきたいと思ひます。84、85、86。よろしいですか。

次が87ページ、教育振興費、幼稚園費の教育振興費、それから小学校費に入っていきますね。小学校は88、89、90ページの中段まで。

5番（児玉智博君） 小学校費の臨時教職員の部分についてです。先ほどの説明の中で小国小学校は1年生から3年生までが30人学級ということで、それを維持するために町が先生を雇って1クラス増やしているからという説明でした。3年生まではそれで少人数学級で非常に目が行き届くというふうに思うのですが、4、5、6年生になるとクラスが1つになってしまうということでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） あくまでも30人クラスの少人数学級は、小国町の場合、1年生から3年生までということで、4年生からはまた40人学級のほうになるということでございます。

5番（児玉智博君） その理由はどうしてですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 平成21年度に小国町の小学校は統合されまして、そのときに1年生から3年生までについては、特にこれまでと環境もかなり、通常でも中学生でも中1ギャップとか、そういう言葉で表されますけれども、統合に伴いましてそういう影響がかなり大きいだろうということで、かなりそのときに小学校におきましてはスクールバスの対応であるとか、そういったきめ細かな対応が必要だろうということで、この制度を導入したというふうに思っておりますけれども、ちょっと資料とかを見てみますと、全国的にもかなり手厚い制度を導入しているのではないかなというふうに私のほうは思っております。ほかのところを見てみますと、そこまでしているところはそんなに全国でもないのではないかなというふうに思っておりますので、4年生になりましたらまた通常の体制に戻すという、そういうことでまた高学年あるいは中学校というふうにつなげていけるような制度になっていると思ひます。

5番（児玉智博君） 今のちょっと理論的になんか、そもそも統合による影響というのであれば、

中学校の卒業式のときに答辞で卒業される方の代表が言われていましたけれど、今度中学校を卒業した子たちが小学校1年生ではそれぞれの大字の学校に入学をして、2年生のときに統廃合になったわけですよ。ですから、それが理由であれば、未だにこの30人学級をやる理由というのはたぶんなくなっていると思います。しかし、それでも続けられているというのは、それはいいことだからやられているというふうに思います。私は、これ自体はとてもいいことだと思うのですが、それだったら3年生と4年生でなんか大きな違いがあって、40人学級にしたほうがよければそれはしたほうがいいと思うのですよ。でも、私としては、4年生になってもやはり少人数の学級でいたほうが先生方の生徒への目も届きますし、学習の面でもついてこられない子どもを40人よりも30人以下のほうがその子にあわせて、本当にその子に寄り添って指導することができるというふうに素人考えながら思うわけですが、そのあたりはその4年生以降で40人学級、それは国の基準に戻したほうがいいのか、それとも小国基準でやったほうがいいのかというところでお答えいただけますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 失礼いたします。子どもたちに対する手厚い支援ということにつきましては、大変ありがたく思っております。始めた経緯もございまして、今でも私自身も是非続けていきたいと思う理由がございまして、それは基本的な生活習慣だとか、あるいは学習習慣といいますか、そういった部分については、1年生だとか、2年生とか、3年生までの非常に学校に慣れるあいだの期間に担任の数を増やしておいてしっかりきめ細かな指導を行いたい。いわゆる目が届くようにというように考えております。ただ、もちろんそのままいけばそれはそれでメリットもある。今の4年、5年、6年と続けてもメリットを活かして進めればいいわけですが、もちろん町の財政等もございまして、また4、5、6年生になりますと少し視点を変えまして、今度は少し数が多い中で切磋琢磨をしていくという部分も集団の規模が少し大きくなればその中にお互いに子ども同士が高めあっていくと、あるいは支えあっていくような場面が増えてくるだろうというように、財政との関連も考えて、それぞれのメリットというのをしっかり見据えて、そして学校職員もその点に意識をしっかりと置いて子どもたちの教育にあたっていきたいと思っております。では、4年以上は目が届きにくくなるのかということにつきましては、本町では先ほど局長からもありましたように手厚い支援員制度がございまして、本当に他の市町村、遜色ないどころか非常に手厚い御支援を議会の皆さま方の御理解のもとにさせていただいておりますので、そうした部分で集団の規模は大きくなってもその中に支援員の先生たちの目をしっかり入れていく、支援をしていくというように、今は考えていきたいというふうに強く思っております。

以上です。

委員長（松崎俊一君） 今、小学校費、87ページ、小学校の学校管理費から小学校の教育振興費、88、89、90ページの中段まで。よろしいですかね。

5 番（児玉智博君） スクールバスの委託料について伺います。このスクールバスが運行した、始めた経緯というのも小学校の統廃合によって通学距離が大きく延びることからでありました。やはりそうやって小学校1年生から家の側のバス停に行けばバスが来てくれて、それで学校の前まで運んでくれるというような状況ができてしまったがために、中学校になってもなかなか自分で自転車なんかで通学するという生徒が非常にいるのはいますが少なくなってしまうと、親御さんたちが送り迎えをするというような状況になっています。それでやはり未だに根強い地域からの要求の中で小学生まで乗せていたのだから、中学生も一緒に乗せてくれればいいのではないかというような御意見というのはやはりまだあるわけです。そういう中でこれも繰り返し求めてきていることではあります、教育委員会としてこの問題をどうやっていくというふうにお考えでしょうか。教育長も変わりましたので、その辺のお考えをお聞かせ願えればと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 中学校のスクールバスについては、これまでも議会の皆さんからたくさんの御質問をいただいております。スクールバスにつきましては、スクールバスだけで考える場合と、あとは中学校には寮もございます。それから小国郷ではコミュニティバスとか、そういった交通関係の話し合いの場もございますので、それらと一緒に考えなければなかなか中学校のスクールバスですぐ今の小学校のスクールバスを利用してというふうには簡単にはちょっといきづらい面もございますので、そういった総合的な面を考えて、財政的な面ももちろんでございますけれども、実際そのバスが中学生まで小国町の単位で実際の問題として対応できるのかという財政面以外の分も恐らくあると思いますので、その検討については今後まださらに必要だと考えております。

5 番（児玉智博君） 前もそういうお答えだったわけですよ。それでいつまで経っても同じことを言われても、では具体的に何か話しているのかというふうに思うわけですが、まずスクールバスの部分と寮の部分であれば、当然小学校にはスクールバスの協議会で保護者の方が委員さんになっていらっしゃる部分ではありますけれども、大きく見れば教育委員会の中の話ですよ。その地域交通というふうな部分まで入れてくると、ちょっとやはり政策課とかとの横との連携なんかも必要になってくるというふうに思うのですが、まずどういう枠組みでこの問題を話していこうというふうに教育委員会としては思っているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 直接スクールバスに関しての詳しい協議の場はまだ内部でいろんなどのぐらい経費がかかるだろうかとか、実際の例えば中学生は何キロまでを範囲にしたら何人ぐらいが対象になって、いろんなことが基本となる線を一応決めないとなかなか何台必要であるとか、いくら経費が必要であるとか、そういった面がなかなか出づらうございますので、今は確かに議員が言われたように質問は以前からしている中で目に見えた進展はまだちょっとなかなか答えづらいところがございますけれども、内部としましては、まずはそういったところから今検討しているところでございます。



教育長（麻生廣文君） スクールバスにつきましては、今、小学生がということかと思えます。

ちょっとこの経費とは別にいたしますと、スクールバス問題では小学校の児童の体力低下の問題も併せてスクールバスになったがゆえに体力低下等もありはしないかといったような懸念も実際に学校運営協議会等で出てきております。ただ、子どもたちが遠距離になりますとやはりスクールバスにある意味子どもたちは頼らざるを得ないなど。小学生においてはですね。というふうに私は受け止めております。ただ、中学生にまでこの部分をちょっと広めて体力関係も含めて考えていった場合には、中学生においてはなるべく自転車なりの通学等でやはり逞しい体を持った小国の子どもたちを育てたいというのを考えているところでございます。

ちょっと余談になりますが、中学校ではそうした部分も含めて、例えば今ちょっと学校内での検討中でございますが、自転車の通学距離を撤廃して全員通学できるようにしたりして、なるべく保護者の送迎とかを減らし、自分の力でちょっとした悪天候の中でもしっかり自分の気持ちも精神力も含めて、体力も含めて、学校に通えるような状況をつくろうかというのを今年度末の反省で今出して、今実際に検討を進めているところというふうに聞いておりますので、できればそういった部分も含めて進めさせていただきたい。寮に入っている子どもたちは、また別に非常に自立心だとか、そういう部分は非常に育成されるのだらうと思っておりますので、そして通って来る子についてのそうした部分も逆にスクールバスを中学生に活用しないということで、逆に体力向上だとか、そうした逞しい心であり体でというのにつなげられたらいいなど、そういうふうな観点から子どもたちにも意識付けをしていくということで進めていければいいかなというふうに今思っているところです。

以上でございます。

5番（児玉智博君） とにかくそれを、要は自転車通学をしましよと言って、それは本当に納得を得ればいいのですけれど、ただいかんせん今現状としては中学生で保護者が送迎をして、そうするとやっぱり小国高校に進学したら小国高校にも自家用車で送迎するというような現状が事実ありますので、ただ保護者の人に送迎しないでくださいという、なかなかその強制は難しいと思いますので、きちんと論理的に納得をして、それが支持されて、やっぱり皆が自転車通学をするということになればそれはいいことだと思いますので、是非その取組みを見守りたいというふうに思います。

委員長（松崎俊一君） 今、小学校費ですね。

次が。

10番（時松昭弘君） 10番です。89ページ、小学校費、18番の備品購入費というのが403万2千円という数字が出ております。この中に机・椅子購入費304万2千円というのが、金額が出ていますが、これは昨年から机と椅子の購入をやっていたのですが、これは今年度で一応終わるのですかね。そこだけお尋ねしたいです。

学校教育係長（後藤栄二君） 平成28年度から今年度の5・6年生を対象に110台導入しております。来年度の平成29年度予算は、3・4年生を対象にした予算となっております。3カ年計画をしております、平成30年度まで計上を要望したいと思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） ありがとうございます。

5番（児玉智博君） では、89ページのだいぶ下段のほうになりますが、教育振興費の入学祝金12万円というふうになっております。これは、入学祝金はこれを何人でこの12万円を分けるのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 小国町のほうでは、小中学校とも新入学児童あたり3千円の祝金として予算を計上しております。こちらの金額については、保護者に直接渡すのではなくて、学校長にお渡ししまして、そこから学級費等で集める部分に補填してもらうようにしております。

5番（児玉智博君） 3千円というと祝金というか、3千円というと大体私たちの感覚からするら費用弁償とか、お見舞いとかになりますかね。ちょっとこれはやはり何回か入学式に来賓で出席をさせていただきましてけれども、やはりいろんな来賓の方々からこれは3千円とはちょっと安すぎるという意見が毎年聞かれるのですよね。子どもの数も少なくなっていて、いろいろやっぱり入学となると学用品とかいろんなものに多額のお金がかかるわけですよね。やはりこそも思い切って増やしていくという考えにはならないだろうかというふうに思うのですが、まず確認したいのが、この3千円というのはいつから3千円なのでしょう。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 前のを調べてみないといつからかがちょっと分かりませんが、この入学祝金につきましての金額でございますけれども、管内の市町村あたりの状況も一応確認はしております、確かに質問にございましたとおり、かなり金額が高額になるところと、あとはほとんど1人あたり数百円とか、かなり低いところと市町村によってからかなり差はあるようでございますけれども、小国町はどちらかという中間的なところの位置かなというふうに考えております。

5番（児玉智博君） ですから、私が大体中学生、20年ぐらい前ですけれども、その頃はクラスも中学校で3クラスあって、それも30人学級ではないですよ。120名近くいたわけです。今、その半分ですよ。その頃の入学祝金がどうだったかというのは分からないけれど、恐らくあまり上げたような額には見えないから、結局掛け算するとだいぶ出費としては安くなっているのではないかと思うのですよ。やはりその分生徒数は減っていますので、もともとの3千円を上げることも考えていいのではないかと思いますので、その辺いつからこの3千円なのかなんかを見ていただいて、判断いただければと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） その件につきましては、また今後もちょっといろいろ検討のほうはしていきたいと思っております。

委員長（松崎俊一君） ページ90から92ページ、中学校の学校管理費と中学校の教育振興費、ここまでを一応したいと思います。次の寄宿舎費までいきましょうかね。中学校関連で3番の寄宿舎居住費までを、94ページまでいきますね。よろしいですか。

それでは、暫時休憩をいたします。あの時計で2時10分からお願いします。

（午後1時58分）

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

委員長（松崎俊一君） 質疑漏れ等ありましたら、またお願いします。

ページが94ページ、95ページ、そこまでいきましょうかね。96ページまでいいですね。文化財を。

10番（時松昭弘君） 96ページ、集会所運営費というのがありますが、これは住民課の中でも先ほどから話がありましたように、教育委員会の中にこれは出ておりますけれども、これは教育委員会ではなくして、住民課のほうに一本化するとかいう方法はできないのですか。そしてまた、この集会所運営費も今後やっぱり少し見直すような方向でいかないと、これは毎年これだけ方向は出ておりますけれども、これはやっぱり一応今年度はこの予算で結構だと思っておりますけれども、次年度以降、これは一括して教育委員会の所管ではなくして、住民課のほうにすると、そうしたときがこの隣保館の運営の中に組み入れていくというほうも一つではないかというふうに思いますが、そこあたりいかがでしょうか。

住民課長（河野孝一君） 今、御質問がありました倉原集会所運営費の予算科目でございますけれども、前回の議会でもこの同様な質問がございまして、その後に総務課のほうと若干この件については協議をさせていただきました。予算的には科目を変えることについては大きな問題はないということで、今後総務課との検討を進めていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 町長にお尋ねしますが、昨年もいろいろ話が出ておりましたが、そこあたりで今まで話が出た中で、また本年度も同じような形でやるのではなくして、こういった委員会の中で話が出たことをその年度内でやることについてはやぶさかではないですけど、次年度あたりからはそういった検討をしていただいて、やっぱり方向性を出していったほうがいいかなというふうに思います。そこは町長どんなでしょうか。

町長（北里耕亮君） ちょっと現状、今、この管理は住民課ですよ。そこをちょっと言っていたいで。

住民課長（河野孝一君） この倉原集会所の運営については、予算上では教育委員会費に含まれておりますけれども、同和地区の識字率の向上であったり、子どもたちの学力の向上を目的とした教育施設として建てられておりますので、やはり教育施設という位置付けでこの教育予算のほうに組み込まれております。ただ、確かに今の使用の現状を言いますと、成人学習会であったり、

教職員の学習の場、それから人権子ども会という教育活動という部分で、両方ともに人権啓発並びに人権教育という両方に関わるものでございます。ただ、それで隣保館で人権啓発として同等の活動をしておりますので、住民課のほうで管理しておりますけれども、今度予算の明確化という部分では検討をしていく必要もあるかなと思っておりますのでございます。

2番（大塚英博君） 教育費の社会教育総務費の中の報酬というところなのですけれども、その中に歴史資料検討委員会報酬というのが新たに出てきているのですけれども、このことについて説明願いますか。

社会教育係長（小野寿宏君） 平成27年度ぐらいから庁内のある産業に詳しい方とかが肥後銀行の現在図書室として利用されていますけれども、その建物は、もとは銀行でそういうこと自体も伝えていきたいとか、あるいはそのときには小国銀行というのがあって、歴史がずっとあったのだと。近世代の歴史についてもうちちょっと町民に詳しく教えていたったほうがいいのではないかとということがあって、平成28年度も検討しようかと思ったのですけれども、方向性がちょっとはっきりしませんでしたので実際執行しておりませんが、平成29年度については新教育長を迎えて、学生向け、子ども向けの図書室をつくろうとか、そういうことを検討しようかというふうになってきておりますので、今回新たに予算として提案したところです。

以上です。

2番（大塚英博君） この予算は、あくまでその報酬の金額だと思うのですけれども。6万3千円は。

社会教育係長（小野寿宏君） これは、報酬と旅費の費用弁償のほうの一部にも2カ所に一応入っているものです。その委員さんの、先ほど言いましたように、例えば歴史問題を考える検討委員会をつくって、その報酬を支払ったり、費用弁償を支払おうというものです。

以上です。

2番（大塚英博君） 是非その検討委員会の中で出たこととか、そういうものをやっぱり広報の中でも入れながら、広めていただきたいなと思います。

それから、もう一つは、その上のほうの社会教育委員報酬というのがございますね。5人が3万円になっていますね。前は確か4人で1万2千円ではなかったかなと思うのですけれども、これは回数が増えたわけですかね。

社会教育係長（小野寿宏君） 決算のとき、4人だったかと思っておりますけれども、正確には委員さんは前から5人です。前のときはたぶん1回しか会議はなくて、3千円×4人で1万2千円になっていたと思います。

以上です。

2番（大塚英博君） ということは、回数ですね。

社会教育係長（小野寿宏君） はい。

2番（大塚英博君） 分かりました。

社会教育係長（小野寿宏君） 今回は、5人で2回というふうに計算させていただいています。

2番（大塚英博君） はい。

委員長（松崎俊一君） ほか、よろしいですか。

5番（児玉智博君） この社会教育費の人権子ども会学習会指導者謝礼について質問します。先ほどの同僚議員の質問に、住民課長は地区の識字率向上のために始まったというような説明がありました。しかし、日本という国はそもそも識字率が非常に高いところでありましたし、戦後もこういう学校教育の中でほとんど字が読めない人というのはいないというふうに思うのですよ。なおさら今の子どもたちは教育の機会均等が保証されて、よっぽどな親が戸籍がない子どもとか、親がなんかネグレクトみたいな形で学校に通わせない子ども以外の人たちというのは、学校に通って字も読めるというふうに思うわけです。ですから、基本的に旧同和地区内外でのその学力の差というのは、私はないというふうに思っているのですが、そういう現状としてはどうなのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それぞれの学力についてきちっと把握しているわけではございませんけれども、学力以外にもあの場所で学ぶことによって人間として大切な人権についての学習もあわせてしてございますので、今、学力的に目に見えて差が仮に少なくなったとすれば、そういった小国町の施策といいますか、そういったことも十分この学習会で効果が上がっているのではないかなというふうに考えております。

5番（児玉智博君） だから、教育の機会均等という言葉のとおり、私は全ての生徒たちにこの教育の機会が均等に保証されなければならないというふうに思うわけですよ。そういう中で私は、これはやはり場所を考えるべきだと。この学習会自体には、今そういう同和地区内外に限らず、希望する子どもは参加できるようになっているということでしたが、そうであれば、やはり子どもたちが、皆が参加しやすい場所にするべきではないかというふうに思うわけです。それで、やはり学校施設は社会教育のためにもしっかりと利用させなければならないというふうになっているというふうに思うのですが、そうであれば、やはり学校の教室であったりとか、あるいはランチルームという立派な施設も小国町がつくっているわけですよ。やはりそういう皆が参加しやすいような場所でこういう学習会というものはやっていって、よりたくさんの子どもの参加できるようにしたほうがいいのではなからうかと思うわけですが、その検討はどうでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この人権子ども会の学習会ではございますが、この場所ですという意義がこの学習会には、基礎学力の充実を図る、それから仲間としてつながりあう子どもを育てる、また皆が幸せに生活していける社会を築いていく子どもを育てる、あらゆる差別を解消していく実践力を身につけるといった大きな目的が4つございまして、ただ学習をするのであればまたほかの施設とかも考えられると思いますけれども、そういった目的がございまして、

その目的に沿ったところでの施設だというふうに考えてございますので、現在そちらで実施している状況でございます。

5番（児玉智博君）　なんかその施設を維持するためにわざわざそこを利用しているというふうには、私は思えないですよ。今、4つほど言われましたけれど、最後の1節はちょっと別にしても、それは学校教育でいろいろ今言われたのは培われているような部分になるというふうに思います。基本的にこの子ども会の指導者というのは学校の先生でしょう。学校の先生が学校教育施設で指導をして勉強を教えるというのは、それはごく当たり前のことではないですか。わざわざ宮原のはずれとまでは言わないけれども、やはりちょっと学校から離れた場所に行くよりも学校というところが、一番子どもが集まりやすい場所が、それが学校だと思いますので、なかなか今の説明だけでは、本当にそれはあらゆる差別って、逆境って言い換えてもいいかもしれませんが、それに強い子どもを指導するのに場所は選ばないと思います。指導する人と指導される子どもがいれば、それは自宅でもどこでも屋外でも、私はそういう指導というのはできると思いますので、なかなかやっぱりなんとかその集会所を残すためにわざわざそこまで子どもを行かせているのかなというふうにはしか思えませんので、どうでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君）　確かに学習は児童生徒、それから先生は基本的には昼間は学校にいますので、そちらの学習でも考えられると思いますけれども、小国町で考えた場合は、逆にそういった施設があることによっての人権に対する考え方なりが、ない場所と比べたときに切実と言いますか、より効果がある場所になっているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君）　96ページなのですけど、いいのですか。96ページの負担金と補助金交付金の中の地域づくり環境学習推進事業補助金というのが一番頭のほうにあるのですけれども、ここでお尋ねしますけれども、地域づくり環境学習推進事業というのは学びやの里でやっていると思うのですけれども、このことについてどのような活動をしているか御存じですか。

社会教育係長（小野寿宏君）　地域づくり環境推進事業は補助金ですけど、これは財団法人学びやの里が主催でやっております。「とんぼのがっこう」という小学生向けの泊まりの1泊2日、2泊3日があるのですが、泊まりがけで自然体験をしたり、農業体験をしたり、林業あるいは川遊びとか、季節の行事とかを体験したりして、自然体験をする学校を大体やっております。

それから、もう一つ、就学前の「どんぐりのぼうけん」、子ども向けに日帰りとか1泊2日、これは2回ぐらいやっていますけれども、幼児向けに同じように自然体験をやっているところです。特に昨年は熊本地震が起りまして、屋外で泊まったり、実際車中泊とかあったのですが、そういうのを受けて小さい子どもさんのそういう体験がやっぱり大事ではないかということで、「どんぐりのぼうけん」のほうは、平成28年度は参加者が多くなっているというふうに聞いて

おります。

以上です。

2番（大塚英博君）　そこで、昨年140万円の予算が70万円に減額されているのですよね。これは年々に減額されているので、今回は極端に大幅な減額なのです。施政方針の中に学校教育の中でチーム小国の教育とか、要するに小国学という根本的な学びやの里がやっている事業が、そのものがそうではないかなと私は考えるのですけれども、そういう施政方針に則ったこれから先の子どもたちの未来につながる教育についての基本的なことをこの場で今やっていると考えたならば、これは本当に言うところと本当に大事なお金であって、これから先増額してやっても減額する問題ではないかなと、私はそういうふうに考えるのですけれども、どう考えますか。

社会教育係長（小野寿宏君）　これは、以前はやっぱり70万円近くだった時代もあって、1回増額しています。そして、またちょっと再度減ってしまっていて、予算査定ではもうちょっと厳しい話でなんとか70万円で御納得いただいたというような状況です。こちらとしましても、是非子どもたちにそういう自然体験とかは重要ですので、これから先も是非続けていってほしいと思っています。

以上です。

2番（大塚英博君）　木魂館の事業の中に都市交流事業というのがあるのですけれども、これも県の予算が削減されたおかげでこの事業ができなくなっているわけなのです。そういう中でこれから先の北里柴三郎の生誕地である教育のそのものところから発信する事業においては、やっぱり未来の小国という中でも私はこのところはもう少し考えていって、またその学びやの里の方針と連携を取りながら、やっぱりそこに活路を見いだしていただきたいなという気持ちはあります。是非この件については柔軟に対応していただきたいと思っています。

以上です。

町長（北里耕亮君）　大変ありがたい御意見であります。この実態としては、自然学校でございますけれども、中身の分析をしますと、やはり福岡からのお子さん方が多くて、その福岡のお子さんにはこれは出していないのですよ。小国町の中で、小国に住んでいてもなかなかフィールド体験というか、魚釣りだったり、木を用いての自然的な活動というのは、田舎に住んでいてもやはりそういう経験が少ないということで、是非町内の方もたくさん参加してくださいということでありました。中を見てみますと、大体同じ方が最近はずっと多いようでございます。そのあたりはまた学びやの里でも周知を徹底して、新しい町内の方をという部分はありますけれども、非常にこのあたりも少し予算は減っておりますが、違う形でいろんな自然的な部分に活動の場を広げていただいている、これに参加せずともですね。そういう部分もあります。御意見は御意見としてありがたい部分で承りますが、まずはこの予算で、先ほど小野係長が言ったようにこれぐらいの金額でスタートし、これを少し増やして、そして今これにまた戻っておりますので、少しち

よつと様子を見させていただいて、あとは中身の充実をいろいろ工夫していきたいというふうに思っております。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 先ほど教育委員会事務局の施政方針の中の総合学習なり、木育なりという方針が示されているということをごさいますて、予算としましては、86ページの小中高連携事業推進費という目の中の報償費というのが講師謝礼で63万2千円計上されてございますけれども、この分につきまして大学の先生あたりをお願いをしまして、町が環境モデル都市、それから木育について力を入れてございますので、小学校のほうで特に総合学習の中でそういった木に詳しい先生のお話であるとか、そういったものを今少しづつ予算とかは計上されてございませぬけれども、少しづつ動きとしては取りかかっているような状況で、そちらのほうはこういった面で是非力を注いでいきたいと考えております。

教育長（麻生廣文君） 失礼いたします。先ほどは地域づくりの環境学習につきましては、これは学校全部の子どもたちではないと。ただこちらはこちらで進めると。それから学校の内部におきましては、先ほどから局長から出ております環境モデル都市をベースにしたところで木育あるいは森林学等のそういう部分を新たに、これはでも少しあったのですが、きっちりはっきりそこを位置付けて進めると。いわば、いわゆる完全に民間ではございませぬけれども、学校とそれから木魂館あたりで進めるような事業をトータルとして地域づくりなり、あるいは環境教育あたりに絡む学習が進められればというふうに、二輪としていろんなところも意味合いがあるかなと思っております。是非その点につきましてしっかり考えていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

委員長（松崎俊一君） 96ページの下のほうに文化財保護費、それから97ページ、交流多目的施設費。

5番（児玉智博君） 交流多目的施設費について伺います。要は小国町図書室ですので、図書の購入費というのが一番重要な部分であるというふうに思います。まず伺うのは、図書等購入費の中にはいわゆる日刊紙も含まれておりますでしょうか。

社会教育係長（小野寿宏君） そういうものとか、あと図書室の雑誌とかは需用費の中の消耗品で計上させていただいています。備品ではないです。

5番（児玉智博君） 例えば、その日刊のいわゆる新聞ですね。新聞は何紙をとられているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 調べないと、今はちょっと分からない状況です。

委員長（松崎俊一君） では、あとで報告してもらっていいですか。

児玉委員、あとはいいですかね。

5番（児玉智博君） はい。



委員長（松崎俊一君） では、ちょっと進めますね。98ページ、99ページ、100ページまで。こちらは、保健体育総務費、体育施設費、給食センター費の3本ですね。開発センターは、これは入るのですかね。

5番（児玉智博君） 給食センター費についての質問です。この給食についてなのですが、米飯給食が今の新しい施設になってから完全給食が始まったわけです。それで、たまにやっぱり私が聞くのがパン給食になったときになかなか米と比べて腹持ちが悪くて、「うちの子がお腹をすかせて帰って来るが」ということを聞くわけなのですよ。やはり地産地消を進める上でもパンを出すなどとは言いませんけれど、ほとんどご飯、米を食べさせたほうがいいのではないかというふうに思うのですが、実際今パン給食というのはどれぐらいの割合で出ていますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 必ずそうというふうではないと思いますけれども、1週間5日のうち米飯が、お米が3日、パンが2日というふうに認識しております。

5番（児玉智博君） やはり少しそれは多いのではないかというふうに思うのですが、ちなみに伺いますが、そのパンはどこで製造しているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） そのパンの種類によって若干違ってくるとは思いますけれども、熊本県学校給食会並びに阿蘇市にあるパン屋さんにお問い合わせをすることもございます。

5番（児玉智博君） 米はどこから購入していますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 熊本県学校給食会を通じて購入してございます。

5番（児玉智博君） 保育園の給食を見ると、地元の米農家さんから購入をされているようで、それこそ地産地消になっているというふうに思うのですが、それはなんで学校になったら小国の米を食べさせないで、どこの米か分からない米を食べさせるのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） お米については、小国郷米の品種で言いますと「あきげしき」という品種に指定して購入のほうをしております。

5番（児玉智博君） 小国郷に関してはその「あきげしき」で購入しているという、ちょっと分からないのですが、今、熊本県の学校給食のなんかそういうところから購入するというふうに言われましたけれど、では小国の米をわざわざそこを通して購入しているということですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） お米に関しましては、当然JAのほうが取扱いを行ってございますけれども、その流通システムの中で詳しくどういうふうになっているのかははっきり分かりませんが、品種が同じで、等級が同じで、生産年度が同じで、産地が同じで、その条件で購入した場合の価格が熊本県学校給食会のほうが安いということでそちらのほうから購入しているものです。

5番（児玉智博君） そっちのほうが安くなるというのが、よくその理屈が分からないのですが、それは農家から直接買い上げたほうが安いのではないですか。なんでそこが安くなるのですかね。だから、直接農家のほうから仕入れることはできないのですか。事実、実際保育園で

はそうやっていますけれど。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 決められた量を決められた品質で大量に間違いなく購入しなければなりませんので、先ほど言いましたようにその流通システムが、また職員さんの対応とかもあると思いますけれども、それらを考えたときの納入業者の出した金額ではないかというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） だから、それは結局小国の米ではないということではないのですか。だから、「あきげしき」は「あきげしき」だけれど、それは全部小国町で生産された「あきげしき」なのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 小国町産もありますし、小国郷米ということですので、小国町あるいは南小国町のほうも入っているかもしれませんが、産地のほうは取扱いが小国郷というふうになってございますので、両町のお米であることは間違いなしだと思います。

5 番（児玉智博君） では、ちょっと確認ですが、例えば農協から直接買い上げることをしていないのは、要するに値段が割高になるから学校給食会のほうから買っていると、そういうことですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） そのとおりでございます。

5 番（児玉智博君） では、その学校給食会から買った場合は、その米はどこから持って来ているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 小国郷のお米を扱っている J A 阿蘇になると思います。

5 番（児玉智博君） それはいくらぐらい違ってくるのですか。J A から買った場合と、J A から持って来るけれど、一応学校給食会のほうから仕入れた場合。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ちょっとここに手元に資料はございませんけれども、10 キロで数百円の差があったと思います。

5 番（児玉智博君） ということは、農協は学校に売るときは値引きしないけれど、その学校給食会に売るときは値引きをしているというようなことになるのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） その先の先ほども言いましたとおりシステムが、流通がどういうふうになっているかまでは、詳しいことはちょっと分かりませんが、学校給食になりますのでお米の量も間違いなく届けねばならない、それも大量に決まったとおりに届けねばならないという、そういった制約が強うございますので、なかなかそこでの対応が難しいところがあるのかなというふうに思っております。

委員長（松崎俊一君） 先ほどの新聞の件はどうですか。出ていますか。

社会教育係長（小野寿宏君） 熊本日日新聞1社です。

以上です。

5 番（児玉智博君） 図書館のほうの件ですけれども、基本的に一応その図書室で利用者の方に

いろいろ情報とかを提供するという意味であれば、まずその消耗品費というふうにしているという事は、これはある程度とっておかないで、どんどん毎日捨てているということですか。

社会教育係長（小野寿宏君） それはちょっと確認してまた御報告します。

5番（児玉智博君） やはりいろいろこの図書館のほうにも新聞をいくつか全国紙とか、あとブロック紙の西日本とかを置いたらどうだろうかというふうに思います。実際、役場庁舎内部ではかなり何紙かっているでしょう。それよりもやっぱり町民の人たちがいろんな新聞を読んで情報を収集できるようにしていったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

社会教育係長（小野寿宏君） 多方面からいろいろ情報を得たほうがいいと思いますので、今の御意見は今後検討していきたいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほか、よろしいですか。御質問のほうは。質問のほうはよろしいでしょうか。

一般会計、歳出が終了いたしました。質疑漏れはございませんでしょうか。どこでもいいですよ。

2番（大塚英博君） すみませんけれども、100ページの給食センター費の中の賄材料費2千965万5千円、これは給食費の収入と同じ同額なのですよね。要するに収入の部分の。ということは、この賄材料費のいかんによって給食費が変化することなのですけれども、その賄の材料費の中のやっぱり価格面においてはいいものを安くというのが基本だと思うのですよ。はっきり言って。そういうものでそれがその給食費にすぐ跳ね返ってくるものだから、同じものでもやっぱり、これは給食センターだけに限って言っているのですけれども、そういうふうな仕入れとか、そういうものの品質とか、そういう材料の単価というものが大体どのぐらいに推移しているかという、市場的な単価とかいうものを見極めながらそれが妥当なのかという、品質面においても、例えば極端に言うと、キャベツが上に全部皮を剥いたのと、まだ皮を剥いていない状態のもの量の重さは違うわけなのですよね。そういうものと一緒に、やっぱりいいものが安く仕入れられれば給食費は安くなってきますので、小国で採れているものを、それをなおさら仕入れれば、本当にいい面で上手くいくのではないかと思うのですけれども、そのところのチェックは、そのチェックというものはやっぱり管理者というか、そういう中でやっているのですか。ちょっとお聞かせ願います。

学校教育係長（後藤栄二君） 賄材料の納品については、学校給食センターであれば栄養士が検品のほうをしております。質あたりで悪いものがあれば業者に変えてもらうというような指導を行っております。野菜の価格についても高くなったりしますけれども、年間の予算を見ながら栄養士が献立を作り調整しているところでございます。

2番（大塚英博君） ということは、要するに今は現場の栄養士さんだけに任せているというこ

とですね。はっきり言って。

学校教育係長（後藤栄二君） 栄養士が1人しか配置がございませんので、栄養士だけでちょっと検品ができないときは、調理師の方にもお手伝いをお願いしているところがございます。

2番（大塚英博君） ということは、現場には行かれていないということですか。そちらの方は、そちらというか、すみませんけれども、そういうところの現場に行って、そういうことの指示は今までしたことがないということなのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 教育委員会事務局職員としては、現場で検収はしておりません。給食センターには事務長も配置しておりますので、その施設で検品、検収を行うことにしております。

2番（大塚英博君） 一応先ほど言った賄材料費そのものがその給食費そのものにイコールなってきていますので、そういう中でいいものを安く、そういうところでこれから先やっぱりその観点の中から視線をそういうところに見ていただけたらと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

小野係長、失礼しました。

社会教育係長（小野寿宏君） 先ほどの新聞の保存期間ですけれども、1カ月保存しています。それで、あと小国町の記事だけは切り抜いて保存していると、今のところはそういう状況です。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり消耗品費としてではなくて、ある程度この図書と同じような形で保存すべきではないでしょうか。例えば、県立図書館なんかになると、縮小版があるからあれかもしれないけれど、でも最低でも1年前ぐらいまでには遡って保存していると思いますので、そういうところもちょっとそういうところから学んだらいかがでしょうか。

社会教育係長（小野寿宏君） 今、結構ネットとかでもありますけれども、御意見ですので、こちらのほうでも検討したいと思います。

以上です。

委員長（松崎俊一君） ほかに、質疑漏れはございませんでしょうか。

それでは、また最後に思いつきというか、忘れたところがありましたらお願いします。

次、歳入に入ります。ページが16ページからです。16ページの一番下のほうの3つ、民生費の負担金、それから次の衛生費負担金、3つほど飛びまして民生費の使用料、教育使用料ですね。よろしいですか。

次が18ページ、総務手数料の中の自動車臨時運行許可手数料から1つ飛んで戸籍関係、農地と光ファイバーが産業のほうに入りまして、その次から障害者自立支援給付費の負担金から19ページの一上上の段を除きまして、民生費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金から衛生費

の循環型社会形成は、これは産業常任委員会ですね。女性特有のがんから特別支援教育、へき地児童生徒援助、特別支援教育就学奨励、一番下に中長期在留者住居地届出、基礎年金市町村事務委託までが文教福祉のほうのエリアになります。

次が20ページ。20ページが一番上から民生費県負担金の障害者自立支援給付費から養育医療給付費負担金、それから同じく県補助金の中で上3つは総務のほうに入りますので、4つの人口動態調査事務、一つ飛びまして消費者行政活性化事業補助金から民生費の県補助金、介護保険低所得者対策補助金までがありますね。それから1つ飛ばして健康増進事業費、それからむし歯予防対策事業費、風しん予防、それから早産予防対策事業補助金、ここまでが本委員会ですね。よろしいですか。

次のページ、22ページ、23ページ、これは少し飛びまして、次の4つを除きまして、水俣に学ぶ肥後っ子教室、それから地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務交付金から児童生徒のスポーツ環境整備事業、それから少し飛びます。県支出金、県委託金の民生費委託金で人権啓発推進事業費の委託金、一番下の支援学校給食委託金、それから23ページ、これは上から3つ目の美術品取得基金積立金利子収入から奨学事業基金積立金利子収入、一番下の小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入となっています。

次のページ、24ページですね。これは繰入金の基金繰入で奨学金事業基金繰入金、それから特別会計繰入金で地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計への繰入れ、それから諸収入の中の貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入から同じく奨学金の元金収入、貸付金の過年度分、それから保育園の受託事業収入ですね。もうちょっと進みますかね。よろしいですか。

26ページ、給食収入の学校給食収入、現年度分、滞納繰越分、保育園の給食が職員分、実習生分、雑入で上から2番目、中学校寄宿舎宿泊負担金、1つ飛んで体育施設自動販売機、次、実習生受入謝金、それから悠ゆう館施設負担金収入、それからいくつか飛びまして372万7千円は地域生活支援事業負担収入、太陽光発電売電料ですね。これは下から4番目。それと、次のページの2段目が高齢者等活動支援促進施設負担金、2つ飛んで小国郷特別支援連携協議会の負担、それから下から2番目、地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入、あとは町債のほうは、いろいろ事業は関係あるかもしれませんが、総務課のほうの所管ですかね。よろしいですかね。

では、ちょっとここで休憩しましょう。3時10分から行います。

(午後3時02分)

委員長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

委員長（松崎俊一君） 今、一般会計の歳入のほうを終了いたしました。再度質疑漏れはないでしょうか。

5 番（児玉智博君） これは交付税に係ることなのですが、国が学校給食の民間委託ルールということで進めておりまして、実際阿蘇市なんかでは学校給食は民間委託されているのですが、小国のように自校方式で直営の場合、そういう交付金自体が厳しくなっていくというふうに伺っておりますけれども、小国の場合はそれが給食費に跳ね返ってきたりとかということが今後ないか確認させていただきたいのですが。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 申し訳ございません、内容をちょっと読み込めませんでしたので、すみません、もう一度よろしいでしょうか。すみません。

5 番（児玉智博君） 国の大きな流れとして学校給食も要するにどんどん官から民への流れの中で、学校給食も民間委託という方向になっていっています。実際、その中で阿蘇市なんかでは学校給食が民間委託されているわけですよ。小国町のような自校方式で直営を続けていく場合に交付税あたりがちょっと少なく、ペナルティというか、なっていくという世の中の流れですけども、小国町がこのまま小国町の方角性として直営の方式をとるのかということと、将来的にそれが給食費に跳ね返るようなことがないかということをお伺いしたいのですが。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 勘違いのお答えだったらまた御指摘をお願いしたいと思います。学校給食費については、先ほどからお話に出ています賄材料費を基本として算出させていただいておりますので、その賄材料が安く入れば当然給食費のほうも安くなると思いますけれども、学校給食の場合、安いというのに越したことはございませんけれども、安全性であるとか、そういった間違いなく搬入できるとか、品質の問題であるとか、そういった安全面からすると今のところこの今の状態で小国としては進めさせていただきたいと考えております。また、将来状況的にいろんなものがございましたときには、またそのときに検討することも考えられるかなというふうには思っておりますけれども、現在のところ今の方法を考えております。

委員長（松崎俊一君） ほか、質疑漏れはございませんでしょうか。

それでは、当委員会に付託を受けました一般会計の歳入歳出予算については終了しました。

今一度、質疑漏れがありましたら受け付けたいと思います。よろしいですか。

それでは、質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

5 番（児玉智博君） 私は、議案第 15 号 平成 29 年度小国町一般会計予算についてに反対の立場から討論を行います。

平成 28 年度は、熊本地震をはじめ、大雨や火災が立て続けに発生しました。平成 29 年度では一連の災害を教訓に防災と災害対応の強化を推進していくことが求められます。地震や各火災へのあらゆる活動での最前衛部隊として動くのが消防団です。昼夜を分かたず出動に応じています。火災現場でも最後まで残って安全を確認しています。今後の団員確保のためにも個々の団員の頑張り、活動にしっかり報いることは重要だと思います。しかし、小国町では団員の出動手

当を年間5千円という非常に雑な出し方をしています。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受け、消防庁は活動に応じた報酬、手当の適切な支給を働きかけています。小国町のような消防団には頑張ってもらうが、まともに手当はしないという姿勢は異常としか言えません。

平成26年に小国町景観条例が制定され3年になります。本予算では審議会委員報酬が計上されていますが、保護地域の指定すら行われていません。政策課長は、まちづくり条例と重なる部分があるとしていますが、事実上運用されないような条例であれば廃止すべきであります。

部落解放同盟小国支部補助金をはじめ、人権同和関連予算が支出され続けています。部落問題は、封建的身分そのものではなく、その残滓です。その解決は民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進し、国の同和对策特別事業の終結から14年経つ今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。ときとして起こる不心得な非科学的認識や偏見に基づく言動が小国町で受け入れられないという民主主義の力を強めていくことこそ重要です。町の施策は全ての町民に公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は憲法に基づき一般施策で行うべきであります。

最後に、復興まちづくり計画策定委託料1千万円がありました。熊本地震を経験した町民からは、住宅や避難の場となる地域の公民館の耐震診断、工事を望む声が出ています。このほかにも様々な意見が出ていていると思いますが、こうした町民の声がしっかりと反映された計画となり、災害に強いまちづくりにつなげていただくことを求めて討論を終わります。

委員長（松崎俊一君） ほかに討論はございませんでしょうか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決に入ります。

議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（松崎俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は可決承認すべきとされました。

次に移ります。次に議案第16号、17号、18号、19号、20号につきましては、一括して議題といたしたいと思っております。執行部より説明があればお願いいたします。

なお、7日の本会議で各所管に属する特別会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。それから併せて資料などありましたら配付をお願いしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 今、委員長のほうからもありましたように本議会のほうで概要の説明を行わせていただいております。本日は、主なものの説明ということで説明させていただきます。

概要につきましては、ちょっと繰り返しになりますが、被保険者が現在2千628人、世帯数で1千455世帯の加入となっております。こちらを基に予算の編成をさせていただいております。

特別会計予算書の12ページを御覧いただきたいと思います。まず歳出のほうから説明させていただきます。まず1の総務費ですが、こちらは国保会計の運営事務費、次の2が徴税費、その3が国保運営協議会の経費となっております。こちらについては、一般管理費の13委託料のほうに調整交付金システム改修の委託料、それと19のほうにTRY-Xシステムの改修ということで、今回金額の増となっております。

13ページ下の段は、保険給付費の療養諸費となっております。こちらも過去を参考にして予算を計上させていただいております。退職者保険医療給付費のほうが少し伸びておりますが、これもちょうどこの下半期が結構この方たちの療養費が伸びてきておりますので、今回増額を見込んでいるところです。

14ページ上段が高額療養費です。一般の退職被保険者の療養費が伸びを示しておりますので、伸びを見込んだところで計上させていただいております。

次に15ページの中程をお願いします。3後期高齢者支援金、それと16ページの上段のほうに6介護納付金、こちらは支払基金が被保険者の数を基に算出するものです。後期高齢者支援金のほうが2千600万円、介護納付金のほうが200万円の減額を見込んでおります。

16ページ、7共同拠出金、3保険財政共同安定化拠出金につきましては、国保連合会が被保険者数や医療費などから算出してしております。昨年の実績を踏まえて2千万円程の減額を見込んでおります。

17ページ上段が保健事業費となっております。こちらは人間ドック、特定健診、特定保健指導等の経費を計上させていただいております。

18ページ中程、10諸支出金です。1直営診療施設勘定繰出金、こちらは公立病院の機器導入費用ということで602万円の増額を計上させていただいております。

続いて、歳入のほうの説明に移らせていただきます。

8ページを御覧ください。歳入につきましては、見込まれる歳出に対して必要な財源をまず計上させていただいております。1国民健康保険税、被保険者数の減少、歳入全体の財源調整等を考慮して予算を計上させていただいております。一般被保険者で700万円、退職被保険者で675万円の減を見込んでおります。

次に9ページ上段、国庫支出金及び10ページの6県支出金、こちらにつきましては、このあとの前期高齢者交付金との関連もありますが、普通調整交付金等が減額と見込んでおります。

もう一度9ページに戻りますが、5前期高齢者交付金、こちら支払基金が65歳から74歳までの前期高齢者の数を基に算出するものですが、給付費額の増により3千600万円の増と見



込んでおります。

10 ページ中程、7 共同事業交付金、こちらにつきましては、県内の保険者間の支え合いの部分です。昨年度の実績を基に算出し、全体で1千500万円の減額を見込んでおるところです。

11 ページ上段の繰越金につきましては、現在繰り越す額が見込めないということで999万9千円の減額で計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ13億3千420万6千円となっております。これは昨年と比較しまして、2千515万1千円の減ということで、率にして1.9%の減となっております。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

次に小国町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

小国町の介護保険は、被保険者数が現在2千884人となっております。また、介護認定者数は、要支援1から要介護5までの7段階に分かれておりますが、総数で626人となっておりまして、認定率が21.8%という状況です。こちらを基に今回の予算も計上させていただいております。

歳出の主なものにつきましては、28 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出、1 総務費ですが、こちらは介護保険特別会計の運営事務、次が徴税費、次が運営協議会経費となっております。この中で1 一般管理費、委託料の中に今年度介護保険計画の策定見直しということで第7期の策定を平成29年度計画しておりまして、その委託料を350万円計上させていただいております。

次に29 ページから30 ページが保険給付費となっております。それぞれのサービスで増額となっておりますが、特に目1 介護サービス等諸費の1 行目、居宅介護サービス給付費などを中心に全体で1千69万円ほど、その下の目、介護予防サービス等諸費につきましては、こちらも1 行目の介護予防サービス給付費等の実績が伸びておりまして、こちらも全体で1千541万円ほどの増額を見込んでおるところです。

続いて、31 ページから33 ページ、こちらが地域支援事業費となっております。31 ページの目1 介護予防・生活支援サービス事業費の1 9 負担金補助及び交付金で従来型サービス負担金という項目がありますが、これにつきましては総合事業の移行に伴い要支援者の方の従来型の通所訪問サービス負担金が保険給付費から地域支援事業費へと移ることにより全体で381万1千円の増額を見込んで計上しております。

次に歳入のほうの主なものを説明させていただきます。

24 ページを御覧ください。歳入の主なものにつきましては、1 保険料として一号被保険者保険料を歳入全体の財源調整も考慮して、今年度1億8千779万2千円を見込んでおります。

3 国庫支出金、25 ページからの4 支払基金交付金、5 県支出金、6 繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業の増に伴いそれぞれ増額を見込んでおると

ころです。また、繰入金につきましては、今説明したほかに26ページ2つ目の基金繰入金は介護給付費準備基金からの基金繰入れが今年度見込めませんので1千900万円の減となっております。

その下の7繰越金につきましても、現時点での繰り越せる額が見込めない状況ですので99万9千円の減額で計上いたしております。

歳入歳出合計それぞれ10億5千562万9千円ということで、昨年と比較しますと4千597万9千円の増額となっております。率にして4.6%の伸びとなっております。

以上で小国町介護保険特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

続いて、小国町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

後期高齢者医療は、熊本県広域連合が保険者となっております。平成28年度末現在の被保険者数が1千663人ということで、その人数を基に今回の予算を組ませていただいております。

40ページを御覧ください。こちら歳入のほうですが、款1後期高齢者医療保険料が普通徴収と特別徴収を合わせて6千565万2千円を計上しております。459万7千円の増額となっております。

3繰入金は、保険基盤安定繰入金と事務費分として一般会計から繰入れを行うものです。

次に42ページを御覧ください。歳出につきましては、1総務費ですが、こちらは後期高齢者医療特別会計の運営事務費、徴収費の経費となっております。

2後期高齢者医療広域連合納付費で広域連合のほうへ保険料と保険料軽減分を補填する保険基盤安定繰入金を合わせた額を負担金として支出するものです。508万円の増額を見込んでおります。

3保健事業では、委託料として歯科口腔健診、次のページの負担金補助及び交付金で人間ドック補助につきましても受診者の増を見込み予算計上をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ1億887万1千円で、昨年と比較しまして561万円の増となっております。率にして5.4%の伸びとなっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

住民課長（河野孝一君） 議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきましては、本会議で説明させていただきましたので省略させていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、小国町坂本善三美術館特別会計予算について説明させていただきます。

坂本善三美術館の平成29年度事業につきましては、先日の町長の施政方針で説明がありましたとおりでございます。今年は、坂本善三画伯の没後30年の年であり、画伯の画業や作品を振り返る展覧会を開催するとともに引き続き住民の方と交流しながらつくり上げる展覧会や子ども

もから大人まで参加できる様々な美術教室やイベントを開催し、美術館へ気楽に足を運べるような活動を行っていきたいと考えています。

最初に全体の予算から説明させていただきます。

56ページをお願いします。歳入でございます。

使用料及び手数料は352万5千円で、前年度と比較しますと40万円の減額です。ここ数年の実績にあわせて減額をしております。

繰入金は993万3千円で、前年度から190万3千円の増額です。

諸収入は76万4千円で、前年度から1万6千円の減額でございます。

歳入全体としまして148万7千円の増額となっております。

次に57ページをお願いします。歳出です。

総務費としまして1千422万2千円を計上しています。前年度から同じく148万7千円の増額になっています。

次に58ページをお願いします。歳入の明細でございます。

使用料及び手数料352万5千円は美術館の入館料でございます。

繰入金993万3千円は一般会計からの繰入金でございます。

諸収入76万4千円はミュージアムショップの売上70万4千円と美術教室参加費6万円を計上しています。

次に歳出の主な内容を説明させていただきます。

59ページでございます。まず、一般管理費全体額における前年度比較148万7千円の増額につきましては、11需用費のうち修繕費の増額によるもので、修繕の内容としましては通年計上しています施設修繕のほかに今回は本館屋根瓦の一部破損しているものを取り換える費用を計上しているものでございます。

次に8報償費の中の講師謝礼95万円につきましては、美術館の事業として計画しています展示会や美術教室等に係るものでございます。

11需用費の印刷製本費50万円につきましては、展示にかかるパンフレット、ポスター、チラシや入館チケット等のための費用として計上しているものでございます。

その他の歳出についても主に通常的美術館における展示や運営、管理に関する費用でございます。

簡単ですが、以上で坂本善三美術館特別会計の予算についての説明を終わらせていただきます。

委員長（松崎俊一君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第16号から議案第20号について質疑に入りたいと思います。

まず、1件ずつ質疑を行いまして、質疑のあと1件ずつ討論のほうをいただきたいというふ

うに思っております。

それでは、まず質疑に入ります。

国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。ページが8ページから18ページになると思います。歳入並びに歳出です。ページの8からページ18ですね。

そのあいだに私のほうからここあたりでも健診とかいろいろ受けますよね。先ほど予防費のときもちょっとお話がありましたけれど、そういうのを受けて、いろいろ保健指導したそのお陰で病院に行って受診代がだいぶかかったとか、そういうケースは考えられないのですかね。もちろん病気が良くなることはいいことなのでしょうけれど、医療費が少し上がるとか、そういうのはそのバランスというか。

福祉課長（木下勇児君） おっしゃるように人間ドックなり住民健診を受けて、そこで精密検査、要検査とか、あとはそういった指導が必要になった方は是非その時点で行ってもらったほうがそのとき医療費はかかるかもしれませんが、重症化予防なり、そういった方は特にそういった重症化になる可能性があるので保健指導を受けてくださいという形になりますので、そこ以降にほったらかしとって重症化して、いよいよになってと医療費を、ちょっと比較した数字というのはないのですが、もちろんそれよりも事前の予防でかかった医療費のほうが安くあがるというふうにご認識しております。

委員長（松崎俊一君） はい、わかりました。

5番（児玉智博君） 今年の8月から医療費負担の上限を定める高額療養費制度が70歳以上の人を現役世代と同水準に引き上げることになっております。また、外来のみの負担が今70歳以上だと軽くするという上限の特例も廃止されることで、要するに現役並みの負担が必要になることになるのですが、これは小国町の国民健康保険の要するに70歳から74歳の人がどれぐらい影響を受ける方がいらっしゃるかわかりますか。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。まだその数字は掴んでおりません。

5番（児玉智博君） では、人間ドックであったりとか、特定健診の委託料というのがありますけれど、これは大体その受診数というか、それは前年並みの様子を見てのこの数字を組まれたということでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） はい、そのとおりです。前年と前々年度を一応過去3年のデータの中での推移を見ながら予算を計上させていただいております。

5番（児玉智博君） なんか特別なやっぱり受診を向上させるような取組みというのは、何かされるつもりはないですか。

福祉課長（木下勇児君） 特別なという表現が当てはまるかわかりませんが、町としても先ほども少し時松議員のときも話したようになんとか健康づくりまたはそういった住民健診については力を入れていきたい部分です。その中でなんとか受診率を向上させる、あとはそこで終わらずに

次の特定保健指導が必要な方の先ほど50%ということで、全国から見るとその数字は高いほう、受診率も含めて全国で見ると高いほうなのですが、ほかの町村ではまだまだ高い数字を残している町村もありますので、そういった取組みも参考にしながら、またうちのほうでは本当に実際動く職員がやれるように一応課内の職員提案なんかもさせてもらって、そういった中で出てきた案も利用して、次につなげていきたいというふうに思っております、その一つが葉書を出して家族の後押しのできるようなことができるのではないかとというような取組みとか、あまりお金とかをかけずに取り組めるようなことから取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

5番（児玉智博君） その特定健診であったりとか、この部分はなかなか被保険者の自己負担という部分ではあまりそんなに高くなく受けられるかなというふうに思うのですが、ただ人間ドックについてはやはりメニューにもよるのですけれど、決して僕は、これは安くはないかなというような気がするのですよね。それでやはり全員にとかではなくて、ある程度の年齢ごとに肺炎球菌ワクチンではないですけど、その年齢を対象にしてある程度助成割合をどれぐらいにするかというのはなかなか判断が難しいところかもしれませんが、一定額の補助を行って、その機会に人間ドックを普段受けないような人にちょっと受けてもらうような機会を設けるのも一つの考えではないかと思いますが、いかがですかね。

福祉課長（木下勇児君） 貴重な御意見だと思いますし、福祉課としても特に若い人たちの受診率を上げたいと思っています。やっぱり早め早めにそういった健康維持の意識付けであったり、それぞれの少し体の変化をやっぱりみてもらうというためにも、若い人というか、40代、50代、60代、このあたりの方たちの人間ドックに限らず住民健診も含めて受診率の向上というのが今後の課題ではないかなと思っておりますので、今の御意見も含めて次へとつなげていきたいというふうに思います。

委員長（松崎俊一君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

国民健康保険特別会計のほうで質疑がなければ、次の介護保険に移ります。ページが24から34、同じく歳入及び歳出になっております。

5番（児玉智博君） この介護予防日常生活支援総合事業というのがあります。これは平成28年度から始まった取組みであるというふうに思いますが、大体どういった形で取り組まれてきたかということと、なんか初めての取組みだったと思います。それが今年度見直しなんかは行われるのかということを教えていただければと思います。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 小国町は平成28年の4月から介護予防生活支援サービス事業に取り組んでおります。その中でも通所介護のほうの取組みを先にしておりまして、御家族とか本人さんが窓口でどこか通いで行きたいとおっしゃった場合には、本人さんの状況を見たりとか、御家族の方の御希望を聞きながら、介護申請をしていただくのか、それとも総合事業

を選んでいただくのかという説明をさせていただいております。御本人がおいででないときには、地域包括支援センターの職員が訪問をして、本人さんの状況あたりを見て、そして介護申請をしていただいたりとか、あるいは総合事業である「元気が出る学校」においでいただいたりとかいうふうなところで進めてきたところがございます。

5番（児玉智博君） 平成29年度も同じような取組みをされる。

地域包括支援センター長（松崎優子君） そうですね。平成29年度も同じようなところでやりたいと思っておりますが、平成29年度は生活支援サービスの多様なサービスの部分がまだできておりませんので、そこらあたりの多様なサービスをつくりあげるところを平成29年度は進めていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 多様な生活支援サービスというふうになると、要するに通所ではなくてから、在宅でホームヘルプサービスとかの部分になってくるかと思うのですが、それを平成29年度という年度途中からそういう取組みを始めるということですか。それともそれは来年度になるのでしょうか。

地域包括支援センター長（松崎優子君） 平成30年4月から訪問介護については多様なサービスが受けられるように平成29年度中にそういう多様なサービスをつくりあげていきたいというふうに考えております。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんでしょうか。またもう一度漏れがあったときには案内したいと思います。

次、後期高齢者医療特別会計予算、後期高齢者、ページ40からページ43ですね。

5番（児玉智博君） それでは、この後期高齢者医療というのが2017年度から要するに低所得者であったりとか、もと扶養家族だった人の保険料が、今までだったら激変緩和措置ということで最大9割合わせて軽減されていた特例があったわけですが、これが廃止となってしまいました。そうすると保険料が多い人では最大10倍にもなる人もいるのではないかというようなことも言われているわけですが、小国町に限ってそういう負担増の対象になる被保険者の方が何人いて、それは大体合計でおいくぐらいの負担増となるというふうに予測されているか、そういう予測があれば教えていただければと思います。

健康支援係長（河津佐和子君） おっしゃるとおり平成28年4月から保険料の軽減措置の改正がございました。現在広域の保険料としましては、均等割、所得割、それぞれ2つ合わさったものが保険料としていただいているわけなのですが、今回改正の主な内容としましては、先ほど議員がおっしゃったようにいくつかございまして、特に影響があると思われるのは、所得割の軽減が所得91万円を超えない方が5割の軽減だったのが、2割に軽減が下がります。それからもう一つ、被扶養者といまして、社会保険とかほかの健康保険等の家族の方の扶養になっていた方の軽減率が均等割9割軽減から7割軽減に落とされるということになっております。所得

割のほうはいずれ介護とかほかの制度を見ながら調整中ということなのですから、今回の改正ではかかっておりません。この保険料の課税とかにつきましては、町ではなくて広域連合のほうで計算をいたしますので、広域連合のほうから提示された資料でちょっと御説明をいたしますと、所得割の軽減額といいますのが、これはちょっと軽減数は出ておりませんが、こちらのほうが大体2%増で見込みまして大体114万8千円の増、それから均等割につきましては大体144万6千円、トータルしましてその他軽減とかも含めると、大体小国町で全体で見ますと2割増しのところで259万4千円の増額ということで資料をいただいております。

5番（児玉智博君）　そして、もう一つちょっと別の件ですけれども、後期高齢者医療制度では保険料の軽減判定に、これは厚生労働省の話ですけれども、誤りがあってから5年間過大か、あるいは過少に徴収をされていたということが明らかになっております。これは本当に小国町の方たちに非があるものではありませんが、実際もらいに行かなければならないのも小国町ですので、非常にそれは大変なことだとは思いますが、実際小国町にはそういう影響を受けられる被保険者の人が何人ぐらいになるかというのは、大体見えてきているのでしょうか。

健康支援係長（河津佐和子君）　おっしゃるとおりそのようなミスがあったということで、今作業を進めているところです。広域から所得の調査とかがきておりまして、大体報告ではそろそろくる頃なのですけれども、具体的に何人というような報告はまだきておりませんので、こちらで今ちょっと御報告はできません。ただ、本当に金額とか人数もはっきり分からないのですけれども、人数的にいきますとあまり大勢というわけではないかなということぐらいしかちょっと分かりません。

5番（児玉智博君）　かなりこれは戻ってくる分であれば、それでもミスがあったということで責められる方もいるかもしれませんが、やはりそれは追加で払わないといけなくなったところでは非常に怒られる人が大勢いるかと思いますが、そういったところを非常に慎重に対応していけないといけいないというふうに思います。そういう部分では、特別にどういう態勢で誰がそういう伝えに行くのかというようなその方法、要するに最初ただ郵送で知らせるのか、それとも最初からこういうことがありましたと言って、足を運んで行こうと思っているのかということをお聞かせいただければと思います。

福祉課長（木下勇児君）　今の件につきましては、担当係長のほうからもあったようにそう数的な部分でいけば多くないだろうというふうには思っております。対象となる方たちがですね。還付であれ、徴収であれ、基本的には私と担当あたりで個別に伺って、その時点で説明を丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君）　分かりました。ただ、これは熊本県の後期高齢者医療広域連合が決めることなので、それはそうなのかもしれないのですが、基本的に5カ年遡るということなのですから、5年というとき効とかいうことはできないのかなというような気がするのですが、料の部

分ですので、5年というとき効ではないのですか。

福祉課長（木下勇児君） 時効の関係で還付は5年間戻します。徴収は2年間です。という形での対応になります。

委員長（松崎俊一君） ほか、質疑はありませんか。

次、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計、これはページが50ページ、51ページ。ございませんか。

それでは、次、坂本善三美術館特別会計予算、58から60です。ページ58から1枚、2枚、3枚、ページ60ページまでになっています。

5番（児玉智博君） 先ほど説明をいただきました施政方針でも建物の補修が必要な箇所があるので、計画的に修繕を検討していきますというふうにありましたが、予算のほうでは屋根瓦の部分ということで計上されているということでした。今後、計画的な修繕というと大体何カ年ぐらいで検討されているか、教えていただくことはできますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在坂本善三美術館につきましては、平成29年度予算でお願いしてございます本館の屋根瓦、それと今考えているのは、本館の塗装、木を使っている部分の塗装を今考えてございます。ほかの部分については、特別今のところ手がいるものとは考えてございませんので、現在考えているのは本館の木を使用した部分の塗装をなるべく費用が安い方法でできないかというのを今年一年間ちょっと検討しようかというふうに考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 本館の木を用いた部分というと外壁のことですか。分かりました。

教育委員会事務局長（横井 誠君） はい、そのとおりでございます。

5番（児玉智博君） では、もう一度確認ですが、その方法を外壁の木の部分の検討をして、それが終われば大体必要な補修というのは終了するということですね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今大まかなと言ってはちょっとおかしいのですけれど、一応考えている修繕はその塗装の部分だけでございます。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

2番（大塚英博君） 歳入の中の美術館使用料と書いてあるのですけれども、この352万5千円という中で、入場者数というのは大体どのくらいで計算しているのですか。これは。

社会教育係長（小野寿宏君） 大人が大体6千800人、それから大学生・高校生が50人、それから小中学生が100人で大体計算させていただいています。

以上です。

2番（大塚英博君） いつも思うのですけれども、この美術館というのが学校というふうな施設として考えているのか、それとも観光という一つの諸収入の中に雑入というのがありますけれども、ミュージアムショップ売上とか、美術教室参加費というのが、前年度に対しての減額になっ



ていますし、美術館使用料もそれに対して減額、要するに減っているのですよね。これは普通に考えたときにこの収入が上がれば上がるほど、この一般会計の繰入金というのが減ってくるのが当然なのですけれど、要するにそこのところを。

社会教育係長（小野寿宏君） 収入については、例年決算段階で平成26年度が260万円、27年度が240万円、28年度が現在71%ぐらいできていますので、2月末で170万円程度なのですけれども、非常に歳入見込みと乖離しているということで、少しでも近づけていきたいということで本年は収入を減額させていただきました。また、支出が、先ほど局長のほうから申しましたように修善費が大きい、大体修繕費、今回屋根の修理を200万円ぐらい見込んでおまして、通常では200万円はないものなのですけれど、その200万円を増額したりして、今回繰入金が大きくなっておるところです。

以上です。

2番（大塚英博君） 再度言いますけれども、収入のほうを増やすことによって一般会計繰入金は減っていくというのは当然のことなのです。ということは、要するに諸収入の中の雑入のミュージアムショップ売上というこういう金額とか、どのようなものを売って、どのような収入を上げていくとか、例えば入館料においても入場者数を増やして行って、金額的に少し安くして、そこに相乗的に収入を増やすというか、いろんなやり方があるかと私は思います。しかし、今さっき言ったように学校の運営みたいな感じで、経費は経費なのだと、収入はあまり考えないというふうな方針であれば、私は質問をしません。そこのところがその収入を増やすことが、一般会計からの繰入金を減らすことを非常に頭に入れていただきたいと思うのです。その点についてお答えをお願いいたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 坂本善三美術館は、社会教育施設ということで町が設置しまして、教育委員会事務局のほうで管理をしているところでございます。あくまでもそういった特に営利を目的として経営している、運営しているものではございませんで、ミュージアムショップ売上につきましても坂本善三美術館に関わる、例えば一番出ているのは絵葉書あたりではないかなと思いますけれども、美術館に来られた記念になるとか、坂本善三美術館にまた来ていただくために、それとかまたどなたかほかの方にお土産としてやったりとか、たぶんそういった形でしていたり、あるいはサポートセンター悠愛で生徒が作った作品もそこで販売したりとか、あらゆる学校教育に限らず、そういった面も広く美術に興味を持っていただいて、町の大変ほかの自治体にはなかなかない施設だと思っておりますので、そういった方面で幅広い意味で運営している施設であると思っております。

社会教育係長（小野寿宏君） ミュージアムショップ売上については、この予算書を上げた以降に平成29年度のイベント等で三菱UFJ信託地域文化財団というところから50万円の助成が決定しております。来年度事業にですね。本年度についても野村財団のほうから40万円ほどい

ただいたりしてしまして、諸収入の増額に向けて美術館のスタッフの皆さんが非常に活動はしております。それから27年11月から28年10月にかけて町外のテレビ、新聞等で大体26件ほど取り上げていただいております。テレビでは、「窓をあけて九州」とか8件ほど九州各地で美術館の取組みとか、新聞では18件ほど扱っていただいて、先ほど学校とか言いましたけれども、町の名前を売るといふか、そういう面にも非常に貢献している美術館だと思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 一応分かりましたけれども、そういう意味でまず善三画伯のほうをPRする意味においてもこの入場者数というのをどんどん増やすことが、実際言うとそれを小国町から発信することだと思うのです。だから、ここで一番ネックになっているものは、入館料という金額が、私は先ほども言いましたけれど、500円という金額は非常に観光、ちょっと寄ってみようかという金額からほど遠い金額だと思うのです。たくさんの方々に訪れて、小国のことを知っていただきたいと思うならば、やっぱりそれだけそういうところにも配慮していただきたいと考えております。この500円という金額は、私は本当に言うと普通の入館料においては、そこでブレーキをかけているのではないかなと、なるだけたくさんの方々に見ていただくためにはやっぱり安くしてでも、学校運営という感覚ならば、利益を考えなくてもいいということであれば、私はもっと安くしてもいいのではないかなと、そういうふうな考え方でございます。その点についての価格改正、価格面についてのこれからの考え方はどうあるかお答えいただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 以前の議会の中でもそういった御意見をいただいているものと思っております。入館料を安くして、人がたくさん来るのかというのは、私たちが実際こういう受け答えをしていますけれども、現場にいる方が一番そういった面には善三美術館のほかにも県内の美術館であるとか、個人の知識を広めるために自費でほかの施設なんかも回って、いろんな研究をしてございまして、そういった議会からの質問とかもあるけれどどうだろうかというふうに検討とかをしてみますと、やはりああいった美術館に来られる方は、金額が例え安くなってもなかなかそれに呼応するぐらいの入館者は恐らく難しいのではないだろうか。たぶん美術館に魅力を感じてこそお金を払って見に来てくれるということであるので、美術館の魅力を高めるということがいいのではないだろうかというふうなお話もございまして、今のところ入館料の改正とかは状況が変われば別ですけど、今のままで変更するということはちょっと考えていないような状況でございます。

委員長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

議案第16号から第20号までほかに質疑漏れ等ございましたら、よろしいですか。

それでは、質疑がなければ、これをもって質疑を終結したいと思います。

それでは、ちょっと時間が中途半端ですけど、あの時計で20分まで休憩をしたいと思います。

(午後4時10分)

委員長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時20分)

委員長(松崎俊一君) これより討論に入ります。討論、ございませんか。

5番(児玉智博君) では、私は、反対する議案を一括して討論したいと思います。議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算及び議案第18号 平成29年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

これら3予算の歳入である保険税、保険料が高すぎるため、被保険者の暮らしを圧迫し、地域経済にも影響を及ぼします。特に介護保険料、後期高齢者医療保険料は、ただでさえ目減りしている年金給付費から天引きをされており、高齢者の生活の質低下に直結をするものであります。また、70歳以上の現役世代の方たちは、国民健康保険も後期高齢者医療保険も医療費負担の上限を定める高額療養費制度が現役世代と同水準に引き上げられ、外来のみの負担を軽くする上限特例も廃止することになっております。負担は増えるのに、給付は引き下げられるという矛盾であります。また、後期高齢者医療制度では、低所得者や扶養家族だった人の保険料を最大9割軽減している特例措置について、2017年度から段階的に廃止されることになっております。対象者は全国では75歳以上の6割近い916万人にのぼり、保険料は2ないし10倍に跳ね上がるということです。先ほどの答弁でも小国町内でも全体で259万4千円の負担増ということがあります。これら高齢者の方たちはほとんどが年金に頼って生活をしている人たちであります。259万4千円、これが引き上げられれば、ほとんど高齢者の人たちの年金というのは、そのときどきの暮らしのために消費に回っております。地域の消費がこの分縮小して、経済も停滞することにつながるということでもあります。このように町民にとって非常に厳しい状況が続いております。町におかれましては、健康づくりの推進というところが非常に求められるところでありますが、質疑の中でも述べましたように人間ドックであったり、あるいは健康診断というところを町民がもっともっと受けやすいようにして、町民の健康づくりを進めていっていただきたいということを最後に述べまして反対の討論といたします。

委員長(松崎俊一君) 議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論はございませんでしょうか。

次、議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算について、討論はございませんか。

次、議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、討論はござ

いませんか。

議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、討論はございませんでしょうか。

議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、討論はございませんか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は立たれる場合、最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第16号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(松崎俊一君) 賛成多数。

よって、議案第16号は可決承認すべきとされました。

議案第17号 平成29年度小国町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(松崎俊一君) 挙手多数。

よって、議案第17号は可決承認すべきとされました。

議案第18号 平成29年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(松崎俊一君) 挙手多数。

よって、議案第18号は可決承認すべきとされました。

議案第19号 平成29年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松崎俊一君) 全員挙手であります。

よって、議案第19号は可決承認すべきとされました。

議案第20号 平成29年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(松崎俊一君) 全員挙手であります。

よって、議案第20号は可決承認すべきとされました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。総務文教福祉常任委員会に付託された議案は、全部終了いたしました。よって、本日の平成29年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) はい、異議なしと認めます。

以上で、平成29年第2回総務文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後4時28分)

平成 29 年

第 1 回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 平成 2 9 年 第 1 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	平成 29 年 3 月 14 日 午 前 10 時 01 分 開 議 午 後 1 時 35 分 閉 会
場 所	小国町隣保館
出席委員 及び議長	松本 明雄 熊谷 博行 穴井 帝史 高村 祝次 時松 唯一 渡邊 誠次
事 務 局 職 員	小田 宣義 澁谷 広美
説 明 員	小国町長 北里耕亮 情報課長 佐々木忠生 産業課長 澁谷洋典 情報課審議 時松洋順 産業課審議員 村上弘雄 情報係長 佐々木博隆 農政係長 宮崎智幸 商工観光係長 緒方幸子 林政係長 秋吉祥志 建設課長 佐藤彰治 農業委員会係長 穴井桂子 建設課審議員 北里慎治 公共建設係長 橋本弘二 農林土木係長 穴井 徹
会 議 に 付 し た 事 件	議案第 15 号 平成 29 年度小国町一般会計予算について 議案第 21 号 平成 29 年度小国町簡易水道特別会計予算に ついて 議案第 22 号 平成 29 年度小国町農業集落排水事業特別会計 予算について 議案第 23 号 平成 29 年度小国町水道事業会計予算について
会 議 の 経 過 概 要	平成 29 年度一般会計及び特別会計予算の審議を行う。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業常任委員長

# 平成29年 第1回 産業常任委員会

平成29年3月14日(火) 午前10時00分～  
小国町隣保館

				澁谷書記
			橋本 公共建設係長	緒方 商工観光係長
	穴井 農業委員会係長		穴井 農林土木係長	佐々木 情報係長
秋吉 林政係長	宮崎 農政係長		北里 建設課審議員	時松 情報課審議員
村上 産業課審議員	澁谷 産業課長	北里町長		佐藤 建設課長
				佐々木 情報課長

穴井	時松唯
高村	副委員長 熊谷
議長 渡邊	委員長 松本
小田 議会事務局長	



## 議事の経過 (h. 29. 3. 14)

委員長（松本明雄君） おはようございます。

昨日の雨で、小国町もだんだん冬から春に変わってきているなという感じになっております。

それでは、議会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） おはようございます。

平成29年第1回の産業常任委員会ということでお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。事件といたしましては、平成29年度小国町一般会計予算について、以下特別会計についてでございます。この分については、3月7日の議会開会日当初に当産業常任委員会に付託された部分でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

委員長（松本明雄君） ただいまの出席委員は5名です。定数に達しておりますので、ただいまから産業常任委員会を開催いたします。

（午前10時01分）

委員長（松本明雄君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、3月7日の本会議で本委員会に付託されました議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について、議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について、議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算についてとなっております。

はじめに、本常任委員会に付託されました議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算を議題といたします。

議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付をお願いします。説明のほうは、各課長以下着座のままでお願いしたいと思います。

何かありますでしょうか。

情報課長（佐々木忠生君） おはようございます。

情報課所管の平成29年度当初予算について、予算書により説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。予算書の33ページをお願いしたいと思います。

総務費、総務管理費、目2の文書広報費です。この目は、広報おぐにホームページに関する歳出です。主なものは、11需用費の印刷製本費194万8千円で、広報おぐにの印刷費です。毎月3千部を印刷して配布しております。

次に、14使用料のホームページシステム使用料116万7千円です。平成29年度に見やすく、よりわかりやすいホームページの改変を計画しております。そのシステムの使用料です。予

算要求額340万4千円となり、対前年比123%です。主な増加理由としましては、ホームページシステム使用料の使用料です。

次に39ページをお願いいたします。目9防災情報施設費です。この目は、主に屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは40ページ、13委託料の中で、コミュニティーFM放送局施設業務運営委託料726万7千円、屋外情報システム設備保守業務委託料156万6千円です。予算要求額1千294万7千円となり、対前年比97%です。

次に42ページをお願いいたします。目13地域情報基盤管理運営費です。この目は光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものは、42ページ、13委託料の中で、光ファイバー関連施設の施設設備保守点検を行う施設設備保守点検業務委託2千209万6千円、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに、町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託297万6千円、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託935万8千円、地上デジタル放送、自主放送、FM放送、FM告知放送等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託430万円です。

14使用料及び賃借料の中で、CS番組使用料は10番組の使用料456万7千円です。また、日本デジタル配信株式会社からの映像電波配信方法が、通信衛星へのずれにより、平成29年4月1日よりNTTコミュニケーションズのアクセス回線、有線を用いた方式に変更されるため、VPN-HOG伝送サービス使用料240万円を昨年度までのアイヒットサービス使用料に代わりまして計上しております。予算要求額6千136万6千円となり、対前年比99%です。

次に飛びまして74ページのほうをお願いしたいと思います。農林水産業費、水産業費、目1水産業振興費です。主なものは、19負担金補助及び交付金の小国漁業協同組合補助金38万円です。小国漁業協同組合は小国町、南小国町の組合員で組織されており、両町からの補助金と入漁料等により主にアユ、ヤマメを放流しております。予算要求額は38万円となり、対前年比95%です。

次に74ページをお願いいたします。商工費、商工費、目1商工総務費です。主なものは職員1人分の人件費となります。予算要求額1千7万8千円となり、対前年比60%です。

次に、同じページ、目2商工振興費です。この目は、商工業の振興及び商工関係施設の整備に関する歳出です。主なものは、74ページ、13委託料の基本構想委託料100万円で、平成27年1月に道の駅小国が重点道の駅に選定され、周辺整備に取り組む一環として、小国杉のPRも兼ねた短期滞在型モデルハウスを計画しており、その基本構想を委託するものです。

次に75ページ、15工事請負費のゆうステーション周辺整備工事3千50万円は、本年度より国交省の社会資本整備総合交付金、補助率65%を活用して駐車場拡大整備、多機能トイレ等

の整備を行い、慢性的な駐車場混雑緩和対策に取り組むものです。

19負担金補助及び交付金で、商工振興事業補助金450万円、小国町創業支援事業補助金50万円、小国町商店街空き家対策事業補助金300万円を小国町商工会へ補助し、商工業の振興、創業支援及び買い物弱者対策や観光客誘致対策などによる地域コミュニティ再生に向けて検討していきます。また、平成28年度中止となりました町民参加型のふるさとの秋祭りに128万3千円の補助を行います。予算要求額4千246万7千円となり、対前年比359%です。主な増加理由といたしましては、本年度より取り組むゆうステーション周辺整備工事3千50万円です。

次に75ページをお願いします。目3観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営費、商工観光施設の維持管理に関する歳出です。本年度より、目5学びやの里費の予算の施設維持費が主なものとなりましたので、観光費に統合しております。主なものは、75ページ、7賃金から76ページ、16原材料費までの各節予算額のうち1千581万3千円より、鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路混雑緩和を行っております。平成28年度の入園者数見込みは、入園者数14万人、入園料収入2千700万円と予想され、対前年比62%となる見込みです。

次に76ページ、13委託料の中で、熊本県夢チャレンジ推進補助金を活用して、小国町交流促進支援業務委託300万円に取り組み、観光交流による地域経済の浮揚を目指します。

次に76ページ、15工事請負費、鍋ヶ滝公園整備工事4千600万円です。過疎債を充当し、地域の道路渋滞緩和対策の一環として、鍋ヶ滝第3駐車場の整備を行い、地元の生活と共生する観光地づくりを目指します。

次に77ページをお願いします。19負担金補助及び交付金の中で、杖立温泉観光協会へ940万円、わいた温泉組合へ203万7千円の補助を行うほか、各観光団体等へ補助及び負担金を行っております。予算要求額9千180万3千円となり、対前年比219%です。主な増加理由といたしましては、本年度より取り組む鍋ヶ滝公園整備工事4千600万円と、本年度より学びやの里費を観光費に統合したものです。

情報課所管の歳出予算総額は2億2千244万5千円となり、対前年比142%です。一般財源ベースでは5千56万5千円となり、対前年比65%です。

以上、簡単ですが、歳出を終わります。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。戻りまして16ページのほうをお願いいたします。中ほどの、分担金及び負担金、分担金、目2総務費分担金です。光ファイバー加入分担金として30万円です。

次に17ページの、使用料及び手数料、使用料、目1総務使用料の2設備使用料です。光ファイバー使用料4千270万円のうち現年度分4千260万円、滞納繰越分10万円です。

次に17ページ、一番下の、目6商工使用料です。鍋ヶ滝公園直販所使用料12万5千円、鍋

ヶ滝公園入園料3千万円です。入園者は15万人分を見込んでおります。

次に18ページ、使用料及び手数料、目1総務手数料です。中ほどの光ファイバー休止・再開手数料6万円です。

次に19ページ、国庫支出金、国庫補助金、目4社会資本整備総合交付金です。情報課所管分はゆうステーション周辺整備工事に対する交付金として1千950万円を計上しております。補助率は65%です。この交付金は、歳出の商工振興費の工事請負費に充当しております。

次に22ページ、一番上の県支出金、県補助金、目5商工費県補助金です。小国町交流促進支援業務委託に対する熊本県夢チャレンジ推進補助金として150万円を計上しております。補助率は50%です。この補助金は歳出の観光費の委託料に充当しております。

次に22ページ中ほどの、県支出金、県委託金、目3商工費委託金です。県有公園施設清掃管理委託金1万2千円です。この委託金は、杖立温泉内の県有施設である駐車場の清掃委託金です。歳出の観光費の委託料の中で同額を歳出してしております。

次に26ページをお願いします。諸収入、雑入、目5雑入です。3段目の総合賠償補償金457万4千円です。この補償金は昨年の殿町火災により焼失した光ファイバーケーブル等の復旧に伴う補償金です。

次に下段の伝送路利用収入4万9千円、IRU利用収入570万円、番組配信利用収入8万円、次のページの、光ファイバー引込工事費収入38万円、光ファイバーケーブル保守費用負担金40万円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

次に27ページ中ほどの、町債、目6商工観光債です。鍋ヶ滝周辺整備事業に伴う観光債4千600万円とゆうステーション周辺整備事業に伴う商工債1千50万円です。それぞれ観光費、商工振興費に充当しております。なお、委託料、工事請負費、補助金・負担金については、予算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

以上で情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（澁谷洋典君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

それでは、産業課所管となります、平成29年度予算の概要を説明させていただきます。歳出のほうから説明をさせていただきます。

予算書63ページをお願いいたします。款5農林水産業費でございます。目1農業委員会費から70ページ、目の14循環型農業推進費までの農業費でございますが、目の10、11、12は建設課の所管となります。産業課所管の農業費歳出総額3億5千408万8千円、対前年比で237万5千円の増となっております。

それでは、ページを追いまして主なものの説明をさせていただきます。63ページ、64ページ、農業委員会費でございます。ここでは、昨年に引き続き機構集積支援事業に取り組み、利用状況調査等を実施してまいります。7の賃金、9の旅費の費用弁償などはそれに伴う歳出でござ

います。

続きまして65ページ、農業総務費でございます。次の66ページの上段のほうにございます阿蘇区域農用地整備公団事業償還金がございます。これにつきましては、農業用道路、ファームロードの建設に伴います償還金で1億3千546万7千円を計上しております。ちなみに償還期間は平成30年度までとなっておりますので、平成29年度を含めましてあと2カ年で償還が完了することとなります。

続きまして67ページ、目の5中山間地域等直接支払推進事業費をお願いいたします。目の19負担金補助におきまして、交付金6千730万円がございます。本事業におきましては、平成29年度が第4期対策の3年目となります。集落協定数32、対象面積でおよそ954ヘクタールを基礎数値といたしまして予算計上をさせていただいております。

続きまして、同じく67ページ、68ページ、目の6畜産業費でございます。平成29年度におきましても、家畜改良事業補助金、産地維持対策事業補助金、放牧活用型草原等再生事業補助金など、計上どおりの補助金を活用いたしまして酪農、肉用牛、畜産全体での振興に取り組んでまいります。また、予算上は出てきておりませんが、昨年立ち上げを行いました小国郷畜産クラスター協議会でも計画の策定を引き続き行ってまいります。

次に68ページをお願いいたします。目の7担い手育成推進事業費でございます。負担金補助におきまして、農業担い手支援給付金600万円がございます。これにつきましては、平成28年度中に2名の方が新たに担い手として親元就農をいたしましたので、平成29年度は合わせて5名の担い手の方へ要綱に基づきまして給付を行います。

続きまして、目の8手づくりの館、目の9悠工房施設費でございます。ここではそれぞれの加工施設運営に伴います維持管理費をそれぞれ計上しております。また、ここでは先日、町長の施政方針の中でも申しましたように、建築から32年を経過し、かなり老朽化が進んできております手づくりの館の機能を悠工房のほうに集約し、施設を1つに統合できないか、調査設計業務を行いたいと考えております。69ページ、悠工房施設費の中の委託料において、そのための調査費といたしまして100万円を計上させていただいております。

続きまして70ページをお願いいたします。目の13多面的機能支払費でございます。これにつきましては、日本型直接支払制度の中で中山間直接支払と連携をとりながら、農地維持、長寿命化、協働活動に取り組みます。交付金の内訳といたしましては、農地維持と長寿命化に28活動組織、協働活動に2つの活動組織の取り組みへの交付金といたしまして3千370万円を計上しております。

次に同じページ、目の14循環型農業推進費でございます。予算総額といたしまして948万2千円の予算計上となっております。薬味野菜の里がオープンして4年目を迎えます。先日の施政方針の中でもありましたように、協議会員数も増えてきております。また売上も伸びてきてお

ります。売場面積も手狭となってきたことから、平成29年度におきましては、施設の建て替えについて具体的な検討に入りたいというふうに考えております。

続きまして、林業費でございます。71ページから73ページにかけて、林業総務費、林業振興費が産業課の所管となります。林業費、歳出総額といたしまして5千175万6千円となっております。主なものといたしまして、72ページ、林業総務費の負担金補助におきまして、野生動物生息数適正管理助成金260万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金240万円、有害鳥獣駆除補助金260万円などの駆除対策、また昨年より実施しております単県の事業でありますえづけSTOP！鳥獣被害対策事業での防除対策など、有害鳥獣対策として捕獲また駆除・防除の観点から総合的な対策を行ってまいります。

続きまして、72ページにかけて、林業振興費におきましては、間伐材供給安定化緊急対策事業、主伐促進支援事業補助金などの森林整備、林業担い手育成事業、林業機械導入事業補助金などの担い手の育成対策、また小国杉使用建築物支援事業、販売促進事業による小国杉の広報、宣伝、販路拡大を行うなど、各種それぞれの補助金を活用いたしまして、林業全般での振興策を図っていききたいというふうに考えております。

以上、歳出の概略を説明いたしましたけれども、委託料また補助金、負担金におきましては、別途産業課資料として配付してございますので、詳細におきましては御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、歳入のほうでございますが、本日お手元のほうに配付させていただきました産業課資料、平成29年度補助金等調書におきまして、産業課所管の歳入額、歳入の相手先、補助金等の目的などを記載した資料を作成いたしましたので、そちらの資料において説明に代えさせていただきます。

以上、簡単でございますが、産業課所管の主な予算概要の説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、座って説明させていただきます。

建設課が所管しますところの歳入歳出予算につきまして、概要を御説明させていただきます。なお、先に配付してございます平成29年度予算資料、建設課所管と書いてございます右肩に建設課資料3と書いてございます資料も併せて御覧いただきたいと思っております。

それでは、予算書の2ページをお開きください。まず歳入でございます。建設課に属します予算案は、12の使用料及び手数料のうち、使用料4千919万5千円、これは住宅使用料、道路占用料等の歳入でございます。

続きまして、13国庫支出金のうち、国庫負担金1千667万5千円、これにつきましては、公共債、昨年の地震債によります公共債を1件のみ過年債とした予算計上でございます。路線は町道黒淵下城線、大银杏橋付近でございます。

続きまして、国庫補助金1億4千332万6千円、これは社会資本整備交付金それから道路改

良関係でございます。また、住宅解体費等もこの中に含まれているところでございます。

続きまして、14 県支出金のうち、県補助金1 千2 8 1 万8 千円、これにつきましては、合併浄化槽の県補助金、それからがけ地近接等、土砂災害危険住宅移転等の補助金でございます。それから電源立地交付金もこの中に含まれているところでございます。

続きまして、県の委託金2 0 0 万円。これは毎年県のほうの河川についての清掃委託金でございます、県からの補助金でございます。

続きまして4 ページをお開きください。19 の諸収入のうち、雑入としまして1 5 万円、これにつきましては、柏田の1 基浄化槽に、団地に付随します警察官舎それから病院の宿舎等の流入の負担金でございます。

歳入合計2 億2 千4 1 6 万4 千円で、対前年比1 2 1 %となっております。歳入の2 1 %増というのが、特に災害復旧、激甚負担で8 8 %いただいておりますが、その分の1 路線の過年債に持っていった分の補助金の増と考えられるということでございます。

続きまして5 ページでございます。歳出です。4 衛生費、保健衛生費のうち6 8 2 万4 千円でございます。主に合併浄化槽補助金関係の歳出でございます。今年度は1 8 基を見込んでいるところでございます。

5 の農林水産業費、1 農業費のうち2 千2 5 0 万3 千円、また2 の林業費7 1 2 万1 千円でございます。農業費の主な事業としましては、石井・尾園地区の水路整備のための測量設計を計画いたしているところでございます。その他、特定中山間保全整備事業償還金及び受益者負担金としまして1 千9 7 4 万7 千円等がございます。

林業費につきましては、通常維持費のほか、単県治山工事としまして、北里西村地区1 カ所の測量設計を計画いたしております。

続きまして6 ページでございます。土木費3 億5 千1 9 8 万円でございます。1 土木管理費のうち8 千6 6 7 万8 千円の急峻なところの工事としましては、県工事関係の負担金及び各種期成会の負担金等でございます。県関係では、砂防事業としまして、小園川溪流保全工事として河川整備を、それから道路改良としましては、県道北里宮原線につきまして道路改良工事を、また急傾斜崩壊対策事業としまして、関田及び尻江田地区の2 地区について、対策工事を実施する計画でございます。

続きまして、2 の道路橋りょう費2 億2 千3 4 8 万6 千円としまして、道路維持費、道路改良費とございます。道路維持費では、通常の道路維持管理費のほか除草、除雪の委託のほか、町道沿線木の安全対策事業としまして補助金を計上させていただいております。

道路改良費1 億5 千5 7 0 万円につきましては、社会資本整備事業交付金の活用によりまして、今年度、町道小原田寺尾野線、下滴水線、明里線、はげの湯線、4 路線につきまして実施するところで計上させていただいております。

3の河川費270万円につきましては、県河川の清掃委託金でございます。

4住宅費3千911万6千円につきましては、管理住宅の経常的維持管理費のほか、社交金（社会資本整備事業交付金）の活用によりまして、来年度は桜ヶ丘住宅3棟5戸の解体工事を計画しているところでございます。また、西帯田団地1棟6戸の風呂釜交換を行うところでございます。

10の災害復旧費2千562万円でございます。農林水産業施設災害復旧費につきましては、例年のとおり、委託費等の頭出し予算でございます。災害発生時に速やかに委託契約し、復旧に向けて一刻でも早くの実施をするという予算でございます。

公共土木施設災害復旧費につきましては、今年度地震により被災しました、先ほど歳入のほうで申し上げました黒渕下城線、大銀杏橋付近の道路債1件につきましては、通行規制の関係によりまして過年債としましたところでございます。

12の諸支出金、特別会計繰出金のうち農業集落排水事業特別会計の繰出金7千892万8千円でございます。

以上、建設課に属します歳出につきましては、衛生費682万4千円、5の農林水産業費2千962万4千円、7土木費3億5千198万円、10災害復旧費2千562万円、12の諸支出金7千892万8千円、以上、歳出合計4億9千297万6千円を計上させていただいているところでございます。

なお、対前年度比は103.9%となります。

以上、簡単でございますけれども、建設課に属しますところの歳入歳出予算概要につきまして御説明を終わらせていただきます。

委員長（松本明雄君） それでは、これより議案第15号について、質疑に入ります。歳出のほうからページを追っていきますので、よろしくをお願いします。

最初は33ページ、文書広報費です。

39ページ、ちょっと飛びますけれども、これは情報課の、今説明があった分ですね。何か質問ないですか。飛んで42ページまで行きます。質問がなければ、その次に行きます。

議長（渡邊誠次君） 42ページ、地域情報基盤管理運営費の中の委託料、地域情報基盤代行業務委託料、これは何件の問い合わせがあつて、主などんな問い合わせの内容だったのですかね。

情報課長（佐々木忠生君） まだ平成28年度につきましては担当のほうで今集計をしているところでございます。平成27年度でお答えしたいと思います。

問い合わせ件数は238件です。そういうSTBの取り付けと回収、テレビ等の不具合等、それから操作説明等につきまして238件、それからIT相談が269件というような平成27年度の実績は出ております。

議長（渡邊誠次君） これは、殿町にあったところが代行でしていたんですか。



情報課長（佐々木忠生君） 代行業務は小国郷ねつとが実施しておりました。昨年10月の殿町火災によりまして焼失しまして、上半期、4月から9月までで、もうこの業務を辞めさせていただきたいというような申し出がありましたものですから、10月から12月までは町のほうでやっていたけれども、1月から、エフエムのほうがそういう少し技術を持った職員を採用しましたものですから、1月からエフエムのほうに委託を行ってですね、今現在代行業務のほうを進めております。

委員長（松本明雄君） よろしいですかね。

情報係長（佐々木博隆君） はい、平成28年度の件数についてなんですけれども、テレビ、ラジオ、STBの不具合等に関する件数が200件というふうになっております。ITサポートにつきましては、先ほど佐々木課長からお話がありましたように、小国郷ねつとのほうで約100件ぐらいのサポートをしております。ただ、平成29年1月からエフエム小国のほうに業務委託を変更しております。その分については、まだ件数が上がってきておりませんので、まだ未明確となっております。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

それでは、62ページの環境衛生費、この後は合併浄化槽の部分が建設課からです。ないですか。

それでは、63ページに移ります。農林水産業費。

64ページ、65ページまでが農業委員会費のところですよ。なければ、次に行きます。

65ページの農業振興費の中から、ずっと行きまして、67ページ、68ページ、手づくりの館の前まで行きたいと思いますが、質問ありませんか。

なければ、68ページの手づくりの館から悠工房。

1番（穴井帝史君） 手づくりの館の件なのですが、これは試作品販売と聞いておりましたが、これを営業で利用している方がいるということを知っていましたが、現在はどうなっておりますか。

農政係長（宮崎智幸君） 手づくりの館及び悠工房につきましてもですね、現在営業許可を個人、団体で取られて営業されております。昨年の決算議会のときにもお話ししましたが、手づくりの館、悠工房ともにですね、保健所のほうからは個人または団体でそれぞれ営業許可を取って営業するのはあんまり好ましくないということの指導がありましたので、その後利用者を集めて、一応それまでに取得した営業許可については、町と覚書を交わしてですね、特に衛生面に気を付けていただくということで営業を続けている状況です。新規の問い合わせ等もありますけれども、その分については一応お断りをしているという状況です。現在営業許可を受けて営業されている方々にも、できるだけ自分たちの施設を構えて今後営業をしていってほしいという

ようなことも話をしている状況です。

以上です。

1 番（穴井帝史君） いや、私が聞きたかったのは、手づくりの館は試作品販売と聞いておりましたので、こちらは営業を行ってもいいわけですか。

農政係長（宮崎智幸君） 町の施設、当初手づくりの館は試作施設ということの位置付け、それから悠工房については加工施設という位置付けをしていましたけれども、実際保健所の営業許可につきましてはですね、試作施設の場合でも加工施設の場合でも同じ扱いということで指導を受けております。

1 番（穴井帝史君） 今衛生責任者ですね、これは多分役場の職員の方が取られていると聞いていますが、本来でしたら、ここを利用するとか、生産する方が衛生責任者というのは取るのが本当だという意見を聞いておりますので、役場の職員の方があそこで何か作るわけではないですよ。だから、その辺も今後の課題として、保健所のほうと調整を行ってもらいたいと思います。

農政係長（宮崎智幸君） 現在、施設の管理者ということで食品衛生責任者を町の職員のほうを取得しております。それと併せて、業者会議のほうの中でも営業許可を取られている方が衛生責任者として講習も受けてくださいということで、そういった指導も併せて行っております。

以上です。

6 番（時松唯一君） 6 番、時松です。

6 6 ページの 1 4 節の中に入りますけれども、一番上の岳の湯農業倉庫土地借上料、これは冷蔵庫ですよ。以前は、甘藷だけじゃなくて、シイタケあたりも扱っていたんじゃないかなと、私の記憶の中にはありますけれども。これはシイタケ部会あたりが使用すれば使用できるわけですか。

農政係長（宮崎智幸君） 今現在は、甘藷部会のほうが利用しております。利用状況としましては、あそこの倉庫を甘藷が、収穫してすぐはいっぱいになるというような状況になっております。うちのほうはあくまで J A のほうにお貸しをしておりますので、当然 J A の中で甘藷部会とその他の部会と調整がきけばそういった利用方法もあるかと思われま。

以上です。

6 番（時松唯一君） 利用方法とか、以前生シイもですね、シイタケの冷凍をやっていたという事実がありますので、そこら辺はしっかり認識していただきたい。

農政係長（宮崎智幸君） 過去そういった部分については、調べさせていただきます。ありがとうございます。

4 番（高村祝次君） 6 6 ページ、ここに阿蘇中央高等学校農業自営者育成協議会負担金とあります、1 万 8 千円。わずかですけれども、これはどういうことに使っているお金ですか。

農政係長（宮崎智幸君） この阿蘇中央高等学校農業自営者育成協議会負担金につきましては、阿

蘇中央高校のうちの清峰キャンパス、前の阿蘇農業高校ですね。そこに属する学生、要は将来の農業の担い手になり得る学生たちの育成に対してですね、学校だけの運営費だけではいろいろな研修とか農業関係の研修とかが足りない部分がありまして、その部分について協議会を立ち上げて活動を行っているというものに対する負担金です。基本料金1万円と、1人当たり2千700円で、一応3名の方の分の負担金ということで計上させていただいております。

4番（高村祝次君） 現在3名の自営の方がここに行っているわけですか。

農政係長（宮崎智幸君） はい、そういうことになります。阿蘇清峰キャンパスの学生の方の分ということになります。

4番（高村祝次君） それは、自営者育成ですか、自営する人たちが3名ということですか。

農政係長（宮崎智幸君） 阿蘇清峰キャンパスの中の食品関係の学科であったり、この中には、今たしか環境グリーン科というような名前だったと思いますけれど、そういうところに属するというので、まだその生徒が直接農業に自営されるとか、そういったことまでは決まっていないですけれど、そこに属する方たちに対して学校が育成をしていくための活動を行うということになっております。

4番（高村祝次君） はい、わかりました。

委員長（松本明雄君） 次、ほかはありませんか。

副委員長（熊谷博行君） 68ページの19番、農業担い手支援給付金600万円、去年は3人で今年は5人ということですが、農業従事者が増えて喜ばしいことと思いますが、将来はまたこれからどんどん増えるとかいう予測が立ちますか。

農政係長（宮崎智幸君） この事業を始めてですね、まだ高校生の子どもを持つ親の方からとか、そういった問い合わせあたりも結構あっております。こういうのがあれば農業を継がせようとか、そういった話も数件伺っておりますので、来年度予算は5名分ということで計上させていただいておりますけれども、最近にもまたその相談等もあっておりますので、かなりこの事業については皆さん関心があられるというところで、貢献度は高いのではないかというふうに考えております。

副委員長（熊谷博行君） もちろん成果は出ていると思いますが、このままどんどん増えても、この事業はずっと続けていこうという考えでございませうか。

町長（北里耕亮君） 着座のまま失礼します。

今、係長も言いましたように、そういう問い合わせ等が出てきておりますし、また実際、過去においても、昨年度においても、この寄附金を、助成をされた相手方の方々のお話を聞くとかなり頑張っておられて、規模拡大とまではいかないかもしれませんが、機械等購入をされてしっかりされているという報告も受けております。そういう部分で実績も出てきておりますので、これはぜひ続けさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 関連ですけれども、今の担い手について、やはりいろいろお話が出ております。途中で出稼ぎに行ったりとかそういうことでもいいのですかとかいう話が来ておりますので、ここはやはりしっかりした決まりを作っていないと、冬場は仕事がないから、出稼ぎに行くとかいうことじゃなくて、やはり冬場はやれば今はシイタケも高騰しておりますので、そういう新たな事業展開も、冬野菜ができないからシイタケ栽培を始めるとか、そういうことを指導していないと、冬の間は仕事がないから出稼ぎに行くとかいうことになると、やはり側からいろんな苦情が来ると思います。そこあたりしっかり役場のほうで調べをしてやっていかないと、1回やったら後でいろいろ苦情が来たときに取り返しがつかないような、また返還してくださいとかいうようなことにならないように、やはり最初きちんとした冬場にもちゃんとこういう新たな産業をやってくださいということを指導していただきたいというふうに思います。

農政係長（宮崎智幸君） 今御指摘のあった件ですけれども、申請受付時にそういうことで、特に小国地方においては、冬場作物を作るとかいうことが非常に厳しいということで、それでもアルバイトに行ったりとかそういったことはだめですよ。その時間があれば、新たな作物を作るとか、違う、先ほど高村委員が言われたようにシイタケを作るとか、極端な話、畜産のほうをやってみるとか、そういった小国ではどうしても複合経営でないとなり立っていきませんので、そういったことも話している次第です。

それから、確認につきましては、2カ月に一度、この給付を受けられている方につきましては毎日作業日誌というのを書いていただいております。その確認を2カ月ごとに本人に来ていただいて確認の作業を行っております。御指摘のようなことがあった場合も、その都度本人を呼んでその事実確認等も行って、そういったことが起きないようにというような指導を行っております。

以上です。

4番（高村祝次君） こういう事業は、小国だけがやっているわけではございません。たしかこの前テレビでやっておりましたけれども、宮崎県の都城市も、期間は3年ぐらいで、金額はちょっと少なかったと思いますけれどもやっているとところがテレビで紹介されておりました。やはり、こういうことをやっぱり全国的に広めていくためには、マスコミにも宣伝をして、やはり農業後継者という今後一番大事な後継者不足ですね、輸出が盛んになると必ず輸入が入ってくるというような中で、やはり後継者育成というのは、これは前回の議会の中で議員から提案ということで立ち上げたことですので、これはもう絶対議員としてはやめていっては困るということですね、途中で3年とかいう話が出ましたけれども、やはり5年はしっかりやって、財源が苦しくても、やはり要らないところを削ってでも町に後継者を残すと、あるいは将来的には農業だけではなく、小国町に残る後継者全業種にわたって商売をする人もやっていくというような意気込

みも私は作ってもらいたいと。じゃないと、少子化対策や人口減を止めるとかいうことは到底私はできないと。やはりそういうことを行政が一つに絞って補助金を流すと、無駄な、あんまり効果の出ない補助金はやめてでも、こういう後継者育成ということには町として力を入れていくということをですね、私は作ってもらいたいというふうに思っておりますので、ぜひ町長、ここで約束しても、財政が厳しくて続けられないというようなことにならないように、無駄な出費は削ってでも絶対これは続けると、一つの信念に基づいて作ってもらいたいというふうに私は思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁いたしましたとおりに、こういう事業についてはですね、ぜひ続けたいというような思いをしております。議員が御指摘と助言をいただきましたように、ほかの業態についてもですね、こういう考え方のもとでというのは大変参考になる御意見でございます。まずは、この農業分野のこのあたりから、また実績も先ほど係長が言いましたように、少しずつではあるかもしれませんが出ておりますので、あとはしっかり決まりを作りましてですね、相手とその決まりを守っていただくように。そしてこれがまたさらに効果が出るように行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（松本明雄君） ほかはないですか。

4番（高村祝次君） 土壌分析補助金10万円ありますけれども、これは恐らく農協のほうにやっていることと思っておりますけれども、実際どのくらい年間今年は見込んだ10万円でしょうか。

農政係長（宮崎智幸君） この土壌分析事業につきましてはですね、1検体当たり、分析費が3千500円かかります。そのうちの1千円を補助しております。というところで、来年度予算は100検体について予算計上させていただいております。

4番（高村祝次君） こういう事業もやはり私は農協に委託じゃなくて、そこの薬味野菜の里、武田健さんの会社がありますけれども、そういうところにですね、専門的に私はやっていくべきじゃないかなと。農協でそれだけの指導する技術者がおればいいのですけれども、検査はしたけれども、後の結果のどういう経費基準でやったらいいとかいうアドバイスが農協の職員でできるかなと思うのです。せっかくお金は突っ込んでも、検査はしたけれども、あと検査の結果をどうして指導していくのかなということが一番大事なことじゃないかなと思うているのですね。検査を受けるのは、それは機械にかければ検査ができますから、誰でもできますけれども、後の施肥設計についての指導は誰がやるのかということですね。やはりせっかく毎年出していただいておりますけれども、せっかくやるなら、もうそこまで指導のできる人材まで、きちんと私は作ってもらいたい。でないと、せっかくの検査が無駄になってくると。

ただ、pHの検査だけであつたらちょっと石灰を入れた方がいいというような簡単なことでは

れども、もう少し詳しくやるといったときにできるかなという思いがしております。

農政係長（宮崎智幸君） 今農協のほうで行っている土壌分析についてもですね、一応5項目検査ということで、窒素、リン酸、カリ、カルシウム、マグネシウムということで数値を出して、施肥設計まで一応行ってはおります。ただ、確かに言われるように、指導の部分において、そこあたりの体制の部分が十分かという部分についてはですね、必ずしもそうではないかなというふうに思っております。

先ほど言われた薬味野菜についても、（株）エーエムエルの武田所長を講師として、そういった土壌分析あたり、それから作付に対する勉強会等も行ってしております。薬味野菜のほうでも土壌分析のほうは受け付けを行って、そういった熱心な農家の方への指導とかいう部分については、武田所長の助言を仰いで、農家のほうに指導を行っているような状況です。そういう部分についてもですね、今後は力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかはありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時15分から始めます。

（午前11時05分）

委員長（松本明雄君） 休憩前に続き審議を始めます。

（午前11時15分）

委員長（松本明雄君） 67ページまでは、ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） それなら、ページを進めさせていただきます。

67ページ、畜産業費から。ここは終わっていますね。69ページから。

4番（高村祝次君） 68ページ、すみません。

受精卵移植推進事業補助金30万円とありますけれども、最近ほとんど活動がないとじゃないかなと思いますけれども、状況はどうですか。大体私に声がかかってこないといかんとぼってん、全然声もかかってこないけん。予算を30万円組んでおりますけれども。

農政係長（宮崎智幸君） 受精卵移植推進事業補助金、これは受精卵移植を行う場合のですね、卵代の2分の1の助成ということで、1個体1万円の補助をしております。平成27年の実績からいきますと、約26個受精卵移植を行っておりますので、1個当たり1万円で26万円ということで実績が上がっております。今年度もですね、一応30万円に届くぐらいのところ、実績の見込みとしては上がっておりますので、来年度も同等で組ませていただいております。

以上です。

4番（高村祝次君） これは、農協に頼まないと受精卵移植はできないということですが、最近

獣医さんたちがいるが、獣医さんたちは、恐らくこれ以上受精卵移植はやりよると思います。もうちょっとこれは幅広くというか、今小国で開業した獣医さんがやっていることも対象にしていけないと、今は非常に子牛が高騰しておりますので、酪農家については非常に、この技術をマスターすればかなりなですね、話によると小国の方で2頭出して200万円取ったとかいう話も聞きます、酪農家です。育成牛で出して1頭が100万円になった。酪農家ですから、ジャージーで大体1頭は80万円から100万円稼ぎます。そして子牛でまた100万円稼ぐと。やっぱりもう100万円超せば税金がかかりますので、やはりこのやり方も、農協だけに頼ったやり方じゃなく、一般的な獣医さんが入れても補助金を出していくというようなことになると税金につながるということになるとじゃないかなと。

現状をもうちょっと把握して、全体的にどのくらい受精卵移植をやっているのかということをやると、ここで30万円ですけれども、100万円以上の子牛が売れたら税金の対象になりますので、もう免税じゃないということです。非常に今の時代は国もこれを挙げて推進しておりますけれども、もう少しジャージー牛を大体1千頭ぐらい、実質種付けをすれば年間1千200頭ぐらいは私はいると。例えばそのうちの半分をやっても、かなりな小国の税金につながってくると思うのです。だから、町挙げてもう少しここ辺に力を入れてすると町の税金は上がってくると思うのです。100万円を超さなければ無税ですから、無税にしても町民税はかかりますから、そうして税金は上がってくると。

そして一つは、もう少し言うなら、判別精液の補助金とかを2分の1とかじゃなくて、もうちょっと上げてやってもらおうと、もう少し受精卵移植も進んでくると。そうなれば和牛農家が減っても、そこで和牛農家が減る分ぐらいは酪農家でカバーしていく。この受精卵移植についてはもう少し幅を広めて、予算がありませんとかじゃなくて、予算を多く取ってやはり私はやっていくと。後から出てきますけれども、ここの家畜改良事業補助金586万円ですけれども、この中に判別精液の補助金が幾ら入っているのかわかりませんが、オス・メスを判別しますから、酪農家はオスができるよりもメスができただけのほうがいいわけですから、そこあたりですね、かえって受精卵とか充実していたら、かなりな町民税は上がってくると私は思うとですね。

今年の4月か6月頃から乳価も上がると、もう絶対、酪農家が稼いでいた所得税あるいは町民税のほうに上がってくるのはもう確実になるわけです。現実を考えても、恐らく農家の中で、固定資産税や町民税、所得税を納めているのは酪農家が大半、かなり私はいるのじゃないかなというふうに思います。ですから、以前は赤牛に黒ということで受精卵も一緒になって提案してできた事業ですけれども、そのときは確かに農協の技術者もおったし、それだけ職員もそこに、農協からでも技術者養成ということは聞かれてやりましたので。しかし、もうそういう人材がだんだんいなくなって、技術的にも、やはり獣医さんは朝・昼・晩問わず来て、適期を見つけて移植すると。すると、農協のほうは、兼業しながらやるから、やっぱりその時間になかなか来て適期の

ときには入れられないという受胎率が落ちてくる。受胎率を上げれば確かに儲かりますから、  
税金につながると。やはりこういうことをちゃんと役場の職員もわかってやれば税金は確かに上  
がってくると思う。今は、税金は上がらない、落ち込んでいく中で、やはりこういうことは今や  
れば絶対上がる。これは私は確信持っておりますので、ぜひ検討してやってもらいたいと思いま  
す。

農政係長（宮崎智幸君） 今御指摘のあった分につきましては、まず、獣医さんの受精卵移植の実  
績あたりの確認をさせていただきたいと思います。議員が言われるように、現在肉不足、それか  
ら肥育の元牛の不足ということで、こういう受精卵移植を活用して、そういった元牛を増やす、  
それから当然酪農家の方の所得の向上とか、そういった部分にもつながりますので、実態を調べ  
て検討したいと思います。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかはありますか。

6番（時松唯一君） 6番です。

68ページの、担い手育成推進事業費の中で農業担い手支援補助金14万円ということで、詳  
細について見ますと、40歳以下の若手農業者で組織する農悠会の活動に対する補助金というこ  
とで、40歳以下の農悠会の方が何名いて、この積算のやり方を説明していただきたいのと、そ  
れと、農業担い手支援補助金というのはわかりますよね、5名いるからということで、何百万円  
というのが上がっていますが、担い手支援給付金ですね。これは理解できますが、認定農業者の  
会負担金2万円であって、農業担い手支援補助金の40歳以下の方が14万円と、どうも理解に  
苦しみますけれども、そちらを説明方お願いいたします。

農政係長（宮崎智幸君） まず、農業担い手支援補助金14万円ですけれども、これは40歳以下  
で組織する若手農業者の会、農悠会の活動に係る補助金です。農悠会に今所属している40歳以  
下の専業農家が22名おります。現在、各種研修であったりですね、一部関田の圃場で作付を行  
いながら、いろいろな野菜の作付それから収穫、販売、それから保育園児との交流などを行っ  
ております。現在は、ニンニクの作付を行っております。そういった若手の農業者の活動それから  
交流関係に係る補助金で14万円計上させていただいております。

それから、認定農業者の会負担金につきましては、いわゆる認定農業者、5年後の改善計画を  
提出して認定を受けた方が小国町に、認定農業者が72名、それから認定新規就農者が1名、合  
わせて73名おります。その方の県の認定農業者の会という組織がありますので、そこに対する  
負担金として、その73名分の負担金で2万円を計上させていただいております。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

6番（時松唯一君） はい。



委員長（松本明雄君） それなら、次に進めさせていただきます。

69ページの下の段から70ページ、農道維持費、循環型農業推進費まで行きたいと思いますが、質問ありませんか。

なければ、71ページの農林水産業費に行きます。

次の、72ページ、林業振興費まで行きたいと思いますが、何か質問ありませんでしょうか。

6番（時松唯一君） 72ページですね、前年度もいろいろな議論をしたところでもありますけれども、鳥獣被害防止総合対策事業補助金それから有害鳥獣駆除補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金ということで、これは約七百数十万円に上がります。七百数十万円ということは七百数十頭が捕獲されているということでしょうけれども、この中で上田、下城、北里、各大字で狩猟をなされている方がいらっしゃる中でですね、まず72ページの有害鳥獣駆除会で、その内容を見ますと、駆除会による有害鳥獣捕獲許可期間における捕獲経費の助成金とあります。それから、72ページ、同じところですけども、有害鳥獣駆除補助金の中で260万円、ちょっと割愛させていただきますが、補助捕獲助成金並びに捕獲隊編成費ですね。多分猟犬を使って囲い込んで猟銃で淘汰するというようなことかと思えます。

私がお聞きするのは、その中でお金の流れです。お金の流れの説明と、まず捕獲した人に直接やったらどうかという前回の質問もあったかと思えます。それから、猟で捕獲淘汰したその会の方々の通帳関係の監査等はしっかりできているのか。2点、お伺いいたします。

林政係長（秋吉祥志君） 時松議員の御質問にお答えします。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金、それと有害鳥獣駆除補助金と、どちらも有害鳥獣に関します補助金ということで支出をしております。まず費用の違いにつきましては、鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましては、これは100%国のほうから下りてくるお金でございます。有害鳥獣駆除補助金につきましては、これは小国町が単独で支出をしている補助金になっております。

まず、鳥獣被害防止総合対策事業補助金についてですが、これは捕獲に関しました経費に対する補助金ということで、国のほうの要綱の中に定まっております、昨年来議論されておりました1頭当たりの支給額というのを、一応来年度からはイノシシ、シカともに8千円ずつということで計上させていただいているものでございます。それから、有害鳥獣駆除補助金につきましては、これは町が駆除会を編成しております。その会に対しまして、会に係る経費それからまた1頭当たりに、捕獲したイノシシ、シカに対します補助金を支給するものであります。中身につきましては、駆除隊の編成費としまして、当然イノシシ、シカ等を追い込む場合に、犬を使ったりとか、交通費または万が一、犬あたりがけがをした場合の治療費、そういった中での活動費及び保険あたりのほうに補助する分と、1頭当たりシカ8千円、イノシシが6千円となっておりますが、この分の補助を支出しております。

それと、支払についてはどうなっているのかということですが、わなに関しましては、もう一律町から支給する1頭当たりのお金が直接支給されるようになっております。銃器によりまず捕獲につきましては、犬を出したりということもございますので、そこにつきましては、町内に3班ございますが、その班のほうで、銃器で捕獲をした場合の支給額に関する分配につきましてはお任せをしているというような状況になっております。

6番（時松唯一君） 今の説明の中で、3班いると。3班の中でお任せしているということは、その班ごとに支給しているのか、その3班を1つにまとめて、そこに支給をして、そこから枝葉に分かれて、2班に分かれているのか、その説明と、その後、しっかりとした帳簿等の、イノシシ何頭、シカ何頭、それから犬等々の経費等もあるかと思いますが、その中の総合的にまとめた中で、しっかりとしたいわゆる監査というかですね、ちゃんと見ているのか、そちらをお尋ねします。

林政係長（秋吉祥志君） まず、支給のお金の流れでございますが、各班ごとに駆除の期間が終了いたしますと、捕獲について、出面等役場のほうに提出をしていただいております。その中で、捕獲をしたイノシシ、シカの写真、それにももちろんしっぽもですが、その照らし合わせ、それと付け出しを集計しまして、各班ごとに必要になった、捕獲をしましてシカの部分、それから全体的な班の捕獲編成費、講習会等のいろいろな経費がございますので、それをすべてまず合計いたしまして、捕獲会の、駆除会の通帳に町から一括してお支払いします。その後、会計のほうに各班ごとの明細をお渡しをいたしまして、各班ごとに駆除会の会計から隊長のほうの通帳のほうにお支払いすると。その部分で隊長のほうには、町からお渡ししました各班ごとの明細に基づきまして、各班長が自分の隊の隊員に対して、わなにつきましては全額支給、それと銃器に対しまして捕獲した分につきましては、それぞれ班ごとで定められている決まりに基づきまして分配をするということになっております。

最終的なお金の流れですが、こちらのほうとしては、会計のほうから通帳のほうを持参していただきまして、各班ごとにきちんと分配をしたかということところまでのものと、班長ごとに大本の会計から各班ごとに支給される分のお金をきちんと受け取ったかということところまでの確認はいたしております。

以上です。

6番（時松唯一君） これは、前回同僚議員からの指摘もありましたけれども、今の説明の中で、会長のほうから分配というような形になっているかと思いますが。最後には、全部検査はしているということですが、そういう会長から分配するとき、お金が渡ってなかったからいろいろな問題が起きたわけですね。だから、会長はその猟友会で選ぶのでしょうか、その会で選んで、その方が会長になって、その方がいろいろな明細を持って、それを担当者が全部見て、間違いのないということで会長に振り込むと。ただ、どこに問題があるかということ、やはりそこのお金を扱

う方がしっかりと、狩猟をされた方にお金を払っているかどうか。というのは、いわゆる日付が違っているかと思うんですよね。そこら付近をやっぱり見定めないと、昨年みたいなことが起きてくると。これは1回起きたことは2回起きますので、そこをしっかりとやはり目配りをしていかないと改善できないかと思います。そこら付近の改善はしっかりとやっていただきたい。

私からは以上です。

林政係長（秋吉祥志君） 議員の御指摘のように、決算の議会のときでもそういう御指摘をいただいておりますので、今課内のほうで、そのところの、要は末端の猟をされた方へのお金の配分というものをきっちり確認できる体制をどういうふうにするかということで、今年度の分からの支払につきましては、そういう詳細のところまで、末端のところまで確認ができるように対応したいというふうに考えております。

4番（高村祝次君） 今のに関連ですけれども、地区で駆除隊を編成するじゃなくて、もう鉄砲とわなと分けたほうがですね。わなは小国一円で1つの班というふうに変えたほうが、こういう問題が起きてこないのじゃないかな。やはり鉄砲のほうとわなのほうを一緒にすると、金額がそれぞれ違ってきたりとか、昨年のようなことも起きますので、もうわなはわなだけに班編成を変えると。小国全部でわなの駆除隊と。鉄砲のほうは鉄砲のほうで、3班でも4班でも作れば、分ければいいことであって、やはりその組織の作り方を変えないと、この問題が毎年何かいつもわなのほうからクレームが出てくるような感じがしますので、そこあたりも十分検討して、やはりわなはわな班と1班でやれば、そこが取った人に配付していきますので、わなのほうで経費が要るとしたら、町でそのわなを購入するとか、個人で作っている人もおりますけれども、そこあたりでもう、わなは町から作りますよと。そういうことをやっていかないと、このお金の問題はいつの時代も1回あったからもう収まったと思うと、また新たなことが出てくる。ですから、わなと鉄砲を分けるということを基本に考えてもらいたいと思います。

ついでですけれども、やはりここにえづけSTOP！鳥獣被害対策60万円とあります。これは県から出るからあんまり町から出るお金ではないですけれども、やはり一昨日、大分県宇佐市の人が来て、「水田には大分県は全面的にネットを張ってやっているから、もう大丈夫でしょう」と。「いや、それをしたばかりに、今までイノシシが来るところに来るとですよ」と。今年から、その人はダブルフェンスを作っておりますけれども、まだ水田をやめたいという人が1町何反とか2町ぐらいに増えてきたから、それにトウモロコシを植えたいという話でされておりましたけれども、もうやはり、私が当初言ったように、ネットを張ってもやはりイノシシが下を掘って来るから、根元をコンクリートで張らないと止めきらんですねという話をしていました。

今、小国はようようぼちぼちうち辺の地区でもネットを張ったりやっておりますが、結局、どこかで生活をしないとイケませんので、してないところに結局はいくと。宇佐のほうでも、しているところはいいけれども、今までしてないところに、今度はイノシシが市街地に来るようにな

ったという話をされておりますので、やはり私は捕獲を徹底してやることをしていかないと、この囲いをしたら安全というとはもう一、二年するとまた新たなところに、市街地にやって来るといような、もう大分県のやっている人がそういうことを言うておりますので、そういうことになると、結局また新たに柵も全部やっていかないけないというふうになりますと大変な金額になります。やはり捕獲をですね、小国町は重点的にやってもらいたいと。特に、今はほとんどが箱わなですけれども、くくりわななんか、猟期間の間はくくりわなはしないと、例えば、害虫駆除で犬が走るときにはくくりわなはやめるとか、そういうことを徹底してやっていって、やはり箱わなとくくりわなということをかみ合わせてやっていたらですね。やっぱり数を減らさないことにはどうにもなりませんので、この前から、昨年ですか講演も来たし、先般田原地区は人吉のほうに研修に行ってきたということですが、やはり農家は被害に遭ったときにワアワア騒ぐだけで、それなら冬とかほかのときに駆除しているかというと全然してない。やっぱりそこあたりの心構えを作らないと、どんなに柵をやったりしても、頭数が、絶対数は増えていきますので、やっぱりそこで農家の人もしっかりやってくださいよということを役場のほうから言わんとですよ、被害に遭ったときには役場に被害に遭ったと。そしてこういう柵をしたらというよな県も、ここは、私は甘いと思うのです、実際は、60万円出したからといって、何もイノシシが減るわけじゃない。ただ、イノシシが入ってこない様に、管理したところには入りませんよというだけの話です。しかし、それを全部やったら、イノシシはどこで生活しますかと。やっぱりどこかで生活をしないといけないから、絶対網を潜ったり、そういう柵をしても入ってくると、私は思うのです。

ですから、要するに駆除を徹底してやるということを基本に考えてやっていただきたいと。県のほうにも、こういうお金があるなら、もうちょっと駆除の範囲を広めて、逆に駆除員を一人付けとって、わな見回りをするとかということをやった方が私はよっぽど生きた銭になると思います。その辺は県のほうと十分話し合って、大分県のそれをやっているところが「もう駄目ですよ」ということを言っているから、今から小国あたりは、熊本県はやっていませんので、そういう無駄金をしないで、徹底して駆除をやるということです。

林政係長（秋吉祥志君） はい、御意見ありがとうございます。おっしゃるとおりに駆除も必要ですし、被害が出ないような防除も必要ということで、そういう考え方のもとに今後も有害獣の防除と、今度は捕獲のほうを両輪としてですね、しっかり対策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（松本明雄君） 僕から1ついいですか、狩猟免許の件ですけれども、去年は若手の方が3人か4人、銃のほうで免許を取られて新しい方が増えましたけれども、今予算を組んでいますけれども、わなと銃の予算について、どのくらい見ているのか。今後、若手の狩猟の方が、鉄砲のほうが増えるのか、見通しとしてはどうなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

林政係長（秋吉祥志君） 今年度は2名、実は私のほうも試験のほうを取らせていただきまして、銃器のほうも参加できるようにしようと思っっているのですが、実際のところ銃器に関しましてはほとんど久しぶりというか、そういった形で、もうわなのほうも今のところは資格を取る方がいらっしやらないというような状況です。どちらにしても、わなが一番入りやすいのですけれども、やっぱり捕獲をした後の止め刺しという、要は最終的に息の根を止める段階で、なかなか躊躇される方もいらっしやるといふようなことで、そういったところでのバックアップ体制みたいなものをしっかり、猟友会なり駆除会のほうで体制がとれるようになればですね、わなのほうの資格を取る方も増えてくるんじゃないかというふうには考えているところです。ただ、今の現状の中で、じゃあ来年何人ぐらいというような見通しが立つような状況ではまだないです。

委員長（松本明雄君） ほかはありますか。

4番（高村祝次君） やはりとった後処理するにですね、町村によっては販売しているところもありますけれども、ちょうど小国も今後考えたらどうかなと思うのは、農協のほうでハム工場が中止をするということですので、やはり、あそこで製品開発とか、町で手掛けてやったらどうかなという思いがしております。やはりとった後、自分たちで処理をして、それがお金に換わるとか、補助金をもらって、それがまたお金に換わるとかということになりますと、また熱も私は入ってくるのではないかなと。ただ、とったのを、イノシシ汁とかいうことじゃなくて、もう一度ハムを作ってみたり、ベーコンにするとか、そういう加工のほうも研究してやっている町村もあるようですので、ぜひ町のほうも来年からやるとかいうことではなく、そういうことを視野に入れた害獣駆除対策ということをぜひ考えてもらいたいというふうに思っております。

林政係長（秋吉祥志君） 解体に関しては猟友会のメンバーの方からもですね、できれば気軽に利用できるような施設があると助かるというようにお声もいただいております。これにつきましては、やはり施設を建てるということになりますと建築費もありますし、後の維持管理等もございまして、今後の課題としていろいろな事例等を調査させていただいて、小国町でやるスタイルがどういった形がいいのかというものを調査していきたいというふうに考えております。

委員長（松本明雄君） それなら、こちらからもう一回いいですか。

そういう駆除隊でとったものは2時間以内か3時間以内で解体しないと、もう血が回って商品にならないと。この前から出ていたんですけど、移動解体車全国でも何台かあるみたいですので、まあ将来的にそういう方向でも考えていただければ、もうとったところで、とれる場所によっても違うんでしょうけれども、早目に解体すれば肉の価値も上がりますので、その辺も検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

林政係長（秋吉祥志君） そういう獣肉の取り扱いに關しましてのガイドラインというのが、熊本県のほうで平成26年度にたしか作られております。その中で捕獲した場合に、止め刺しをしたなら大体二、三時間のうちに放血するのが好ましいと。最終的に食肉として販売するということ

であれば、販売に対する食品衛生の関係とか、そういったものをまた今度は逆にクリアしないと  
いけないハードルがかなり出てきますので、施設のこともそうですし、解体の作業車の件もどう  
ですが、小国町にはどういったスタイルがいいのかというのを検討していきたいと思います。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ先に進みたいと思います。次は、73ページ、林道費、治山事業費、次のページに行  
きまして、農林水産業費、農業協同組合の補助金まで行きたいと思います。ありませんか。

4番（高村祝次君） 73ページ、林業振興費の中にですね、小国杉使用建築物支援事業補助金6  
59万7千円とありますけれども、大体これは何戸ぐらいの建築を考えておりますか。

林政係長（秋吉祥志君） 一応来年度といたしましては、新築のほうは39棟、それからリフォー  
ムにつきましては4棟を計画いたしております。

4番（高村祝次君） 39戸のうち、大体どこ地区が多いわけですか。

林政係長（秋吉祥志君） 主な取引としましては、小国の場合はウッディ協同組合が主になってお  
りますけれども、福岡または関西あたりの需要のほうが多いようです。

4番（高村祝次君） 私もこれをやるときに、補助額を増やすことにも賛成しましたけれども、実  
際、これがなかったら小国材を使わないのか、あるから使うのか、その判断材料というのがち  
よっと。いいならよその町村にも広がって行って、非常にこのことが広まってくるとじゃなかろ  
うかというような私も当初の考えであったけれども、実際製品にしてから、それから先はどこの  
材か、建築するのは小国材と言えば小国材、そこまできちとした小国の材で小国の製材所でわ  
いて、それがちゃんと使われている確信がとれるのか、というのを私は疑問じゃないかなと思う  
わけです。実際、そこまでの確認はできよるわけですか。

林政係長（秋吉祥志君） この件に関しましては、施主さんのほうの申し込みになっておりますの  
で、施主さんのほうからの申し込みで小国杉の使用をしたいと、この支援事業を受けたいとい  
うことと、最終的にその家屋に対しまして使用される材木についての販売の領収書が、要は町内の  
業者の、納品しましたという領収書の確認をもって、小国杉のこの支援事業の対象であるとい  
うことで、確認をとっている状況です。

4番（高村祝次君） ウッディなんか全部行くわけではないですね、39戸は。ウッディの場合  
は製材所もあって、向こうで、大阪のほうで営業して、大阪のほうで建てていくということにな  
ればある程度確認はできると思うのですが、ほかの大工が施主から言われても、そこあたりの確認  
ができるのかなという思いがします。そこあたりはどうですか。

林政係長（秋吉祥志君） 小国の製材業者の領収書というのが出てまいりますので、小国杉の申し  
込みをしたときに、取引実績がきちんと確認できなければ、この事業の対象にはならないとい  
ふふうにしております。

4番（高村祝次君） そこあたりはしっかりやってもらいたいと思います。やはりこの659万円

でしょう。それとこの間伐材供給安定化緊急対策事業は2千200万円、これは県が1千100万円、町が1千100万円ですが、その金額にしたらウエイトが、林家には1千100万円、このうちの1千100万円も手数料は森林組合が取りますから1千万円を切るわけです。そして、ウエイトがものすごく大きいわけです。実際に森林組合のウッディが買っている材料と、森林組合で、ほかの製材所が買っている割合を調べると、ウッディに限らず小国の業者が買っている割合が非常に低いわけです。金額からいけばもうちょっと林家に、もう少し行くようにですね。その上に主伐促進事業452万円とかありますけれども、私は今後はそこあたりを増やしていかないと、結局は大分県が今どんどん山を切っていますね、面積、かなりな規模で伐採をやっています。話を聞くと、もう10年間は地主は何もしないでいいというような条件らしいですよ。

小国の場合は、苗代と整地代とかしていたら、もう1年で終わるですね、2年目からは下刈り補助金とかありますけれども、ほとんど。そういうことを考えるとなかなか伐採はできないと、あとの経営で、それかもう伐採してもそのまま放置しておくというのがあると思いますけれども。大分県の県境を越すとすぐ伐採をして植林して、ちゃんと周りはネット張ってやっていると。ですから、やはりそこあたりを考えて、この659万7千円と、逆にこの主伐のほうを、もうちょっとこっちを減らしてでもこっちを増やして、やっぱり林家が伐採していくような方向にしていかなないと、今のように再三私が環境モデル都市のことを言いますが、どんどんバイオマス発電が盛んになってきて、材がどんどんそちらに流れていく。材は足りない。でもそういうのは優良材が要るわけではない。50年か60年で材をバイオマス発電は使うわけですからそちらにどんどん流れていく。単価もやっぱりそこはどんどんBとかC級品を使えば、要するにもうそこには上がるわけですよ、自然と。今そういう状況になってきて、やはり、恐らく今は単価はよくわかりませんが1万円以上になっていると、平均単価が。

だから、もう小国の林業も、ただ200年、300年の木を育てる、もう1軒の家が十代ぐらい過ぎてようよう喜ぶような山の育て方じゃなくて、やはり50年に1回、おれが二十歳のときに植えたら70歳のときには伐採できるというようなやり方をして、やはりその10年間はちゃんと伐採をしても手出しもせずに、ちゃんと管理だけ、見回りだけしたら全部やってくれるというような方法に変えていかないと、ただ今のやり方では恐らく小国はどんどん財政課は太るばかりで、片一方は、大分県側はどんどん品種改良もできて、直材を恐らく植えてくると思う。それで、今小国材、小国材と言ったっちゃ、みんな小国のヤブクグリのシングルはみんな嫌います。やっぱりそういう建物を建てても、大工さんたちは、見た目できれいな材を育てないと、ただヤブクグりを育てたってお金にならない。要するにもうお金にならない木は結局バイオマスに流れるほかないですよ。それが200年、300年持つとけばいいが、そんな木は、それはあまり要らないと。人口は減ってくるから家は建たないと。やっぱりもう少し現実に合ったことの小国林業を考えていかないと、今までどおりの補助金の付け方では私はまずいと。

そのためには、ここでもいろいろ予算の中に出てきますけれども、林業担い手がいないと。いないならやっぱり機械に頼るほかないと。そこあたりに町のお金を突っ込んでいかないと、ただ同じことを何年やっても同じことをやりよっては時代遅れになるなというような感じがしています。ですから、やっぱり今はもう人手がいないなら機械に頼るほかない。コストを下げるにも機械と思っています。運搬車両のフォワーダとかいう機械で現場まで行って、そこに行けば、前にも私が言いましたけれども、林道を造るというのは、もうそのフォワーダとか入れる機械で造るなら、もう自分たちで林道を造っていかにかい。そこにはもうバラスも何も入れないで、下がキャタピラーですから、出すとも楽、大型トラックはトレーラー車が横付けのところまで出されるような状況になってくる。

そういうことを、小国の林業は、なかなか個人持ちの面積の少ない人が多いせいでもあるから、なかなかそういうことも難しいけれど、難しいことをクリアしていかないと、もう私は林業を育てる人はだんだんいなくなってくるとじゃなかろうかという思いがしております。

そこあたりは行政が森林組合と一体となるように、森林組合はなかなかお金がないけん、やはり国の補助金や町の補助金を頼りにしてやっていくほかないと。もう少し新しい発想で、予算書を見たらずっと数字が並べ替えるだけで、数字が変わるだけで項目は全然変わらない予算案なら誰でも作ると思うのです。やはり時代に合った予算の作り方、これを考えてもらいたいというふうに、私は思います。

林政係長（秋吉祥志君） 御意見ありがとうございます。確かに林業につきましては、もう新しい構造が必要になっている状態になっております。生産に対しまして消費が非常に伸び悩んでいるというような中で、確かに環境モデル都市としての中でのチップボイラーあたりでのチップの新たな利用とか、そういったものはしっかり考えていく必要があるんじゃないかということは実感しているところです。

森林組合のほうも、次世代の林業ということで、商品に関しましても担い手育成に関しましても、非常に積極的に新しいことを考えて取り組んでいる状況ですので、行政のほうも、先ほど議員が言われましたように、森林組合のほうと一体となってですね、小国林業のほうをしっかりと振興していきたいというふうに考えております。

委員長（松本明雄君） ほかはありませんか。

4番（高村祝次君） いいです。

委員長（松本明雄君） それなら、暫時休憩といたします。次の会議は13時から始めたいと思います。

（午後0時02分）

委員長（松本明雄君） 休憩前に引き続き、審議に入ります。

（午後1時00分）



委員長（松本明雄君） 73ページ、林道費から入ります。林道費は何かないですか。

ないようであれば、74ページ、農業水産業費。

これからが情報課の担当になります。その下の商工費、75ページに入りたいと思います。

副委員長（熊谷博行君） 75ページのゆうステーション周辺整備工事の3千50万円ですが、すべての事業はこれぐらいではできないと思いますが、この3千50万円の内訳を説明してください。

情報課長（佐々木忠生君） ゆうステーション周辺整備工事ということで、3千50万円ですが、実際、平成29、30年と2カ年で整備をしていきたいと思っております。全体事業費が1億5千万円というところで、平成29年度が、対象事業費といたしましては3千万円、50万円は少し何かあった場合の対応ということで、上乘せをさせていただいております。

内容といたしましては平成29年度が造成工事と玖珠バスや裏の事務所跡とかですね、そういうものの取り壊しということで、大体造成費が2千500万円ぐらい、取り壊しが500万円というところでの予算を計上させていただいております。

副委員長（熊谷博行君） はい。

委員長（松本明雄君） ほかはよろしいですか。

75ページの下の段の観光費に行きます。

4番（高村祝次君） ちょっといいですか。

委員長（松本明雄君） 何ページですか。

4番（高村祝次君） 今の75ページの、小国町創業支援事業の50万円ですけども、これは今現在50万円の予算を組んで、どのくらいの方の申し込みが予想をされますか。50万円の内訳。

情報課審議員（時松洋順君） お答えいたします。

創業支援事業につきましては、平成28年度の見込みでございますが、2件、60万円の事業を予定しております。平成29年度につきましては、それを参考にさせていただきまして、商工会と協議が必要でございますが、同じ件数に2件で25万円程度になるかというふうに考えております。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

4番（高村祝次君） はい。

委員長（松本明雄君） 次の、観光費に行きます。観光費は72ページの中段までありますので、ないですか。

なければ、77ページ。

1番（穴井帝史君） 76ページの小国町交流促進支援業務委託料300万円、これはどういったものに使うのですか。

商工観光係長（緒方幸子君） お答えします。

小国町交流促進支援事業については、観光による交流人口の増加を推進するために、観光関連産業を担当する事業会社と小国町がアドバイザー契約を締結しまして、観光関係団体等へ観光業の活性化に向けたマーケティングや事業展開の助言などを行いまして、地域経済の浮揚を目指してまいりる事業を行いたいと思っております。

1番（穴井帝史君） それを行うために、300万円も必要なわけですか。

商工観光係長（緒方幸子君） 週に3日程度、役場の中に専門家を置きまして、必要に応じて各団体に派遣をいたしまして、事業のアドバイスですとか、場合によっては人材育成のための研修等を実施したいと考えております。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。よろしければ、次、行きます。次、ありませんか。

次、なければ、78ページ、土木管理費のほうに入ります。

79ページ、何かありませんか。土木管理費では、何もありませんか。

それでは、80ページ、土木費の中の道路橋りょう費。81ページ、河川費まで行きます。

副委員長（熊谷博行君） 81ページの工事請負費の中の、町道改良工事費1億5千万円、本当に1億5千万円分活用するんですか。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。

町道の改良につきましては4路線ございまして、下滴水線が3千万円、小原田寺尾野線2千万円、明里線が7千万円、はげの湯線が3千万円ということで、合計1億5千万円の交付金申請を行っております。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

建設課長（佐藤彰治君） 今、係長のほうから、予算に反映した計画路線の答弁がありましたが、一応、答弁の中にもありましたように、交付金事業を活用しますので、ここ二、三年交付金事業について、要望額どおりの交付金が入りてきませんで、これは一応満額要望が通ったときの予算組みでございまして、そうした中で、交付金等が満額付かない場合も予想されますので、そうした場合は路線の延長であるとか、一部ですね、そうした、今描いております全体計画が全うできない可能性もあるということで御承知置きいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

なければ、81ページ、住宅管理費から、82ページまでで、住宅費のほうが終わりますけど、ありませんか。質問ないですか。なければ、次に行きます。

次は、101ページに行きます。101ページの下の段の、農林水産業施設災害復旧費から、102ページにまたがっています。何かありませんか。

その次に行きます。公共土木施設災害復旧費、公債費、特別会計繰越金、ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) なければ、一般会計のほうの歳出のほうは終わりなんですけれど、抜けているところがあれば、ページ数と科目を言っていただくと、執行部のほうはお答えすると思いますけれど。ないですか。なければ歳入のほうに入らせていただきますけれど。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) それなら、歳入のほうに入ります。

分担金及び負担金のほうです。16ページです。何かありませんか。

なければ、17ページ行きます。光ファイバー使用料、農産物加工施設使用料、公営住宅使用料、鍋ヶ滝公園直販所使用料・入園料、ないですか。

それでは手数料の18ページ、農業等施設手数料、光ファイバー休止・再開手数料、ありませんか。

次、19ページ、公共土木災害復旧国庫負担金、循環型社会形成推進交付金、ありませんか。

次行きます。飛びまして21ページ、浄化槽設置整備事業補助金と農業委員会交付金。

飛びまして、22ページ、えづけ、夢チャレンジ、がけ地近接等危険住宅移転補助金、電源立地地域対策交付金は22ページです。県有公園施設管理委託金、河川の委託金、ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松本明雄君) なければ、23ページ、中間ふるさととクレジット、町直営南北共有売払、ありませんか。

24ページが、林業振興費寄附金。

なければ、25ページ、農業者年金業務委託料、ありませんか。

26ページの雑入に行きます。総合賠償補償金、柏田住宅の浄化槽負担金、下のほうの伝送路利用収入から下3つです。

なければ、27ページ、光ファイバー引込工事費収入、その下も光ファイバーで一緒です。

収入のほうも終わりましたけれども、質問何かありませんか。

議長(渡邊誠次君) 光ファイバーとか前はSTBだったですか、テレビ関係のが載っていましたが、今は光ファイバーは全体的にもう相当年数がたちましたけれども、全体的に何割ぐらい、ほとんど小国全体で入っているのか。あとはSTBはどうなったのかをお聞きします。

情報係長(佐々木博隆君) 加入者数につきましては、もうほぼ100%に近い加入率となっております。一部、別荘地の方とかが入っていらっしゃらなかったりしております。

STBについても、この事業が始まって5年ぐらい経過しているんですけども、利用者の方はまだ利用されています。この頃は若干解約者のほうが多くなってきております。理由としましては、STBがブラウン管テレビの場合の地デジ対応のチューナーの役割を果たしておりまして、

新しくテレビを購入された方につきまして、もうチューナーが必要なくなったので解約したいという申し出が結構多くなってきております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） その利用の雑入というか、収入のほうはどこに書いてあるんですか。

情報係長（佐々木博隆君） S T Bの使用料についても、1 2の使用料及び手数料、使用料の総務使用料の光ファイバー使用料の現年度分の中に一般の光ファイバー使用料とS T Bの使用料、両方含まれております。

議長（渡邊誠次君） はい、わかりました。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

議長（渡邊誠次君） すみません、もう一回。

一緒に含まれているのであれば、どのぐらい、件数的にどういうふうになっているのかをちょっとだけ。

情報係長（佐々木博隆君） S T Bの利用者数については、約1千世帯の利用料がっております。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） 歳入歳出、一般会計の質疑が終わりましたけれども、何か質疑漏れはございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） 質疑がなければ、これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければこれをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 平成29年度小国町一般会計予算について、原案のとおり可決・承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松本明雄君） 全員挙手です。

よって、議案第15号は可決・承認すべきとされました。

次に、議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算、議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水特別会計予算、議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算については、一括して議題といたします。

執行部から、各所管に属する特別会計の当初予算について、総括説明があればお願いします。併せて、資料等があれば配付をお願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、小国町特別会計予算書をお開きください。64ページをお開きください。小国町簡易水道特別会計について、まず概略の御説明をいたします。64ページでございます。

小国町簡易水道特別会計予算の概要につきましては、3月7日の本会議におきまして可決いただきました小国町水道事業の設置等に関する条例の一部改正及び小国町簡易水道事業給水条例の一部改正によりまして、上滴水水道が上水道へ編入したことから、平成29年度より1区減りまして、施設は、杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計となります。

本会計は、先の3地区水道組合より施設の維持管理及び使用料の徴収事務を地区に代わって小国町が受託事務として行っているものでございます。平成29年度は、歳入歳出ともに700万5千円を計上させていただいております。これは対前年比84.2%となりまして、上滴水水道の分が上水道に編入したことによる減でございます。

歳入歳出内訳は、歳出、総務費で700万5千円、歳入、使用料及び手数料で678万5千円、繰越金22万円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますけれども、小国町簡易水道特別会計予算について、概略予算説明を終わらせていただきます。

引き続きまして77ページをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、繰越金の歳入合計1億3千506万3千円を計上させていただいております。これは、対前年度比105.5%となるところでございます。

続いて78ページをお開きください。歳出でございます。総務費、公債費の歳出合計も1億3千506万3千円を計上させていただいております。歳出の対前年度比105.5%と、歳入と同じでございます。

79ページより歳入歳出予算明細となっております。歳入で、分担金及び負担金につきまして、新規加入を見込み40万円を、また使用料及び手数料として田原、西里、黒淵3地区の使用料としまして2千139万3千円を見込んでおります。繰入金につきましては、一般会計より7千892万8千円を計上させていただいているところです。

81ページお開きください。歳出明細でございます。施設の維持管理費に関する一般管理費としまして、4千95万3千円、また公債費としまして9千411万円を計上させていただいております。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計予算について、概略予算説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、別冊、小国町水道事業会計予算書をお開きください。

それでは、1ページでございます。総括事項を掲げております。業務予定量第2条で、平成2

8年度予算では、上水道・簡易水道事業と事業予定量欄がそれぞれ記載がございましたが、簡易水道の上水道編入によりまして、平成29年度におきましては、上水道1事業として予定量を計上しているところでございます。

給水戸数2千603戸、総配水量100万395立米、1日の平均給水量2千740立米としております。建設改良費としまして、配水管布設替え工事6千688円を予定しております。予定箇所は、下城弓田地区、延べ延長900メートルの布設替えを予定しているところでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出でございます。収入合計1億3千685万8千円、支出合計1億3千642万円でございます。

2ページでございます。第4条には、資本的収入及び支出について記載がございます。特に第4条では、読ませていただきます。「資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2千326万6千円は、当該年度分消費税資本的収入調整額702万4千円及び減債積立金1千940万円、建設改良積立金1千万円、過年度分損益勘定留保資金8千684万2千円で補填するものとする」ということで定めております。

収入合計2千922万5千円、支出合計1億5千249万1千円としているところでございます。

5ページからは予算調書等でございます。予算実施計画書、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、平成28年度予定貸借対照表、同じく予定損益計算書、平成29年度予定貸借対照表を添付し、各明細を明示してございます。御参考にいただければと思います。

一応簡単でございますけれども、概略説明を終わらせていただきます。以上でございます。

委員長（松本明雄君） ありがとうございます。

これより、議案第21号から議案第23号について、質疑に入ります。

まず、簡易水道特別会計予算について、質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、農業集落排水事業特別会計予算について、質疑はございませんでしょうか。

副委員長（熊谷博行君） 77ページの、前年度比よりも105%で、一番下の県支出金600万円はわかるのですが、繰入金が増える理由を教えてください。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。

町債といたしまして2千380万円、今年は資本費平準化債を借るようにしています。昨年度から起債の償還が一部完了した部分もありまして、計算方法としまして、まず起債の償還から固定資産、いわゆる減価償却費を引いた残りに対しての、償還額を決めるというふうになっており

ますので、今年償還額が少し減った分だけ、この分の資本費平準化債の、まず頭に来る部分が減りました。そういうことによりまして、昨年よりか500万円ほど減っていると。借る金額が500万円ぐらい減っているというような形になっております。それによりまして、繰入金等にも、その辺の増額になってくるということになっております。

以上です。

委員長（松本明雄君） よろしいですか。

副委員長（熊谷博行君） はい。

委員長（松本明雄君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、次にまいりますけれども、よろしいですかね。

次の、水道事業特別会計予算について、質疑はございませんでしょうか。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について、討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算について、討論はございませんでしょうか。ないですね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

議案第21号 平成29年度小国町簡易水道特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松本明雄君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は可決承認すべきとされました。

議案第22号 平成29年度小国町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松本明雄君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は可決承認すべきとされました。

議案第23号 平成29年度小国町水道事業会計予算について、原案のとおり可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（松本明雄君） 全員挙手です。

よって、議案第23号は可決承認すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。

よって、本日の平成29年第1回産業常任委員会を閉会したいと思います、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（松本明雄君） 異議なしと認めます。

以上で、平成29年第1回産業常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後1時35分）



小国町議会会議録  
平成29年第1回定例会

平成29年3月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊誠次  
編集人 小国町議会議務局長 小田宣義  
作成 株式会社アクセス  
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119